

第二百回 参議院法務委員会會議録第八号(その一)

令和元年十一月二十八日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

十一月二十七日

辞任

徳茂 雅之君

三浦 靖君

十一月二十八日

辞任

福岡 資麿君

山田 太郎君

補欠選任

福岡 資麿君

山田 太郎君

補欠選任

岩井 茂樹君

宮崎 雅夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

竹谷とし子君

高橋 克法君

元榮太一郎君

有田 芳生君

矢倉 克夫君

柴田 巧君

委員

磯崎 仁彦君

岩井 茂樹君

中川 雅治君

福岡 資麿君

宮崎 雅夫君

山崎 正昭君

山下 雄平君

山田 太郎君

渡辺 猛之君

櫻井 充君

真山 勇一君

安江 伸夫君

山添 拓君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

修正案提出者

国務大臣

法務大臣

副大臣

法務副大臣

大臣政務官

法務大臣政務官

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局家庭局長

事務局側

常任委員会専門

政府参考人

内閣府男女共同

参画局長

内閣府大臣官房

カシノ管理委員

会設立準備室審

議官

法務省大臣官房

政策立案総括審

議官

法務省大臣官房

司法法制部長

法務省民事局長

法務省刑事局長

参考人

東京大学大学院

法学政治学研究

高良 鉄美君
嘉田由紀子君

越智 隆雄君

日吉 雄太君

山尾志桜里君

串田 誠一君

森 まさこ君

義家 弘介君

宮崎 政久君

手嶋あさみ君

青木勢津子君

池永 肇恵君

堀 誠司君

西山 卓爾君

金子 修君

小出 邦夫君

小山 太士君

藤田 友敬君

大久保拓也君

脱原発・東電株
主運動世話人 木村 結君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(竹谷とし子君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、三浦靖君及び徳茂雅之君が委員を辞任され、その補欠として山田太郎君及び福岡資麿君が選任されました。

○委員長(竹谷とし子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

会社法の一部を改正する法律案及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、法務省民事局長小出邦夫君外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(竹谷とし子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(竹谷とし子君) 会社法の一部を改正する法律案及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。森法務大臣。

○国務大臣(森まさこ君) 会社法の一部を改正する法律案及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

まず、会社法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため、会社法の一部を改正しようとするものであります。

その要点は、次のとおりであります。

第一に、株主に対して早期に株主総会資料を提供し、株主による議案等の検討期間を十分に確保するため、定款の定めに基づき、株式会社取締役が株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができるよう制度を創設することとしております。

第二に、株主提案権の濫用的な行使を制限するため、株主が同一の株主総会において提案することができるとする議案の数を制限するとともに、不当な目的等による議案の提案を制限する規定を新設することとしております。

第三に、取締役の報酬等を決定する手続等の透明性を向上させ、また、株式会社が業績等に連動した報酬等をより適切かつ円滑に取締役等に付与することができるようになるため、上場会社等の取締役会は、取締役の個人別の報酬等に関する決定方針を定めなければならないこととするともに、上場会社が取締役の報酬等として株式の発行等をする場合には、金銭の払込み等を要しないこととしております。

第四に、役員等にインセンティブを付与するとともに、役員等の職務の執行の適正さを確保するため、役員等がその職務の執行に関して責任追及を受けるなどして生じた費用等を株式会社が補償することを約する補償契約や、役員等のために締結される保険契約に関する規定を新設することとしております。

第五に、我が国の資本市場が全体として信頼される環境を整備するため、上場会社等に社外取締役を置くことを義務付けることとしております。

第六に、社債の管理を自ら行う社債権者の負担を軽減するため、会社から委託を受けた第三者が、社債権者による社債の管理の補助を行う制度を創設することとしております。

第七に、企業買収に関する手続の合理化を図るため、株式会社が他の株式会社を子会社化するに当たって、自社の株式を当該他の株式会社の株主に交付することができる制度を創設することとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出いたしました。衆議院におきまして、株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置に関する改正規定中不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設に係る部分を削除する修正が行われております。

次に、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商業登記法外九十の関係法律に所要の整備等を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出しましたが、これについても、衆議院におきまして、会社法の一部を改正する法律案の修正に伴い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、保険業法及び資産の流動化に関する法律の改正規定中社員提案権等に関し不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設に係る部分

を削除する修正が行われております。

以上が、両法律案の趣旨でございます。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(竹谷とし子君) この際、両案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員日吉雄太君から説明を聴取いたします。日吉雄太君。

○衆議院議員(日吉雄太君) ただいま議題となりました両法律案の衆議院における修正部分につきまして、御説明申し上げます。

本修正の趣旨は、株主提案権等の濫用的な行使を制限するための措置に関する改正規定中不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設に係る部分を削るものであります。

原案におけるこれらの規定は、株主提案権の行使事例の中に権利の濫用に該当すると思われるものが見られ、裁判例においても人を困惑させる目的等による株主提案権の行使を権利の濫用と認めるものがあつたことなどを踏まえ、このような権利の濫用に該当し、拒絶することができるとして活性化させ、経営者と株主との間又は株主相互間でより充実したコミュニケーションを図れるようにする趣旨から提出されたものとこのことであります。

しかしながら、衆議院における審議では、民法における権利の濫用の一般法理との関係を整理すべきであるとの指摘や、当該株主提案が権利の濫用に該当するかどうかのより明確な規律を検討すべきであるとの指摘等がありました。

このような指摘等を踏まえると、株主提案の内容により、これを拒絶することができるとした場合についての規定を設けるか否かを検討するに当たっては、裁判例や株主総会の実務の集積等を踏まえ、権利の濫用に該当する株主提案権の類型について更に精緻に分析を深めながら、引き続き検討していくべきものと考えます。

以下、両法律案の衆議院における修正部分の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、会社法の一部を改正する法律案に対する修正の概要は、株主が専ら人の名誉を侵害するなどの目的で議案の提出等をする場合又は議案の提出等により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあることと認められる場合に議案の提出等を拒絶することができるという規定を削除するものであります。

第二に、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正の概要は、会社法の一部を改正する法律案の修正に伴い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、保険業法及び資産の流動化に関する法律の改正規定のうち社員提案権等に関し目的等による議案の提案を制限する規定の一部を修正するものであります。

以上であります。何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(竹谷とし子君) 以上で両案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○渡辺猛之君 おはようございます。自由民主党の渡辺猛之でございます。

私は、参議院議員十年目にして初めて法務委員会に所属をさせていただきました。この法務委員会には、法務行政全般に大変詳しい先生方たくさんいらっしゃいますので、どうぞ御指導のほど、よろしくをお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。今回の会社法改正は、ただいま森大臣、また日吉議員の方から説明をいただきましたように、衆議院の審議を経た結果、修正の後に参議院に送られてまいりました。まずは、この点について大臣の御所見をお聞かせをいただきたいと思います。○国務大臣(森まさ子君) 渡辺委員、十年目で法務委員会にいらしてくださったということで、あ

りがとうございます。また、よろしく願いいたします。

改正法案の修正についてお尋ねがございました。

改正法案については、与野党から修正の提案がされ、修正案が衆議院で可決されたことについては、法案の立案を担当した法務省としても重く受け止めております。

株主提案権の制度は、経営者と株主との間又は株主相互間のコミュニケーションを図り、株式会社をより開かれたものとする目的で導入されたものと承知をしておりますので、株主提案権の重要性についてもしっかり認識をしているところでございます。

○渡辺猛之君 今回の修正ですけれども、衆議院の審議におきまして、株主提案が権利の濫用に該当するかどうかのより明確な判断基準を検討すべきであるといった指摘や、また民法における権利の濫用の一般法理との関係を更に整理すべきであるとの指摘等を踏まえ、削除修正が行われたわけでございますが、そもそも政府提出法案におきまして、不当な目的等による議案の提案を制限する規定を新設することとしていたのはなぜか、その理由をお聞かせください。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

株主提案権につきましては、近年、一人の株主により膨大な数の議案が提案されたり、株式会社を困惑させる目的で議案が提案されたりするなど、株主提案権が濫用的に行使される事例が見られたところでございます。株主総会に割かれる時間の時間等がこのような濫用的な提案に割かれますと、株主総会の意思決定機関としての機能が害されたり、株式会社における検討や招集の通知の印刷等に要するコストが増加したりするといったことが弊害として指摘されております。

近年の裁判例には、株主提案権の行使が株式会社を困惑させる目的のためにされるなど、株主としての正当な目的を有するものでない場合には、権利濫用として許されないとしたものがございま

す。しかしながら、どのような場合に株主提案権の行使が権利濫用に該当すると認められるかは必ずしも明確ではなく、実務上、株主提案権が行使された場合に、取締役等において株主提案権の行使が権利濫用に該当するか否かを的確に判断することは難しいと指摘されておりました。

そこで、政府提出法案では、株主提案権の濫用的な行使を制限することができ、議案の数を制限するだけでなく、株主による不当な目的等による議案の提案を制限する規定を新たに設けることとしていたものでございます。

○渡辺猛之君 そのような趣旨でもそもも政府提出法案においては提案が行われたわけでございしますが、衆議院の審議の中で、結果的に企業側の都合による株主提案の制限が可能になるのではないかとということが危惧された結果、削除修正が行われたわけでございます。

そもも法務省は、不当な目的等による議案の提案を制限する規定によって、実質的に株主提案に新たな制限を課することを予定していたのかどうか、お聞かせをください。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。先ほどもお答え申し上げましたけれども、これまで、株主提案権の行使がどのような場合であれは権利濫用に該当すると認められるかは必ずしも明確にされておらず、そのため、実務上、株主提案権が行使され、その内容が権利濫用に該当し得るようなものであったとしても、株式会社権利濫用に該当するとしてこれを制限することは実際上は難しいという指摘がされておりました。

不当な目的等による議案の提案を制限する規定は、このような指摘等を踏まえまして、株主提案権の行使が権利の濫用に該当するであろう典型的な場合を明文化したものでございまして、株主提案権の行使を新たに制限するというものではないでございます。

○渡辺猛之君 ありがとうございます。一方で、これまで数はそれほど多くなかったとは伺っておりますが、明らかに企業側を困惑させて

るためだけの株主提案が行われた事例があるのも事実であります。

不当な目的等による議案の提案を制限する規定の新設に係る部分が今回削除をされました。これによって、万が一不当な目的による株主提案がされた場合、企業側というのはどういう対応が考えられるんでしょうか。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。株主提案権は、株主が会社の経営に参与し、あるいは会社の経営を監督、是正するために株主に認められた基本的な権利でございますが、権利の一種である以上、その濫用が許されないということとは当然でございます。

したがって、株主提案権の行使が民法上の権利の濫用に当たる場合には、株式会社はこれを理由としてその提案を拒絶することができると考えております。

○渡辺猛之君 ありがとうございます。それでは、続きまして、社外取締役について少しお尋ねをしたいと思います。

そもも社外取締役が会社法に規定されたのはいつ、そしてまた、その後どのような改正がなされてきたのか、また、会社法において社外取締役はどのような役割を期待されているのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。社外取締役の規定が会社法に設けられましたのは、平成十三年の商法改正のときでございます。この改正においては、コーポレートガバナンス強化の一環として監査役の機能が強化される一方で、取締役等の責任を軽減するため、定款の規定に基づき、社外取締役との間で事前に責任限定契約を締結することができる旨が定められたものでございます。

その後、平成十四年の商法特例法の改正におきまして、新たな機関設計として委員会等設置会社の制度が認められ、委員会等設置会社においては、取締役会の中にそれぞれの構成員の過半数を社外取締役とする指名委員会、監査委員会、報酬

委員会の三つの委員会を設けなければならないこととされたところでございます。

また、平成二十六年の会社法改正におきましては、新たな機関設計といたしまして監査等委員会設置会社の制度が設けられ、社外取締役を中心とする取締役により構成される監査等委員会が取締役の職務の執行の監督を担うとともに、業務執行者を含む取締役の指名及び報酬について株主総会における意見陳述権を有することとされました。

このほか、社外取締役を置くことが相当でない理由の株主総会における説明義務の新設、社外取締役の要件の厳格化等の見直しが併せてされたものでございます。

社外取締役の役割、期待される役割でございますが、これは、少数株主を含めた株主の共同の利益を代弁する立場にある者として、業務執行者から独立した立場で会社経営を監督する、経営者あるいは支配株主と少数株主との間の利益相反の監督を行う、また、経営効率の向上のための助言を行うことなどがその役割として期待されているところでございます。

○渡辺猛之君 ありがとうございます。独立した形でしっかりと企業を監督をしていく、それが社外取締役に期待されているということでございます。

では、その社外取締役の監督の実効性を確保するためには、まずは、やっぱり社外取締役に適切な人を選ばないことが重要になってくると思えます。果たしてそのような人材は確保できるんでしょうか。また、実際には、何うところによりまして、一人の人が複数の社外取締役に兼任しているような例もあるというふうに聞いておりますが、そのような状況で監督機能を発揮することができるといいますか。法務省の御見解をお尋ねしたいと思います。

○大臣政務官(宮崎政久君) まず、現状から御説明いたしますと、上場会社における社外取締役の選任の比率は、令和元年七月の調査時点で、東証の全上場会社の九八・四％となっております。この

ような状況において上場会社などに社外取締役の設置を義務付けることは、人材確保という観点から見ても著しい困難を強いものではないと考えております。

次に、兼任についてでありますけれども、一般論としては、複数の会社の社外取締役に兼任していたとしても、その会社の数が合理的な範囲にとどまれば、社外取締役としての役割、責務を適切に果たすための必要な時間、労力を各社に振り向けることができるのであれば、期待される監督機能を発揮することもできるものと考えております。

私も、政治の世界に入る前に、弁護士立場で、損保会社などを含めて複数の会社の社外取締役を同時に兼任していたことがございますが、取締役には善管注意義務なども課されておりますので、こういった中から監督機能を果たせるものと考えております。

また、さらには、社外取締役に期待される役割を適切に遂行することができるとする見解などを備えた人材の確保につきましましては、日本取締役協会など、関係団体などにおいて人材プールの充実や研修などの取組が進められていることも承知しております。今後これらの取組が進んでいくものと期待をしているところでございます。

以上です。

○渡辺猛之君 実際に社外取締役に複数経験をされた宮崎政務官の御経験の中からも、その心配は杞憂にすぎないというような御回答をいただきました。しっかりと社外取締役の皆さん方がその責任を果たしていただくことに大いに期待をしたいというふうにも思うわけでございます。

さて、その社外取締役に幾つかの場面で議論をされているのが、社外取締役を今回義務付けをすることになるわけでございます。社外取締役を義務付けることにすると、一部からは、結果的に公務員の天下りを増やすことになるんじゃないかというふうな心配の声が聞こえてきております。

今御説明をいただきましたように、既に上場企

業の九八・四％が社外取締役を置いております。では、その九八・四％の上場企業がどのような人を社外取締役に選任をされているのか、分かっただけでいいと思いますし、また、その社外取締役として選任されている人のうち公務員であった人はどれくらいいらっしゃるのか、これも分かれば教えていただきたいと思っております。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

東京証券取引所のコーポレート・ガバナンス白書二〇一九によりますと、平成三十年七月時点で東京証券取引所に株式を上場している内国会社、これ三千五百九十四社ございますが、これにおいて、独立社外取締役としてコーポレート・ガバナンスに関する報告書により届け出られている者の属性の割合につきまして、他の会社の出身者が、これは五九・一％でございます。弁護士が一六・〇％、公認会計士が一〇・〇％、税理士が二・八％、学者が六・八％、その他が五・四％ということが、数字が出ております。

したがって、公務員であった者は、他の属性に分類されている場合を除きまして、先ほど申し上げましたその他五・四％の中に含まれているのではないかと考えております。

○渡辺猛之君 今詳しい数字をお示しいただいたところでございます。恐らく、公務員から天下りですぐ会社の社外取締役になられた方、今現状の中では五・四％ということでありまして、

私は、企業というのはやはりしっかりと利益を上げていく存在でありますし、また、株主、従業員、そしてお客様を含めて、しっかりと社会の公器としての役割を果たしていかなくてはならないわけでありまして、その中で、元お役人だといつも社外取締役にお願いをされる場合は、本当にその人が我が企業にとって役に立っていたらいいと思いますし、多分社外取締役として選ばれる方であれば、表現悪いかもしれませんが、ただ単に給料泥棒みたいな社外取締役にいては何の意味もならないわけでありまして、今世界の中で戦っている企業は、やっぱり民間、あるいは学者

さん、弁護士、公認会計士さん、いろんな方の中から、その中の一部で公務員の人も含めて、我が社にとって必要な人材とは何かというのを厳しく判断をして社外取締役に選任をしていただければいい、そう信じているところでございます。

次に、補償契約について少し御説明をさせていただきたいと思いますが、補償契約とはどのようなものか、まずは説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

済みません、その前に、先ほど社外取締役の属性について申し上げる前提として、その統計数字の母体となる会社数について少しちょっと不明確だったかもしれません。三千五百九十四社、三千五百九十四社が母体となっているということでございます。

それから、補償契約につきまして、これは、当該役員等が、その職務の執行に関し、責任を追及する訴えを提起された場合に、これに対処するために支出する弁護士費用等のいわゆる防衛費用や、第三者からの損害賠償請求が認められ、これを賠償することによって生ずる損失等の全部又は一部を株式会社役員等に対して補償することとを約束する契約を補償契約とっております。

○渡辺猛之君 今回の法案の中で、その補償契約に関して、心情的にちょっとやっぱり皆さんが納得しにくい点は、費用についてなんですけれども、その費用について、役員等に悪意又は重大な過失があった場合でも補償することができることとされているのはなぜか、その理由を分かりやすく納得できるように説明をしていただきたいと思っております。

○政府参考人(小出邦夫君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、弁護士費用等のいわゆる防衛費用につきましては、賠償金や和解金と異なりまして、役員等に悪意又は重大な過失があったときでも補償することができることとしております。これは、役員等がその職務の執行に関し責任を

追及する訴えを提起された場合などには、当該役員等に悪意又は重大な過失があるおそれがあるときであっても当該役員等が適切な防衛活動を行うことができるように、これに要する費用を株式会社が負担することが株式会社の損害の拡大の抑止等につながり、株式会社の利益にもなることがありと考えられたことや、役員等に悪意又は重大な過失があったときでも、費用であれば、これを株式会社が補償することができることとしても、通常は職務の執行の適正性を害するおそれが高いとまでは言うことができないと考えられること等を踏まえたものでございます。

もつとも、補償契約の内容として、役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があった場合には株式会社が費用を補償しないことを定めておけば、またそういうことを定めることは可能でございますし、定めておけば、株式会社はこれに該当する場合には補償する必要はないということとなります。

また、役員等が不当な目的で職務を執行していたような悪質な場合であっても、株式会社の費用で防衛費用が賄われるものとする、役員等の職務の執行の適正性を害することが懸念されます。そこで、改正法案におきましては、株式会社が、そのような場合、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該株式会社に損害を加える目的で職務を執行したとき、そのような場合であることを株式会社が知ったときは、その当該役員に対して補償した金額に相当する金銭の返還を請求することができることとしております。

○渡辺猛之君 済みません。もう少し詳しくお聞かせをさせていただきたいと思っておりますが、例えば、取締役が特別背任罪で訴追されている、そのような場合であったとしても弁護士費用というのは補償されることになるのでしょうか。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。先ほど申し上げましたように、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は株式会

社に損害を加える目的で職務を執行したということが判明した場合には、補償した金額に相当する金銭を事後的にその返還を請求することができることとしております。

○渡辺猛之君 ありがとうございます。今回のこの会社法の改正につきまして、昨日の国会でも何名かの議員の皆様方が質問をしておられました。その中でも会社法とは誰のものかというような根本的な問題も提起をされているところでございます。

かつて、経営の神様と呼ばれた松下幸之助さんは、企業は社会の公器ということをおっしゃっていましたが、これ、どういう考え方かといいますと、企業にとつて人材であるとか資金あるいは物資、いわゆる企業にとつてのあらゆる経営資源というのは全て社会が生み出したものであると、企業はこうした資源を社会から預かっていたという事業活動を行っている以上、その企業だけが発展をしなければいけないじゃなくて、社会と共に発展をしていかなければならなくて、そしてまた、その活動は透明で公正なものでなければならぬと考えるのが正しい考え方ではないかと考えております。

松下幸之助のこの考え方というのは、企業は社会のものと位置付けることで、CSRの先駆けと捉えられる一方で、社会の公器でありますから、社会の公器が赤字を生むのは罪悪だという考えの下、利益追求もおろそかにしないというバランスの取れた考え方を持っておられたようでございます。

今回の会社法二法の改正によりまして、今、日本の企業は世界と戦っているわけでありまして、その世界と戦っている日本企業が健全な発展をしていくてくれることを心から期待をしながら、私の質問を終わらせていただきます。

○安江伸夫君 公明党の安江伸夫です。早速質問をさせていただきたいというふうに思います。今回の改正におきましては、株主提案権の制

限、不当な目的等については削除をされておりませんが、個数の制限については残っている状況でございます。そこで、この個数制限の改正についてお伺いをします。

今回、株主提案権というものに数という形式的な形で制限を加えるわけでありますが、そもそも株主提案権というものは、会社の統治に株主が固有の権利として関わっていく大変重要な権限であることは言うまでもございません。この提案権を制限するためには、やはり実質的な根拠が必要であるというふうに考えます。

そこで質問ですが、この十という数字はどういった根拠、理由によって決められたものであるか、改めて確認をしたいと思っております。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。株主が提案することができるとする議案の数の上限を十としたのは、近年の株主提案権の行使の状況を見ましても、各提案株主について多くとも十程度にとどまっております。これを超過する議案を提案する必要がある場合は通常考えにくいことなどを考慮したものでございます。

法制審議会におきましては、外国の法制等を参考といたしまして、株主が提案することができるとする議案の数を例えば三とすべきであるという意見もございました。しかし、実務上合理的と考えられる株主提案であっても、議案の数がこれを超過することは十分にあり得るものと考えられます。

また、改正法案では、取締役等の選任や解任、あるいは定款の変更に関する議案について、二つ以上の議案であってもこれを一つの議案とみなすことができる場合、これを併せて法定しておりますが、この中でも、株主が提案する議案の中で最も大きな割合を占めております定款の変更に関する議案については、判断基準の明確性を重視いたしました。二つ以上の議案を一つの議案とみなすことができる場合を限定的なものにしております。議案の数の上限を定めるに当たっては、この株主提案権が不当に制限されないことがないよう

に、こういった点も併せて考慮する必要があります。改正法案では、こういった諸事情、諸要素を考慮いたしまして、株主が提案することができる議案の数の上限を十とさせたものでございます。

○安江伸夫君 ありがとうございます。ちょうど一つ突っ込んだ質問になるかもしれないんですけど、十という数字を超える提案というのは、立法事実として、ほとんどそういう十を超えるような提案は基本的には事例としてはないというのを今理由として述べていただいたんですが、場合によっては十を超えるようなときもあるかと思っております。

今回、目的等による制限は削除されたんですが、私の理解としては、本質的にはいわゆる濫用的な株主提案権を制限する、これが本来の立法趣旨であって、この十という数字も濫用的な株主提案権を制限する、このように解するべきと思いますが、法務省の見解をお願いいたします。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。これまでいろいろお話しさせていただいておりますし、これまで公表されている資料によりまして、株主提案権、百とか六十とかそういった大きな数を提案してきてというような事例がございまして、そのような場合には、そういった特定の株主の株主提案に割かれる時間が増え、他の株主提案の内容について審議、検討する時間がなくなってしまうということで、それは株主提案権の数のおける濫用的な行使だというように整理がござい

ます。今回、十に制限した理由でございしますが、それは先ほど申し上げたとおりでございまして、その背景として非常に多数な膨大な数の株主提案をしてきています事例があったということはそのとおりでございしますが、今回、十とした理由につきましては、やはりこれまでの実情を見ると多くとも十程度にとどまっております、また外国の法制等も参考にして、十程度認めておけば株主提案権の行使を不当に制限することはないだろうということでご

ざいまして、十に線を引くことによってほかの株主からの提案についても十分時間を割いて株主総会で議論ができる、株主総会の機能の活性化が図られるというようなことも立法趣旨でござい

ます。○安江伸夫君 済みません。ありがとうございます。

要するに、今の質問の趣旨は、やはり十を超えても株主提案をしたいという方は可能性としては十分あり得るというところなので、そこはよく会社とのコミュニケーションというところになると思うんですけども、実質的に制限することがないようにするという合理性の観点から今回の十という数字が定められたものなんだというふうに理解をしたいというふうに思います。

そうはいいいまでも、今回の改正法が通った、仮に成立をしたとして、今のようなケース、つまり十を超えて提案をしたい、こういうような株主さんが出てきたとします。しかし、今回の改正法を根拠に提案が妨げられてしまった。総会が終結をしてしまった。これに対して株主としては不服を述べたいというケースもあり得るかと思

います。あるいは十という数字の整理の仕方、議案の数の数え方がおかしいとか、あるいは、先ほど質問させていただきましたが、例えば、この法案の根拠が濫用的な株主提案権を制限するということにあるとすれば、会社運営において決定的に重要な問題であれば、場合によっては十を超える提案というものもできるんだと、この規定を適用するのは違法なんだと、例えばですけども、そんなような主張を株主や代理人、弁護士が構成をして訴えを出したといたときに、どういった方法でその事後的な救済というものが図られるか、会社法が予定しているものについて御答弁お願い

します。○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。株主は、株式会社の判断に不服がある場合には、株主総会の開催前であれば、議案の要領を株主総会の招集の通知に記載することを求め、ま

た、株主総会における決議、若しくは株主総会の開催を禁止することなどを求める仮処分申立てをすることが考えられます。また、事後の救済手段としては、取締役や株式会社に対して損害の賠償を請求することも考えられるところでござい

ます。○安江伸夫君 ありがとうございます。

今質問させていただいたとおり、ほぼほぼそういったケースはまずないというふうに想定をされていることは思いますけれども、そうした方が一の事態に対しても一応会社法はそうした救済措置というものを予定しているということを確認をさせていただき

ました。続いて、社外取締役の設置について質問させていただきます。

先ほどの渡辺委員の質問とも重なって恐縮でございますが、今般、新たに社外取締役の設置、義務付けられることとなりました。その趣旨について改めて御答弁ください。

○政府参考人(小出邦夫君) お答え申し上げます。社外取締役には、少数株主を含む全ての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場にある者として、業務執行者から独立した立場から会社経営の監督を行い、また、経営者あるいは支配株主と少数株主との利益相反の監督を行うという役割を果たすことが期待されております。

我が国の資本市場の担い手である機関投資家及び金融商品取引所等からは、コーポレートガバナンスを実効的に機能させ、また国際化が進展した現代の社会において我が国の資本市場が国の内外から信頼される環境を整備するためには、上場会社等については最低限の基本的な要件として画一的に社外取締役を置くことを法律によって義務付けるべきであると指摘がされております。

加えて、東京証券取引所の全上場会社における社外取締役の選任比率、これは令和元年七月調査時点においては九八・四％となっており、社外取締役の有用性は一般的に広く認知されていると言

うことができるかと思ひます。

そこで、会社法におきましては、我が国の資本市場が信頼される環境を整備し、上場会社等については社外取締役による監督が保証されているというメッセージを内外に発信するために、会社法において上場会社等に社外取締役を置くことを義務付けることとしたものでございます。

○安江伸夫君 今回の社外取締役の設置義務、これを義務付けられる対象となる会社、今上場会社等というふうにおっしゃられました、具体的にどのような会社か、改めて確認をさせていただきます。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。改正法案では、公開会社であり、かつ大会社である監査役会設置会社のうち、その発行する株式について有価証券報告書を提出しなければならぬ株式会社社外取締役を置くことを義務付けることとしております。

○安江伸夫君 ありがとうございます。一応、非上場の会社も、ごくごく僅かかと思ひますが、含まれるということでもありますので、そうした会社に対するフォロー等も重要かと思ひます。

先ほどの渡辺委員の質問にもありましたけれども、やはり社外取締役としての有為な人材をどうやって確保していくのか、これもまた重要であることは言うまでもございません。社外取締役の人材を確保する方途として、どのように法務省が考えかを御答弁ください。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。社外取締役が期待される役割を適切に遂行することができ、そういった知見等を備えた社外取締役候補者の確保につきましては、コーポレートガバナンスに関する活動をしている団体や弁護士会等の関係団体において、人材プールの充実、あるいは研修といった取組が進められております。こういった取組につきまして、法務省としても、関係省庁と連携して必要な協力をしてまいりたいというふうに考えております。

○安江伸夫君 また、社外取締役の設置を義務付けるのみではなくて、先ほどの質問とも重なって恐縮ですが、やはり機能強化ということが重要であると。形骸化している事例も伺っておりますし、やはりこの実質的な機能を強化する、そのために法務省としてどのように対応していくか、お答えください。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。先ほど申し上げたことと重なってしまいますけれども、コーポレートガバナンスを強化するに当たりましては、やはり法制度を整えるのみではなく、法制度の趣旨に即してこれを実質的に機能させることが重要であるというふうに考えているところでございます。

その上で、先ほど申し上げましたとおり、社外取締役による監督の実効性を高めるためには、社外取締役に期待される役割を遂行できる知見、経験を兼ね備えた者を社外取締役に選任すること、また社外取締役の機能が発揮しやすい環境を整備することなどの運用面の取組が重要だと考えております。その観点からは、先ほど申し上げましたとおり、社外取締役候補者の確保ということにつきましまして、関係団体において適切な取組がされることを期待しております。

法務省としても、このコーポレートガバナンスの強化のための取組を行っている関係省庁と連携して、必要な協力をしていく所存でございます。

○安江伸夫君 やはり、設置を義務付けることと、その実質的な機能を強化していくことというのは、私は車の両輪のようなものだということふうに思っております。その端緒として、現状を認識するような形かもしれませんが、今回義務付けられたことにはやはり意義があるというふうに思っております。また、引き続きその実質的な監督機能を強化していく、こころ重要な視点で、引き続き、応援、支援体制を整えていくということをお願いをしたいというふうに思ひます。

次に、役員報酬等についてお伺いをいたします。

今回の改正の基となった会社法の見直しに関する要綱におきましては、役員報酬等の情報開示の充実として、公開会社にある情報開示に関する規定の充実を図るというふうになされております。具体的には、今回の改正でどのような規定が改正又は追加されることになったのか、お答えください。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。改正法の施行に伴う法務省令の改正におきまして、取締役の報酬等の内容の決定手続等に関する透明性を向上させるという今回の改正法案の趣旨に照らしまして、公開会社における事業報告による情報開示に関する規定の充実を図ることを予定しております。

具体的には、今回の法改正によって取締役の個人別の報酬等の内容についての方針の決定、これを取締役会で行うということにされましたが、それに関する事項、また業績連動報酬等に関する事項、また職務執行の対価として株式会社が交付した株式等に関する事項などを公開会社の事業報告の内容とすることを予定しているところでございます。

○安江伸夫君 今回の改正におきましては、取締役の個人別の報酬等の開示までは求められなかったわけですが、個人別の報酬開示が求められなかったその理由についてお答えください。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。委員御指摘のとおり、今回の改正法案におきましては、取締役の個人別の報酬等の内容について開示を義務付けることはしておりません。また、改正法案に伴う法務省令の改正におきましても、事業報告においてそのような開示を義務付けることは予定しておりません。

これは、我が国における取締役の報酬等の額は欧米と比べれば低い水準にあるとされておりましたが、取締役の個人別の報酬等の内容を開示させる意義がそれほど大きくないと考えられること、また取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役のプライベートに属する情報であることなどを考慮したものでございます。

もつとも、改正法案では、取締役の報酬等の決定手続に関する透明性を向上させる観点から、上場会社等においては、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を定めなければならないこととしております。さらに、先ほど申し上げましたとおり、法務省令におきまして、当該方針に関する事項等を事業報告の内容とすることを予定しております。

これらの事項が開示されることによって、取締役の報酬等に関する情報開示が充実して、その透明性が高まるという効果が見込めますので、取締役の個人別の報酬等の内容についての開示を義務付けるまでの必要はないと考えたところでございます。

○安江伸夫君 ありがとうございます。一応、通告では、次は会社補償、役員等賠償責任保険について質問をする予定でありましたが、先ほどの渡辺委員と全く重複するので、ちよつと次の質問に移らせていただきます。

取締役の欠格条項の削除のことについて、最後に質問させていただきたいと思ひます。

今回の改正により、今まで取締役となることができなかった成年被後見人も取締役に就任することが可能になりましたが、その趣旨について確認させていただきます。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。趣旨でございますが、まず平成二十九年三月二十四日付で成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づいて閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画におきまして、欠格条項が数多く存在していることが成年後見制度の利用をちゅうちよさせる要因の一つになっているとして、速やかに必要な見直しを行い、見直しの結果を踏まえた関係法律の改正法案を提出することを目指すこととされたところでございます。

そして、平成三十年の第百九十六回国会に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案が提出

され、同法律案は本年の第百九十八回国会において成立したところでございます。

このような成年被後見人の欠格条項の廃止、それに伴って成年被後見制度の利用促進というような流れに沿いまして、会社法上の成年被後見人の取締役の欠格事由についても、これを削除することとしたものでございます。

○安江伸夫君 今回、成年被後見人が取締役として行為を行うことが一応法律上想定をされるというところでありますけれども、行為能力の制限を理由として取消し権の行使というものは認められていくのでしょうか。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

成年被後見人等であることを取締役等の欠格事由とする条項、これを削除した場合に、個々の職務の執行を行為能力の制限に取り消すことができることとすると、法的安定性や取引の安全が害されるおそれがございます。他方で、成年被後見人が取締役等として行った職務の執行の効果、これは株式会社に帰属いたしまして、成年被後見人等自身には帰属しないため、成年被後見人等の保護を目的としてその取消しを認める必要性は乏しいところでございます。

また、株主は、自ら取締役等に選任した成年被後見人等の行為によって発生する不利益を甘受すべきであるとも言えますので、株式会社やその株主の保護を目的としてその取消しを認める必要性も乏しいところでございます。

したがって、今回の法改正におきましては、成年被後見人等がした取締役等の資格に基づく行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができないこととしております。

○委員長(竹谷とし子君) お時間が過ぎておりますので、おまとめください。

○安江伸夫君 ありがとうございます。

今回、そうした意味での欠格条項が削除されたということ、なかなかスポットライトが当たりにくい部分かと思いますが、大事な改正であると思いましたが、指摘させていただきました。

時間が来ましたので、終わります。ありがとうございます。

○柴田巧君 日本維新の会の柴田巧です。

最初に、修正案のところからお聞きをしたいと思いますが、今日は修正案提出者の衆議院の串田先生にもお越しをいただいております。ありがとうございます。

昨日の本会議でも述べさせていただきましたが、この株主総会における株主の提案権というのは、株主が経営陣と直接議論する正当でかつ有効な手段として活用されてきたわけでございまして、特に少数の株主にとつてはこれは意義が大変大きいわけでありまして、この権利に制約を課するということは専ら慎重であるべきだと基本的には考えます。

ただ、先ほどからもお話がありますように、不当な目的等による提案が出されて総会の進行が滞るという例もあつたということでありまして、こういうことを受けて、今回の法改正では、不当な目的等による株主提案を拒絶することができる規定を設けようということになったわけでございまして、御案内のとおり、そしてまた先ほど趣旨説明もありましたが、削除修正されるということになりました。串田提出者におかれども、衆議院の法務委員会、本会議等々でこの問題を取り上げてこられたわけで、それを機に、スタートとしてこの修正が成つたということだと理解をしております。

そこで、お聞きをまずしたいのは、修正前のこの三百四条、三百五条のどの文言が特に問題があると考えられるのか、串田提出者に詳しくお聞きをしたいと思っております。

○衆議院議員(串田誠一君) お答えをいたします。

衆議院における修正により、株主提案権に関する不当な目的等による株主総会における議案の提案及び議案の要領を株主に通知することの請求を制限する各規定については削除するに至りました。

これらの規定については、会社側の一方的な判断による運用がなされるおそれや、文言上、論理的には権利の内容に該当しない場合であっても適用される可能性があるという点に問題があつたと考えております。特に、不当な目的のうち、困惑させという要件が規定されていることについて、その目的の認定を行う会社側により一方的判断による運用がなされかねず、衆議院における質疑でも繰り返しその問題点を指摘してまいりました。

○柴田巧君 本日に、今回の修正によつて、今もお話がありましたが、もし残つていれば、会社側が意のままに安易に適用する余地が十分あつたと思ひますが、また、この経営陣にとつて、今もあつた提案が、都合の悪い提案、疑惑や不正をたぐす提案については恣意的に除外する逃げ道をつくられたと、用意できたということになったわけですが、今回の修正でそういったことがなくなつてきたと思つております。

そういう意味では、確認ですが、お答えをしていただければ有り難いと思ひますが、この修正によつていわゆる善意ある株主の権利を守ることができたというふうに通じていますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○衆議院議員(串田誠一君) 今回の改正はコーポレートガバナンスを強化するという趣旨でございまして、これが、このまま規定が残りますと、逆に会社側の権利の濫用が行われる可能性もあつて、コーポレートガバナンスの逆行ということにも起こりかねないというふうなことがありましたので、修正によつてしっかりと株主の株主提案権によつて会社に対する不正とかそういったようなものを追及する権利が確保されたというふうに考えております。

○柴田巧君 ありがとうございます。

串田提出者始め関係の皆さんの御努力でいい修正がなされたものと評価をしたいと思ひます。

修正の分についてはこれで終わりますので、どうぞ御退席いただいで結構でございます。ありがとうございます。

とうございました。

○委員長(竹谷とし子君) 修正案提出者は御退席いただいで結構でございます。

○柴田巧君 次に、大臣にお聞きをしたいと思ひます。

昨日も本会議場でお尋ねをさせていただきましたが、今回の修正もあつて、なおさらコーポレートガバナンスを強化する意味で一歩前進をしているとは評価をいたしますけれども、日本の株式市場、マーケットというのは、欧米を始め世界の投資家が参加をしているわけですね。また、会社法や関連規則等の要求水準というのは、欧米諸国とどうしても比較されてしまいがちになるということになります。

そういうことからすれば、社外取締役の義務化がなされたことは、それはそれで結構なことだと思ひますが、世界的にはもう、昨日も申し上げましたように、複数あるいは過半数とか、今は三分の一ルールとかいうものがあつたり、もう二人以上いないと評価されないという現実も始まつております。

また、取締役の個人別報酬額の開示も、昨日も申し上げたように世界的に広がつていくわけで、答弁の中でもプライバシー云々というのは先ほどもありましたし、大臣もおっしゃいましたが、もう既に金融商品取引法では年総額一億円以上の取締役等の個別開示が実際行われているということもありますので、ある意味もつとより広い範囲のものにしていくか、あるいは金額を下げるかという議論も出てきてしかるべきかなと思ひますが、いづれにしても、そうやって世界の中で比較をされるということになれば一歩前進とは思ひますけれども、この会社法の水準、体系を更にいづれは、その欧米諸国により近づけていくということが必要になつてくるのではないかと思ひますが、そこら辺の認識はどうか、大臣にお聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(森まさこ君) 柴田委員にお答えをいたします。

今回の改正でコーポレートガバナンスが一步進むということは評価すると言っていたとき、ありがとうございます。ただ、委員御指摘のとおり、改正法案の今回の改正においては、複数の社外取締役の選任や取締役の個人別の報酬の内容の開示というのは義務付けをしておらないわけでございます。

コーポレートガバナンスの向上に向けた取組については、あるべきコーポレートガバナンスの姿について、今委員が御指摘なさった海外諸国の法制度等や、また金商法についても御指摘ございましたけれども、様々な点を参考にしながら、今後検討を継続していく必要があると考えております。改正法案の成立後も、我が国の企業におけるコーポレートガバナンスの更なる前進を図るべく検討を続けてまいりたいと思います。

○柴田巧君 ありがとうございます。世界の情勢は変化が激しいわけで、そういう中でこの会社法の在り方、コーポレートガバナンスの在り方をやっぱり考えていく時代になったと思いますので、引き続きより良いものを目指して検討もしていただきたいと思います。

次に、このいわゆる企業価値の向上ということでお尋ねをしたいと思いますが、先般も国際仲裁のことについて取り上げましたけれども、繰り返しになりますが、この国際仲裁、企業間における国際紛争の解決のための必要不可欠な司法インフラでありますけれども、世界的にも、またアジアの国の中でも大変遅れてきているわけでございます。もうこの仲裁手続の円滑な進行を積極的に支援する体制を整えている国だとして日本が、これをしてしっかり確立をしていく、ちよっと遅れぎみなところをしつかり挽回をしていかなきゃならぬと思っておりますが、そのために、先般お聞きしましたが、人材の確保、育成、そして施設の整備、大事なことだと思えますし、そうやって日本国内の国際仲裁の活性化は目指していかなきゃなりません。それと同時に、既にある、既に実績の持つてい

る海外の国際仲裁機関の拠点を、あるいはその機能と云っていいのかもしれないんですが、誘致をするということがもしできれば、企業にとってこの国際紛争解決オプションの幅が広がるということにもなりますし、我が国の紛争解決地としての魅力を高めるということにもなってくるし、国際仲裁市場の拡大にも資するということになるのかと思っております。

そこで、今申し上げた既に実績も伴っている海外の国際仲裁機関の日本への誘致というものが、やっていくべきじゃないかと考えますが、大臣のお考えをお聞きをしたいと思っています。

○国務大臣(森まさこ君) 我が国における国際仲裁の活性化のためには、国内の仲裁機関の充実強化を図るだけでなく、国際仲裁分野で十分な実績を有する海外の仲裁機関との連携を強化していくことは、委員の御指摘のとおり、私も重要だと思っております。

そのため、本年度から開始した調査委託業務においては、受託者である一般社団法人日本国際紛争解決センターにおいて、海外の著名な国際仲裁機関との連携強化に努めており、既に複数の海外仲裁機関と協力覚書を締結済みでございます。このような協力覚書に基づき、まずは情報共有や人材交流における連携強化を行っているところでございます。

今後とも、これらの海外仲裁機関との更なる連携を図るとともに、委員から御指摘いただいた海外の仲裁機関の拠点誘致という点についても、どういった方策が考えられるか、関係機関、団体と協議し、検討してまいりたいと思います。

○柴田巧君 是非そういう、そもそも日本のものをしっかりとやっていくと同時に、この海外の実績のある、そういった機関の誘致、また、より一層の連携と言ふべきかもしれませんが、そういったことをしっかりと模索をしていただきたいと思います。

いずれにしても、この我が国における国際仲裁の利用を促していくということが大事なことだ

と。そのために、効果的な広報、意識啓発といえますが、戦略的なプロモーションが国内外共に大事なことだと思っております。

国内においては、その企業の規模やニーズに応じたきめ細かい働きかけを実施していくということが大事でしょうし、海外に対しては、この日本という国そのものが観光地としてもあれでしょうけれども、治安の良さも含め、この有する強みをやっぱりしっかりとアピールをしていくということが大事だと思えますし、他の仲裁先進国との差別化をしつかりそういう意味で図っていくということが大事かと思っています。

いずれにしても、日本が今のところ国際仲裁に非常にまだネガティブな国だというイメージが払拭し切れないというところがあると思います。日本は仲裁フレンドリーなんだというようなことをしつかり海外にも打ち出していかなきゃならぬのではないかと思います。国内外におけるこの戦略的なプロモーションをどのようにやっていくのか、お尋ねをしたいと思っています。

○政府参考人(西山卓爾君) 委員御指摘のとおり、我が国における国際仲裁の利用促進のための戦略的な広報、意識啓発、これは重要であると認識しております。

そのため、法務省では、経済産業省等の関係府省や関係機関と連携し、我が国の経済団体や企業等に対して、紛争解決手続としての国際仲裁の有用性や、日本を仲裁地とすることのメリット等を御理解いただくための広報啓発活動を積極的に進めているところでございます。

また、海外の企業関係者や法曹実務家等に対しても、シンポジウムの開催等により、国際仲裁の活性化に関する我が国の取組や、日本の仲裁地としての魅力等について広報活動を行っているところであります。とりわけ、この点につきましましては、本年度から開始した、先ほども答弁にありました調査委託業務におきまして、日本の仲裁地としての強みを更に効果的に発信できるように方策について、しっかりと調査検討をまいりたい

と考えております。

○柴田巧君 是非しっかりと進めていただきたいと思います。特に海外に対してプロモーションをする上で、現在のところちよっと欠けているというかな足りないと思われるのは、仲裁法のことなんですね。

国際仲裁に関する基本手続法である仲裁法というのは二〇〇三年に制定をされているわけですが、あれども、それ以来十数年、一度も見直されたことはありません。この間、二〇〇六年にUNCITRAL、国連国際商取引委員会のモデル仲裁法というのができていますが、これが一番最新のものを含んだものと言われていますが、これに対応していないわけですね。

既に、韓国もこれはもう既にこれに倣って法改正をして、また、仲裁振興法でしたかね、更に法律も作りまして、マレーシアもこれに倣って、昨今、仲裁法を作ったのか修正したのかという状況になっておりますが、日本は十何年作ってから変えてもおらず、またこの最新のモデル法にも合っていないということでございます。

やはり、日本が最新の仲裁法制を備えているという宣伝効果もある意味考えて、こういうことさえしていなければ、ちよっと国際的にPRといってもなかなか選ばれないということになっていきかねませんので、そういう意味でも、この最新のモデル法に倣った仲裁法、やっぱり改正すべきではないかと思えますけれども、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) 我が国の仲裁法は、国際連合国際商取引法委員会、UNCITRALが策定した国際商事仲裁モデル法に準拠して整備されたものでございますが、二〇〇六年には同委員会においてモデル法の一部改正がされ、これを踏まえ、我が国においても、平成三十年四月に、国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の中間取りまとめの中で、仲裁法の見直しを要否を検討することとされたところであります。

法務省においては、これまで仲裁法に関する外

国法制の調査を行うなどしてきたところでございますが、国際仲裁の活性化は政府を挙げて取り組むべき重要な課題と認識しておりますので、中間取りまとめの内容等を踏まえ、より具体的に検討を進めてまいりたいと思っております。

○柴田巧君 せっかく施設面も整備をしていく、また、いろんな国際仲裁の活性化に向けて取組がいろいろな面で強化をされて加速化されていると思いますが、今、具体的に検討していくということですが、速やかにこれが実現されていくべく努力をしていただきたいと思います。これはお願いをしておきたいと思っております。

次に、この国際仲裁にも関わってはくるわけですが、先般も質問がございましたが、日本法令の国際発信強化についてお尋ねをしたいと思います。

先ほどからもありますように、日本企業のこの国際取引あるいは対日投資の拡大、滞日外国人、滞日というのには日本に滞在する外国人の増加など、昨今のこの日本をめぐる国際化の進展を見れば、この法令翻訳とその国際発信というのは非常にこれまで以上にしっかりと取り組んでいかなければならない課題だと思っております。

ただ、これまでは理解や説明が難しいとか、大変翻訳が遅いとか、そういう指摘を受けてきたわけですが、来月中旬に立ち上がるのか、官民有識者から成る会議が立ち上がるということになっております。ここが司令塔としてこの国際発信をしつかりとやってもらわなきゃならぬと思っております。

そこで、日本法令の国際発信強化に向けてこの会議が立ち上がるわけですが、司令塔としての翻訳工程を、これまでのをやはり見直して、翻訳を要する重要法令の選定や進捗状況を、ユーザー目線というか利用者目線でチェックや推進をするということが求められると思っております。

大臣は、この会議体によりの役割を果たさせようというお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) 経済社会のグローバル化が急激に加速する中、重要な日本の法令を翻訳して国際発信することは国際化に対応したインフラ整備として大変重要な取組であり、日本の国益に資する優先度の高い課題だと思っております。現在、法務省の法令外国語訳専用の公開ホームページでは約七百五十の日本法令の英語訳を公開しているところ、近年は利用件数も拡大しており、一日当たり約十萬回のアクセスがございます。

御指摘の官民合議体は、本取組の司令塔となるものとして新規に立ち上げるものでありまして、現在、十二月の第一回会議の開催に向けて準備中でありまして。本会議体では、ユーザーである民間側構成員の経済団体等から御意見や御要望をいただき、本取組の重要課題や優先順位等を幅広く御議論していただく予定でございます。本会議体の議論の結果は、政府の翻訳方針や翻訳整備計画等に適切に反映したいと考えています。

法務省としても、今後も関係府省庁とも協力のの上、日本法令の国際発信に向けて、ユーザーの意見をしっかりと聞いて取り組んでまいりたいと思っております。

○柴田巧君 時間が参りましたので終わります。ありがとうございます。

○山添拓君 日本共産党の山添拓です。株主提案権について伺います。

一九八一年に商法に株主提案権が導入されました。当時も企業の不祥事や社会的責任の問題、あるいは総会の形骸化、こういった点から盛り込まれることになり、先ほど大臣も答弁されておりましたが、会社と株主、あるいは株主相互間のコミュニケーションを高める、開かれた株主総会に、こういう趣旨で導入されたものかと思えます。

大臣に伺いたいと思えます。衆議院で前川拓郎参考人が述べましたように、上場企業で株主提案を受けたのは、今年六月総会までの一年間で六十五社です。過去最多と言われ

ておりますけれども、上場企業三千五百社のうち僅か二％です。会社と株主のコミュニケーションというのは、これで十分取られるようになったと言えるのでしょうか。株主が参加することによる株主総会の活性化は果たされたとお考えでしょうか。大臣、いかがですか。

○国務大臣(森まさこ君) 株主提案権の制度は、経営者と株主の間、又は株主相互間のコミュニケーションを図り、株主総会を活性化することを通じて株式会社をより開かれたものとする目的で導入されたものでございます。データの分析については、今すぐにこちらで分析結果を持ち合わせておりませんが、私は、株主提案権の行使によつて株主総会を活性化させていくことは現在においても重要であると、重視をしなければならぬというふうに考えております。

○山添拓君 ありがとうございます。二％の状況で本場にそう言えるのかと。今株主提案を制限をする必要が本にあるのかどうか、ここは問われなければならないと考えます。本法案は、株主提案の数による制限、具体的には取締役会設置会社で十を超える議案を提案することを制限しようとするものであります。

昨日の本会議でその立法事実について伺いましたが、具体的にはどの事件ですか。○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

株主提案権につきましては、近年、一人の株主により膨大な数の議案が提案されたりするなど、その株主提案権が濫用的に行使される事例が見られます。

具体的な事例でございますけれども、例えば公刊されているものでございますと野村ホールディングスの事例、これは株主が平成二十三年度の定時株主総会におきまして百個の議案を提案いたしました。会社はそのうち十八個の議案のみを取り上げましたが、その中にも理解に苦しむ議案が残っております。例えば、会社の略称をYHDとして、営業マンは自己……(発言する者あり)よろしいですか。

それからもう一つH O Y Aの事例がございます。創業者一族である株主が、平成二十一年度の定時株主総会において百十四個の議案を提案し、会社はそのうち十五個の議案のみを取り上げたものがございます。また、平成二十二年度の定時株主総会におきまして六十八個の議案を提案し、会社はそのうち二十個の議案のみを取り上げたものでございます。また、平成二十三年度の定時株主総会においては六十三個の議案を提案したというところでございます。

○山添拓君 結構です。東京高裁の平成二十四年、二〇二二年五月三十一日の決定や東京高裁二〇一五年五月十九日の判決などがあるかと思えます。これはH O Y Aの一連の今御紹介あった事件ですね。これらの裁判例の中で民法上の権利濫用というのは認められたのでしょうか。

○政府参考人(小出邦夫君) 委員御指摘の東京高裁の平成二十七年五月十九日の事例におきましては、一部の株主提案権の行使について、裁判所はその行使が権利濫用に当たると判断したというふうに承知しております。

○山添拓君 昨日の大臣の答弁も、民法の権利濫用法理で規制することは可能だという答弁でありました。具体的な事案で取締役が権利濫用を判断するのは困難な面がある、こういう答弁もされたんですが、権利濫用というのはまさに個別的な判断であつて、何か一つの指標によつて判断できるものではないと思うんですね。

法務省に伺いますけれども、二つの裁判例の事案ですが、これ、株主提案の数だけをもって権利濫用に当たる当たらないという判断したんでしょうか。

○政府参考人(小出邦夫君) この判例につきましては、創業者一族である株主の株主提案でございまして、ちよつと長い経緯がございまして、その背景、事情等も酌みして権利濫用というのを判断したというふうに承知しております。

○山添拓君 そうなんです。ですから、裁判例で権利濫用と認められたものも、数だけをもって認めた濫用的な事例だとしてわけではないんですね。六十とか百とか出されているものであっても、数だけで認めたわけではないわけですよ。

裁判例で問題となった事例や野村ホールディングスなどの事例は、これ二〇一〇年や一二年、ちよつと昔の、昔のと言つたら言い過ぎかもしれませんが、少し前のものです。近年の事例で一株主が十以上の提案をしたという例はありますか。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。十以上の株主提案とした件数ですけれども、数は少ないわけですが、ございます。

○山添拓君 じゃ、それは後で伺いたいと思います。

まあほとんどないですよ、もとより株主提案を受けた会社自体が少ないわけですから。お手元に資料をお配りしておりますが、一ページから三ページ、二〇一八年六月までの間の総会で株主提案を受けたところですが、多くは一件とか二件なんです。

先ほどの安江議員への答弁の中で、これ十に絞るのはなぜかと、株主総会を活性化し、他の株主との対話の時間も確保するんだと、こういう話があったんですけれども、そうなりますと、濫用的とは言えないような提案に対しても制限を課していくということになりかねないと思うんです。大臣に次に伺うんですが、これ、なぜ目くじらを立てて制限しなければならぬのかということになるわけです。

本会議で大臣は、経済界から対応に苦慮しているとの指摘があったと、こういう答弁をされました。経済界の指摘というのは、たくさん議案が出されますと、参考書類等の印刷や発送の費用が増えるとか、あるいは総会自体が長時間化するか、こういう話があるかと思うんです。しかし、元々株主提案というのは少数株主権です。少数意見に耳を傾けようという趣旨です。ですから、時間や費用が掛かるから、その理由で制限を

していくということであれば、もうどうせ可決されないんだつたら議論の余地なしだと、こうなりかねないんですよ。これ、株主提案の趣旨に反すると思うんですけれども、大臣、その認識はいかがでしょう。

○国務大臣(森まさこ君) 費用や時間というものもあると思いますが、そのほかにも、株主提案権が多数出されると、他の議案について検討する時間がなくなったり他の株主が質問する時間が奪われたりすることが考えられますので、やはり全ての株主の議案提案権を尊重するという観点から立憲趣旨になるというふうに思っております。

○山添拓君 時間や費用が掛かるから制限だと、そういう趣旨ではないということですね。

○国務大臣(森まさこ君) 今、冒頭申し上げたんですけれども、時間や費用というのもあると思いますが、それはないうふうには申し上げてありません。

○山添拓君 私は、時間や費用が掛かるから制限するというのはやつぱり本来の趣旨に反すると言わなければならぬと思うんです。

資料の三ページを御覧ください。三ページですね。比較的多数の株主提案がなされているのは電力会社ですね。法務省は電力会社で株主提案を制限したいと、こうお考えなんですか。

○政府参考人(小出邦夫君) そのような考えはございません。

○山添拓君 それはそうだと思うんですけれども、これ、一番多かった東電でも八件なんです。

ちなみに、関電を見ていただければ分かるように、異なる株主がそれぞれ提案をしています。一人の、あるいは一つのグループの株主が提案できる数を制限したとしても、総会全体の議案数というのは制限できないわけですね。これは間違いないですか、法務省。

○政府参考人(小出邦夫君) 一人の株主の提案権

の数の制限でございまして、総会全体の数の制限でございせん。

○山添拓君 具体的にどのような提案がされているかというのを次に四ページにお示ししました。脱原発・東電株主運動事務局が作成された、この間の株主提案の議案とその賛同率です。

例えば、二〇一九年の九議案は、株主二百二十四名の提案で提案株数は千九百六十六個、百株で一個ですけれども、千九百六十六個ですね。汚染水の保管や原発事故時の避難計画といった議題から、地域分散型配電システムや議事録の管理や開示に関するもの、あるいは女性登用の推進と、こうしたものまで提案は多岐にわたっております。これ、濫用どころか多岐に問題提起をする場となつていことがこれでお分かりいただけると思います。

法制審議会の場では、経団連や日商の委員から、本当は上限は一個から三個とするのが妥当だと、あるいは従前から三個から五個程度を希望している、こういう意見が出されていたかと思っております。これ著しい制限を課そうとしているんですね。

経済界からは、さらに根本的な株主提案の制限が提唱されています。株主提案は現在、総株主の議決権の一分又は三百個以上の議決権という行使要件があります。これを変更したいというのが経済界の本音ではありませんか。法制審でそのような議論なされましたね。

○政府参考人(小出邦夫君) 委員御指摘のとおり、議決権数百分の一、あるいは株式数三百株という提案権の要件について議論がされ、三百株の要件については廃止すべきではないかというような議論も出されましたけれども、議論の結果、そのような結論にはなっておりません。

○山添拓君 出されている、経済界から出されているんですね。要するに、三百個ぐらいで物を言うなど、少数株主は黙っていると言わんばかりなんです。法務省も本音は同じなんですか。

○政府参考人(小出邦夫君) 株主提案権の要件と

しての百分の一の要件、それから三百株の要件というのはもう趣旨が違いますので、その三百株の株式要件は撤廃すべきというような考えではございません。

○山添拓君 議決権三百個というのは果たして少数株主なのかということを次にお示ししたいと思います。

五ページを御覧ください。二十六日の日経終値を基に、株主提案のための三百議決権の時価を調べてみました。東京電力で千四百二十二万円、関西電力は三千七百七十七万円、中部電力四千五百七十八万円、上場会社で三百個を取得するのに必要な投資額の中央値も大体このぐらい、四千万円ぐらいだと言われております。

脱原発の提案など、運動として株主提案を行っている方が大勢おられます。しかし、そういう方々は、議決権を得るために相応の投資もされているわけですね。経団連の委員は、法制審の審議の中で、数千万ならハードルは低いだろうと、こういう発言をされているんですけれども、個人にとつては結構な金額だと思えます。株主提案権そのものをこうした個人投資家から、個人株主から奪つてしまおうというのは、要するにこれ、目の上のたんこぶを潰したいと、こういう乱暴な考えだと言わなければなりません。

本法案は、議決権行使書面の閲覧謄写請求権を制限しようとしております。本会議で立法事実を具体的に明らかにするよう求めましたけれども、抽象的な危険のみが示されておりました。

改めて法務省に伺いますが、議決権行使書面の閲覧謄写請求について、裁判例などで濫用的な請求が問題となった事例がありますでしょうか。

○政府参考人(小出邦夫君) 議決権行使書面の閲覧謄写の請求が、権利の濫用等ということが問題になった裁判例は承知しております。

○山添拓君 裁判例として、少なくとも事件として具体的に事実になったものはないということですね。

そもそも、議決権行使書面の閲覧請求というのは何のために定められているんですか。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

議決権行使書面の閲覧請求が認められる趣旨でございますが、これは、株主の意思に基づかない議決権行使や書面投票が採決に正確に反映されないといった瑕疵のある処理を防ぎ、株主総会決議が適法かつ公正にされることを担保することにあるというふうに承知しております。

○山添拓君 元々の趣旨はこういうものなんですね。

しかし、本会議でも指摘をしましたように、少数株主が共同提案者を募り、また自分たちの提案に少しでも多くの賛同を得ようとする際に、ほかの株主が株主総会でどのように議決権を行使しているのかを把握することにも重要な意味があり、そのために活用されているのが閲覧請求でもあるわけです。

こうした場合に、会社が、権利濫用に当たるとして閲覧請求を拒否することはできるんでしょうか。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。

今回、議決権行使書面等の閲覧等の請求の拒絶事由に関する規定を新たに設ける趣旨は、閲覧等請求権の濫用的な行使を制限することにございまして、適正な当該請求権の行使を制限することは想定していません。

個別の事案における具体的な事情によるものの、委員御指摘のような、株主が少数株主権の行使に必要な持ち株要件を満たすために他の株主を募る目的で議決権行使書面等の閲覧等の請求を行ったときは、株主がその権利の確保又は行使に関する調査の目的で議決権行使書面等の閲覧等の請求を行ったときに該当すると考えられますので、基本的には会社側は拒絶できないというふうに考えております。

○山添拓君 本場にそのように運用されるのかというところが大きな問題であろうと思います。

閲覧請求と言いつつ、撮影やコピーが禁止さ

れている実態があります。ですから、書き写すしかない。

大臣は本会議で、実務における運用状況や各方面での議論の状況を注視し、必要な検討をする、こう述べました。閲覧請求権のその趣旨に照らせば、少数株主が賛同者を募ろうとするのを妨害するような、こういう会社の態度というのは許されないはずであります。

撮影だとかコピーのその費用を誰が払うのか、これは議論があると思いますが、これは書き写すしかならないというのは、これはさすがにふさわしくないんじゃないかと思いますが、法務省、いかがですか。

○政府参考人(小出邦夫君) 閲覧請求の書き写すの意図でございますが、一般に、書き写すによる書き写しのみならず、写真撮影又はコピー機による複写を含むものであると考えられております。

他方で、一般に、株主が議決権行使書面の閲覧を請求することができるということの意味は、会社は株主に閲覧のための場所を提供して閲覧をさせ、その間、閲覧を妨げてはならない義務を負うことを意味しております。株主は、会社に対して、本、抄本の交付を求めることはできず、会社のコピー機等を使用させるよう求めることもできないと解されているものと承知しておりますが、会社が任意に本又は抄本を交付し、あるいは会社のコピー機等を貸し出して使用させることはもとより妨げられないものだと考えております。

○山添拓君 運用状況や議論の状況を注視し、必要な検討をしないと、こういう答弁ですので、実際にどういう状況があるのかということはお調べをいただいて、そして適切な対応ができるように、要するに、何百人、何千人という、場合によっては書き写すと、二日、三日にわたって書き写しを続ける、こういう事態がないようにしていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○政府参考人(小出邦夫君) 状況を注視して、適切に対処してまいりたいと思います。

○山添拓君 適切に対処いただきたいと思

す。株主提案を受けるのがどれだけ嫌なのかということだと思ふんですね。衆議院で前川参考人は、株主提案が導入されて四十年近くになる中、濫用的な事例は一件か二件にすぎないと、こう指摘をされた上で、株主提案権というのは会社の民主化みたいなものと、民主主義の中ではもういろいろな意見が出てくると、それに一つ一つ誠実に向き合っていくのが民主主義の支えようべきコストではないかと、このように述べております。少数株主の権利を尊重した株式会社の民主的な運営に資する、こういう制度構築を進めていくべきだということを目指したいと思ふ。

それから、業績連動報酬や取締役報酬の個別開示などの問題についても質問をさせていただこうと考えておりましたが、時間が参りましたので、後日の質問に委ねて、質問を終わりたいと思ふ。

ありがとうございます。

○櫻井充君 今日、会社法について質問させていただきたく、通告はしてあるんですが、昨日の本会議での大臣の答弁で一点確認したいことがあるので、済みませんが、我が会派の田村まみ議員の質問の会社とは一体誰のものですかと、その答弁に対して、株式会社は株主のものであると、まあ他のステークホルダーもありますが後から付けておられました、そういう認識でよろしいんでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 櫻井委員にお答えいたします。

株式会社は株主であるというふうにご覧いただいております。ただ、株式会社には、株主以外にも従業員、顧客、取引先等の多様なステークホルダーが存在しておりますので、株式会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することにより、従業員その他のステークホルダーの利益にもつながっていくものと認識しております。

○櫻井充君 そうすると、今我が国の株式市場を

見てみると、かなりゆがんだ構造になっていると思ふんですよ。それは何かというと、日本銀行が大株主になっている。少なくとも、済みません、これは推計なので、日経新聞の記事で、去年の六月の記事なんですけれど、その記事で、少なくとも五社については日本銀行が筆頭株主になっているのではないかと。その後もう一つ株を買って続けますから、多分筆頭株主の数も増えているでしょうし、企業の四割が日本銀行が大株主であるということになっているんですよ。

そうすると、今の御答弁だと、企業はこれ日本銀行がある程度持っているものという話になるんですが、そういうことですか。

ですから、私は、昨日の大臣の答弁の確認をしたいと言つて確認したんですよ。ですから、そういうことだとすると、こういうことも踏まえて答弁されているんですか。

○国務大臣(森まさこ君) 御指摘の六月の記事というのが今手元にございませんけれども、会社の在り方について田村まみ委員から御質問いただきましたので、会社の在り方について、株式会社について申し上げますと、株式会社は資本の出資者である株主が所有のものであると理解しておりますというふうに申し上げます。けれども、株式会社に株主以外にも従業員、顧客、取引先等の多様なステークホルダーが存在しておりますので、株式会社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を達成すれば、そのステークホルダーの利益にもつながると御答弁を申し上げます。

○櫻井充君 繰り返し言つただけですからね、さっきの答弁を。私の指摘、問題に対して何も答えていませんよ。

いいですか、日本銀行がもう大株主になっている会社がいっぱいあるんですよ。そうすると、ある部分はもう日本銀行のものということになりますよ、今の答弁だと。これで本場にいいんですか。

○委員長(竹谷とし子君) 速記を止めてくださ

い。
〔速記中止〕
○委員長(竹谷とし子君) 速記を起こしてください。

○国務大臣(森まさこ君) 昨日の答弁についてのお尋ねでございましたので、昨日の答弁についてお答えをいたしましたけれども、御指摘の記事等については、今手元にございませんで、またしっかりと調査をして御答弁を申し上げたいと思います。前提事実について事務局から答弁をさせていただきます。

○櫻井充君 いや、いいです。事務局からは結構です。どうせ同じようなことしか言わないんだから。

そうじゃないですよ。記事のことじゃないんですよ。実態としてこういうことになっていきますよと、そういうことを御存じなんです。まず、それから、これは記事じゃないですよ。

じゃ、もう一つお伺いしておきましょう。日本の株というのは、全体の株で外国人の投資家というの、一体何割ぐらい外国人投資家が持っているか、大臣は御存じですか。

○国務大臣(森まさこ君) 突然の御質問でございまして正確かどうかよく分かりませんが、大体三割ぐらいではないかというふうに考えております。

○櫻井充君 そのとおりですよ。つまり、外国人が三割も持っているんです。そして、日本銀行やGPIFも相当株持っているんですよ。そうすると、僕は昨日の大臣の答弁ちよつと違うと思うて

いるんです。私は、企業は誰のためのものなのかといったときに、株主で、そこだけ頭に出てきて、その後他のステークホルダーという話になりますが、そこが違うと思うんですよ。それは、株主のためでもあるかもしれないけれど、田村議員がああいう場面であつたのとおり、ヨーロッパは従業員のためでもあるし地域社会のためでもある。そういうことなんですよ、ヨーロッパの考え方からすると。

ですから、大臣、やはり誰のためのものなのかという話になったときに、株主だけのものという考え方に立つちゃうと、本当にこれだけ外国人の投資家が増えてきていることになると、企業はだんだんだんだん外国人のものになってしましますよ。そこで日本人が働いていて、こんな言い方をすると怒られるかもしれないけれど、お金だけ出して働かない人たちに全部配当という形で利益を還元していくようなことになっていったときには、我が国にとつて大きな損失になるんじゃないかと、私はそう思っているんですが、この辺のところについて大臣はどう認識されているんでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) なかなか御答弁難しいんですが、私は常に考えておりますのは、会社が誰のものかという所有者についての御質問がありましたので、会社の所有者については、これは理論上株主というふうにお答えいたしました。

しかし、会社の社会的な役割でありますとか、会社の企業行動による社会に及ぼす効果ということについてですと、そのようなお尋ねはございせんでしたので昨日は本会議ではお答えいたしませんでしたが、私が常に考えていることで申し上げますと、櫻井委員の問題意識と共通する部分もあるかと思うんですね。やはり多様なステークホルダーがあり、その経済活動によつて社会に大きな影響がございます。そのことについてはしっかりと認識をして取り組んでいかなければならないものと考えております。

○櫻井充君 株主だけが優遇されるような社会になること自体、僕はおかしいと思つていふんです。ですから、ここは、会社法で株主の話になっているからこれはこれで議論としてはあるんだと思いますが、是非、法務省内でも一度御検討いただきたいと思うのは、どこまで株主をそれなりに優遇していかなきやいけないのか。働いている人たちに對してはもう少し労働分配率を上げていかなければ、結果的には個人消費が伸びないし日本経済にとつては決して良くないことだと思つてい

るんです。これは別に私だけではなくて、総理始めとして官邸も企業に對して、もつとちゃんと給料出せということをやつとお願いしているわけですから、春闘などのときに、そういう意味合いでは考え方は僕は一致していると思つていふので、こはもう少し御検討いただきたい。

そして、もう一点、株主のためなんだという話になってくると、先ほど山添委員の議論をお伺いして、株主のためであつたかすると、もつと株主がいろいろな発言をしても構わないことになつちゃうんですよ。これは、一日でも二日でも三日でも話をするのが当然のことなんですよ、だって、所有者なんですから。だから、そういうことに本当になるのかどうかということも合わせてくると、全体のバランス上からいふと、株主です、そしてその後他のステークホルダーという話とは僕はちよつと違つて、並列にしていけないと、考え方は、僕は若干ゆがんでしまふんじゃないのかなと。まあ、これは済みません、答弁結構ですから。

その上で、通告したものに移つていきたいと思つていますが、社外取締役を置くことを義務化したんですが、法務省と話をしてみると、社外取締役を置いた結果、企業にどういうメリットがあつたのかというところについて明確に答えてもらつていないんですよ。だとすると、なぜこの社外取締役を義務化しなきゃいけないのかという根本的なところが十分に理解できないんですが、この点について御答弁いただきたいと思つてい

ます。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。委員御指摘のとおり、社外取締役を選任したことによつて企業価値がどう変わるのか、その効果について幾つかの実証研究の結果を公表されておりますが、いまだ一貫した結論が得られていない状況にございます。

この点、社外取締役は業務執行者から独立した立場から会社経営の監督、あるいは経営者あるいは支配株主と少数株主との利益相反の監督という、そういう役割が期待されておりますので、そ

ういう役割を期待されて選任した効果、これが企業価値の向上を示す指標の数値に表れにくいという点はあるかもしれませんが、いずれにしても、社外取締役の選任の意義というのは、企業がそのような社外取締役を置くことによつて信頼性が高まるというメリットがあると考えております。

今回、上場会社等において社外取締役による監督が行われることを法律上保証するとともに、こういった制度を整備していることを国の内外に発信することによつて、現代の国際化社会において日本の資本市場の国内外からの信頼性を高める意義があるのではないかと考えているところでございます。

○櫻井充君 まあそうなんですよ。議論して、最後のところが結論かなという話になつたんですよ、この間、法務省と話をして。ですから、世界で社外取締役を置くのはスタンダードになつてきていて、日本企業だけ置いていないという話になると世界から信頼されなから、これは仕方がないことなのかもしれないんですよ。

ただ一方で、有能な社外取締役でなければ、社外取締役を置くのには、ただで置いていけるわけじゃありませんから、そのコストに見合つたものの、何と云うか、リターンがない限りは、これ義務化するって結構大変なことだと思ふんです、企業にとつてみれば。済みませんが、私の同級生など知り合いに聞いてみると社外取締役は要らないという人たちが多くいんですが、多いんですよ、申し訳ないんですが、これが現実社会だと思つてい

るんですよ。

そこで、大体、有能な社外取締役つてどのぐらいいるんですか。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。社外取締役に期待される役割に照らして、どういった資質、またどういった背景を有する社外取締役に選任するかについては、基本的には各会社においてその経営課題等を踏まえて検討されるべき事項であると考えておりまして、一律の基準によつて社外取締役に任に適合する人材がどの程度

いるのかについてお答えすることは困難ではございますが、現状の数字で申し上げますと、現在、上場会社における独立社外取締役の内訳としては、これ先ほども申し上げましたけれども、他の会社の出身者が五九・一％を占めておりまして、これに次いで弁護士が一六％、公認会計士が一〇％という数字が出ておりますので、こういった類型に属する者につきましては一般的に社外取締役としての有用性が認識されているのではないかと考えられます。

○櫻井充君 これ、あくまで思っていますんですよ。実際、本当にそれで機能しているかどうかという調査はなされていないんですよ。それでよろしいですか。

○政府参考人(小出邦夫君) 具体的に、選任された社外取締役について、こういった働きをしてどういった効果があったかということについての実証的な研究というのは行っておりません。

○櫻井充君 だから、本当はおかしいんですよ。実証されてもいないのに結果的には義務化するという、もう本当に僕は矛盾していると思っているんです。ただ一方で、そうはいっても、世界では置いているんだからそれを置かないと信用されませんねということだとすれば、それはそれで仕方がないことだと思ふんです。

そうすると、これ機能していくためには、やはり有能な人材を育てていかなきゃいけないと思うんですよ。社外取締役として。だとすると、これからその有能な人材を育てていくためにどのようなことをされるんでしょうか。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。社外取締役として期待される役割を適切に遂行することができると見、経験等を備えた候補者の確保、育成といったことにつきましては、コーポレートガバナンスに関する活動をしている日本取締役協会等の諸団体あるいは弁護士会等の関係団体において、人材プールを充実させたり研修を実施したりといった取組が進められているところでございます。

法務省としてはこのような関係団体における取組等が更に積極的にされることを期待しております。法務省としても連携して必要な協力をしてまいりて存存でございます。

○櫻井充君 そこに今プールされているという答弁がございましたが、一体どのぐらいの方がそこに登録されているんでしょうか。

○政府参考人(小出邦夫君) 詳細な資料はありませんけれども、先ほど申し上げました日本取締役協会におけるプールの人数は約三百人ぐらいと承知しております。

○櫻井充君 三百人しかいないんですよ。そうすると、この数で十分なんですか。

○政府参考人(小出邦夫君) 一概に三百人という数字で不足している、十分とはいえないものがありますが、今回の法改正の趣旨を踏まえまして、この人材プールの人数、充実についてはより図られるべきだということに考えております。

○櫻井充君 法務省として要するに努力をしていますが、その人材をプールしているところの所管省庁というのは法務省なんですか。

○政府参考人(小出邦夫君) 法務省の所管団体ではございません。

○櫻井充君 その法務省の所管団体でないところに対して法務省がどういう形でアプローチされるんでしょう。

○政府参考人(小出邦夫君) 日本取締役協会のほか、日本弁護士連合会あるいは公認会計士協会といったところにおきましても、人材のプールあるいは研修といったことを実施しておりますので、そういった団体等と連携して今後のコーポレートガバナンスの実質的な強化について連携協力、議論をしてまいりたいというふうに考えております。

○櫻井充君 コーポレートガバナンス、コーポレートガバナンスとおっしゃっていますが、あるべき姿のコーポレートガバナンスって、じゃ、どういうものですか。

○政府参考人(小出邦夫君) 一般にコーポレートガバナンスとは、会社の業務を執行する役員が、株主その他の利害関係人の立場を踏まえた上で、透明、公正かつ迅速、果敢な意思決定を行うための仕組みを意味するというところでございまして、そのような意思決定を実質的に担保することができるといふふうな考えでございまして、そのべき姿であるというふうに考えております。

○櫻井充君 そうすると、社外取締役はその中でどの部分を担うんですか。そして、その部分を担える人たちが、繰り返しになりますが、どの程度いるんですか。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。先ほど、透明、公正かつ迅速、果敢な意思決定を行うための仕組みが必要であるというふうな申し上げました。こういった透明、公正な意思決定を担保するためには、業務を執行する役員から独立した立場にある者、すなわち社外取締役が役員を監督する体制を構築すること等が重要であると考えております。

○櫻井充君 実態を知らないで理屈だけで言っていて、だからこれいいんですよという話なんですよ、今は。しかも、そこの方がどういう活動をしているか、どのような能力があるのかということも分からないまま、ただ単純に推論でこうあつたらいいなというだけで話をしていることなんですよ。違いますか。

○政府参考人(小出邦夫君) コーポレートガバナンスのあるべき姿につきましては、関係する省庁とも議論しておりますし、法制審議会等を通じて各界の利益代表あるいは経済界等からそういった要望を受けているところでございます。

○櫻井充君 済みませんけど、これちゃんと通告しているんですからね。僕、コーポレートガバナンスのあるべき姿は何ですかとちゃんと通告しているんですよ。前、随分議論しているんですよ。今は社外取締役のことをやっているんだから、他の省庁関係ないんですよ。

いいですか、局長。社外取締役を置かなきゃいけない、だけど、社外取締役が実際は会社でどういふことをやっているかも十分検討がされていないと、さっきそう答弁されているんですよ。その人たちを義務化しているんですよ。これで、企業がうまくいかなかったときと云ったらいけないかな、企業がそれに対して金を払わざるを得なくなつて負担することになった際に、これ企業としての損失になるわけですよ。政府が定めたことに従つてやっていた結果、企業が損失を被るようなことになつちゃ困るから、だから聞いているだけの話ですよ。

ここで、大臣、もうこれで僕時間なので、ここを検討してもらいたいんですが、実際に本当にこの社外取締役という方々がどういふ活動をされているのかどうかと、そういう調査をきちんとしてきだと思ふんですよ。まづきちんとした調査をやつた上で、やっぱりこういう人材を育成しないと駄目ですねとか、この制度についてはこれで本当によかつたのかとか、やっぱり科学をして、科学的に検討しなきゃいけないと思つているんですよ。その点についてこれ検討していただけないですか。要するに、実態をちゃんと調査していただけないか。

○委員長(竹谷とし子君) お時間が過ぎておりますので、答弁簡潔にお願いいたします。

○国務大臣(森まさこ君) 櫻井委員の問題意識、真摯に受け止めました。グローバル社会の中で日本企業がもつと大きな活躍をしていくために、今回、企業統治、コーポレートガバナンス、一歩前進をさせてまいったわけですが、この改正法の効果ももちろん検証していかねばならないわけでございますので、また関係省庁とも連携の上、検討をしてまいりたいと思ひます。

○委員長(竹谷とし子君) おまとめください。

○櫻井充君 ありがとうございます。

今お話があったとおりで、その前に、もう実証実験とは言いませんが、義務化する前にこういうことをやってきて、本来はこの時点で効果があつ

たとかなかったとかいうことを出した上で義務化というのが普通の流れですからね。

ですから、改めてお願いしておきたいのは、今の御答弁、本当に感謝申し上げますが、きちんと調査だけしていただきたい。それが日本の企業のためになるように、そういう制度にしていきたいということをお願い申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございます。

○真山勇一君 立憲・国民 新緑風会・社民の真山勇一です。

会社法の前に、実は、桜を見る会について大臣にお伺いしたいというふうに思います。

今日発売の週刊誌にもまた新しい何か疑惑が伝えられているようなんですけれども、この法務委員会という場、これは法と秩序、これを守るということを議論する場なので、是非幾つかの点、伺っておきたいと思います。

まず、反社会的勢力、この反社会的勢力が桜を見る会に出席した疑いがあることを菅官房長官が認められました。結果として、いたのだからと、いたことを否定してはいないわけですね。また一方で、マルチ商法の業者も参加して、その様子を顧客獲得のための宣伝材料ということで使っていたという疑惑も出てきています。

私は、法務あるいは検察というのは、反社会的勢力、これを排除する立場にある、それが大事な仕事だというふうに思っています。

そこで、森大臣にお伺いしたいんですが、政府主催の行事に反社会的勢力が参加することを法務大臣は容認しますか。どんなふうに考えておられますか。

○国務大臣(森まさこ君) 桜を見る会の招待者については、内閣官房及び内閣府において最終的に取りまとめられますので、法務大臣としてコメントは差し控えたいと思います。

○真山勇一君 それ、今のは答えになっていない。

私が聞いたのは、その名簿がどうの、ともか

く、取りまとめということじゃなくて、こうしたものに反社会的勢力が入っていることについてどうお考えですかということをお伺いしています。

○国務大臣(森まさこ君) お尋ねの事実関係については、私自身は把握しておりませんので、それについてのお答えがしきれません。

○真山勇一君 把握していないといつても、もうこれだけ報道されていますよね。目にも耳にも触れていると思うんですが。

では、いわゆる、何うと必ずお答えになる一般論としてはどういうふうに考えられますか、こういうところに、公的なところに、政府の主催の中に反社会的勢力が入っていた、出席していたということについて。出席するということが、いたじやなくて、出席するということについてどういうふうに思われますか。

○国務大臣(森まさこ君) お尋ねのその事実関係についてはまだ確認をしておりませんが、一般論についてはどう御質問でございますので、一般論として申し上げますと、反社会的勢力というその言葉については、様々な文脈で用いられていると思いますので、一般論としてもお答えをすることがなかなか困難でございます。

○真山勇一君 それじゃ、森大臣、もう反社会的勢力という言葉は答弁で使えないじゃないですか、それじゃ。あるわけでしょう、だって、反社会的勢力というのはどういう、文脈はともかく、それが分からないから答えられないというのはおかしいじゃないですか。反社会的勢力ということ

が分かりませんみたいな今答弁になりませんか。(発言する者あり)

○委員長(竹谷とし子君) 森法務大臣、答弁できませんか。(発言する者あり)

速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(竹谷とし子君) 速記を起してください。

○国務大臣(森まさこ君) その桜を見る会を前提としたお尋ねについては、先ほど申し上げたとお

り、お答えすることを差し控えていただきませんが、一般論として申し上げますと、反社会的勢力という言葉の言葉について、様々な文脈で使われているので、質問のその御趣旨が必ずしもはつきりしないのでございますが、もう一度質問をしていただければと思います。桜を見る会のお尋ねということ御通告をいただいていたので、一般論としての御質問、もう一度繰り返していただければと思います。申し訳ございません。(発言する者あり)

○委員長(竹谷とし子君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(竹谷とし子君) 速記を起してください。

○真山勇一君 もう一度というか、私が聞きたいことは、桜を見る会のこと何たら、それは答えられないということですから、一般論でということになっているわけですね。一般論で反社会的勢力が参加することはどう思われますかと言ったら、反社会的勢力が何だか分からないみたいな話になっちゃったんですが。反社会的勢力という言葉が今突然出てきたわけじゃないですか、例えばい

ろんな公式の書類上でも、もちろん法務省の中でも、中でも使っていますよね、法務省の中で、反社会的勢力という言葉を使っているわけじゃないですか、全然。私が伺いたいののは、一般論として、暴力団は、私では、大臣、大臣、暴力団は反社会的勢力ですか。

○国務大臣(森まさこ君) 暴力団については、犯罪対策閣僚会議等で反社会的勢力というふうに使われていると思います。

○真山勇一君 今お答えになったとおりで、暴力団は反社会的勢力ということで認識をされているということでした。だから、私が伺いたいののは、そういう者が政府の公式の席に出ていることがどうなのかと聞いているわけですね。

私は、暴力団、いわゆる暴力団と言われる反社会的勢力を私たちの暮らしの中から排除するということは、法務省とあるいは検察の仕事です。確認です。

○国務大臣(森まさこ君) 一般に、暴力団などの反社会的勢力を社会生活の国民の暮らしの中から排除をすべきだと思います。

○真山勇一君 これ以上やっているともう時間を食ってしまうので、今のお答え、見解ということを確認させていただきます。

何か、官房長官の言葉の中には反社会的勢力に敬語を使うような言い方もあったということですね。あつ、ごめんなさい、官房副長官の言葉の中に、そういうことでありました。やっぱり当然ですよ、おかしいですよ。これ、おかしいことな

んです。もう一つやっぱりおかしいことはあります。総理の事務所主催の前夜祭、これ相場より大幅に安い料金で行われたこと、それから大勢の地元の選挙区の有権者の方をこの桜を見る会に招待したことなど。

これ、公職選挙法というのがあります。有権者買収というのがあります。これに当たるんじゃないかという声も出ているわけですけど、これもまた一般論、なるんじゃないかなと思っておりますが、政治家が自分の選挙区の人たちに特別な便宜を図ることは公職選挙法上の問題にならないのかどうか、森大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) 法務大臣としての答弁ということ、公職選挙法については所管外でありますので、お答えすることは差し控えていただきたいと思います。

○真山勇一君 それじゃ、さっきの件で、暴力団、反社会的勢力がこういう公の場に出てくることは許されないことという認識でよろしいかどうか、確認させていただきます。

○国務大臣(森まさこ君) 暴力団等については、国民の社会生活から排除するということが、法務

省としてもですね、として……(発言する者あり)はい、法務省として、考えます。

○真山勇一君 もう少し分かりやすく言うと、暴力団が、反社会的勢力と言われているその暴力団が、公的、公的な行事の席に出ていること、これがいけないことなのかどうか。

○国務大臣(森まさこ君) あくまで一般論として申し上げても、暴力団等の反社会的勢力については国民生活の中から排除すべきものと考えております。

○真山勇一君 答えになっていないようですけれども、ちよつと先に行きたいと思ひます。

○真山勇一君 答えになっていないようですけれども、ちよつと先に行きたいと思ひます。

○真山勇一君 答えになっていないようですけれども、ちよつと先に行きたいと思ひます。

○真山勇一君 答えになっていないようですけれども、ちよつと先に行きたいと思ひます。

○真山勇一君 答えになっていないようですけれども、ちよつと先に行きたいと思ひます。

○真山勇一君 答えになっていないようですけれども、ちよつと先に行きたいと思ひます。

○真山勇一君 答えになっていないようですけれども、ちよつと先に行きたいと思ひます。

○真山勇一君 答えになっていないようですけれども、ちよつと先に行きたいと思ひます。

○真山勇一君 答えになっていないようですけれども、ちよつと先に行きたいと思ひます。

○真山勇一君 答えになっていないようですけれども、ちよつと先に行きたいと思ひます。

の発動ができるのは法務大臣だけということなので、こうした一般的な、告発も受けているような、そして政治家が絡んでいるとしたら、やつぱりその指揮権の発動どうかというのは気になることです。一般論で結構です。答えることはできませんか。

○国務大臣(森まさこ君) 個別事案についてのコメントは差し控えていただきますが、また今申し上げましたとおり、捜査機関の活動内容に関する事柄については法務大臣としてはお答えすることは差し控えていただきますが、一般論として申し上げますと、捜査活動は法と証拠に基づいて厳正に行われるものと承知しております。

○真山勇一君 分かりました。

今盛んに報道されているように、タレントは反社会的勢力とつながりがあつたらそれぞれ責任取つたり謹慎したりする、でも、政治家は問題ないということでは、やつぱりおかしいんじゃないか。世の中おかしいですよ。法と秩序守られていないですよ。

法務省の見解の中にも、企業が反社会的勢力による被害防止をする、そういうための指揮権を行うことになっているというところが書いてありますね、法務省の中にね。これ、後で確認させていた

法をやつぱり聞いておきたいというふうに思ひます。

大分この件で時間を食つてしまったので、会社法をやつぱり聞いておきたいというふうに思ひます。

社会とか経済のグローバル化ということで変化が大きく起きている、会社も変化を迫られているというところで、今回の改正、修正案出されたというところ、この修正案、野党で提案をさせていただいたというところを政府・与党の方も非常に快くというか順調に受け入れていただいて、こんなにすんなりと修正できたということは異例なこと、大変珍しいんじゃないかというようにも言われておりまして、第二次安倍政権下でこんなに与野党が共有して修正できたというのは恐らく初めてではないかというようにも伺いました。

そこで、修正案提出者に伺いたいんですが、この内閣提出の原案、これをやつぱり修正していつたと思うんですが、その修正過程について、是非ちよつとこの機会にお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(山尾志桜里君) ありがとうございます。過程について申し上げます。

衆議院の法務委員会、一日目が対政府質疑、そして二日目に参考人質疑、そして三日目に対政府質疑で採決と、延べ三日を使つて審議をいたしました。

その前半のところで、やはり追加的な株主提案権の内容規制に関して、後ほど御質問があれば申し上げますけれども、問題点が浮上をいたしましたので、衆議院の法務委員会においては、立国社の会派の方から、この追加的内容規制を削除をする修正案を質疑と並行しながら与党、自公の方に提案をして、交渉を続けておりましたところ、最終日を前に、今、真山委員がおつしやつていただいたとおり、私どもの立国社の提案を与党の側がそのまま受け止めていただいて、懐深く、そして合意をすることができました。

その上で、委員長の方からほかの会派に向けても、提出案、一緒に提出していただけるのか、あるいは賛否の確認があつたところ、維新の方も提出一緒にしますと、そしてまた共産党は、提出は一緒にしないけれども内容については賛成をいたしますという形で、最終的に全会一致。

言つていただいたとおり、本当に野党の修正に対して与党がしっかりと懐深く受け止めて、みんな改善をしていくというような過程を取れたことがとても良かったと思つております。

○真山勇一君 私もそう思ひます。みんな修正ができたということは本当に評価されるべきだと思います。

修正された結果、今、中で述べられたように、その結果、十分なものになったという認識です。

○衆議院議員(山尾志桜里君) 不十分なところかどうか。どこだったかということをおし上げますと、やはり、原案の会社法の三百四条のただし書、そして三百五条の第六項、ここに反映されていた株主提案権についての追加的内容規制、これを質疑していくに当たつて、まず一点目は、権利濫用として拒絶される範囲が広がるのではないかと。

つまり、一方当事者である会社側が他方当事者である株主側の内心を推測して、その目的が専ら会社や役員の名譽を毀損する目的であるとか侮辱する目的であるとか困惑させる目的であるとか、そういうふうな会社側が認定した場合には拒絶できるといふふうになつてしまうと、やはり権利濫用と判断される範囲が広がつて拒絶が増えるのではないかと懸念が生じました。

そしてさらに、とりわけ参考人の質疑を通じて、実は、権利濫用と判断される範囲が広がるだけではなくて、権利濫用に必ずしも当たらない場合であつても、この原案がそのまま成立すると拒絶が正当化されてしまう場合が出てくる、こういうおそれがあるというようにことが問題点として共有をされました。

その上で、今回の修正案はこの追加的内容規制は削除するというものでありますので、今申し上げたような懸念は払拭されて、今後は、こういった権利濫用の事案については民法の一般条項、そしてまた今回原案に残つております数の規制のところで対処できるというふうな考えています。

○真山勇一君 しかし、踏み出したということはやつぱり大きな成果だと思います。

私、個人的には、皆さんの今日の質疑なんかも伺つていて、社外取締役のこととかそれから役員報酬の件というのはやつぱり私自身納得できないものもあるし、必ずしも改善されているとは思ひない、やつぱりこれからもそういう問題は残つています。

会社法という、企業というのはやつぱり生き物だと思ひます。その時代、その時代で変わっていきます。それにどういふふうに対応していくか、一番ふさわしい形、特に、先ほどから議論が

ある会社というのは誰のものかという話だと思っ
て、誰でも、やっぱり生き生きとした、それ
から一般にオープンになった、そういう形で企業
の経営、株主総会もやっていくということが大事
じゃないかなというのを、私感したことを述べ
させていたんだというふうに思います。

提出者の方はここで結構でございます。ありが
とうございました。

○委員長(竹谷とし子君) 修正案提出者は御退席
いただいて結構でございます。

○真山勇一君 大臣に会社法で一間何うつもり
だったんですけれども、済みません、時間がなく
なつたので。

実は、カジノのことを聞かせていただきたいと
思います。カジノのことに移りたいと思います。

I R推進法及び整備法に基づくカジノ、この中
で一つ気になるものが出てきております。それ
は、先日の質問の中でもお答えいただいている特
定金融というんですね。この特定金融というの
は、どうも余りよく分らないんですね。銀行
かなと思つたら銀行でもないというようなお答え
を伺つたような気がするし、あるいはお金を貸す
ローン会社かなと思つたらローン会社でもないよ
うな形なんです。この特定金融というのは一体ど
ういう仕組みなのか、まずこれを説明、そしてそ
の特定金融がどういう法律の制約を受けることに
なるのかどうか、この辺りをまず伺いたいと思ひ
ます。

○政府参考人(堀誠司君) お答えを申し上げます。

まず、特定金融業務でございますが、四種類に
分かれます。特定資金受入業務、それから送金業
務、それから貸付業務、更に両替業務と、この四
種類に分かれております。このI R整備法に規定
いたしますこのような特定金融業務でございます
が、言わばカジノ行為を行う顧客に対する付随的
なサービスの一環として、その必要性の範囲内で
限定的に認められておるというものでございま
す。

以上でございます。

○真山勇一君 そうすると、例えば銀行であれば
銀行法とかローン会社だと貸金業法とかという法
律上の規制というのはあるんですか、ないんです
か。

○政府参考人(堀誠司君) お答え申し上げます。

今、銀行あるいはローン会社ということで、貸
付けということで御質問があったというふうに理
解しておりますので、貸付けに関しまして申し上げ
たいと思います。

まず、貸金業法の適用というものは、このカジ
ノ事業者が行う貸付けについては適用されており
ません。その代わりに、このI R整備法において
所要の規制を設けておるというものでございま
す。

具体的に申し上げますと、まず貸付対象を原則
として本邦内に住所を有しない外国人に限つた上
で、日本人等については一定以上の金銭をカジノ
事業者に預託できる資力を有する者に限定して
おります。また、加えて、この貸付業務を行
う者はカジノ管理委員会の免許を受けたカジノ事
業者に限定しております。

また、融資に関しましては一律の総量規制とい
う形ではなく、返済能力に関して事業者が調査
し、その結果に基づいて顧客一人一人について貸
付限度額を定めることを義務付けております。ま
た、無利息による貸付けを義務付けております。

そして、貸付けそのものから利益を生み出されな
いようにすると。このような形で、対象とする者
や業務というものがいわゆる一般的な者を広く対
象とする貸金業者の業務と異なる、そのような法
律の立て付けとなっております。

このため、貸金業法を適用することにはなじま
ず、カジノ事業の一環としてカジノ管理委員会に
よる監督の下で行われることが適切と考えられる
ことからI R整備法により規制されておると、今
申し上げたような規制が設けられておるというこ
とでございます。

○真山勇一君 今のお話を伺っていると違うもの

だということなんです、業務を四つお挙げに
なつたんですけれども、これ聞いてみると、普通の
銀行のような、あるいは貸金業のようなそういう
形式。ただ、カジノという場所の中だけのものだ
すよという説明、そういう理解でよろしいと思う
んですが、そうすると、これ全く新しいこのカジ
ノというのができることによって、言ってみれば
カジノ銀行みたいなことができる、そんな感じが私受
けるんですね。

これ、今のお話聞いてみると、やっぱりその
……

○委員長(竹谷とし子君) 真山勇一君、お時間を
過ぎております。

○真山勇一君 はい。

資金のその移動とか貸付けとか、やっぱりこ
れ非常に大きな問題があると思ひますので、今日
はちよつと時間がまた足りなくなりましたので、
次回、この辺の特定金融についてはまた詳しく伺
いたいと思ひます。

ありがとうございます。

○高良鉄美君 沖縄の風の高良鉄美でございま
す。

先ほど来、いろんな質問出ております、また提
案に対する意見もいろいろありますが、今日、会
社法の審議が始まつたばかりでございますけれど
も、私はこの全体を見まして、この会社法の改正
の在り方ということに対して、先ほど来の意見か
ら、よく検討する必要があるのではないかという
ふうにおもひました。

二〇一四年に成立した会社法の改正というの
は、この附則において、法律の施行後二年を経過
した場合は、企業統治に係る制度の在り方を検討を
加えて、必要があると認めるときは所要の措置を
講ずることを定めています。それを受けて、二〇
一七年、法務大臣が法制審議会に企業統治等に關
する規律の見直しについて諮問をして、法制審議
会が部会を設置した上で、二〇一七年四月から今
年の一月まで審議を行い、今年の二月に法務大臣
に答申をしました。

今回の会社法の改正案はその答申を受けて提出
されたものでございます、衆議院では、先ほどか
ら話がありましたように、株主提案権の制限につ
いて、参考人質疑も含めて議論が行われた結果、
不当な目的等による制限の規定については、権利
の濫用に該当する規律をより明確にするために更
なる検討が必要であると、こういうものから、今
回の改正において削除をするという修正案が出ま
した。これには与党も賛成して行われました。

このことのみをもつてももちろん判断するわけ
ではありませんけれども、会社法の改正の検討とい
うのは、基本法の一つでもありますし、時間を掛
けて十分になされたと言えるのかというような疑
問が出てきます。といいますのも、先ほどの、話
があつた質問の、内容に関わるんじゃないかとい
うことでそういうような修正が行われたわけであ
るけれども、しかし、その提案自体、その不当な目
的という部分自体が制限をする問題として大きな
あるいは柱の一つにもなつていたんじゃないかと
いうふうにも思われるからです。

会社法は、二〇〇五年の制定前には商法の中に
規定がありました。その商法は、昨年、運送・海
商分野に関する規定が改正されましたが、これは
実に二十年前の商法改正以来初めての実質的な
改正でした。一方、会社法は、二〇〇五年の制定
後、二〇一四年に改正が行われております。制定後
九年で改正を行い、そしてその後五年で再度改正
を行おうとしているわけです。

また、森大臣が所信で触れられていた、私、
ずっと聞いておりますけれども、法の支配の重要
な内容の一つとして適正手続というものがありま
す。この適正手続については、時間を掛けるとい
うこともその一つの要素だと思ひます。社会経済
の情勢の変化ということに対する対応というの
は、もちろんこの会社法の改正においても重要な
と思ひますが、この会社法の改正についての検討
はもつと時間を掛けてじっくり行うべきではない
でしょうか。慎重審議を含めて、大臣の見解をお
伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(森まさこ君) 高良委員にお答えをいたします。

社会情勢の変化はもちろん重要だが、会社法改正正についても時間と手間を掛けてじっくり行うべきではないかという御質問でございますが、改正法案は法制審議会において取りまとめられた要綱に基づくものでございまして、法制審議会は、平成二十九年二月九日に当時の大蔵省から法制審議会に対して諮問が行われまして、それを受けて各種団体の代表者を含む有識者で構成される専門部会が設置され、同部会において調査審議が行われてまいりました。同部会においては、中間試案を取りまとめ、これをパブリックコメントの手続に付し、そこで寄せられた意見も踏まえた上で要綱案の取りまとめがされております。

このように、改正法案は、法制審議会の専門部会において約二年間、合計十九回にわたって会議を開催し、精力的に調査審議を尽くしてきた結果、最終的に、法制審議会の総会において全会一致で取りまとめられた要綱に基づいて立案されたものであり、適正手続という御指摘ございましたけれども、必要かつ十分な検討を行ったものであると考えております。

○高良鉄美君 確かに、二年弱ぐらいの、いろんな法制審議会での議論があったと思います。ただ、こちらに、衆議院の方が上がって、修正出て、先ほどもう非常に珍しいんじゃないかというぐらゐの全会一致で修正がされたということにおいては、やはり何か問題があったんじゃないかというふうなことも、不当というのはいくつかの不確定概念ですので、そういった部分ももっと、もちろん議論されたと思います。そういった意味で、今日いろんな御意見が出ていますので、またそれも含めて、今後また御意見等々を伺いたいと思います。

今度は、会社法の改正に対して臨む姿勢、この会社法、ということ、この根本的な部分で、今回の会社法の改正というのは、企業統治等に関する規律の見直しというのがその条件だったと

思いますので、企業統治、いわゆるコーポレートガバナンスという言葉は日常生活上余りなじみがありませんが、一般的に統治の一つであるというふうな考え方ができます。一般市民になじみがない、余り、わけですけれども、このなじみのある方の統治というふうな考えますと、その一つは、地方自治体の統治というのがあります。地方自治体が物事を決定する場合、住民の声を適正に反映させる必要があります。企業統治においても、この声の反映ということが重要だと思えます。

松下幸之助氏、先ほど、最初に渡辺委員の方からありました、企業は社会の公器であると述べています。つまり、法律上は会社は株主のものかもしれませんが、本質的には会社は個人のものではなく社会のものであるという、そういう考え方を示したわけですから、私も、会社は、株主の声だけでなく、そこで働く人や社会の様々な声を反映することが必要であると考えます。先ほども、少し大臣、その辺りを話しておられました。

今回、この会社法改正に臨む基本姿勢として、会社は社会の公器であって、株主だけのものではないという、その考え方をもちてしようか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) 株式会社には、株主以外にも、従業員等の多様なステークホルダーが存在します。そして、株式会社は我が国の社会や経済において重要な役割を果たしておりますし、また大きな影響も及ぼすものと考えます。

今回の会社法の改正は、コーポレートガバナンスの向上を図るための必要な基盤を整備するものでございますけれども、株式会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、社会における役割や株主以外のステークホルダーの利益にも十分に配慮する必要があると考えております。

○高良鉄美君 ありがとうございます。やはり、社会の方に目を向けながら、この問

題、会社法という内部の問題も、いろいろ捉えていくべき視点というのがあると思います。

そこで、社外取締役の設置義務ということについて、先ほど来もありますけれども、お伺いします。

今回、上場会社等において、社外取締役の設置が義務付けられることになりました。しかし、現行の会社法の規定では、上場会社等は社外取締役を設置しない場合には、その理由を定時の株主総会で説明すればいい、社外取締役の設置義務はありません。現在、東証に上場している会社のことです。先ほど九八・四％ということがありましたが、それから一部上場会社に限れば、九・九％の会社が一人以上の社外取締役を置いています。

今回の改正で社外取締役の設置を強いられる会社は少数です。さらに、その中でも適任者がいないなどのこういった消極的な理由ではなくて、機動的な意思決定を阻害するといった積極的な理由で社外取締役を設置しない会社もごく少数ながら存在します。社外取締役に、同族会社に客観性を持ち込む、こういったことなどのメリットがあると考え、一方で、少数者の意見を尊重することは非常に重要なことだと考えます。

今回、これらの少数の意見に反してまで社外取締役の設置義務化を行う意味、趣旨、メリットについてお聞かせください。大臣の方にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) 社外取締役は、少数株主を含む全ての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場にある者として、業務執行者から独立した立場から会社経営の監督を行い、また経営者あるいは支配株主と少数株主との利益相反の監督を行うという役割を果たすことが期待されております。

そこで、改正法案においては、コーポレートガバナンスを実効的に機能させ、我が国の資本市場が信頼される環境を整備し、上場会社等について社外取締役による監督が保証されているという

メッセージを内外に発信するため、上場会社に社外取締役の設置を義務付けることとしております。

業務執行や意思決定の機動性の確保は重要であるものの、社外取締役による監督と両立する形で、例えば経営の基本方針等の決定及び経営陣の監督を取締役会の主たる役割とし、具体的な業務執行の決定の多くは経営陣に委ねるなどの工夫によっても実現することができると考えております。

○高良鉄美君 趣旨とメリットについてお伺いしました。今のような形でありましたけれども、先ほど櫻井議員の方が、こちらの問題について実態はどうなのか、あるいは実効性としてあるかというような社外取締役としての人材の適性というものを少し話しておられました。ですから、やっぱり実態はどうなのかというような調査を欠いているというのではないかと、法律上はそういう者を置くという義務付けになりますけれども、そういった面も指摘がありました。私も、その辺は問題があるかと考えております。ただ、法律上の規定の中でそういった趣旨として、メリット等については客観性の問題あるいは利益相反の問題、そういったものはあるかと考えております。

さて、次に企業における女性活躍についてお尋ねします。

内閣府男女共同参画局は、女性の活躍状況の見える化として様々な情報を公開されています。本日、参考資料としてカラーのものを出しておりますけれども、企業における見える化の一部をこの中で示しているわけですが、まず政府参考人にお伺いします。

社会における女性活躍は、ダイバーシティの推進にもつながるものであり、その重要性、必要性については今更言うまでもないと思います。今年三月、内閣府男女共同参画局は、ESG投資における女性活躍情報の活用状況に関する調査研究を発表しました。この調査研究によると、七割近くの機関投資家が、女性活躍の推進が長期的に企

業の成長につながっていくと考えているとのこと
です。これは、女性の活躍が建前だけでなく、実
際に企業の成長に役立つことを示すものであると
言えます。

また、安倍内閣にとっても、女性の活躍推進は
我が国の持続的成長のために不可欠であり、最重
要課題の一つであるとされています。二〇一三年
四月、安倍総理は経済界に対し、役員に一人は女
性を登用していただきたいとの要請をされました。
そして、二〇一五年十二月に閣議決定された
第四次男女共同参画基本計画では、上場企業役員
に占める女性の割合を早期に五%、さらに二〇二
〇年には一〇%を目指すとの目標を定めました。

そこで、現時点での上場企業における女性役員
の割合を内閣府にお尋ねいたします。
○政府参考人(池永肇恵君) お答えいたします。
令和元年七月末時点において、上場企業におけ
る女性役員割合は五・二%となっております。

○高良鉄美君 今ありましたように、五%台とい
うことです。これは今年の時点ですので、来年が
二〇二〇年で一〇%を目指すということになって
います。四年で五%ということですが、これでも、あ
と五%を一年で達成しないといけない、こうい
うようなことですので、かなり難しい状況になっ
ているんだと思われまます。

男女共同参画局のウェブサイトで、女性リー
ダー育成に向けた諸外国の取組に関する調査研究
が発表されています。この中で、前回の二〇一四
年の会社法改正における社外取締役に関する改正
は、政府が取り組んだ女性役員登用に関連する制
度改正として紹介されています。つまり、これ、
社外取締役というのを新たな形で義務付けるとし
ても、それはやはり女性の社外取締役というのが
ある程度想定、盛り込まれているんじゃないかと
いうことですね。

今回の改正では、この規定が改正されて、社外
取締役の設置が義務付けられるということになり
ますけれども、女性活躍推進の重要性に鑑み、な
かなか増えない女性取締役を増やすために、この

女性取締役という言葉は入っていませんが、その
設置も、今回の中に会社法で義務付けるべきだと
思いますけれども、森大臣の見解を伺います。

○国務大臣(森まさこ君) 女性が会社にかかわら
ず様々な組織の意思決定手続の中に参画するこ
とが大変重要だと思っております。しかし、その
ことについては、そのような調査結果があるのか
などの定量的なデータの証明を求められるなどの
非常に苦労がございました。

私、二〇一二年に男女共同参画大臣になり、上
場企業に女性役員を入れることについて、経団連
始めとした経済三団体に官邸に来ていただきまし
て、その当時、経団連のメンバー企業、ほとんど
女性取締役がいなかったもので、少なくとも一人
は、まず最初は一人から女性取締役を入れること
というところについて御提案を申し上げ、そして経
団連を始めとした経済三団体に御了承をいただい
て、その翌日から女性取締役が入っていくように
なったわけでございます。

ここに提出いただいた高良委員の提出資料の女
性取締役の割合でございますが、二〇一二年の前
の二〇〇七年から二〇一一年までは、女性取締
役の数は〇・二というところでまあほぼ横ばいで推移
しており、全くその壁が崩せないという現状でござ
いました。しかし、今はこのように増えてきて
おります。

実際に女性取締役になった女性の皆様方と常に
意見を交換しておりますが、大変厳しい環境の中
で頑張っておられます。そういった方々に対し
て、先ほどからも、やっぱり人材の育成というこ
とが大事ですけれども、その場に就いたときのそ
の皆様方、御支援を申し上げる、そして育成に力
を入れていくということ、制度が、また中身も
伴ってくるものだということに思っております。

取締役の構成員には相応の知識、経験、能力が
バランスよく備わっていることが必要でございま
すが、ジェンダーを含む多様性、こういったものに
十分に配慮をしていくことも、また、先ほど申し
上げた株式会社の従業員を含む多様なステーク

ホルダーの利益に資するような会社経営にも私は
貢献できるものと考えております。

今現在、日本において、国連のコフイー・アナ
ン事務総長が提唱いたしましたESG投資、この
委員会の委員に日本人が初めて選ばれました。ア
ジア人で初めて選ばれました。そして、イギリス
の三〇%ルールにも参画いたしました。そういった
取組を政府として支援をしてまいりたいと思ひ
ます。

○委員長(竹谷とし子君) お時間を過ぎておりま
すので、おまとめください。

○国務大臣(森まさこ君) 申し訳ございません、
済みません、今間違つて、訂正をいたします。高
良委員の提出資料ではございませんでした。おわ
びして訂正いたします。

○高良鉄美君 もうまとめるといふよりは、今の
御姿勢をまた評価しながら、しっかりとやってい
ただければと思います。

ただ、まだ日本の中における女性の地位
というのは特に政治と経済の場面で非常に低いん
だと、百位以下であるということを我々は認識を
しながら考えていきたいと思ひます。

○嘉田由紀子君 会社法についてまず質問させて
いただきます。

私が今回取り上げたいのは、四百三十条の二と
四百三十条の三、会社補償に関する改正案。特に
役員等賠償責任保険契約に関する改正案でござい
ます。

私、知事を経験をしているときに一番周囲が心
配をしていたのは、様々な事業をやめるときその
補償、それが最終的に例えば知事個人に損害賠
償という形で来るというのが、かつての例がござ
います。例えば、京都市長がゴルフ場を止めた
ときに数十億円、それから国立市の市長さんが景観
条例で、いろいろ行ったり来たりあったんですけ
れども、数千円の個人補償と。

これについて今、行政の方では保険を掛けてお
りまして、そしてその保険料は個人的に支払って

おります。行政でもそうであるのに、今回のこの
会社法の言わば改正によりまして、この保険料の
負担を取締役等の役員が免れると、改正によつて
言わば個人的負担が軽減されるということなんで
すけれども、これをどう認識しているのか。

特に、役員と会社、利益相反の関係にありま
す。そして、その理由が役員等にインセンティブ
を付与し職務の執行の適正さを確保するためとさ
れておりますけれども、果たして、今もずっと議
論になっておりましたこの改正によつて国際的な
人材あるいは優秀な人材を引き付けることができ
るのかというところを含めて、これは局長
さんの方で結構ですけれども、御見解をお伺いし
たいと思ひます。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。
まず、利益相反の観点でございます。

株式会社が取締役等との間で補償契約を締結す
ることや、株式会社が保険会社との間で取締役等
を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結
することについて、取締役等と株式会社との利益
が相反する側面があるというのは、これは御指摘
のとおりでございます。

こういった利益相反性に鑑みますと、この補償
契約やこの役員等賠償責任保険契約の内容の決定
手続につきましましては、会社法の利益相反取引の
手続に準じたものとするのが相当であると考えて
おります。そこで、改正法案におきましては、利
益相反取引の承認と同様に、これらの契約の内容
を決定するには取締役会の決議を要することとし
ております。

また、改正法案が成立した場合には、これに合
わせて法務省令を改正いたしまして、これらの契
約に関する一定の事項を株主に開示させること
で、また利益相反等の懸念される弊害に対処する
こととしております。

また、役員等にインセンティブを付与するとい
うようなことができるのかということございま
す。会社補償や役員等賠償責任保険は、役員等が
その職務の執行に關しまして第三者から損害賠償

請求を受けることとなるなどによって、役員等に生ずる費用等を一定の場合に株式会社や保険会社が負担するものであります。

そういったことによりまして、役員等がその職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負うことを過度に恐れることによつて職務の執行が萎縮するとか、果断な経営判断を行うことができないということや役員等に対して適切なインセンティブを付与するという意義が認められることだと考えております。

また、外国、特に米国等におきましてはこういった会社補償が一般的に認められているところなどを踏まえ、こういった制度が適正に運用されていることは、国際的な人材や優秀な人材を我が国に招聘するために必要な要素の一つになるものと考えているところでございます。

○嘉田由紀子君 そのような方向に行くことを望んでおりますけれども、今回ずっと議論がありまして、会社というのは本来社会的存在でございまして、そういう中で、先ほどの女性参画、女性の言わば国際的な地位、日本の場合には健康、教育はかなり地位が高いんですけど、政治と経済は本当に取り残されております。今、高良議員が質問してくださったとおりです。

私もいろいろかつてデータを集めたことがあるんですけど、女性参画度の高い企業の方が収益、あるいは社会的なヒイピアが収益とともに大変いいという評価は幾つか出ております。そういうものも活用いただいて、それから環境への配慮ですね。今、電力会社の問題も含めて、また今後の議論にもなると思いますけれども、この地球環境というのはまさに人類の共有財産ですから、そこに対して公的な企業が責任を持つということは大変大事なことでございまして、これはコメントとして言わせていただきます。

私の方は、一貫して今回は、離婚後の子供の言わば暮らしと、そして生活水準を維持するためというところで共同親権のお話をさせていただいておりますけれども、両親が離婚後に子供が別居して

いる親と交流を持つ、面会交流あるいはペアレントィングと言っていますけれども、この結果を心理学なり、あるいは様々な社会学的なところで調査をするというのはいささか難しいんです。

海外ではかなりあるんですけども、日本の例では余りないんですけども、実は有り難いことに、小田切紀子さんたちが、大学生六百三十四名を対象にして平成二十八年に論文を出しております。ここでは、離婚後の親子関係及び面会交流がスムーズで満足度が高い学生さんは親への信頼度が高く、そして自己肯定感も強く、また周囲の環境への適応度も高いと、さらに積極的な他者関係ができていっているという結果もございまして、ここについて、面会交流の心理学的な、社会的な重要性などお伺いできたらと思います。

○政府参考人(小出邦夫君) お答えいたします。父母の離婚後の子の養育の在り方につきましては、今委員御指摘の面会交流に関する研究も含めまして、国の内外において様々な観点からの研究がされているということは承知しております。

法務省といたしまして、一般論として、父母が離婚後も、父母の双方が子供の養育に関わることで子供の利益の観点から重要であると考えていることは、これまでも何度も申し上げさせていただいてきたとおりでございます。

父母の離婚後の養育の在り方につきましては、現在、法務省の担当者も参加しております家族法研究会において議論されている状況でございますが、委員御指摘のこの面会交流の重要性、こういった点も踏まえまして、どのような法制度が子供の利益にかなうのかを多角的に検討する必要があります。そのための様々な分野の実証的な研究行つてまいりたいというふうに考えております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。研究会への期待というのはもうかなり、十回近く伺ったと思いますけれども、その中に、大変重要な分野ですので、明示的に入れていただきたいと思いま

さて、この面会交流と、あるいは養育費ですけれども、二〇一一年、平成二十三年、民法七百六十六條、ちょうど民主党政権さんの江田法務大臣がかなり前向きに民法改正してくださいまして、七百六十六條に面会交流と養育費の支払の重要性を入れていただきました。

そして、この後、この七百六十六條改正で、家裁、つまり家庭裁判所が具体的に変わったのかというところで、家裁通簿というのを関係する家裁を活用した方たちが出ております。その家裁通簿によりまして、裁判所はほとんど変わっていないという意見が八〇％。つまり、面会交流、特に面会交流について前向きに受け止めてくれないというところでございます。

三点申し上げます。裁判所関係者が親子交流の断絶期間の影響度に関して無理解で他人事だ。二点目は、監護者の主張する対応に終始するばかりで、面会開始まで非常に時間を要する。さらに三点目ですけれど、裁判所が勝手に上り下りした相場観で月一回の最小面会に落とし込まれるという、この三つの理由で裁判所が変わっていないということを訴えておられます。

そしてさらに、家庭裁判所の調査官は、親子再統合、仕事してくれていると感じているかどうかという質問には、たつた九％しか感じていると答えておりません。つまり、二〇一一年のあの民法改正は何だったのかということが大変関係者の間に疑問が持たれているわけでございます。

これについて、家庭裁判所、どのように、特に裁判所の関係、お考えでしょうか。見解をお願いいたします。

○最高裁判所長官代理者(手嶋あさみ君) お答え申し上げます。

委員御指摘のような御意見があることについては承知しております。家庭裁判所におきましては、民法七百六十六條一項の趣旨を踏まえ、子の利益を最も優先して適切な面会交流の取決めを行うことが重要であるとの認識の下で、個々の事案の実情を踏まえまして、手続の早期の段階から同

居親の理解を促すとともに、自主的な取決めがされるよう働きかけを行っているものと承知しております。

今後とも、子の利益にかなう面会交流の取決めが実現されるよう、最高裁判所としまして、裁判官、家庭裁判所調査官等が参加する各種協議会、研究会等の場におきまして面会交流事件の審理の在り方などについて更に議論を深めるなど、必要な支援を行ってまいります。

○嘉田由紀子君 裁判所の現場の実情、しっかりと調べていただいて、そして当事者が満足できるような、そういう方向に持っていくていただきたいと思います。

そのために共同親権という大きな枠組みの変更が必要だと思っておりますけれども、この面会交流に関する取決めにどうその実効性を確保していくのかというところで、より具体的な方向、法務省さんの方でお願いできますか。

○政府参考人(小出邦夫君) お答え申し上げます。

面会交流の取決めの実効性という御質問でございしますが、面会交流に関する取決めが公正証書によつてされ、又は調停でされている場合に、子を監護している者が面会交流に協力せず、取決めの内容を実現することができないときは、子を監護していない者は、面会交流について強制執行の申立てをすることができるとございまして、

もつとも、この面会交流を求めて強制執行の申立てをしたにもかかわらず、強制執行が奏功しなかったなどの理由で実際に子供と会うことができない方がいらっしゃることも承知しております。

また、子供を実際に監護している親のうちに、面会交流について協力的になれない方の中には、面会交流そのものを拒むわけではないものの、第三者の支援を得て面会交流を実施したいと考えている方がいるという指摘もございまして、これまで申し上げてきたとおり、家族法研究会では父母の離婚後の子供の養育の在り方について議論がされておりますが、その中では面会交流の促進も論

点として取り上げられるものと承知しております。その中でも、今申し上げました面会交流を支援する団体との連携の在り方等についても議論の対象になり得るものと考えております。

法務省としても、この家族法研究会における議論にしっかりと参画してまいりたいと考えております。

○嘉田由紀子君 今日、お手紙をいただいたんですけれども、この間、十一月の二十六日に、共同親権運動をしていらつしやる方たちが訴訟を起こしたということをご取り上げさせていただきましたけれども、千葉県の七十歳、七十八歳のあのおばあちゃん、祖母ですけれども、息子の子供、別居して、そして家裁で六回審判したけれども、結局、面会交流、月一というその相場観、そして母親の方に監護権ということで、ほとんど実態を聞いてもらえずに、もう決まったルートで審判をもらったということで、大変不安に思っております。というのは、母と子の関係が余り良くないというようなことを心配をしておられるんですけれども、例えばこういうふうに、今、国民の皆さんの間でも本場に当事者がたくさんおられるということで、是非裁判所の方も次の一歩を踏み出していただけたらと思います。

そして、四項目の質問ですけれども、具体的にこの共同養育支援を進めていくには、離婚届を取りに来るのは市町村の役場ですね。ですから、市町村の役場がそのときにどれだけ言わば共同養育なりあるいは面会交流のことを広げていけるのかということ、この辺り、自治体との協力関係、どうなっているでしょうか。よろしく御見解をお願いします。

○政府参考人(小出邦夫君) 答えたいします。委員御指摘のとおり、未成年者の父母が離婚する際に、面会交流や養育費の分担等、子供の監護について取決めることの重要性、これを父母に周知するためには、離婚届に関する業務を担当しており実際に当事者の方と接する地方自治体と

の連携、これが重要であると考えております。

法務省では、平成二十八年十月から、養育費、面会交流の重要性及び基本的な法的知識の解説や、実際に取決める際に参考となる合意書のひな形及び記入例などを掲載したパンフレットを作成いたしました。全国の市区町村において離婚届の用紙と同時に配付してもらっております。法務省から平成三十年度に全国の市区町村に配付したパンフレットの部数は四十五万部になっております。

法務省としては、引き続き、関係省庁や地方自治体とも連携して、父母が離婚をする際に子供の養育について取決めることの重要性について周知を進めてまいりたいと考えております。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。離婚が毎年、今二十一万組とかいう数字でございますので、四十五万部、毎年広げていただいているということは、かなり必要な人たちに届きつつあると思います。

私、そのパンフレット見せていただきましたけれども、今の段階で言えることをきちんとまとめたいと思っています。ただ、まだまだ単独親権の中でのパンフレットでございますので、この後、より共同養育を前向きに進められるような形で法的な改善をするところで、より一層自治体、そして何よりも一番の当事者の親御さんたちに届くように、今後、法律改正を持つていつていただけたらと思っております。

○委員長(竹谷とし子君) 午後二時に再開することとし、休憩いたします。

午後一時一分休憩

午後二時開会

○委員長(竹谷とし子君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

として宮崎雅夫君が選任されました。

○委員長(竹谷とし子君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

会社法の一部を改正する法律案及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に東京大学大学院法学政治学専攻教授藤田友敬君、日本大学法学部教授大久保拓也君及び脱原亮・東電株主運動世話人木村結君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹谷とし子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(竹谷とし子君) 休憩前に引き続き、会社法の一部を改正する法律案及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題とし、参考人の皆様から御意見を伺います。

この際、参考人の皆様に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

皆様から忌憚らない御意見を賜りまして、両案の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

議事の進め方について申し上げます。

まず、藤田参考人、大久保参考人、木村参考人の順に、お一人十五分程度で御意見を述べさせていただきます。その後、委員の質疑にお答えいただきます。

また、御発言の際は、挙手をしていただき、その都度委員長の許可を得ることとなっておりますので、御承知おください。

なお、御発言は着席のままです。結構でございます。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いいたします。

○参考人(藤田友敬君) 東京大学の藤田でございます。藤田参考人。

本日は、この委員会にお招きいただき、意見を述べさせていただきます機会を与えられたことにつき感謝いたします。

今回の会社法の一部を改正する法律案、以下改正法案と呼ばせていただきますが、これは、法制審議会において本年一月十六日に採択された会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱に基づき作成されたものと理解しております。私は、この要綱の作成のために設けられた会社法制(企業統治等関係)部会において、委員として議論に参加させていただきました。もちろん、個々の論点につき、個人的な意見がないわけではございませんけれども、なかつたわけではございませんが、最終的には要綱全体について採択に賛成しており、したがって、この改正法案による会社法改正が成立することを期待しているものであります。

平成十七年に制定されました会社法は、他の法律の改正等に基づく技術的な修正を除きますと、平成二十六年に一度改正され、今回は二回目の大きな改正ということになります。前回の改正では、取締役会改革やグループ企業のカバナスといった重要なテーマを取り扱っておりましたが、今回の改正法案も、株主総会の規律、取締役の報酬や責任に関する規制等、我が国の企業や投資家、さらには資本市場の在り方にとって大きな意義を持つ内容を含んでおります。

今回の改正法案の提案理由は、「会社をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、株主総会の運営及び取締役の職務の執行の一層の適正化等を図るため」と述べてありますが、会社法制は、企業社会が健全に発展するための重要な制度的インフラの一つであり、時代と社会の要請に応じ、絶えず適切にメンテナンスしていくことが求められるわけ、今回の改正もまさにそのような試みの一つ

です。

ただ、ここで一点だけ注意していただきたいことがございます。会社法は、企業組織や資本市場を支える重要な制度インフラの一つではあるのですが、決して唯一のものではないと思います。例えば、上場会社の規律には金融商品取引法が重要な役割を果たしており、金商法は、内部者取引や相場操縦規制のように資本市場の秩序を維持する規律も行っていますが、同時に、最近では、議決権行使結果の開示ですとか役員報酬の開示に見られるようなコーポレートガバナンスをめぐる重要な規制ツールでもあります。

また、最近では、ソフトウェアと呼ばれる規制の意義も強調されています。ソフトウェアは、会社法や金商法のようなハードローとは異なり、国が作成し、国がエンフォースするような規範ではありませんが、近年、コーポレートガバナンス・コードですとかスチュワードシップ・コードといった重要なソフトウェアの存在感が増してきております。このように、企業組織あるいは資本市場の在り方を支える重要な制度的インフラとして会社法以外にも重要なルールは存在しており、会社法はそれらと合わせて適切な結果がもたらされることが期待されているものであります。

このように、ソフトウェアとハードローの間、あるいはハードローの中でも会社法と金商法の間のすみ分け、役割分担、こういったことは会社法制度部の議論でも常に意識されてきたところであります。改正法案の条文だけを見ると何か物足りないというふうにも思われることがあっても、それは規制なく野放しにせよという趣旨ではなくて、ソフトウェア等による規制を期待しているという場合もあるということに御留意いただければと思います。

以上は改正法案全体に係る意見でしたけれども、以下では、主要な改正事項についてごく簡単に述べさせていただきますと思います。お時間の制約もございいますことから、今回の改正の中でも中心的内容となっております株主総会関係と取

締役関係を中心にお話しさせていただければと思います。

まずは、株主総会関係です。株主総会関係の第一の改正点は、株主総会関係資料の電子化であります。

現在の会社法の下では、株主総会の招集通知と一緒に、書面による議決権行使のための必要な参考書類等が併せて郵送されております。今回の改正法案は、これらの書類、条文では株主総会参考書類等というふうには呼んでおりますが、これについて電子提供すればよい、典型的には、ウェブサイトで株主総会参考書類等を掲載し、招集通知にはアクセス方法を記載すればよいという形にしております。もちろん、現在でも、ウェブサイトに株主総会参考書類等を掲載している会社はかなりの数あると思いますが、それをしても、別途書類を郵送しなければならないとなっていたところを、そうしなくてもよくなるわけでありまして、同時に、会社法は、電子化に対応できない株主についても配慮をしております。書面交付請求権というのを認め、株主が今後も書面で株主総会参考書類等を下さいと会社に請求すれば、書面での提供が保障されるということにしております。

改正の意義としては、一つには費用の節約、会社にとつても社会にとつても無駄な紙を減らすということも望ましいことではあります。それに加えて、電子化により印刷の時間が節約できると情報アップされる時間が早められ、総会への準備がより充実することにもつながります。また、書面の郵送にこだわると、送ることのできる情報に質的、量的な制約が生じるところ、電子提供を認めれば、より充実した情報開示につながる可能性もあります。

なお、念のために付言しておきますと、今回の改正法案が提案しておりますのは株主総会関係資料の電子化でありまして、株主総会それ自体を電子的に行い、物理的な意味での会合は存在しない、いわゆるバーチャル総会ですとか、あるいは株主が電子的に総会にアクセスし、質問したり議

決権を行使したりするという話は取り扱われておりません。こういった問題、重要じゃないというわけでは決しないと思うのですが、ただ、こういった問題についてハードローである会社法で規制するのはいまだ時期尚早と考えられ、まずは書類の電子化という手堅いところから法制化しようとするものと考えられます。

株主総会関係では株主提案権についても取り扱われており、具体的には、提案数の上限規制が設けられるように提案されております。株主提案という制度は諸外国にもあるのですが、その場合、提案株主は、自分の費用でその提案を他の投資家に知らせ、委任状を取り付けるという形で会社に対抗するのが通常であります。これに対して日本の株主提案は、提案株主は、一定の要件の下、会社の費用で議案の要領を他の株主に通知してもらうように求めることができることになっており、その意味で手厚い保護が与えられていることになりました。

しかし、総会直前に膨大な数の提案が、提案権が行使されまうと、会社としては、要件を満たす提案がどれで、そうでないのかとどかかといったことを区別する作業などが大きな負担になってきます。また、総会当日も、特定の株主の提案が株主総会の相当時間を占めてしまおうという事態も生じ得ます。

実際、こういったことが、会社、さらには、より重要なことには、提案株主以外のその他の株主の共同の利益を害しているのではないかとこのことが問題視されるような事件が現実にも起きてしましました。この改正法案は、それに対する規制を導入しようとするものと理解しております。

次に、取締役関係です。

第一は、取締役の報酬等です。役員報酬の規制は、世界的にもコーポレートガバナンスの中心課題として注目されております。日本の会社法は、定款で定められない限り株主総会決議を要求するという点では、例えばアメリカ等に比べると報酬規制が一見厳しそうにも見えるので

すが、求められる決議内容は、例えば金銭報酬の場合は、取締役全員の報酬総額の合計の上限だけを決めればよく、また、総額を変更しない限りは、取締役が入れ替わっても決議し直す必要はないなど、やや形式的な規制になっている面はございます。

改正法は、取締役の個人別の報酬等の決定方針を取締役会で定めることを要求しております。背後にある問題意識は、適切なコーポレートガバナンスという観点からは、会社から出ていく金額の総額だけでなく、誰にどのような性格の報酬をどのような形で与えるのかということこそが重要なので、この点についての方針をきちんと決めさせようという、そういうことなのだと思います。次に、取締役の責任との関係で、会社補償及び会社役員賠償責任保険という制度が提案されております。

会社補償というのは、会社の業務執行に当たって役員等が第三者に対して責任を負った場合、一定の要件の下、会社から補償を受けるというもので、改正法案はその旨の契約を締結することを認めております。諸外国では割とよく見られるものなのですが、日本の現在の会社法には会社補償制度は存在しません。ただ、民法六百五十条三項に基づいて、会社に対して一定の場合請求する可能性があるととらえます。

そこで、今回の改正法案は、会社補償制度を新設し、一定の内容の補償契約の締結を可能にし、かつ、そのための手続を整備すると同時に事後的な開示を要求し、透明性を確保しようとしております。

注意していただきたいのは、役員等の対会社責任の免除、軽減についての厳格な規制が形骸化しないように改正法案は留意しているということです。具体的には、問題の取締役等の行為が、第三者に対する責任に加えて会社に対する責任をも惹起し得るものである場合には補償契約の対象とはならない、補償の対象にはならないとしていることであります。

次に、会社役員賠償責任保険は、一般にはDアンドO保険などと呼ばれておりますが、これについて、会社が保険契約を締結する場合の手続や開示に関する規制の導入が提案されております。

時折誤解が見られるのですが、これは、今回の改正によって初めて可能になるというものでは決してございません。DアンドO保険は、既に我が国においてもかなり広く利用されております。しかし、現在の会社法にはこれについての規定が存在しておらず、締結のための手続も必ずしもはっきりしません。

改正法案の性格は、これまでできなかったDアンドO保険の利用を可能にするといったものではなくて、むしろ、既に存在するDアンドO保険について、その締結のための手続を明確化するための規律を置き、これに加えて、事後的に開示を要求することで透明性を高めるというものです。あえて乱暴な言い方をさせていただきますと、規制を強化するといった性格のものと理解すべきだと考えております。

最後に、社外取締役について二点ほど提案がなされております。

第一点は、社外取締役の設置強制であります。平成二十六年改正の際には、議論の末、設置強制は見送られたのですが、今回設置強制を導入したのは、会社法というハードローで社外取締役の設置を確保することが、我が国の証券市場への信頼を高めるために望ましいという考えからだと理解されます。

また、社外取締役への業務執行の委託という条文も提案されております。

社外取締役は業務を執行してはならず、業務執行すると社外性を失うというのが現在の法制であります。しかし、社外取締役が行うにふさわしい業務もあるのではないかと、近時、指摘されるに至っております。

例えば、いわゆるマネジメント・バイアウト、MBOの際に、一般株主を保護するために社外取締役を中心とした特別委員会を設置し、そしてそ

の特別委員会によって条件の向上を図るといったことがなされることしばしば見られるわけですが、その委員会の長である、特別委員会の長である社外取締役が買収者と価格交渉をして買収価格を上げるように努めるといった活動が典型であります。しかし、これは業務執行に当たる可能性があり、現行法の下では、社外取締役が行うことはできないのではないかという疑問があるわけですが、実質としては、まさにこれは社外取締役が果たすべき役割ではないかと思われま。そこで、改正法案では、こういったことを可能にするために、限定された範囲内ではあります。社外取締役に対して業務執行を委託することを認めることとしております。

以上のコーポレートガバナンス関係の改正のほかに、改正法案では、社債に関する改正、あるいは株式交付と呼ばれる新しい名称の制度の新設も提案されております。これらが決して重要ではないというわけではありませんが、多分に技術的な性格が強い改正であるために、私の意見陳述では省略させていただければと思います。

以上、今回の改正法案における主要な改正事項、とりわけコーポレートガバナンスに関わる改正点について意見を述べさせていただきました。膨大な改正条文についても短時間でお話しさせていただきました。ただ、ためにどうしても話がざっぱになり、しかも相当早口になってしまい、申し訳ございませんでしたけれども、以上で私の意見陳述を終えさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○委員長 竹谷とし子 ありがとうございます。

次に、大久保参考人をお願いいたします。大久保参考人。

○参考人(大久保拓也君) ただいま御紹介いただきました日本大学法学部教授の大久保拓也です。これまで、取締役の報酬ですとか責任に関する規制を中心に研究をまいりました。この度は、会社法それから整備法の改正案について意見

陳述を行う機会をいただきました。改正会社法に關して、気になる幾つかの点について意見を述べたいと思います。

お手元には、企業法実務研究会の意見書といったものと私のレジュメを配付させていただきました。この企業法実務研究会は、民商法の研究者や実務家が所属する研究会におきまして、改正会社法に関する意見書をまとめたものとなりまして、法務省に提出した後に雑誌に掲載していただいたものとなります。参考までに御覧をいただければと思います。今回の参考人としての意見につきましては、この研究会における意見を踏まえながら、若干の問題点を指摘をしていきたいと思っております。

改正法案の評価となりますが、今回の改正法案は、社会経済情勢の変化に伴い、株主総会に関する手続の合理化、社外取締役の設置の義務付け等のコーポレートガバナンスの改善のための規律の見直し、社債の管理の在り方の見直しの要否を検討することなどが求められており、そこから審議が行われてきたとされておりますので、上場会社向けの規制というのが改正の中心に据えられていることかと思っております。

そのうちの一つが株主総会資料の電子提供制度になりますが、この電子提供制度については、評価すべき改正ではないかと思っております。これは、株主総会の資料をウェブサイトに掲載し、株主に對してそのアドレス等を書面により通知することで株主総会の資料を株主に電子提供する制度を創設するものであります。

現行の会社法においては、株主総会の資料の提供は原則として書面によることとされ、インターネットによる提供をするには株主の個別の承諾を得ることが求められますので、株主数の多い上場会社にとつて、資料の印刷や郵送のコストが掛かっていたという問題があります。

ただし、インターネットの提供ということになりますので、いわゆるデジタルデバイドの問題というものを考慮しなければならないことは

あつたかと思っております。

これに對しまして、改正法案では、郵送等のコストを減らすとともに、株主には、現行と同じかより早い、二、三週間ほどですけれども、より早い情報提供を受けることができるというような仕組みを設けることにしております。また、資料の提供を希望する株主には書面交付請求を認めていきます。これらの措置がとられるということに鑑みますと、この改正というのは妥当な改正ではないかと思っております。

次に、取締役の報酬に関する規律の見直しというものが改正法案の一つの課題となっておりますけれども、これについても妥当な改正だと考えております。

現行法では、上場会社であっても、報酬の決定方法、機関法制によりまして決定方法に違いが見られるということになります。指名委員会等設置会社では、個人別の報酬の内容を報酬委員会が決定しますが、それ以外の会社では、個人別の報酬の内容まで決定することが求められてはおりません。これは、日本の会社法が中小会社から公開大会社まで会社法一本で規制をしており、報酬の詳細な開示を望まない中小会社にも配慮したといったことが影響しているのかとも思っています。もっとも、外国人株主の増加もありまして、公開大会社、特にグローバル企業におきましては、報酬の開示や決定方針の明確化をすべきだという要求が求められてきております。

そこで、会社法の改正案では、取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められていないときには、一定の監査役会設置会社と監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めなければならぬものとし、これを開示することを求めています。こういった改正が行われれば、報酬の開示が現行に比べますとより充実することが見込まれます。

このように、改正法案には評価すべき点が多数見られます。ただ、理論的に幾つかの問題もある

のではないかとこのように思います。時間の制約もありますので、ここでは三点ほど問題点を指摘をさせていただければと思います。

一つ目が株式報酬についてとなります。

改正法案では、株式や新株予約権を取締役に對するストックオプションとして交付しようという場合の規制を整備しようとしております。現行法では、新株予約権について、その行使に際して必ず財産の出資をしなければならぬため、実務上、行使価額を一元として、実質的に出資をせずに、出資を要せずに新株予約権を交付するといったことが行われてきています。

このように、ストックオプションに係る出資について金銭の払込みをしないか、払込金額を極めて低い金額とすることは、労務出資と同じような状況が生じているというふうにも思われます。労務出資は、合名会社、合資会社の無限責任社員には認められていますが、その他の合資会社、合同会社の有限責任社員は金銭等の出資しか認められていませんし、株式会社にあっては、金銭その他の財産の出資を前提としているということになりますので、ストックオプションを報酬等と位置付ける場合の規定がこの会社法の改正案には盛り込まれるということにはなりませんけれども、理論的には、どう位置付けるか、法的に位置付けるかについての疑問は残っているのではないかと思います。

二つ目に、株主提案権についてということになります。

改正法案では、株主提案権について、目的等の制限と議案数の制限を提案しております。目的等の制限につきましては、さきの衆議院の検討によつて、この条項については削除されたということとでございますが、議案数の制限の問題というのはまだ残っているのかと思われま。

この株主提案権のうち、議案要領の通知請求権については、取締役会設置会社の株主の提案が十を超える議案について議案要領通知請求権を認めないこととし、提案できる議案の数を十個に限定

しようとしております。この改正案が示されたのが、一部の株主により膨大な数の議案が提案された場合や株式会社を困惑させる目的で議案が提案された等、近時の濫用的な行使事例に鑑みて改正するというのが会社法の検討の中で示されていたところと。

もつとも、そこで取り上げられた事例がごく一部の特定の株主による行使事例でありまして、その対象会社は、行使者が創業者一族であつたといったような特殊な事例であつたということにすぎません。こういった一部の特殊な事例を根拠として株主の重要な権利である株主提案権の行使が制限されるというのは、立法の在り方としては妥当とは言えないようにも思われます。

もつとも、このような対策では不十分であり、濫用に対する懸念はあるということとは理解することとはできます。

同様の懸念で、かつて立法においては、平成五年の株主代表訴訟の改正においては、取締役の違法行為時の株主であつたか否かという行為時株主原則といったものを検討されたことがありますが、その導入は見送られたということがありますが、濫用の懸念から権利行使を行わせないといった仕組みの導入にはやはり慎重であるべきではないかというふうに思います。そういった点を考慮するには、制度の導入の趣旨に立ち返つて検討するということが必要ではないかと思ひます。

元々、株主提案権は、昭和五十六年に株主総会活性化の一つの方法として導入されたものですが、株主提案権の濫用が懸念される、特に上場会社などにつきましては、取締役会の設置が求められる会社については、百分の一以上の議決権又は三百個以上の議決権を六か月前から引き続き有する少数株主に限定されるというふうにしてあります。

少数株主とされていますが、かつての株主運動、一株運動といったような株主などとは異なり、現在、この上場会社でこういった行使要件を満たす株主というのは、実際には大株主と見るべき数の株主ではないかとも思ひます。また、中小

会社であつた場合ですと、経営権を握っていない大株主が行使するといったことが考えられるかと思ひます。

こういった権限の濫用防止策として、議案が法令、定款に違反する場合、実質的に同一議案について一定の賛成を得られなかった日から三年を経過していないという濫用防止策も現行法でも定められているということもあります。

また、今回の改正では、招集通知の印刷等に関するコストの増加も予定されているところでありますが、改正法案では、株主総会資料の電子提供制度を採用する会社については、その電子提供をすることで対応することができるとも考えられます。

そういったところを考慮しますと、株主提案権が創設された趣旨というのを考慮しまして、現在ではこの株主との対話というものが求められる最近の社会情勢に鑑みて、議案数の制限を付ける必要性も乏しいのではないかと思ひます。

三つ目は、株式交付の制度となります。現行法においては、対象会社を完全子会社にした場合の制度としては株式交換制度があります。もつとも、対象会社を買収しようとするものの、対象会社を完全子会社化と、子会社とすることまでは望んでいないという場合もあります。

改正法案では、株式交付という買収の手法を新たな組織再編行為として新設しようとしています。株式交付とは、買収会社が対象会社を子会社とするために、対象会社の株式を譲り受け、その株式の譲渡人に対して対価として買収会社の株式を交付するという、そういう制度となります。

この方法を現行法の下で行う場合、買収会社が対象会社の株式を現物出資財産として買収会社の株式を発行しなければならず、そういった場合には検査役の調査が必要となるといったために、手続的な時間が必要という問題点があるという指摘がされております。

そこで、言わば部分的に株式交換制度を導入するといった位置付けで、株式交換制度に倣い株式

交付制度を導入している、こんなふうに見えるのではないかと思ひます。

もつとも、株式交換制度は、持ち株会社の創設、つまりは結合企業を形成する手法として導入されたものですが、株式交付制度はそういった理念に基づくものというわけではないのではないかと思ひます。対象会社の株式を現物出資財産とする規制を避けるために、株式交換制度になぞらえた制度としたものではないかとも考えられます。

現物出資規制は資本充実規制の一環として重要な役割を果たすものであり、出資財産の評価というところが問題となります。その厳格な規制を回避する手法として株式交付制度が導入されるということであるとなれば、妥当ではないのではないかと思ひます。また、改正法案が実現された場合であつたとしても、この現物出資規制の適用範囲といったところ、そういったところをやはり理論上明確にするということが求められるのではないかなというふうにも考えているところで。

その他にも多数の改正事項というのがありますけれども、時間の関係がありますので、私の意見は以上となります。御清聴ありがとうございました。

○委員長(竹谷とし子君) ありがとうございます。次に、木村参考人をお願いいたします。木村参考人。

○参考人(木村結君) 御紹介いただきました木村結と申します。本日は、参考人としてお招きいただき、ありがとうございます。

私が所属しております脱原発・東電株主運動について、少し御紹介をさせていただきます。

一九八六年にチエルノブイリ原発事故が起こり、八千キロ離れた日本でも、農作物が三百七十ベクレルという高い基準値を超えました。その三年後、昭和天皇が亡くなったニュースに隠れて報じられたのが、福島第二原発三号機の事故で、回転板が脱落して警報器が鳴り響いても運

転員は原発を止めず、大惨事になる直前でした。子育て中の私は、情報公開を東京電力に求めましたが、東電は全く応じてくれませんでした。そこで、友人たちに声を掛けて東電の株を買い、株主総会で情報公開を求めることを思い立ちました。当時、東電株は単位株で百株で五十九万円もしておりましたので、私は借金をして百株購入いたしました。一九九一年には、二百四十九人、三万七千三百株集まり、株主提案権も行使できるようになり、その後、二十九年間連続して提案しております。原発を有するほかの八つの電力会社でも同様の株主運動があり、活動し、交流を図っております。

二〇一一年の福島第一原発事故直後の東電株主総会には九千三百人もの株主が総会に参加、用意された六つの会場から人があふれました。口々に、国民の代表として参加した、株主として黙ってはいられないとの怒りの声が充満していました。

大企業、特に国民の生活、安全に大きな影響を与える医薬品や原発などを扱う企業は社会的責任も大きいと考えています。その企業経営を監視する株主としての役割も私たちは大きく担っているんだと思って活動しております。もちろん、全て自前の費用で活動しており、この活動に関してどこからも報酬をいただいております。私自身、一般企業で働きながらこの活動を続けてまいりました。

午前中も実は今日傍聴させていただきましたが、会社は社会の公器であるという言葉は何人も委員の方々から御紹介がございました。その都度、私は、私たちも本当に同じように思っているのだということをお話しております。詳しいことは後ほどお話しいたします。

先日、衆議院の法務委員会において、私たちの主張を尊重していただき修正案が出され、全会一致で可決していただきました。このことにはとても感謝しております。しかし、この会社法の一

部を改正する法律案にはまだまだ多くの問題点がございまして、指摘させていただきま

まず一つ目は、三百五十条の四項です。本条項は、株主が同一の株主総会で提案することができ、議案の数を制限するものですが、このような改正の必要性を根拠付ける立法事実はないと思われます。過去三年間を、商事法務という雑誌で資料編で調べましたが、三千五百社ある株式会社の中で株主提案が行われたものは、二〇一七年五十二社、二〇一八年五十八社、二〇一九年六十五社と、微増はしておりますがたつた二%未満です。一人で十件を超えての提案は三年間でたつた七件、七社のみです。株主提案の数を制限する理由は見当たりません。

会社全体で最も提案数が多い関西電力においては事例を述べてみたいと思います。

二〇一九年、脱原発へ！関電株主行動の会が八件、京都市が五件、大阪市が八件、うち京都市との共同提案が四件、他団体が四件、合計の二十一件でございました。この京都市も大阪市も御存じのように脱原発提案でございまして。しかし、共同提案をするなど、大阪と京都市はですね、共同提案をするなど配慮がなされており、ほかの団体も節度を持った提案数を維持しています。

いたずらに多くの提案をしたのは、株主提案権が成立してから三十九年間でたつた一件、百件を超えたものは一件ですね、二〇一二年の野村ホールディングスしかありません。午前中には小出さんが、課長ですが、二件ほど六十件を超えた事例を述べていらつしやいましたが、その中でも六十件を超えても、会社がそれを提案として受理するのはその中の十件とか数件にとどまっております。

更に付け加えると、関電においてもほかの電力会社でも、株主の発言は三分に制限されております。株主総会に要した時間は、最長の関電の三時間四十七分、これは二〇一九年のデータです。ほかでも、三時間を超えるものは、三年間で二〇一七年の東電の三時間四分のみでございまして。いた

ずらに長引かせるとか、そういうことはほとんど株主提案ではありませぬし、議論を、会社の方が発言を非常に制限をして株主総会を早く終わらせようというふうにしております。それが事実でございまして。

以上のとおり、そもそも立法事実がなく、会社側の恣意的な判断が予想される本条項は、削除をしていただくよう願います。

二点目、三百一十一条ですね、書面による議決権の行使に移ります。

株式会社は、議決権行使書の閲覧請求を拒否することができるとして、調査以外の目的で請求を行つたとき、請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行つたとき、請求者が前項の電磁的記録に記載された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益をもって第三者に通報するため請求を行つたときとして、上記に該当するようないこととがこれまで起こつたということを承知しております。具体的にはどのような場面を想定されているのかも不明でございまして。立法事実も存在しないのではないかと考えられます。

私たち九団体は、株主提案をした後、各々の電力会社の本店にて議決権行使書の閲覧謄写請求をし、二日から数日掛けて手書きで書き写す作業をしております。時間が掛かるのはコピーが許されていないからです。そこには電力会社の社員が交代で見張り役に付きます。個人情報を開示しているのですから当然ですが、それが会社の業務の遂行を妨げていると判断されたら拒否できることとなります。

さらに、ここにも株主の共同の利益という文言は残っており、少数株主が賛同者を募る行為が共同の利益を害すると判断されたら拒否できてしまいます。衆議院法務委員会での削除と平仄を合わせるべきだと思います。

知り得た事実を利益をもって第三者に通報とは、例えば、〇〇社は原発再稼働に賛成票を入れ

た会社だから不買運動しようと呼びかける行為は含まれてしまうのでしょうか。曖昧な表現がそこかしこにちりばめられており、会社が恣意的に解釈できる条文はふさわしくありませんし、具体的な事件を列記されないなら、立法事実がないと言わざるを得ません。

三つ目に、第二編第四章第一節の三款、三百二十五条の二から七まで、電子提供措置について申し上げます。

電子化は避けられない課題だとは思いますが、運用に当たっては、移行期間を五年間設けるなどの措置が必要と考えます。

条文では書面交付請求ができることになっており、はがきが送られ、そこにはメールアドレスが記載されているとの説明がありましたが、電力株で考えてみますと、昔から安定株で配当も良かったために資産として代々受け継がれている方が多く、所有者も御高齢の方が多いため、実情です。メールアドレスを打ち込みの確に返信できる方がどれほどおられるでしょうか。

十年前、株券の電子化に伴い証券保管振替機構、保振機構が設置され、株主提案権を行使するためには、それまでは提案株主になる合意書にサインと押印をすれば事足りましたが、十年前から証券会社に当該株を所有しているという証明をしてもらう必要があり、その手数料を一回につき三千二百四十円、今は三千三百円になりましたが、支払わなければならない証券会社もあり、今それは、手数料を取る会社は増加しています。

手続も煩雑で、国で決められた期間内、四週間で手続を終えなければいけません。その手続をスムーズにやつてくれない証券会社も多々あります。そのため、二〇〇八年には四百九十六人、三十三万六千株の賛同があった東電株主運動の提案が、電子化に伴う手続を嫌って、二〇〇九年には二百八十三人、十七万四千八百株と半減しました。移行期間を設けていただくよう、切に望みます。

また、三百二十五条の五、一項では、電子提供

事項について書面交付請求ができる旨の定めがあるものの、同三項では、株式会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、前項の規定により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができるとしています。さらに、同四項では、書面交付請求をした株主の権利は一年で消滅し、書面交付を希望する株主は毎年その請求をしなければならぬことになっております。これでは会社の事務負担の軽減ばかりが重視されており、インターネットの利用が困難な御高齢の株主等に対する配慮が十分になされているとは言えません。

現状をお話しすれば、株主提案とその説明は、一提案各四百字にまとめて株主招集通知に記載されます。株主の手元に届く書面でじっくり検討して、同封の議決権行使書に賛否を記入し投函するというこれまでの株主の権利が大きく阻害されることになりかねません。

四番目として、第四百三十の二及び四百三十の三です。補償契約及び役員等賠償責任保険契約について申し上げます。

役員等賠償責任保険契約については、国内外の優秀な取締役招聘のため、既に各社の取締役会で決定し、行われていることですが、そうであれば、会社法で改めて規定する必要がどこにあるのでしょうか。

企業の社会的責任を考えると、取締役に緊張感を持って職務に当たっていただきたいと思えます。取締役が法令違反を理由に第三者から訴訟を提起された場合に、会社が取締役の裁判費用等を補償する契約を締結できるとされていますが、取締役に悪意があっても重過失があっても会社の資金でこのような裁判費用が補償されるというのは、優秀な人材を国内外から確保するためという目的から大きく逸脱しています。

悪意のある、重過失を犯すような人材に高給を支払い、その取締役が法令違反を犯した際に裁判費用等を補償することが会社の利益や発展につながることはとても思えません。むしろ、悪意や重過

失がある場合にまで補償を認めてしまうことは、違法行為に手を染めてでも目先の利益を上げようとする誘惑を誘うことになりかねません。取締役個人が自分で費用負担すべきものであります。

最後に、私が初めて東電の株主総会に出席した際は、東電の本店の二階で二百名ほどの会議室でした。総会屋とおぼしき人たちが居並び、ほかは下請や社員OBでした。質問の声はやじと怒号でかき消され、とても一流会社で行われていることとは思いませんでしたし、恐怖すら感じました。

私たちが参加し、提案権を獲得してからは、日比谷公会堂で開催するようになりましたが、取締役が並ぶひな壇の前には警備会社の制服を着たガードマンが並び、株主から役員を守っていました。総会屋は幅を利かせていましたので、私たちとても恐ろしく、株主提案席を特別に確保してもらい、身を守りました。

私たちが株主提案ができるようになったのは、一九八一年に商法が改正されたおかげでございます。その趣旨は、形骸化している株主総会を民主的に運営するため、株主が意見を發表し合い、ほかの株主や会社や取締役と相互に信頼関係を築くためでした。三千五百社で株主提案が行われているのはたつた六十五社、二％に満たないのです。

まだまだ改革の道半ばです。株主総会をもっと自由な議論で活性化することこそ政府がすべきことで、個人株主の権利を制限することではありません。冒頭、株式会社は社会の公器であるという気持ちで提案していると申し上げましたが、今年の提案の一部は……

○委員長(竹谷とし子君) 木村参考人、お時間が過ぎておりますので、御意見をおまとめください。

○参考人(木村結君) はい、あともう少しで終わります。

今後の見どころ、聞きどころというチラシを送りしてございますが、これは毎年株主総会で株主に配るものです。この中の第九号議案は女性登

用の推進、十号議案は会議議事録の記録と管理及び開示……

○委員長(竹谷とし子君) 木村参考人。

○参考人(木村結君) そして、災害に強い地域分散型送配電システムの推進など、脱原発だけではなく、会社の社会的責任ということを訴えております。

長くなって失礼いたしました。以上でございます。

○委員長(竹谷とし子君) ありがとうございます。

以上で参考人の御意見の陳述は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。

なお、質疑及び答弁は着席のままです。

○山下雄平君 自由民主党の山下雄平です。

今日は、参考人の先生方に、お忙しい中、参議院の法務委員会にお越しいただき、誠にありがとうございます。

持ち時間が非常に短いので、私は、衆議院の審議の過程で削除されました株主提案権の制限の問題についての評価と、そして今後の対応について皆さん方に御意見をお伺いできればというふうに思っております。

衆議院の審議の過程で、株主提案の制限を設けた政府原案の規定では、民法の権利濫用の一般原理を超えた範囲まで制限が及んでしまうのではないかとというような懸念が出されて、その条文が削除されるに至りました。午前の審議の中では、この修正の提案者である山尾志桜里議員の方から、現行法でもそうした問題については対処できるといふような発言もございました。

この政府原案の条文を削除した場合でも、この元々の条文が想定しておりました、株主が専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で議案を提出するといった権利濫用の事案を排除、制限できるのか、現行法でもできるのかということに

ついての御意見を、藤田参考人、そして大久保参考人にお伺いしたいと思えますし、また、木村参考人においては、今日は原案の件にしか御発言がなかったのですが、原案に限らずこうした権利濫用の株主提案というものがそもそもあり得るのかどうか、そうした事例があるのかどうかということについてお考えをお聞かせいただければと思います。

○参考人(藤田友敬君) お答えさせていただきます。

まず、私、最初に申し上げましたとおり、会社法改正要綱に賛成しておりますので、三百四条の改正案の点も含めて賛成した立場としては、これが削除されたことについてもろ手を挙げて喜ぶということはできない、しかねるところではございません。

ただし、懸念も理解できますので、これが削除された場合、されるということにどうしても反対だと考えているわけではありません。ただ、その場合の問題は、削除した場合にはそれがどうなるのかという効果で、まさに御質問あった点は非常に重要なポイントだと思っております。

実は、三百四条について法制審議会で議論しておりましたときは、これがむしろ狭過ぎるのではないかとという意見が多くの方から出されました。つまり、例えば、今言及されました三百四条二号ですけれども、専ら名誉を侵害しといった書き方になっております。もう主たる目的が名誉の侵害であつても、専らじゃないから制約できないんじゃないかといった懸念が提起されたことがございます。

ここまで厳格に絞ったものの、専ら名誉を侵害し、人を侮辱し、困惑させるような、こんなことが行われれば、まず間違いなく権利濫用として拒むつまり、この条文がなくとも権利濫用として拒むことはできるし、また拒んだ場合、最後裁判に行つたときは、裁判所は、それは権利濫用だから仕方ないと認めてもらえるのではないかと思います。

三百四条は削除されたとしても、こういう条文が提案され、典型的な権利濫用としてこういうものが法制審議会で議論されたという記録は残りまです。裁判所は恐らくそのことも勘案すると思いますので、恐らく権利濫用としてこういったものを拒む余地は削除されても残ると思いますし、それが正当化されるということが多いのだと考えております。

以上であります。

○参考人(大久保拓也君) 三百四条の提案につきまして、この規定が削除となっております。

もつとも、企業法実務研究会において検討したときには、どちらかといいますと、提案数の個数の方が問題ではないか、むしろ、こちらの濫用事例に対する歯止めというものは、このただし書以下の削除前の規定が導入されているのであれば、これら対応できるのではないかと、こういったような考えで取り扱われていたところとなります。

ただし、判例では、専ら名誉を侵害しとか、そういったようなケースについては判例で権利濫用というものが認められるという、そういった判決が出ていたということを考慮すれば、この規定が削除された場合だとすると、裁判所、判例の方では、濫用事例に当たるということについては、権利濫用としてその権利行使を認めないというふうな対応ができるのではないかと、こういふふうに思います。

○参考人(木村結君) 私は、権利濫用があったという事例は、野村ホールディングスですか、くらいしか知りませんし、そのときも、全てを株主提案として書面を出したわけでは、野村は出したわけではございませんし、午前中にもほかの委員が質問をして小出さんが答えていたように、会社の方で、これは人の名誉を傷つけるというふうなことで判断したり、それから提案にそぐわないというところで却下し、今も拒否しているわけですので、新たな拒否をする項目を作る必要はないと考えています。

○山下雄平君 先ほど木村参考人から発言があり

ました、目的において制限する事例というのはかなりレアではないかという話ではありましたが、藤田参考人、大久保参考人の御陳述では、提案数の、膨大な数の事例についての見解はお述べになられましたけれども、目的、内容についてのそうした事例が目につくほど少ないのかどうかということについて、お二人の考えをお聞かせください。

○参考人(藤田友敬君) ありがとうございます。私がこの内容の制限について申し上げなかったのは、これ削除されたという話から、あえて意見は控えさせていただいたのですけれども。

数としてそうそうたくさんあるとは思いませんが、現にそういうことがあったときに権利濫用として拒めるということがはつきりするということは、会社がその提案を要領に、その提案をその主要領として株主に送付したりするか否かの判断においては非常に重要なことだと思いますので、立法事実はあると思います。数としてそれが非常に多いから問題だというよりは、そういうことがもし起きたときにはそういうよりどころが必要だという意味で重要だと思えます。

数がどれだけあるかというのは実はよく分からないところがありまして、例えば提案してきたところの中に非常に問題のある発言がある場合に、会社が交渉して外してもらったり、あるいはもう一存で入れなかったりした。でも、その結果、後になって争われなければ、そんなことがあったことはどこにも表に出ないわけですね。

ですから、現実にはそれが顕在化して騒がれた事例だけが世の中の全てだというふうに考えるべきではないというふうに思っております。

○参考人(大久保拓也君) 実際にそれが訴訟に現れてきた事例というのが、出ている数では数としては多くないところだというふうには思いますけれども、実際に訴訟に至る前に株主総会でどれだけの議案を実際に受け付けていくのか、これは事前に弁護士、顧問弁護士等で調整をしたりしてか

ら行くので、大量に扱われるのではないかと、こういふには思います。

そうしますと、実際にはこの濫用事例的な、内容上濫用の事例が実際に顕在化されているのは余り多くはない、訴訟になっているのは多くはないという、そういうことにはなるかと思えますけれども、実務の対応としては、事前に濫用となりそうなケースは、裁判例に出された濫用になった事例など、そういったものを踏まえて対応するということになるれば、十分対応、訴訟に至る以前の対応ができるんじゃないかなというふうに思っています。

○山下雄平君 衆議院の議論、議事録を見させていただいたんですが、その中では、現行法の規定だけでは、会社側がこの権利濫用というふうな判断していいのかがどうかという苦慮する場合があるという御指摘があつて、だからこそ会社法の中で、今回の規定は削除されたけれども、何らかの基準を設けるべきではないかというふうな議論もございました。

仮に今後、新たに会社法の中でこうした規定を、条文案を設けるとするならば、どういったところに留意すればいいでしょうか。その考えを、法律の専門家として、藤田先生、大久保先生にお聞かせいただければと思います。

○参考人(藤田友敬君) 法律家の専門家として提案したのが現行の条文なものですから、それに代わる代替案を直ちに求められると大変苦しいのですけれども、とにかく会社が苦慮するというのは、要するに権利濫用という一般事項に頼らざるを得ないと、本当に伝家の宝刀を抜いていいんだろうかと迷わざるを得ないということにあると思えます。今回の提案がメリットがあつたとすれば、濫用のおそれがあつたので否決されたものも、仮にメリットがあつたとすれば、多少なりとも具体化され類型化されているために判断の材料はあるというところなんだと思います。

ですから、今後、仮に何か新しい提案を次回、次回以降の会社法改正で考えるとするれば、ここで

濫用のおそれがあると言われたような文言について見直しつつ、やはり具体的な類型化をし、頼れるような、つまり、こういうケースだと安心して拒めるといふようなことがある程度予見可能なような条文を書いていく必要があると思います。基本はここで書かれている内容なんだと思います。ここで書かれているようなことが、本当にここで書かれているようなことをしたときに、全く問題がないというふうには恐らく多くの方は考えられないと思います。

問題なのは、これを会社側が拡張解釈し、濫用するようないふ行動に出ないかという点であり、逆にそういったところに留意したような文言に注意すべきで、中身の实质それ自身は、こういった類型で基本はよいのだと思っております。

○参考人(大久保拓也君) この三百四条の現行の規定でも、法令、定款に違反する場合といったものが記載されており、それから、さらにまだ、濫用的なケースというのが掲げられていたかと思えます。

判例の文言などを考慮しながら実務的にその対応が求められる規定というのが今回の提案された条項なんだというふうな思われまふすけれども、今回、会社側で濫用的に株主提案を拒絶するという、そういうような懸念が出されるということからこの提案が削除につながったということだとしますと、そういった懸念が払拭できるような事例、そういったものが規定されればいいのではないかと、こういふふうに思います。

○山下雄平君 ありがとうございます。

○有田芳生君 立憲民主党の有田芳生です。今日は、お三人の方、ありがとうございます。理論の分野、そして実務の分野、そして実際の現場からのお話、物すごく参考にさせていただきます。

最初に藤田参考人に社外取締役の義務化の問題についてお聞きをして、その同じ質問を大久保参考人にお聞きをしたいというふうに思っております。

す。

午前中の審議の中でも、社外取締役の義務化について、なぜ必要なのか、そういうふざわしい人というのは一体誰なのか、そういう制度を取り入れれば本当に信頼性を高めることができるのかといったような議論がありましたけれども、藤田参考人が、法制審の会社法制部会における発言読ませていただいております。最初の方は、平成三十年五月九日、かなり強く消極論を申し上げてきておりまして、それが平成三十年八月一日、約三か月後になりますと、義務付けは私はやはりすべきではないと思っていますと、反対だと明確に語っていらつしやったんですけれども、今日の御説明の一番最初に、この全体の改正案については賛成だという表現をされておりましたけれども、この反対だということ、社外取締役の義務化についてですけれども、それと全体として賛成になられた関係について具体的にお話してください。

○参考人(藤田友敬君) お答えさせていただきます。

審議会の議事録まで丁寧に読んでいただき、大変ありがとうございます。

私が慎重論を繰り返して申し上げたのは、社外取締役が企業価値に貢献するの否かという点については実証研究がまだ分かれております。アメリカなどでも相当研究はあるんですが、決定的な答えが出ておりません。また、日本でも、社外取締役が導入が進んだ、急激に進んだのはごく最近のことです。したがって、もう少しその効果を実証研究などで見極めるのを待ってからでも義務化は遅くないのではないかと、そういう観点から慎重論をかなり強く申し上げました。

しかし、多くの、とりわけ市場関係者を含む多くの方々から、日本の市場に対する海外からの信頼を確保するためには、必ず社外取締役が入っているという状況、しかもそれがハードローによって動かせない、もう簡単には元に戻らないという形で宣言されていることが是非とも必要であると強く言われました。

私は、やはり疑念は維持はしていたのですが、ただ、現在は、社外取締役が一人も入っていない上場会社というのはほとんどございません。その限りでは、まあ信念としては、今の言った、まだ検討の余地はあるとは思っておりますが、多くの企業に非常に大きな負担を掛けたり、それによって非常に大きな新たな負担が増えるわけでもないとなれば、多くの方が、多くの委員が必要だ、日本の資本市場の信頼のために必要だと強く信じておられる制度に絶対反対という立場までは取らないという、そういう形でその点については折れて、全体として賛成するという立場を取らせていただきます。

以上であります。

○参考人(大久保拓也君) 社外取締役の導入の義務付け、現行法ですと、社外取締役を設置するか、設置しない場合には置くことが相当でない理由を挙げるとい、そういう規制になっていきますけれども、その導入から今四年ほどたちましたので、今現在、上場会社についてはコーポレートガバナンス・コードの遵守というものが求められてきていますので、一名の社外取締役が導入されるということを超えて、もう既に複数名の社外取締役、中には独立社外取締役と独立取締役と

いったものも導入されている事例が増えているのではないかと思います。

昨今の、企業の不祥事が続いているという、そういう状況も考えてみますと、日本では、終身雇用制の下に、その企業の中から出世してきて取締役になると、こういうた者が多いかと思えますけれども、その引き上げてきた社長たちに対して十分な発言、意見を述べる事ができる者といえますと、やはり社内取締役では十分ではないところがあるのではないかと、社外取締役を一定数導入するということは必要性があるのではないかと、というふうに思います。その観点でいきますと、社外取締役の設置の義務付けというところは賛成することができるとは思いません。

中小会社までとなりますと、これは非常に対象が広くなりますけれども、現在提案されている会社となりまして、大規模な会社ということが想定されていることになりますので、そこであれば、この社外取締役の導入を求めるべきではないかと思えます。

もともと、ソフトローの規制で元々この社外取締役とか独立取締役の導入を求めてきたという、こういった経緯がありますので、社外取締役を導入するとした場合に、一人でもいいのか、複数なり過半数なり半数なりその人数を増やすべきなのかと、こういうところになりますと、この点は、社外取締役をどの程度導入すればどのぐらいの効果、不祥事に対する対応がなされるのか、その点は慎重に見極める必要性がやはりあるのではないかと、というふうに思います。

むしろ、上場企業であればその点は上場規制に任せて、社外取締役一名の導入というところは認められるということになったとしても、更に独立社外取締役などの導入を促すというところと、それを超えていく部分は上場規制などに任せていくということでもよろしいのではないかと思います。

また、この社外取締役を導入した場合の、どのような人材を確保するのか、これは非常に難しいところになるかと思えます。現在、まだ、この社外取締役の導入が進められてはいますけれども、諸外国のように社外取締役にふさわしい人材をどの程度確保するのか、この点はまだまだ難しいところがあるかと思えます。

現行の上場会社も、適正な、適任なこの社外取締役の導入を、人選というのを苦慮しておられるかと思えますけれども、社外取締役として適正な要件とかどのような人物が必要なのか、そういうところを会社、導入企業側でも明示して、それで導入を進めていくということ、人材の確保ということはまだこれからの課題ということになるのではないかと、そのように考えております。

○有田芳生君 藤田参考人、そのとおりだなという

うお顔で今御意見をお聞きになっているのかなというふうに思いましたけれども。

社外取締役についても一点だけ教えていただきたいんですが、日本においての実証性についてはこれからやってみなければ分からないということだと思っておりますけれども、例えばヨーロッパなどでは、うまくいっているという評価があるからこういう方向に行っているんだと理解するんですが、あるいはアメリカなど、これからやってみないと分からないということ、いや、こうやればうまくいけるんだという、そういうモデルパターンみたいなものは何かあるんでしょうか。

○参考人(藤田友敬君) 非常に難しい御質問です。なぜかといいますと、社外取締役が機能するか否かというのは、単純に社外取締役の数とか存否だけで決まるのではなくて、その社外取締役が導入された取締役会の在り方など様々な条件がありますので、諸外国で効いたことが直ちに効くとは限らない、そういうこともあるので、日本の実証は日本の実証、そして必ず必要なのだと思います。

また、諸外国の研究も実はいろいろ研究結果が分かれておりまして、そうそう明確に、ヨーロッパだと必ずいい結果が出ているというほど単純ではないのではないかと、思っております。

社外取締役の効果の研究というのは、ある時期までは、入れると会社が良くなるのかといった研究、あるいは何人入れれば、つまり、増えれば増えるほど企業価値は上がるのかといった研究をしていたんですが、むしろ最近の研究のトレンドは、どういったタイプの会社だと入れると効果があるのかとか、あるいは適正な人数とかがあるのではないかと、そして、適正な人数とかが、は会社の種類によってどう違うのだろうかとか、そういった形で、そもそも入れることのよしあしといった形の研究ではないような実証研究も増えてきていると思っております。

そうなるべくと、ますます実証研究の中身

は、リッチにはなるんですけど複雑になって、単純なメッセージは引き出せないというふうに思っておりますので、いずれにせよ、日本固有のものを今言ったような新たな視点から検討し直す必要があるというふうに考えております。

○有田芳生君 次に、大久保参考人、そして木村参考人にお聞きをしたいと思いますけれども、株主提案権の議案数の制限についてですけれども、先ほどからお話にありますように、目的などについての制限については修正削除がなされた。これは大久保参考人の研究会ですか、企業法実務研究会、ここでは余り議論にはならなかったというお話でしたけれども、そうはいっても議論の中には出てきたと推測されますので、どんな意見が出たのかというところをまずお聞きをしたいと思います、そして、これは木村参考人に特にお聞きをしたいと思います、現場にいらして、例えば先ほどのお話の中で株主の発言は三分だということがありましたけれども、三分質問をして、それに答弁があつてそれで終わってしまうのか、ちよつと現場の雰囲気も教えていただきたいのと、特に木村参考人には、この改正が行われた場合、先ほどお話出てきましてけれども、総会屋にとつてどう見えているのか、その総会屋の立場に立つてこの改正はどうか、この質問を最後にしたいというふうに思います。

○参考人(大久保拓也君) ありがとうございます。お答えしたいと思います。

株主提案権に関する議論につきまして、研究会ではどちらかというと、研究会の時間の制約というのがありますけれども、研究会の中で特に集中して議論したのがむしろ個数の方で、十とか幾つかの数が出たんですが、では、それが十だとして適正なのか、その辺りは明らかじゃないんじゃないかと、百だとさすがに問題があるのではないかと、そういったことがありましたので、むしろこの点で個数の制約というものを置く必要性はないのではないか、このような形で議論されてきたところで。

むしろ、濫用の防止といった規制の提案がされていまして、それが導入されるということになれば、個数でその削除といえますか提案を拒絶する必要性はないのではないかと、こういう提案、こういう検討をしてまいりました。

○参考人(木村結君) ありがとうございます。

先ほどの三分のことですけれども、私たちは七つとか八つとか提案をいたしますね。そのときも、それからあと議場、株主総会の中での質問も手を挙げて一人三分までというふうに決まっております、東京電力は非常に、嫌らしいという表現しかありませんが、画面の右端に三分からどんどんカウントしていくんですね。それで、もう時間が来ましてということでは発言を完全にすぐに切ります。場内の株主の権利としては一回三分しか発言できませんし、私たちは提案株主として趣旨説明の補足説明をするわけですから、そのときも三分しか話してはいけません。

東京電力の取締役は、私たちの質問とか提案とかに關しては、同じ、余り内容のない、具体的な数字を言わないで五分も十分もしゃべるといふことが行われておりまして、三分というのはもうほとんどの会社で、電力会社ですけれども、株主提案をしているところでは三分という制限が、発言時間の制限がございまして。

それともう一つ、その総会屋になってということなんです、私たちが入った頃は、その総会屋の人たち、おぼしき人たちが大勢いらつしやいました。取締役が出てくるとやんやの喝采を浴びせたり、発言よしとかよくできたとか、もうそういうよいしょの発言をしていました。

その総会屋はもう私たちが入ってから数年でいなくなりましたけれども、今また新たなちよつと問題がございまして、在日特権という、そういうグループがありまして、そういうグループが、株主総会の中にも、もちろん株主、株を買って入ってはきていますけれども、外でも中でも、私たちが株主提案をする脱原発の人たちをディスる発言を、不規則発言をしております。発言も、挙手を

して発言を許されたときには、私たちのことを非常にもう過激派であるとか、三十年続いているんですけれども、ですから、ほかの株主は、私たちがどういふ提案をいつも粛々と静かにやつていくかというところは分かつてくださっているんですが、その総会屋、新会の総会屋のような人たちが入って、総会を、何というのかしら、脱原発の人たちをディスる場というふうにして現状は東京電力の中にはあります。ほかの株主総会では余りそういう例はないというふう聞いております。

以上です。

○有田芳生君 ありがとうございます。

○矢倉克夫君 公明党の矢倉克夫です。

三人の参考人の先生方、貴重な御意見を本当にありがとうございます。

私からは、まず、木村参考人にお伺いをしたいと思います。

今後の、後なども、会社は誰のためのものかというところも議論をする、それとも絡むんですけれども、やはり声を上げる株主の存在というのは非常に大きな点と思っております。

その上で、他方、先ほど山下委員からもお話があつた質問の中で、濫用と言われるものもあり得る、その前提で野村ホールディングスの話を挙げられたわけですが、木村参考人のお立場から、濫用か濫用でないかというこの基準というのか、どういふところが一番大きな区分けになるのか、御意見ありましたら教えていただければと思います。

○参考人(木村結君) 先ほどの野村のことはニュースにもなりましたので、しかも、トイレは全て和式にしろとか会社社名を野菜ホールディングスにしろとか、荒唐無稽な提案が非常にセンセーショナルなニュースになっていました。それを見たときに、こういうことをする人というのはいるんだと、それはどこの世の中にも、この場合は、選ばれた議員さんは皆さん選挙によつて選ばれておりますので、そういう荒唐無稽な方はい

らつしやらないと思いますけれども、世の中は、会社でも地域社会の中でも、やはり荒唐無稽な方というのか、脚光を浴びたいとか、何かパフォーマンスをしたいとか騒ぎたいとかという方はやっぱり一定程度いらつしやると思うんですね。

ですから、その一定程度、ほんの一握りの人を排除するために一般の人までも排除するという、法律で縛るといふのはやはりやつてほしくないというふうな思いがあります。そんな不自由さは、私は市民として嫌だなというふうに思っております。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。

一定程度の人は、確かに会社のためと言いますが全く会社のことを考えていない、そういうような人も存在する、そこをどう排除するかという話なんです。

藤田参考人にお伺いしたいと思います。

ちよつと大久保参考人にお伺いしたかったんですが、大久保参考人の話の中で、やつぱり株主との対話の必要性という言葉があり、ちよつとその詳細をお伺いするお時間ないので、ただ、非常に重要な視点だなと。株主がどのような意思で、濫用的な、会社のことを考えていないかどうかというところを、経営陣とちよつと対話をして、やり取りをした上で意思疎通していくという過程はやはり重要なことと思っております。他方で、これは私の意見でもあるんですが、それぞれが意思疎通していく中で、やつぱり議論を着地させるためのルールというものも当然必要で、私は、今回の議案の提案の数というものは、一つは、そのルールの一つとしては合理性はあるんじゃないかなという理解しております。

その上で、ただ、お互いがそのルールを濫用し合うようなことがないように、例えば議案の数え方であったりとか議論の仕方であるとか、そういうことが双方の公平な立場で、透明性があるルールの下でそれをどうやって議案としてまとめるかとか、そういうことが明確にルール化されることも、また今後、より一層重要だということに

思うんですが、その辺りについて、今回の法改正と、また今の会社法全体の体系の中でそういうところが担保されているか、藤田参考人から御意見いただければと思います。

○参考人(藤田友敬君) お答えさせていただきます。

まず、今回の提案数の制限についての位置付けは、まさに議員のおっしゃったとおりのもので理解し、設定されたルール、そのルールの下で、例えば十と定められた中で、十も提案できるとかなりのことは合理的な提案であればできると思われるので、その中で出すように工夫する。会社側も、出されてきたものをいたずらに細かく分けて提案数を増やすような読み方をして拒絶するなどということをしては、そういうことがもちろん一番重要なことだと思います。

そこから先、法律として何ができるかというのがかなり難しいところで、議案の数え方というのは法制審の過程でもいろいろ議論したのですけれども、確立した考え方がないためになかなかうまく条文化できないというところがございました。

一つ今回入れたのは、定款変更議案という形を取れば、何でも詰め込んで、そこで実質的には何十という事項を一つの議案であるかのよう提出する、それをされてしまいますと、この十という上限、全く意味がなくなってしまうので、それについては会社側が適宜内容ごとに分けていい、しかし、株主として一つと必ず言えるような力デゴリーをつくらせて、それによって会社側の余りにも乱暴な切り分けは阻止しようという形で若干の条文は作られました。これがされているのは、今、今回の改正に書かれていますのは定款変更議案についてだけでありまして、それ以外については、率直に申しまして技術的に書き切ることができないということで、議案の数え方、これ以上細かく切つてはいけなかつたことについては書き切れておりません。ここは健全な実務の運用と裁判所によるコントロールに任せざるを得ないところがあります。

ただ、これは、現行法において議案の数え方や議案の立て方についてのルールそのものが明確な形で存在していなかつたこと、そのことは、なぜそうなのかということ、そもそも議案の制限、数の制限といったことがこれまで明示的に法律上取り上げていなかつたことからそういう実務が確立してこなかつたことで、現段階ではやむを得ないのかなというふうに思っております。

○矢倉克夫君 今回、数が制限されるという案が今出ている、これは議案の数が法的に意味が出てくるということでもありますから、そういう意義をしつかり理解した上で、先ほど藤田先生が冒頭おっしゃった、会社法の世界だけじゃなくていろんな文脈も全部含めてそれを、今回の意味合いがしつかりとコーポレートガバナンスの向上に向けていくように議論していくということは、これ重要であるというふうにも今改めて理解をさせていただきます。

もう一つ、じゃ、藤田先生にお伺いしたいんですが、株式交付、ちょっと今日は、藤田先生、株式交付のことはおっしゃっていただけなんですけど、一つだけ、これもまた大久保参考人の御意見の中で、株式交付が株式交換制度として導入すべきというような問題提起も一つあつたわけでありまして。今回は組織再編の中で株式交付も入っています。今回は組織再編の中で株式交付とはまた別に、任意の動きとしての株式交付、これはまた、現物出資とかそういう方面でも議論するべき話だつたんじゃないかというような意見もあるかと思ひますけど、最終的には組織再編の中の一つとして株式交付入っているんですが、この辺りの経緯等、もし議論の中でありましたら教えていただければ。

○参考人(藤田友敬君) 確かにこれ、現物出資の特則という形で制度をつくるのが不可能ではないかと思ひます。ただ、現物出資の特則という形でつくつてしまひますと、なぜそんな特則を特定文脈で設けるのか、世の中でそんなことが行わ

れる必要があるからという以外の説明ができるのかといった、そんな疑問が出てこないとも限りません。

それに対して、組織再編の方から出発すると、株主間、親会社の株主間の利害調整は、親会社となるべき会社の株主間の利害調整は組織再編並みに特別多数決という形で行う、子会社となるような会社の側は株主が自発的に株式を差し出すという形で、やや不完全な形の組織再編になぞらえてつくるといふ形であれば、比較的現行法の枠の中で、大きな論理的な飛躍がないまま導入できると考えられたのが基本的な発想なのではないかと思ひます。

ただし、その結果、逆に制約が生じてしまったところも否めないところでして、例えば外国会社を対象とする形ではこの制度は使えなくなつてしまひました。現物出資の特則としてつくつたならそういう形の使い方もあるいは可能だつたかもしれないので、そういう意味では長短あるんですけど、現行法の枠内で、現行法の価値判断を尊重しながら無理なくつくれる形としてこういう形の制度が提案されたんだと理解しております。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。いろいろな判断の下でということ、今、よく分かりました。外国会社との関係も含めて。最後、ちょっとお時間の関係で、お伺いしたいのは、これは木村参考人と大久保参考人、で、お時間あれば藤田参考人という形になると思うんですが。

し、従業員だったり債権者だったり、いろんなステークホルダーのためにあるという会社の取組をしつかりつくつていくことが重要であるかなというふうにも思っております。

他方で、会社の所有者は株主というこの理論の上にそれを実現するためには、やっぱり株主自体の投資活動が、株主以外の利益も含めたステークホルダーの向上こそが企業価値の向上だということ、そこで、企業価値という概念の下で株主とそれ以外の利益が一致する感覚が必要だということに思ひますが、株主の活動をそういう形で、株主以外の利益も含め、社会的な存在としての会社の社会的な役割を発揮して果たすことが企業価値も高めることになるというふうに向けていくにはどうすればいいか、ちょっと大きな話で恐縮ですけど、木村参考人と大久保参考人の御意見をいただければというふうにも思ひます。

○参考人(木村結君) ありがとうございます。まさしく私たちが三十年前に、脱原発ということと掲げてはおりますけれども、やろうとしたことというのはそういうことだということに私は理解しているんですね。今は本当に投機的な会社も株主も増えて、先ほどの話でも、その三割がもう外国の投資家が株を持っているというふうな日本の状況もあつて、とても私はその辺も憂慮しております。

やはり、会社というのは、株式会社三千五百社という、大企業もあり中小企業もあり、非常にやつぱりそれぞれ状況が全く異なりますので非常に難しいとは思ひますけれども、やはり私が考える会社というのは株主のものというふうには言い切れないと思ひているんですね。やはり、従業員のものであり、その家族のものであり、それから社会全体のものであり、地域社会のものでありという、やつぱり複合的にみんな支えていつて、みんなやはり繁栄とか、それから社会の中で育ててその利益をみんな分配するというものが本来の私は会社の姿ではないかなというふうにも思ひておりますので、やはり会社が正しく動くため

に、会社が正しくもうけるためには、株主の力も、それから従業員の力も必要だと思っていますので、ただ単に株主の権利だけを私たちは追求して、配当金をたくさんよこせとか、そういう活動をしてはいけません。常に、個別の、取締役の個別報酬の開示であるとかそういうものを出して、もっと本当に社会に開かれたものを、会社を目指すという活動をしてまいります。

○参考人(大久保拓也君) ありがとうございます。

会社は誰のためのものかと、非常に大きなテーマですけれども、基本的には株主の、株主が会社の所有者だと、こういう位置付けになるかと思っています。特に破綻時、会社が破綻したときにどう再生するかとか、そういった意思決定を行うときに、ステークホルダーの利害関係よりも、やはり株主が、この会社の解散等をするのか再生するのか、そういったところを判断するときに関わってくるのではないかと。そうであるとする、やはり株主の利益というのが重要かと思っています。

ただ、健全に会社が機能しているときを考慮しますと、経営者にこの社外、ステークホルダーを含めた利害関係に対して業務運営で目を向けるような取組を促すとか、そういったところはできるのではないかと。ふうには思っています。

○参考人(藤田友敬君) じゃ、できるだけ手短に私の意見も申し上げさせていただきます。

まず、会社は誰のものかという議論というのは非常に答えにくい議論です。なぜかという、ものである意味がよく分からないからです。ものであるというのはいかなることを念頭に置いているかというのはいかなることを念頭に置いているのか、最終的な意思決定者を問題にしているのか、その辺りがどうもよく分からないからです。ただ、一般論として申しますと、やっぱり究極の目標は社会の、社会厚生を最大化、社会全体の富の向上なんだと思います。

ただ、そのために、会社法のレベルで何を規範として、とりわけ役員、取締役に、経営者に要求するかとなかなか難しい問題です。じゃ、社会の富の最大化が問題なんだから、ありとあらゆるステークホルダーの利益を最大化させるという規範を取締役に課すべきかと言われますと、非常に問題なのは、そういう非常に広い役割を課してしまえば、余りにも広い裁量を経営者に与え、結局は無責任、結局は自分の利益を図るようなことを正当化しかねないというリスクがあるからです。

そこで、伝統的な会社法学は、あくまで取締役の行為規範というのは株主利益最大化、ここで言う株主利益とは、御指摘のあったとおり、短期的なものではなくて長期的な持続可能な株主利益ですけれども、それを最大化する。しかし、それ以外のステークホルダーの利益は、外からの外在的な制約で保護する。債権者の方は、もう会社法の中でもある程度保護していますけれども、労働者の利益、環境の配慮、そういったものは、外からの制約、これはハードローに限らずソフトローも含めてだと思いますが、そういったもので保護する、そういう言わば条件付……

○委員長(竹谷とし子君) 藤田参考人。

○参考人(藤田友敬君) あつ、すぐ終わります。

条件付最大化という枠組みは従来取られていた発想だと思えますし、基本的には、私も現段階ではそういう枠組みの下であるべき制度を探索するべきではないかと考えております。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。

株主がそういうふうな活動をするように……

○委員長(竹谷とし子君) 矢倉克夫君、お時間が過ぎております。

○矢倉克夫君 インセンティブを与えるのが政策の役割だと思いました。

ありがとうございます。

○柴田巧君 日本維新の会の柴田巧です。

今日は、お忙しい中、この参考人質疑にお越しをいただきましてありがとうございます。私から

も感謝を申し上げたいと思います。また、それぞれに大変示唆に富む、また貴重な御意見を頂戴をしまして有り難く思っております。これからの法案審議にまた是非生かさせていただきたいと思っています。

そこで、私も、質問者も四人目になってきましたので、重要な部分もあるかと思えますし、既にもう言及されている部分もあるかもしれません。が、御容赦いただいて、幾つかお聞きをしていきたいと思えます。

まず、藤田参考人に何点かお聞きをしたいと思っています。御見解を教えてください。まず、今般の改正で、先ほどからもお話がありましたが、ように、取締役の報酬のオーブンになってきたというところ、これは確かにあるわけですが、しかし、当初この法制審議会で検討されていた取締役個々の報酬額の開示は見送られたということになりました。

世界的には、欧米諸国を中心に、上位何位というか、かなりの方までオープンにしている状況です。すし、いわゆる金商法では、年間総額一億円以上の取締役はもう公開するというか、そういうことにもう既に国内でもなっているわけでありますが、やはり今回の改正においても、この取締役の個々の報酬額の開示というのはあつてしかるべきではなかったかと思うんですが、その点まずどうようにお考えか、お聞きをしたいと思えます。

○参考人(藤田友敬君) どうもありがとうございます。

これ、実は私が最初に申し上げました点と関わるところで、金商法と会社法の役割分担の問題でございいます。

私も、今言われた意見に共感する面は少なくないのでございますが、もしそれを求めるのであれば、恐らく金商法の開示の方を厳格化していくというルートで透明性を高めていく方が望ましく、会社法で設けるとすれば、決定プロセスの合理化、透明化、そういった方に重点を置くべきではないかと思えます。何を決めるか、何のために決

めるのか、どんな方針で報酬を与えるのかといったところをむしろ会社法では扱った方が役割分担としてはよろしいのではないかと思ひ、そういう意味で改正法案に賛成しております。

○柴田巧君 ありがとうございます。

今のこの取締役の報酬の開示の在り方も含め、今般いろいろ改正は行われたわけですが、どうしても日本の株式市場は欧米始め世界の投資家が参加してくるわけですし、この会社法とか関連規則の要求水準は、どうしても欧米の、他の国とどうしても比較をされるということになります。

そういう意味では、一歩水準的にも上がってきたというところは言えるのかもしれませんが、まだまだいわれる他の国の、欧米のレベルとはまだ達していないところがあるのではないかと。う気はしますけれども、この点どういうふうな藤田参考人のお考えになつていらっしゃるか、お聞かせをいただければと思ひます。

○参考人(藤田友敬君) 外国の投資家の期待に沿っていないような面、とりわけ会社が株主の利益、長期的な意味での利益ですけれども、それを図るために本当に行動しているのかという点についての疑念、また説明責任の果たし方、そういったものについてはまだまだ改善の余地はあるのではないかと。思っています。

難しいのは、そのうちどこまでを会社法というハードローで扱うのか、どこまでをソフトローに委ねるのか、あるいはもうソフトローにも委ねずに各会社の自主的な判断に委ねるのかというところ、どちらかというと今回の改正はハードローで扱えるところしか扱っていませんが、改善すべき点、資本市場の透明性あるいは外国人投資家から見た信頼性を高める上で全くないというわけではない。

とりわけ、株主のための利益を図っているという説明責任の果たし方については、私はいろいろ考える余地はあると思っております。

○柴田巧君 ありがとうございます。

そうすると、これ、例えば海外から見た場合

に、今回のこの会社法の改正とかというのは重要な部分が今あるかもしれませんが、どういふふうに見られると参考人はお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○参考人(藤田友敬君) 少なくともマイナスに捉えられることはないと思います。

これで足りるかどうかについては、それは、実はこの改正のみならず、その他のソフトウェアの状況などを総合して判断しなくてはならないので、そこまで評価した、総合評価としてどういふ点数がいただけるかというのはまた別途考察しなきゃいけないのですが、少なくとも、今回の改正をやらなくともやった方がいいという評価になることだけは間違いないと思っています。

○柴田巧君 ありがとうございます。

あともう一つ、もしかしたら先ほどお触れになったかもしれませんが、社外取締役の、いろいろ参考人は御意見があったということではあります。が、こうやって義務化されてやはり一つ大きな問題は、本当にいい社外取締役が確保できるかという事になってくると思いますが、先ほどからも一部話が出ていますが、具体的に、やっぱりどういふところの日本の社外取締役を確保、育成するとか、質を上げていくという場合に何が一番これから大事だということにお考えになっているのでしょうか。

○参考人(藤田友敬君) まず、社外取締役を、言われたから嫌々入れるなどということではなくて、会社の方で積極的になんか役割を果たしてもらう人として評価し、どういふことをやらせるかについて明確なビジョンを持った上で選ぶ、それをするのが大事だと思っています。

その場合、求める能力はいろいろなのがあると思います。社外取締役に一律の要件、資質というのはなくて、ある社外取締役は専門的な特殊な知見のアドバイスを求める、ある取締役はとにかく経営陣から距離を置いて監督機能を果たすためのことを期待して選ぶ、いろいろなことがあっていいと思うんですけども、とにかくそこ

をはっきりさせて選ぶ。そうすると、おのずと求める人の資質などがはっきりしてきて、またそういう人の人材のプールというのが将来的には形成されていくということが期待されるのではないかと考えております。

○柴田巧君 どうもありがとうございます。

次に、大久保参考人に幾つかお尋ねをしたいと思いますが、今、藤田参考人にお聞きした同じような質問になるかと思いますが、一つ目は、取締役、個人別のこの報酬内容、報酬額の開示の問題ですけれども、この点について大久保参考人の御意見をお聞かせをいただきたいと思っています。

○参考人(大久保拓也君) お答えします。

報酬の開示に関しては、今回の改正でかなりいいわる改善されてくることになるのではないかと考えています。実際には事業報告の開示ということになるのかと思いますが、報酬の開示事項をかなり増やしていくということ、従前ですと、中小企業から大会社まで全て一体で機関設計が構成されていますので、中小企業に、余り開示を望まない、要するに引きずられた形での報酬の決定になってしまったけれども、大会社向けに規制をそろえるという形になっていきますので、この点では開示が充実するんじゃないかと思っています。

○柴田巧君 その個人、取締役個々の今度その報酬額の開示が見送られたと、この点についてはいかがですか。

○参考人(大久保拓也君) 個人別の報酬の決定に関する方針を定め、それについて開示をすること、こういう取扱いになりますので、ここまでは一歩前進になってくるのではないかと思います。

また、各会社その開示事項が充実されてくれば、個人別に幾らなのか、その決定に関しては、これは各会社のサイドでのその決定事項をより精緻に行っていくのかどうか、そこところは会社側の体制ということになるのではないかとはいふうに思います。

○柴田巧君 ありがとうございます。

それでは、先ほど藤田参考人にもお聞きをしましたが、今回の改正で、海外から見るとどういふふうに映るというふうにお感じでしょうか、お感じになりますでしょうか、お尋ねをします。

○参考人(大久保拓也君) まず、海外の投資家などから見た場合には、これは一定程度評価される改正に当たるのではないかとはいふうには思います。

す。会社の、監査等委員会設置会社とか監査役会設置会社であっても、一定のルールで、事業報告などで開示されてくるということになれば、その点では開示で十分一歩前進になるんじゃないかといふうに思います。

○柴田巧君 ありがとうございます。

そういう意味では、世界的なレベルに少しは近づいてきているという認識でよろしいですね。(発言する者あり) はい、ありがとうございます。

次に、木村参考人にお尋ねをしたいと思います。

先ほどもちよつとお触れになりましたが、外国人の投資家とか、の規制があったらいいというユニアンズだったかと思いますが、実際のこのグローバルなこういう経済の中で果たしてなかなかそれが可能かなと思うのが一つと、具体的にこういう手だてがあればそういうことは防げるんじゃないかという、何かもしお考えがあればお聞かせをいただければと思います。

○参考人(木村結君) 手だてはすぐには思い付かないんですけども、そうですね、やはり外国人、私たちがずっと株主提案をしております、いろいろな機関投資家が私たちの提案にどういふうに賛成したかというデータも取っております、ほとんどは議決権、日本では議決権行使書が来るんですけども、海外の機関投資家、それからあとはファンドですね、そういうところは、どの提案に個別に、普通の一般の会社ですと、全てもう会社側に賛成、それから株主提案に反対といふふうな二者択一のような感じなんですけれども、機関投資家とかが返事をよこす、投票するのを全部データが見られるんですけども、そういう

場合は、例えば、脱原発提案に関しては反対だけれども、それから報酬の個別開示には賛成といふふうな、個々に全部データがあります。

その中で、やはり役員報酬、個別報酬開示に関しては非常に高い賛同が得られておりまして、今日持ってきた資料でお配りしているのを、一つは脱原発・東電株主運動、総会というのを、ここにも私たちがずっと、三十年間ですね、二十九年間データを取っておりますそのデータを全部載せているんですけども、例えば、役員報酬の個別報酬の開示では、今まで三三%の賛成、賛同を得たことがございます。非常に高い、その前の年は二六%とかですね、非常に例年大きな賛同を得ておりますし、もう一つの関電株主行動の会の二枚目をめくっていただきますと、これは関電の、私たちの仲間が提案したものは、個別報酬の開示に関しては一五・二%にとどまりますけれども、同じ提案を大阪市がしているんですけど、それに関しては四三・一%ということがございます。

私どもとしては、やはり今回もし改正をするのであれば、個別報酬の開示を義務付けていただきたかったなという、それが世界の趨勢であり、社外取締役を求めることよりははこちらの方をまず透明化という点ではしていただきたないといふうに思います。

以上です。

○柴田巧君 どうもありがとうございます。時間もおよそ参りましたので、終わらせていただきます。三人の参考人の先生、どうもありがとうございます。

○委員長(竹谷とし子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、福岡資麿君が委員を辞任され、その補欠として岩井茂樹君が選任されました。

○山添拓君 日本共産党の山添拓です。今日は、三人の参考人の皆さん、大変ありがとうございます。

初めに、三人の参考人のそれぞれに伺いたいと思います。

今、日本を代表する企業の不祥事が相次いでいる状態かと思えます。東芝の粉飾決算や日産自動車の役員報酬についての虚偽記載、また特別背任、さらには関電の原発マネーの還流疑惑があり、社外取締役がいても不正を見抜けていない実態があります。また、関電の場合には、取締役を監視すべき監査役会が問題の隠蔽に加担をするという有様だったと、このことも報じられております。

昨日、本会議の場で森大臣は、今度の法改正案の提出に当たって、企業で不祥事が生じていることも踏まえた議論がされたものと述べておりました。

参考人の皆さんから見て、今度の法改正はこうした企業の不正防止に必要なものと考ええるかどうかと、この点の御意見を、藤田参考人、大久保参考人、そして木村参考人にそれぞれ伺いたいと思います。

○参考人(藤田友敬君) 直接のお答えになっていくかどうか少し自信がないところもあるのですが、よく企業の不祥事の防止のために社外取締役が役に立つんですかということを聞かれます。これは、社外取締役の役割についてのかなり深刻な認識の誤りではないかと思っております。

不祥事を見付けてそれを、不祥事を、会社の隠れた不祥事を見付け出してくるような機能というのは社外の人に期待すべき機能ではない、そんなことは社外の人に簡単に分かるはずがないと思うのです。社外取締役が監督機能を果たすというのは、決してそんなことを期待しているのではありません。内部統制システムの充実などであればそういうことに寄与すると思えますし、まだしも、常勤監査役などが一生懸命の方がそういうことには役に立つんだと思えます。

社外取締役の機能というのは、経営陣と距離を置いたような立場の人がその経営陣を評価し、場合によっては首を切る。不祥事を起こすような

そういったことをするような経営陣、あるいはそんなことをする人、経営陣を首にするとか、そういったような意味での監督。それは、従来からいる社内の人だと、かつての上司と部下のような関係が持ち込まれるためにどうしてもそれが抑止が利かないときに、独立性が高いから容赦なく首を切ったり給料を削ったりできるので、そういった意味での監督を期待しているのであって、決して自ら不祥事を暴くようなことを社外取締役に期待しているわけではないと思うんですね。

ただし、そういった形で独立性の高い取締役会なり中の委員会がつくられると、その下に実効的な内部統制システムなんか置かれることによって、不祥事の防止に間接的に強化されていくことになることが期待されると思っております。

以上でございませう。

○参考人(大久保拓也君) 企業の側で不祥事が起こってきたりすると、その体制を、それが起これないための体制をどうするか、企業の側による経営体制ということも必要になるだろうと思えます。そこで、先ほど内部統制システムの御発言がありましたけれども、会社の側で自発的に法令遵守を充足するための体制、これをきちんと構築していくという、そういうことが必要になるだろうと思えます。

また、企業の不祥事があつた場合、そこが分かつた場合に、内部告発等が最近では出されてきますので、その不祥事が分かつた場合にそれを適切に対応することができるとか、この場面では、やはりこの社内の取締役や社内の監査役よりかは社外の取締役、社外監査役といったものが適切に対応する、そういったものが存在して対応することのできる体制が整えられているということであれば、企業の不祥事は防ぐことができる体制が構築できるんじゃないかと思えます。

それから、会社法では、社外取締役を導入を強制するという、進めるという、そういう改正もありますので、その点は一歩前進になるんじゃないかなというふうに考えております。

○参考人(木村結君) ありがとうございます。私が知るところは、会社は東京電力ぐらいじゃないんですけども、東京電力の例えば監査役、それから社外取締役が機能しているかと申し上げますと、全く機能はしていません。それはなぜかと申しますと、取締役会の様々な提案とか、それから報告に関して監査をして何か異議を申し立てたとか、それからその提案を拒否したとか、そういうことは全くございませう、単なる追認機関であるというふうに私たちは考えております。

ですから、社外取締役と申ししても、本当に、ほとんど同業者のような人たちが社外取締役になつていたり、監査役といつても、利益が合致している人たちが監査役に就任しているということとをきちんと正さない限り、本来の監査役とか社外取締役という任務は、責務は果たせないんじゃないかというふうに感じております。

例えば、三・一一の原発事故が起きたときに、私たちはずっと株主でいましたので、すぐに取締役の個人責任をこれは追及しなければいけない、やはり社会的な責任というのは取締役個人に担わせるべきではないかと思ひまして、株主代表訴訟を起こしました。

そうしましたところ、会社側は、まず、株主代表訴訟というのは、監査役に私たちが提案をして訴訟してくださいと、取締役にに対して監査役が訴えてくださいというものを監査役に対して訴えるんですけれども、六か月、東電の監査役は何もせずに、仕方なく株主としての私たちが、会社の利益を、損益を取締役にに対して賠償しろという訴えを起こしたというのが実態です。

しかも、なおかつ会社側は、本来ならば、株主が会社を守るために起こした株主提案ですので、あつ、ごめんなさい、六十日ですね、失礼しました。会社側に対して、私たちが会社を守るために株主が起こしたものに、本来ならば、東京電力としては、私たちに味方に付いて補助参加するのであれば分かるんですけども、あろうことが事故をそのまま黙認した、事故というか、事故が起こ

るのが分かつていながら津波対策を取らなかつたりした取締役に對して補助参加として付いたという経緯がございまして、やはり今の監査役、それから社外取締役は、もっとそちらの方をきちんと具体的に任命する基準を設けるなりした方がよろしいのではないかなというふうに思っています。

○山添拓君 大変ありがとうございます。脱原発・東電株主運動の皆さんも、三十年にわたつて原発の危険性も警鐘を鳴らしてきたと、それは本当に頭の下がる思いがいたします。

次に、藤田参考人、大久保参考人に伺いたいのですが、取締役報酬の規定に関する改正について、法案では、取締役への株式報酬の無償発行を可能にするという特則や、取締役がストックオプションを権利行使する際の出資を不要にする、こういう特則が盛り込まれているかと思ひます。これらは、日本の経営者報酬に占める業績連動報酬の割合が低い、欧米に比べて低いということを背景に、この業績連動報酬を積極的に導入しようという狙いに基づくものかと思ひます。

しかし、この業績連動報酬というのは、アメリカなどでも様々なモラルハザードを生じさせているという問題点が、マイナスが指摘をされています。目先の高額報酬を得ようとして、見かけだけの会社の業績向上を演出する、成功報酬の積み増しを図ろうとし、そのために、例えば賞金カッパをしたりリストラをしたり非正規雇用置き換えたり、従業員のモチベーションを下げ、結果として中長期的には会社の業績を悪化させると、こういう事態を招きかねないということが指摘されているかと思ひますが、この点についてそれぞれどのようにお考えでしょうか。

○参考人(藤田友敬君) まず最初に、今回の法案が積極的に業績連動報酬を奨励しているような趣旨かという点、決してそうではないと思ひます。これは完全に中立的で、ただ、合理的な株式報酬あるいは業績連動報酬を導入するために不都合なようなところを改正する、最低それだけはすると

いうことで、そういうものを採用するかどうかは企業に委ねる、さらには、そういったものについて投資家からの目を意識して、が意識されるように透明性を高めると、そういったもので、業績連動報酬を増やすこと自身を自己目的にしているわけでは決まらず理解しております。

業績連動報酬に長所も短所もある、これは御指摘のとおりです、業績連動報酬といってもいろいろなものがございますが、つくり方に、設計の仕方によっては非常に望ましくないインセンティブを与える可能性があります。

ただ、報酬の設計の内容にまで法律で立ち入って規制するわけにはいきませんので、したがって、どういう方針でどういう種類の報酬をつくる、個別に与えるつもりなのですかということを決めさせ、それを開示させ、それでそれを投資家の目にさらし、適宜それが淘汰されるようにする、そういう仕組みを用意するということに止めたのだと思います。

そういう意味では、基本的には正しい方向にまっ向かっている、諸外国で濫用されることがあつたということも踏まえても、正しい方向に向かっていると思っております。

○参考人(大久保拓也君) 株式報酬、ストックオプションなどの業績連動報酬の導入について、従前、報酬規制のところでは、ストックオプションの導入、株式報酬を導入するに当たっては、会社法の三百六十一条という規定がありますが、そのどの規定に、定額報酬に当たるのか、それとも業績連動報酬に当たるのか、その辺の位置付けが必ずしも明らかではないというところがあるりました。そういう手続的に明らかでないところを今回の改正では明確な位置付けを与えたと、こういうような内容になるのではないかと思います。そういう意味では、ストックオプションの付与の仕方を明確にしたというのが今回の改正になるんだと思います。

ただし、無償の発行だとすると、労務出資になるのかどうか、その辺りの十分な理論的な位置付けというものはまだ明確になっていないのではないかと思いますけれども、その点が明らかになるとすれば、ストックオプションを導入する場合の手続などが明確になった、こういうふうな位置付けられると思います。

果たして、御指摘のモラルハザードの対策をどうするか。これは、各会社で報酬の付与の仕方、ストックオプションの行使条件の設定、そういうところを各会社で取り扱っていくということが必要になります。そのためには、各会社にこういうストックオプションを導入しないかというふうなことは当然に言えませんが、そこでは報酬の開示を充実させるという形で透明化を図っていく、こういう改正を行ったものと思います。そういう意味では評価できると思います。

○山添拓君 ありがとうございます。最後に、時間の許す限りなのですが、会社補償に関して、大久保参考人も参加をされている企業法実務研究会の意見書を配付いただいておりますが、この中では、研究会としては反対だということが書かれております。

今日、冒頭の意見陳述の中では触れられていない点かと思っておりますので、この点に関わつての大久保参考人の意見をお聞かせいただければと思います。

○参考人(大久保拓也君) ありがとうございます。会社補償の点については、委員会、研究会の中で示されたところになります。この意見の中では、むしろこの新しい会社補償といったような規定を設けることよりも、むしろ現行の判例法理で確立されている経営判断原則といったものを、これを明確にするというところの方が先決になるのではないかと、そのように思います。

また、確かに立法の議論の中では、諸外国で積極的に導入されていると、それに対して日本にはそれが存在しないので競争に負けると、こういったようなところもあつたのかとは思っておりますけれども、諸外国であるからすぐに日本で導入するとい

いう、拙速に導入することまでは必要ではないのではないか、こういったところで本委員会の検討の中では反対をしたということになります。

○山添拓君 ありがとうございます。終わります。

全ての会社一律に規制するハードローが今の現段階で、実証的な答えがはっきりしない段階で必要かどうかについては議論の余地があると申し上げただけで、しかも、一名だけであれば、必ずしも弊害があるとも、もう既にほとんどの会社では入っていますので、ないので問題はないと思っております。

○高良鉄美君 今日、御三方、ありがとうございます。もう大分いろんな話題が出て、今日、議題という課題も出たと思っておりますけれども、私の方からは、先ほど少しありましたけれども、社外取締役の問題ですね、その問題について、どのような働きをするのかとさつきから出ていますけれども、藤田参考人はまだ分らないと、いい面もあれば悪い面もあるし、実態的な実証調査も必要じゃないかということ、かなり慎重論を展開されてい

結局、どのような会社だとかのぐらゐの社外者が望ましいか、あるいは取締役会としてどの程度独立性を高めたかなどといったことによつて相当社外取締役の二・三等も変わってくるのですが、ただ、今、日本の取締役会というのは大きく変革期にあります、経営陣からの独立性あるいは特定の利害関係人からの独立性というのを強く求められるようになってきています。

またしたけれども、その辺りからすると、ほかのこの会社法、今回の改正全体とこの社外取締役の問題、義務付けというのを、これは一連のものではないか、それとも、可分というんですかね、その条項だけを外すとか、あるいは御自身の考えの中ではそこだけは慎重論で、そこはもう残りがあ

そういう意味では、長期的には社外取締役を多くの会社において、全てかどうかはともかく、多くの会社において増やしていくことは避けられない傾向ではないかと思っておりますので、そういう意味では、今回これを入れたことそれ自身がそのような流れとは整合的ではあるとは評価してよいかと思っております。

○参考人(藤田友敬君) 全く私の個人的意見を申し上げるということにどれだけ意義があるかよく分からないのですけれども。

○高良鉄美君 長期的なお話ということでお伺いしましたけれども、まだ、先ほど幾つかの弊害のお話がありましたけれども、実際に機能しているのかということでの御意見もありましたし。

私は、これ、今回の社外取締役設置強制に限定して言えば、やや消極的な賛成。つまり、こういう一名の強制であれば少なくとも積極的な弊害はないだろうから、海外の投資家などの信頼確保からの、日本の資本市場の信頼確保のために必要だという声が強いのであれば、あえて反対までは、絶対反対まではしないというスタンスであります。これが落ちたから大変今回の改正に意味がなくなつてしまつたとは思つてはおりません。

そうすると、九九・九%という、大企業の場合にはですね、持っている、もう既にといった場合に、その判断をやはり法的に義務付けて社外取締役を置くということの意味というのが、先ほども消極的だ、やや消極的だとおっしゃいましたけれども、そういった面において、今の会社の動きであれば、もし国際的な判断とかいろいろなことを考えるのであれば、この〇・一%の会社も、当然ながら、そういう自分たちの会社を大きくしたい、あるいはいろいろな国際的な視点に合いたい、合致したいというのであれば、当然また社外取締役を置くでしょうし。そうすると、これはやっぱりまた法的にわざわざ法律の規定として置く必要

性、あるいは今回の緊急性とか、喫緊の課題なのかどうかという点で、まだ私の方は、反対というよりも、やはり先生おっしゃったような、実際の実証がされていないんじゃないかという面、そういう社外取締役の像がきちんと、今九・九%行われているところで一体どういうふうな形になっているのかと。

それ、パーセントとかいろいろ出るわけですけども、そういったところで、それでもやはり義務付けの問題というのは将来的に、今この規定を入れた方がいいのかというのは、藤田先生、それから大久保先生にもお聞きしたいんですけども。

○参考人 藤田友敬君 私意見と極めて近い立場からの発言ですので、なかなか回答が難しいのでございます。

私の個人的立場はともかくとして、このハードローである会社法による設置強制を強く推進する側の方の意見を私なりにそんたくいたしますと、ハードロー、つまりもう簡単には改正できない。ソフトローですと、また改正というのも柔軟にできますし、例外も柔軟に認め得るところを、そうではない形ではつきり定めることは、日本の会社法制は社外取締役を導入し、取締役会の独立性を高めるという方向性に不可逆に一步踏み出すという強いメッセージになる、そして、そういう強いメッセージを海外の投資家に発信することが日本の資本市場のためになるんだと、こういうロジックで説明するんだと思います。これに似たような表現は、恐らく法制審議会の議事録で一部の委員から出されたものだと思います。

実験的な段階、実証的な段階を踏まえてからでも間に合うんじゃないかという少数意見に対して、いや、今メッセージを発すべきだという強い声があった。そういうものとして、この改正法案ではそれが提案されているというふうに理解して、一応理解できる提案ではあると思います。

○参考人(大久保拓也君) 社外取締役の導入に関しては、平成二十六年の段階では、一定の公開大

会社に社外取締役を、設置の義務付けはしなかったんですけども、相当でない理由を総会で説明すると、こういう形で、遵守しなければ説明を求めると、こういう仕組みで導入を求めてきたと、こういうような経緯があります。

現在は、九・九%でしょうか、ほとんどの企業で導入をしているということになりますので、この社外取締役を義務付けをしていくことによって、この社外の取締役に、次はどのような実体的な機能が、役割が果たされるのか、この点を考えておくということが必要になるのではないかと思います。

そこで、やはり会社の不祥事などが出てきている昨今の状況もありますので、社外取締役を導入されている場合、多くの場合ですと、内部統制システムの中核を担うところの位置付けに当たるだろうと、社外取締役の導入によって違法行為のチェックなど、そういった体制が行われるだろうということからしますと、やはりこの社外取締役が導入されることによって、違法行為のチェック体制、これはある程度整備されてくることになるのではないかとこのように考えております。

○高良鉄美君 ありがとうございます。

この社外取締役の今のあり方としては、言われたように、内部統制の問題として、いろんな不祥事やいろんなものに対して、外からの意見とチェックと権限と。そうすると、やっぱり権限はどのようなものが、ほかの取締役に比べて違う、あるいは社外取締役との違いみたいな、そういうのも必要になってくるかと思うんですけども、あるいは、それは恐らく法律上は出てこないで、先ほどのソフトローの中でやっていくということ、そういうような形で考えておられるということ、よろしいでしょうか、大久保参考人。

○参考人(大久保拓也君) 社外取締役を一名だけ入れてそれで十分機能するのかと、こういうような議論は、社外監査役などの監査役を導入したときの議論でも随分問題となりまして、そのときに

は、社外の監査役も複数導入すると、こういう形で体制を整えて、発言をしやすしい体制、これをつくって違法行為のチェック体制をつくる、こういうふうに取り扱ってきたということになりますので、やはりこの社外の取締役を導入したということだけでは十分にその権限が行使できないということになるかと、例えば内部統制システムなどの導入とともに、その社外取締役がその違法行為のチェックの権限を担っていくことになっていきますので、そのような体制が整えられてくれば、社外取締役を導入したというだけではなくて、法令を遵守させる体制がより機能した形で整備されるんじゃないかと思えます。

○高良鉄美君 社外取締役も、やっぱりガバナンスという面からすれば、会社は社会の公器という松下幸之助氏の話がありますけれども、それからいうと、やっぱり社会、地域、従業員、その他のいろんなステークホルダー、もちろん株主もあるでしょうけれども、会社がどういふふうな信頼と業績を上げていくかということに対してかなり広範に関連してくるということになると、今言った、今ちょうど先生の答えのような、この社外取締役の役割とかあるいは機能、あるいはその行動というものも随分変わってくるのかなと思うんですけども、やっぱりそれに必要な情報公開ですね、そういったシステムというのをずっと掛け合わせなければかなり難しい問題になってきますので、そういった点をまた整備をしていくということもまた一つの議論かなと思っております。

そこで、社外取締役の件で、ちょっとこれ、木村参考人にお聞きしたいんですけども、先ほどの指標ですか、いろいろ、この見どころ、聞きどころの中にあります、女性登用の推進というのがありました、この女性登用をこの社外取締役の中にこれから入れていくとか、いろんな意味で、この女性の登用というのを考えてこのポイントで出てきているのは、これは社外取締役の辺りも想定という範囲に入っているでしょうか。

○参考人(木村結君) もちろん、社外に限らず、

取締役は、実は、東京電力にかつて三十二名の取締役がおりまして、全て男性でした。ですから、壇上に居並ぶ人たちは、五十人くらい居並ぶわけですけど、全員男性なんです。黒子に徹している株式課の人とか文書課の担当者とか、そういう人たちも全員男性でございまして、ちょっと異様な雰囲気があるのが株主総会なのかなというふうな思っております、圧倒的に女性、株主も女性がほとんどいないという状況の中に入っているたので、私は恐怖を覚えたんですけども。

それから、私たちは、その三十二名は多過ぎるということで半分にしなさいという提案もいたしまして、それが二、三年後に十七名かな、十九名かな、になりました。約半分になりました。ただ、そこには女性もおりませんでしたので、私たちは、もつと部長課クラス、それから役員、そういう人たち、決定権を持っているところに女性を半分は、最低半分は入れるべきであるということ提議をいたしましたので、それはもう本当に日本では当たり前ではないんですけど、残念ながら。先ほど高良議員もおっしゃったように、今百十番目でございます。特に経済。経済は何かといったところ、女性が多とないという状況で、日本は百四十九か国の中でも最下位に近いんですね。それと、あと皆さんのお仕事事の国会議員でございます。こちらも最下位に近いんですね。

じゃ、何で日本は百十位になっているかという、寿命が女性は世界一長いので、健康的な面、それからあとは教育の面、女性もかなり大学に入るようになった。その教育の面と寿命の面で日本の女性はトップクラスであるので、本来は百四十九に甘んじることを百十番目になっているというのが今の現状でございますので、やはり社会の構成員が男女ほぼ同じであれば、会社の取締役とか決定権者も同数になるべきではないかということで提案させていただいております。残念ながら非常に低かったです、賛成票。

○高良鉄美君 もう時間もなくなりましたので、

そのコメントというんですか、先ほど、国際的な視点からの日本の企業の評価というものが社外取締役を置くことでももちろん上がっていくというのがありますが、その機能を十分社外取締役が果たさなきゃいけないであろうし、この女性の登用も同じで、女性の登用がどれだけ情報公開の中で登用されているかというのは、これ、投資家の本場に視点だと思っんですね。そういった面も含めて、やっぱりまたこの委員会でもいろいろ議論ができたと思います。

今日はありがとうございます。ありがとうございます。

○嘉田由紀子君 お三方には、御参加いただきありがとうございます。もう二時間半、大変ブラッくな委員会でございます。私たちはそれこそ二十分の一とかで聞いたらいいんですけど、お三方は全員の皆さんに耳を傾けていただいて、これで終わりますので、私が最後でございます。碧水の嘉田由紀子と申します。

それぞれ五分ずつくらいで十五分を聞かせていただけたらと思います。

まず最初に、藤田先生に、先ほどの山添さんの問題意識と近いんですけど、本当に今、日本の大企業、モラルハザードを起こしております。しかもトップの方がそれが厳しい。例えば、関電のモラルハザード。あれも私は、仲間が関電で働いている、そして、それこそあの台風のとくなんかもう家の横の電柱を雨の中直してくれて、現場で働いている人たちは本当に切ない。

そういう日本の社会が崩れているところで、私は、この社外取締役なり、あるいは社外監査役というのにはモラルハザードに対して歯止めが利く、そういう組織かなとある程度以前から期待をしていたんですけど、ここで勉強させていただく、どうもそうではなさそうということが。

それで、是非、藤田先生に、企業価値に貢献できる社外取締役あるいは社外監査役、こういう人たちで、どんな組織だったら企業価値をプラスにできるのか。あるいは、企業価値をマイナスにする

る取締役もいるかもしれません。

一つ事例を申し上げますと、最近の例で関電ですけれども、私は、八木社長も岩根社長も、知事時代から原発問題で、とてもある意味で会合とかあるいは県に説明に来ていただいているいろいろ取りをしているときに、断言的なことを言われない方なんです。もう官僚以上に官僚でした。その岩根社長が、あの一連の発表のときに記者会見で、不適切だが違法ではないと言いつつたんですね。で、あれっと思っただけです。不適切だが違法ではない、何をもって。で、裏でいろいろ見て分かったんです。この関電さんの特に社外監査役、元大阪高検の検事長とか、あるいは検事総長とか、もうその辺りと全部打合せをして、そして報告書を作った委員長もまた大阪検察のかなりトップの方でした。

これは、逆に、その社外監査役なり取締役が企業価値を下げる方に貢献しているんじゃないのかというようになことを素人ながら感じました。けれども、是非これは、ただ、私の知る会社でも、本当に、特に環境問題をずつとやってきて、環境問題に予防的措置を入れてきた、例えば住友林業さんとか、あるいは富士フイルムとか、そういうところはやっぱり、何というんでしょうか、ちゃんと社会的貢献ができていないんじゃないのか。

ですから、言うたら、企業価値を下げるようなケースと上げるようなケース、その辺りを実証研究していただけると、この社外取締役の義務化というところが国民的にも納得できるのかと思うんですが、いかがでしょうか、藤田先生。

○参考人(藤田友敬君) 社外取締役が企業価値を上げるケースもあれば下げるケースもある、全くそのとおりだと思います。

悪い場合、機能しない例、いろんな例がありますので、あくまで例ですけども、幾らでも考えられます。そもそも外からの圧力が強まったものだから嫌々社外取締役を入れる、とにかくしゃべらない、黙って自分の言うことを黙認してくれる人を選ぶ。そういう選び方をすると、かえって取

締役会の構成員の中に牽制の利かない人数が増えしてしまうことで、経営者、業務執行者の暴走につながりかねないことすらあります。さらに、その人の能力を個人的なその業務執行者の利益に役立つ形で利用させれば、それは望ましくないこと、結果がもたらされることは言うまでもありません。

他方、社外取締役がうまく機能するシナリオもいろいろあります。これも、一つではなくていろんなケースがあり得ます。例えば、容赦なく独立性の高い取締役会がつくられることによって経営者の規律が非常に強く働く。株主の利益、ひいては社会の利益に貢献するような強いインセンティブが与えられるような企業、緊張感が出ている取締役会もあるというふうには聞いております。また、アドバイザーのような形で入ってくる、いろいろな社会の声を酌み取るような形でアドバイスをする、優れたアドバイスをする能力のある方が入ってくれば、そういう機能も期待されるかもしれません。

いい社外取締役は入れる、しかし悪い社外取締役は入れるなという法律は作れません。そういうことを最終的に担保するのは、マーケットからの圧力と言わざるを得ないと思います。最近、幸い、機関投資家などが相当積極的な議決権行使し、駄目な役員に対する選任議案についてはそれなりの判断を示していると思います。そういったものに期待し、いい社外取締役、それは、いいもの、いいのはいろんな視点があると思うんですけども、いい社外取締役が選べ、そして機能しなかつた社外取締役は容赦なく淘汰される、長期的にはそれが望ましい方向なんではないかというふうに思っております。

○嘉田由紀子君 ポジティブにプラス、あるいはニュートラル、そして足を引っ張る、その辺を理論化していただけたら、それでそれを、結果を、別にA社、B社でいいんです、個別を出さなくても、社会の中で透明性を高めていただくと、社会的な言わば監視ができるかなと。そういうことがあ

つてこそ、今回のこの法改正の意義があると思いますので、是非御研究を期待をさせていただきます。

大久保先生には、私、午前中の質問でも出させていたいただいんですけども、この役員等賠償責任なり、これを会社側が出すというその仕組みですね、この辺を。

そもそも、企業の責任者というのはいくらリスクを背負う。で、私は行政との比較で申し上げたんですけども、行政でも大きな政策転換するときにはリスクが伴います。例えば、環境保全のためにある事業を止めるとか、そして、あるいは止めたときに何らかの損益、プラスマイナスいろいろあります。そのマイナスを受けた人が損害賠償をしてきたりしたら、担当者なりあるいはトップは、そこでもかなり賠償責任を負わされる。そういうときのために、行政の方では今保険を掛けているんですけども、それは決して税金では払ってくれません。それこそ自分でやらなければいけないです。

この会社では、ここまで会社で面倒見てくれる、個人的な負担がないというのは大変違和感を感じたんですが、この、ここまでちゃんとサポートするといふ人材が集まる、インセンティブが高まるというように午午前中もお伺いしたんですけど、この辺りはどういうふうには私たち国民としたらチェックをしていっていいんでしょうか。

○参考人(大久保拓也君) お答えします。

役員賠償保険のDアンドO保険に関する御質問かと思えます。

この役員賠償保険については、特にこの条文の規定が置かれていなくても、もう既に実務では各会社でその賠償保険、DアンドO保険を導入しているところが多いかと思えます。この今回の改正では役員賠償保険の規定が導入されましたけれども、これを行ったときには、取締役会設置会社では取締役会の決議を要すると、そういう取扱いはなってますので、従前ですと、役員それから会

社の代表者が決定していたのを、もう少し広く、適切な機関で導入するかどうかを見た上で導入するという形になりますので、導入については少し慎重になるのではないかなというふうに思います。

また、この役員賠償保険制度などがなかった場合について、その人材の確保をどうするかという問題になりますけれども、先ほどの御質問がありました社外取締役や社外監査役、そういった社外の役員を導入するときに、特に社外の方ですと、会社の実態とか実情が十分に分からないという、そういうケースが出てきますので、一定のリスクを回避するという、人材を確保する、そういう意味でも、この保険の適用、保険を掛けておくということには必要になるんだらうというふうに思います。

そういったところであれば、その人材の確保などに資する形で役員賠償保険制度、これについて明文の規定を導入するということは必要な立法措置ではないかなと思います。

○嘉田由紀子君 ありがとうございます。

ついつい行政と比較をしてしまうものですが、是非そういうところで、特にモラルハザードを経営者が起こさないようにという、ここが一番大事だろうと思いますので、このところは是非ともまたウオッチを続けていただけたらと思います。

木村さん、改めまして、大変長い、もう私たちにとっては、何というんでしょうか、脱原発運動の旗手のような形で頑張っていたいております。しかも、安全神話があれだけ言わば日本中にあったときに、随分と逆に変わり者に見られてきたんじゃないでしょうか。そういうところで、まさに株主として社会的な発言をし続けていただいたこと、大変有り難く思います。

特に、この総会の見どころという、こういう分かりやすいものを皆さんに作っていただく、これ、ついついさっきの、男性社会で、そして本当に遠い遠い怖い社会だったところにこういう言わ

令和元年十二月十七日印刷

ば対話のツールを作っていたかどうかというのは大変有り難いんですけど、この中でやはり私が気になるっておりますのは、災害に強い地域分散型送電システムとか女性登用とか、こういうところをきちんと社会的価値を埋め込もうとしていただいて、そして発言をしてきたと思うんですけれども、今まで、これは発言してちゃんとリアクションもらってよかったというような成功体験がありましたら是非、あるいはもう無視されるばかりでということの中で、どうだったでしょうか。

○参考人(木村結君) 先ほど申し上げました取締役の数を少なくしろというのではできませんでした。私たちが先見の明があったと言ったら言い過ぎかもしれませんが先見の明がなくても、皆さんが後を追ってくださったというふうには理解しております。

それとあと、日立でしたっけね、原発の輸出に東京電力が絡むべきではないと、自分のところでは始末までできていない事故を起こしておきながらほかの国に輸出するというのは、それはおかしいのではないかなというのを去年提案しまして、もちろん否決はされたんですけど、その後、やはり撤退ということで、それはやはり私たちの運動というか、実ったわけではないですけども、そういうことを訴えられて、少しでも気持ちに、取締役なり株主の心に刺さった提案だったのではないかなというふうには思っています。

先ほど来発言がありました社外取締役、監査役に関しては、やはり取締役は二年に一回選任されますので、株主の議決権行使書に何番から何番というふうな番号振られて、選任するかどうかというふうに来るわけですけども、その株主がどういうふうなリアクションするかというと、何番の取締役は駄目とか、何番の取締役以外は選任してもいいというふうな丸を付けた数字を入れたりしてくるんですね。わざわざもう本当に細かく株主招集通知を読み込まれている方が多いんです。私たちも、この何番というのはどういう出所の方だろうというふうなやつぱり思いますので調べますと、ほとんどが天下りでございます。やはり

令和元年十二月十八日発行

天下りに関しては、株主は非常に厳しい目を、世間はまだまだ厳しい目を持っているんだというのがよく分かる事項でございます。(発言する者あり) あつ、ごめんなさい、一言よろしいですか。関電のことについてですね。

やつぱり、不正、金品受領事件で取締役とか監査役が全く機能していないことが分かったと思うんですね。コーポレートガバナンスの強化に対して株主の果たす役割はますます重要になってきていると思っております。

その中で、株主の権利が制限される法律のよう

に改正されるというのにはやはり反対でございます。よろしくお願いいたします。

○嘉田由紀子君 どうもありがとうございます。

○委員長(竹谷とし子君) 以上をもちまして参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様には一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様には、長時間にわたり貴重な御意見を述べいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

十一月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、会社法の一部を改正する法律案
一、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

会社法の一部を改正する法律案
(本号(その二)に掲載)

会社法の一部を改正する法律案

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
(本号(その二)に掲載)

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

U

社(同号)に規定する株式交付子会社をいう。)の株式又は新株予約権等(同項第七号に規定する新株予約権等をいう。)を譲り渡した者第二百三十六条に次の二項を加える。

3 金融商品取引法第二十六条に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号に掲げる事項についての定めに従い新株予約権を発行するときは、第一項第二号に掲げる事項を当該新株予約権の内容とすることを要しない。この場合において、当該株式会社は、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならない。

一 取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに当該新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は第一項第三号の財産の給付を要しない旨

二 定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号に掲げる事項についての定めに係る取締役(取締役であった者を含む。)以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨

4 指名委員会等設置会社における前項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九条第三項第四号又は第五号に定める事項についての決定」と、同項第一号中「取締役」とあるのは「執行役若しくは取締役」と、同項第二号中「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。

第二編第四章第一節の節名中「種類株主総会」を「種類株主総会等」に改める。

第三百一条第一項中「この款を」この節」に改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該議案が法令又は定款に違反する場合

二 株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合

三 当該議案の提出により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき株主総会において総株主(当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

3 第五項第四項を次のように改める。

4 取締役会設置会社の株主が第一項の規定による請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数に十を超えるときは、前三項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該株主が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人(次号において「役員等」という。)の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

四 定款の変更に関する二以上の議案 当該二以上の議案について異なる議決がされたこととすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

3 第五項に次の二項を加える。

5 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第一項の規定による請求をした株主が当該請求と併せて当該株主が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

6 第一項から第三項までの規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第一項の議案が法令又は定款に違反する場合

二 株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第一項の規定による請求をする場合

三 第一項の規定による請求により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき株主総会において総株主(当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

3 第十條第七項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

3 第三十條に次の一項を加える。

8 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができる。

一 当該請求を行う株主(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

3 第三十一條第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

3 第三十一條に次の一項を加える。

5 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができる。

一 当該請求を行う株主(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧

覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第三百二十二条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第三百二十二条に次の一項を加える。

6 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第三百二十二条第一項に次の一号を加える。

十四 株式交付

第三百二十四条第二項に次の一号を加える。

七 第八百十六條の三第三項の種類株主總會第二編第四章第一節に次の一款を加える。

第三款 電子提供措置

（電子提供措置をとる旨の定款の定め）

第三百二十五条の二 株式会社は、取締役が株主總會（種類株主總會を含む。）の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料（以下この款において

「株主總會参考書類等」という。）の内容である情報について、電子提供措置（電磁的方法により株主（種類株主總會を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるものをいう。以下この款、第九百十一条第三項第十二号の二及び第九百七十六條第十九号において同じ。）をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

一 株主總會参考書類

二 議決権行使書面

三 第四百三十七條の計算書類及び事業報告

四 第四百四十四條第六項の連結計算書類

（電子提供措置）

第三百二十五条の三 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の取締役は、第二百九十九條第二項各号に掲げる場合には、株主總會の日の三週間前の日又は同条第一項の通知を発した日のいずれか早い日（以下この款において「電子提供措置開始日」という。）から株主總會の日後三箇月を経過する日までの間（以下この款において「電子提供措置期間」という。）、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

一 第二百九十八條第一項各号に掲げる事項

二 第三百一条第一項に規定する場合に、株主總會参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

三 第三百二条第一項に規定する場合に、株主總會参考書類に記載すべき事項

四 第三百五条第一項の規定による請求があつた場合には、同項の議案の要領

五 株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定時株主總會を招集するとき、第四百三十七條の計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項

六 株式会社が会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）である場合において、取締役が定時株主總會を招集するときは、第四百四十四條第六項の連結計算書類に記載され、又は記録された事項

七 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

2 前項の規定にかかわらず、取締役が第二百九十九條第一項の通知に際して株主に對し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

3 第一項の規定にかかわらず、金融商品取引法第二十四條第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社が、電子提供措置開始日までに第一項各号に掲げる事項（定時株主總會に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除く。）を記載した有価証券報告書（添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。）の提出の手続を同法第二十七條の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織（以下この款において単に「開示用電子情報処理組織」という。）を使用して行う場合には、当該事項に係る情報については、同項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

（株主總會の招集の通知等の特則）
第三百二十五条の四 前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合における第二百九十九條第一項の規定の適用については、同項中「二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）」とあるのは、「二週間」とする。

（書面交付請求）
第三百二十五条の五 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主（第二百九十九條第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）の承諾をした株主を除く。）は、株式会社に對し、第三百二十五條の三第一項各号（第三百二十五條の七において準用する場合を含む。）に掲げる事項（以下この条において「電子提供措置事項」という。）を記載した書面の交付を請求することができる。

2 第二百九十九條第四項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第二百九十九條第二項又は第三項の通知には、第二百九十八條第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 電子提供措置をとっているときは、その旨

二 前条第三項の手続を開示用電子情報処理組織を使用して行つたときは、その旨

三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七條及び第四百四十四條第六項の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社に對しては、取締役は、第二百九十九條第一項の通知に際して、株主に對し、株主總會参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

4 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社における第三百五条第一項の規定の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録する」とあるのは、「当該議案の要領について第三百二十五條の二に規定する電子提供措置をとる」とする。

2 取締役は、第三百二十五條の三第一項の規定

により電子提供措置をとる場合には、第二百九十九条第一項の通知に際して、前項の規定による請求（以下この条において「書面交付請求」という。）をした株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第二百二十四条第一項に規定する基準日）を定めた場合にあつては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。）に対し、当該株主総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 株式会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部については、前項の規定により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる。

4 書面交付請求をした株主がある場合において、その書面交付請求の日(当該株主が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日から一年を経過したときは、株式会社は、当該株主に対し、第二項

の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間（以下この条において「催告期間」という。）内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一箇月を下ることができない。

5 前項の規定による通知及び催告を受けた株主がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該株主が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

(電子提供措置の中断)

第三百二十五条の六 第三百二十五条の三第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断(株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと(同項第七号の規定により修正されたことを除く。))をいう。以下この条において同じ。)が生じた場合において、

次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

一 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること。

二 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。

三 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

四 株式会社が電子提供措置の中断が生じたこととを知らされた後速やかにその旨、電子提供措置の中断の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとったこと。

(株主総会に関する規定の準用)

第三百二十五条の七 第三百二十五条の三から前条まで(第三百二十五条の三第一項(第五号及び第六号に係る部分に限る。))及び第三項並びに第三百二十五条の五第一項及び第三項から第五項までを除く。の規定は、種類株主總會について準用する。この場合において、第三百二十五条の三第一項中「第二百九十九条第二項各号」とあるのは「第三百二十五条において準用する第二百九十九条第二項各号」と、「同条第一項とあるのは「同条第一項 第三百二十五条において準用する場合に限る。次項、次条及び第三百二十五条の五において同じ。」と、「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「第二百九十八条第一項各号(第三百二十五条において準用する場合に限る。))と、「第三百一条第一項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第三百一条第一項」と、「第三百二条第一項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第三百二条第一項」。

と、「第三百五條第一項とあるのは、第三百五條第一項、第三百二十五條において準用する場合に限る。次條第四項において同じ。」と、同條第二項中「株主」とあるのは「株主ある種類の株式の株主に限る。次條から第三百二十五條の六までにおいて同じ。」と、第三百二十五條の四第二項中「第二百九十九條第四項」とあるのは「第三百二十五條において準用する第二百九十九條第四項」と、「第二百九十九條第二項」とあるのは「第三百二十五條において準用する第二

百九十九条第二項」と「第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「第三百二十五条において準用する第二百九十八条第一項第五号」と、「同項第一号から第四号まで」とあるのは「第三百二十五条において準用する同項第一号から第四号まで」と、同条第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「第三百二十五条において準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と読み替えるものとする。

第三百二十七条の二の見出しを「(社外取締役の設置義務)」に改め、同条中「事業年度の末日において」を削り、「(社外取締役を置いていない場合)」を削り、「(社外取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければ)」を「(は、社外取締役を置くなければならない)」に改める。

第三百三十一條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(取締役の資格等)」を付し、同条第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第三百三十一条の次に次の一条を加える。

第三百三十一条の二 成年被後見人が取締役に就任するには、その成年後見人が、成年被後見人の同意(後見監督人がある場合にあっては、成年被後見人及び後見監督人の同意)を得た上で、成年被後見人に代わって就任の承諾をしななければならない。

2 被保佐人が取締役就任するには、その保佐人の同意を得なければならない。

3 第二項の規定は、保佐人が民法第八百七十六
条の四第一項の代理権を付与する旨の審判に基
づき被保佐人に代わつて就任の承諾をする場合

に於て準用する。この場合において、第一項中「成年被後見人の同意（後見監督人がある場合に於ては、成年被後見人及び後見監督人の同意）」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み替へるものとする。

4 成年被後見人又は被保佐人がした取締役の資格に基づく行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

第三百三十五条第一項中「第二項」の下に「並びに第三百三十一条の二」を加える。

第三百四十八条の次に次の一条を加える。

(業務の執行の社外取締役への委託)

第三百四十八条の二 株式会社(指名委員会等設置会社を除く。)が社外取締役を置いている場合において、当該株式会社と取締役との利益が相

反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。

2 指名委員会等設置会社と執行役との利益が相反する状況にあるとき、その他執行役が指名委員会等設置会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該指名委員会等設置会社は、その都度、取締役会の決議によって、当該指名委員会等設置会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。

3 前二項の規定により委託された業務の執行は、第二条第十五号イに規定する株式会社の業務の執行に該当しないものとする。ただし、社

外取締役が業務執行取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役の指揮命令により当該委託された業務を執行したときは、この限りでない。

第三百六十一条第一項第三号中「も」の下に「(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」を加え、同号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三 報酬等のうち当該株式会社の募集株式(第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。以下この項及び第四百九条第三項において同じ。)については、当該募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数)の上限その他法務省令で定める事項

四 報酬等のうち当該株式会社の募集新株予約権(第百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下この項及び第四百九条第三項において同じ。)については、当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項

五 報酬等のうち次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭については、当該イ又はロに定める事項

イ 当該株式会社の募集株式 取締役が引き受ける当該募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数の上限その他法務省令で定める事項

ロ 当該株式会社の募集新株予約権 取締役が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項

第三百六十一条第四項中「第一項第二号又は第三号」を「第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

七 次に掲げる株式会社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下この項において同じ。)の報酬等の内容として定款又は

株主総会の決議による第一項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならない。ただし、取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められているときは、この限りでない。

一 監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限り)であつて、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの

二 監査等委員会設置会社

第三百九十九条の十三第五項中第十七号を第二十一号とし、第十号から第十六号までを四号ずつ繰り下げ、第九号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 補償契約(第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。第四百六十六条第四項第十四号において同じ。)の内容の決定

十三 役員等賠償責任保険契約(第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。第四百六十六条第四項第十五号において同じ。)の内容の決定

第三百九十九条の十三第五項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 第三百四十八条の二第二項の規定による委託

七 第三百六十一条第七項の規定による同項の事項の決定

第三百九十九条の十三第五項に次の一号を加える。

二十二 株式交付計画(当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

第四百二条第四項中「第三百三十一条第一項」の下に「及び第三百三十一条の二」を加える。

第四百九条第三項中「を決定しなければ」を「に決定しなければ」に改め、同項第三号中「も」の下に「(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」を加え、同号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三 当該株式会社の募集株式 当該募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数)その他法務省令で定める事項

四 当該株式会社の募集新株予約権 当該募集新株予約権の数その他法務省令で定める事項

五 次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭 当該イ又はロに定める事項

イ 当該株式会社の募集株式 執行役等が引き受ける当該募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数)その他法務省令で定める事項

ロ 当該株式会社の募集新株予約権 執行役等が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項

第四百六十六条第四項中第二十号を第二十三号とし、第十三号から第十九号までを三号ずつ繰り下げ、第十二号を第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四 補償契約の内容の決定

十五 役員等賠償責任保険契約の内容の決定

第四百六十六条第四項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 第三百四十八条の二第二項の規定による委託

第四百六十六条第四項に次の一号を加える。

二十四 株式交付計画(当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

第四百二十三条第一項中「この節」を「この章」に改める。

第二編第四章に次の一節を加える。

第十二節 補償契約及び役員等のために締結される保険契約

(補償契約)

第四百三十条の二 株式会社が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議によらなければならない。以下同じ。)

一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づき金銭を支払うことにより生ずる損失

三 株式会社が、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該株式会社が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に對して第四百二十三条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

第三部 法務委員会会議録第八号(その二) 令和元年十一月二十八日 【参議院】

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した株式会社等が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該株式会社に損害を加える目的で同様の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない。

5 前項の規定は、執行役について準用する。この場合において、同項中「取締役会設置会社」においては、補償契約」とあるのは、「補償契約」と読み替えるものとする。

6 第三百五十六條第一項及び第三百六十五條第二項（これらの規定を第四百十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四百二十三條第三項並びに第四百二十八條第一項の規定は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しない。

7 民法第八八條の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員等のために締結される保険契約）

第四百三十條の三 株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであるとして、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。

2 第三百五十六條第一項及び第三百六十五條第二項（これらの規定を第四百十九條第二項において準用する場合を含む。）並びに第四百二十三條第三項の規定は、株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであるとして、取締役又は執行役を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第八八條の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第四百四十五條第五項中「又は株式移転を」、株式移転又は株式交付に改め、同条に次の一項を加える。

6 定款又は株主総会の決議による第三百六十一條第一項第三号、第四号若しくは第五号口に掲げる事項についての定め又は報酬委員会による第四百九條第三項第三号、第四号若しくは第五号口に定める事項についての決定に基づく株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。

第四百七十八條第八項中「及び第三百三十一條第一項を」、第三百三十一條第一項及び第三百三十一條の二に、「同条第五項を」第三百三十一條第五項に改める。

第五百九條第一項第三号中「第五編第四章の下に及び第四章の二を加え、」第五章を「同編第五章に、及び株式移転を」、株式移転及び株式交付に改める。

第六百七十六條第七号の次に次の一号を加える。

七の二 社債管理者を定めないこととするときは、その旨
第六百七十六條第八号の次に次の一号を加える

八の二 社債管理補助者を定めるとするときは、その旨
第六百八十一條第一号中「第八号を」第八号の二に改める。

第七百六條第一項第一号中「その債務」の下に「若しくはその債務」を加える。

第四編第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 社債管理補助者

（社債管理補助者の資格）

第七百十四條の二 会社は、第七百二條ただし書に規定する場合には、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該社債が担保付社債である場合は、この限りでない。

（社債管理補助者の資格）

第七百十四條の三 社債管理補助者は、第七百三條各号に掲げる者その他法務省令で定める者でなければならない。

（社債管理補助者の権限等）

第七百十四條の四 社債管理補助者は、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加
二 強制執行又は担保権の実行の手続における配当要求
三 第四百九十九條第一項の期間内に債権の申出をすること。

2 社債管理補助者は、第七百十四條の二の規定による委託に係る契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一 社債に係る債権の弁済を受けること。

二 第七百五條第一項の行為（前項各号及び前号に掲げる行為を除く。）

三 第七百六條第一項各号に掲げる行為

四 社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為

3 前項の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 前項第二号に掲げる行為であつて、次に掲げるもの

イ 当該社債の全部についてその支払の請求

ロ 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分

ハ 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（イ及びロに掲げる行為を除く。）

二 前項第三号及び第四号に掲げる行為

4 社債管理補助者は、第七百十四條の二の規定による委託に係る契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならない。

5 第七百五條第二項及び第三項の規定は、第二項第一号に掲げる行為をする権限を有する社債管理補助者について準用する。

（二以上の社債管理補助者がある場合の特則）

第七百十四條の五 二以上の社債管理補助者があるときは、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をしなければならない。

2 社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（社債管理者等との関係）

第七百十四條の六 第七百二條の規定による委託に係る契約又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の効力が生じた場合には、第七百十四條の二の規定による委託に係る契約は、終了する。

（社債管理者に関する規定の準用）

第七百十四条の七 第七百四条、第七百七条、第七百八条、第七百十一条第一項、第七百一十一条、第七百一十三条及び第七百一十四条の規定は、社債管理補助者について準用する。この場合において、第七百四条中「社債の管理」とあるのは「社債の管理の補助」と、同項中「社債権者に対し、連帯して」とあるのは「社債権者に対し」と、第七百一十一条第一項中において、他に社債管理者がいないときは「とあるのは」において」と、同条第二項中「第七百二条」とあるのは「第七百一十四条の二」と、第七百一十四条第一項中において、他に社債管理者がいないときは「とあるのは」において「には」と、「社債の管理」とあるのは「社債の管理の補助」と、「第七百一十三条各号に掲げる」とあるのは「第七百一十四条の三に規定する」と、「解散した」とあるのは「死亡し、又は解散した」と読み替えるものとする。

第七百一十七条第二項中「社債権者集会は、」の下に「次項又は」を加え、同条に次の一項を加える。

3 次に掲げる場合には、社債管理補助者は、社債権者集会を招集することができる。

一 次条第一項の規定による請求があつた場合

二 第七百一十四条の七において準用する第七百一十一条第一項の社債権者集会の同意を得るため必要がある場合

第七百一十八条第一項及び第四項中「又は社債管理」を「社債管理」又は「社債管理補助者」に改める。

第七百二十条第一項中「社債管理」の下に「又は社債管理補助者」を加える。

第七百二十四条第二項第二号中「第七百六条第一項」の下に「第七百一十四条の四第三項（同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。）」を加える。

第七百二十九条第一項中「又は社債管理」を「社債管理」又は「社債管理補助者」に改め、同項ただし書中「社債管理」の下に「又は社債管理補助者」を、「第七百七条」の下に「（第七百一十四条の

七において準用する場合を含む。）」を加える。

第七百三十一条第三項中「社債管理」の下に「社債管理補助者」を加える。

第七百三十五条の次に次の一条を加える。

（社債権者集会の決議の省略）

第七百三十五条の二 社債発行人社、社債管理、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について「社債管理補助者」にあつては、第七百一十四条の七において準用する第七百一十一条第一項の社債権者集会の同意をすることについて提案をした場合において、当該提案につき議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があつたものとみなす。

2 社債発行人社は、前項の規定により社債権者集会の決議があつたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 社債管理、社債管理補助者及び社債権者は、社債発行人社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 第一項の規定により社債権者集会の決議があつたものとみなされる場合には、第七百三十二条から前条まで（第七百三十四条第二項を除く。）の規定は、適用しない。

第七百三十七条第一項中「社債管理」又は「代表社債権者（社債管理）」があるときを除く。を「次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 社債管理がある場合 社債管理、社債管理補助者がある場合において、社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議があつた

とき 社債管理補助者

三 前二号に掲げる場合以外の場合 代表社債権者

第七百四十条第一項中「又は第八百十條（第八百一十三條第二項において準用する場合を含む。）」を「第八百十條（第八百一十三條第二項において準用する場合を含む。）」又は「第八百一十六條の八に改め、同条第三項中「及び第八百一十六條の八」を「第八百一十六條の八第二項の規定の」に、及び第七百九十九條第二項を「第七百九十九條第二項及び第八百一十六條の八第二項」に改め、「社債管理」の下に「又は社債管理補助者」を加える。

第七百四十一条第一項及び第二項中「社債管理」の下に「社債管理補助者」を加え、同条第三項中「社債管理」の下に「社債管理補助者」を、「含む。」の下に「又は第七百一十四条の四第二項第一号」を加える。

第五編の編名中「及び株式移転」を「株式移転及び株式交付」に改める。

第五編第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 株式交付

（株式交付計画の作成）

第七百七十四條の二 株式会社は、株式交付をすることができる。この場合においては、株式交付計画を作成しなければならない。

（株式交付計画）

第七百七十四條の三 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式交付子会社（株式交付親会社株式交付をする株式会社をいう。以下同じ。）が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下同じ。）の商号及び住所

二 株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行人会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数の下限

三 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数（種類株式発行人会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

四 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する前号の株式交付親会社の株式の割当てに関する事項

五 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等（株式交付親会社の株式を除く。以下この号及び次号において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が株式交付親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

二 当該金銭等が株式交付親会社の社債及び新株予約権以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

六 前号に規定する場合には、株式交付子会社の株式の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

七 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新

株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債(以下「新株予約権等」と総称する。)を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法

八 前号に規定する場合において、株式交付親会社株式交付に際して株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が株式交付親会社の株式であるときは、当該株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該金銭等が株式交付親会社の社債(新株予約権付社債についてのものを除く。)であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該金銭等が株式交付親会社の「新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)」であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ニ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項

ホ 当該金銭等が株式交付親会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

九 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

十 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日

2 前項に規定する場合には、同項第二号に掲げる事項についての定めは、株式交付子会社が効力発生日において株式交付親会社の子会社となる数と内容とするものでなければならない。

3 第一項に規定する場合において、株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式交付親会社は、株式交付子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第四号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の譲渡人に対して株式交付親会社の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、株式交付親会社の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

4 第一項に規定する場合には、同項第四号に掲げる事項についての定めは、株式交付子会社の株式の譲渡人(前項第一号の種類の株式の譲渡人を除く。)が株式交付親会社に譲り渡す株式交付子会社の株式の数(前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数)に応じて株式交付親会社の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

5 前二項の規定は、第一項第六号に掲げる事項について準用する。この場合において、前二項中「株式交付親会社の株式」とあるのは、「金銭等(株式交付親会社の株式を除く。)」と読み替えるものとする。

(株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み)

第七百七十四条の四 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようにとする者に對し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 株式交付親会社の商号

二 株式交付計画の内容

三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、前条第一項第十号の期日までに、次に掲げる事項を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 譲り渡そうとする株式交付子会社の株式の数(株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数)

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、株式交付親会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、株式交付親会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二十条第十項に規定する目録見書を第一項の申込みをしようにとする者に対して交付している場合その他株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようにとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

5 株式交付親会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき(第八百十六条の九第一項の規定により効力発生日を変更したとき及び同条第五項の規定により前条第一項第十号の期日を変更したときを含む。)は、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者(以下この章において「申込者」という。)に通知しなければならない。

6 株式交付親会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式交付親会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先に宛てて発すれば足りる。

7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものと

みなす。

(株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当て)

第七百七十四条の五 株式交付親会社は、申込者の中から当該株式交付親会社が株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数(株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。)を定めなければならない。この場合において、株式交付親会社は、申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第七百七十四条の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 株式交付親会社は、効力発生日の前日まで、申込者に対し、当該申込者から当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数を通知しなければならない。

(株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み及び株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当てに関する特則)

第七百七十四条の六 前二項の規定は、株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡を行う契約を締結する場合には、適用しない。

(株式交付子会社の株式の譲渡)

第七百七十四条の七 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める株式交付子会社の株式の数について株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人となる。

一 申込者 第七百七十四条の五第二項の規定により通知を受けた株式交付子会社の株式の数

二 前条の契約により株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数を譲り渡すことを約した者 その者が

譲り渡すことを約した株式交付子会社の株式の数の

2 前項各号の規定により株式交付子会社の株式の譲渡人となった者は、効力発生日に、それぞれ当該各号に定める数の株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付しなければならない。
(株式交付子会社の株式の譲渡しの無効又は取消しの制限)

第七百七十四条の八 民法第九十三条第一項ただし書及び第九十四条第一項の規定は、第七百七十四条の四第二項の申込み、第七百七十四条の五第一項の規定による割当て及び第七百七十四条の六の契約に係る意思表示については、適用しない。

2 株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人は、第七百七十四条の十一第二項の規定により株式交付親会社の株式の株主となった日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として株式交付子会社の株式の譲渡しの取消しをすることができない。

(株式交付子会社の株式の譲渡しに関する規定の準用)

第七百七十四条の九 第七百七十四条の四から前条までの規定は、第七百七十四条の三第一項第七号に規定する場合における株式交付子会社の新株予約権等の譲渡しについて準用する。この場合において、第七百七十四条の四第二項第二号中「株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数」とあるのは「内容及び数」と、第七百七十四条の五第一項中「数(株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。)」とあるのは「数」と、「申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第七百七十四条の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式」とあるのは「当該新株予約権等」と、前条第二項中「第七百七十四条の十一第二項」とあるのは「第

七百七十四条の十一第四項第一号」と読み替えるものとする。

(申込みがあつた株式交付子会社の株式の数の下限の数に満たない場合)

第七百七十四条の十 第七百七十四条の五及び第七百七十四条の七(第一項第二号に係る部分を除く。)(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)(の規定は、第七百七十四条の三第一項第十号の期日において、申込者が譲渡しの申込みをした株式交付子会社の株式の総数が同項第二号の下限の数に満たない場合には、適用しない。この場合においては、株式交付親会社は、申込者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知しなければならない。

(株式交付の効力の発生等)

第七百七十四条の十一 株式交付親会社は、効力発生日に、第七百七十四条の七第二項(第七百七十四条の九において準用する場合を含む。)(の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り受ける。

2 第七百七十四条の七第二項の規定による給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第七百七十四条の三第一項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号の株式交付親会社の株式の株主となる。

3 次の各号に掲げる場合には、第七百七十四条の七第二項の規定による給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第七百七十四条の三第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第七百七十四条の三第一項第五号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 第七百七十四条の三第一項第五号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 第七百七十四条の三第一項第五号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者

及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

4 次の各号に掲げる場合には、第七百七十四条の九において準用する第七百七十四条の七第二項の規定による給付をした株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人は、効力発生日に、第七百七十四条の三第一項第九号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第七百七十四条の三第一項第八号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主

二 第七百七十四条の三第一項第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者

三 第七百七十四条の三第一項第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者

四 第七百七十四条の三第一項第八号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

5 前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 効力発生日において第八百十六条の八の規定による手続が終了していない場合

二 株式交付を中止した場合

三 効力発生日において株式交付親会社が第七百七十四条の七第二項の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式の総数が第七百七十四条の三第一項第二号の下限の数に満たない場合

四 効力発生日において第二項の規定により第七百七十四条の三第一項第三号の株式交付親会社の株式の株主となる者がいない場合

6 前項各号に掲げる場合には、株式交付親会社は、第七百七十四条の七第一項各号(第七百七十四条の九において準用する場合を含む。)(に掲げる者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨

を通知しなければならない。この場合において、第七百七十四条の七第二項(第七百七十四条の九において準用する場合を含む。)(の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式又は新株予約権等があるときは、株式交付親会社は、遅滞なく、これらをその譲渡人に返還しなければならない。

第五編第五章の章名中「及び株式移転」を、「株式移転及び株式交付」に改める。
第五編第五章に次の一節を加える。

第四節 株式交付の手続
(株式交付計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第八百十六条の二 株式交付親会社は、株式交付計画備置開始日から株式交付がその効力を生ずる日(以下この節において「効力発生日」という。)(後六箇月を経過する日までの間、株式交付計画の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「株式交付計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一 株式交付計画について株主総会(種類株主総会を含む。)(の決議によつてその承認を受けなければならぬときは、当該株主総会の日の二週間前の日(第三百十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)

二 第八百十六条の六第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日のいずれか早い日

三 第八百十六条の八の規定による手続をしなければならぬときは、同条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3 株式交付親会社の株主(株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等(株式交付親会社の株式を除く。)(が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもの)のみである場合

以外の場合にあつては、株主及び債権者は、株式交付親会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式交付親会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式交付親会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
(株式交付計画の承認等)

第八百十六条の三 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、株式交付計画の承認を受けなければならない。

2 株式交付親会社が株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等(株式交付親会社の株式等を除く)の帳簿価額が株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式及び新株予約権等の額として法務省令で定める額を超える場合には、取締役は、前項の株主総会において、その旨を説明しなければならない。

3 株式交付親会社が種類株式発行会社である場合において、次の各号に掲げるときは、株式交付は、当該各号に定める種類の株式(譲渡制限株式であつて、第九十九条第四項の定款の定めがないものに限る)の種類株主を構成員とする種類株主総会(当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会)の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しない場合は、この限りでない。

一 株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式であるとき 第七百七十四条の三第一項第三号の種類株式
二 株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式であるとき 第七百七十四条の三第一項第八号イの種類株式
(株式交付計画の承認を要しない場合等)
第八百十六条の四 前条第一項及び第二項の規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一(これを下回る割合を株式交付親会社の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えない場合には、適用しない。ただし、同項に規定する場合又は株式交付親会社が公開会社でない場合は、この限りでない。

イ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額

ロ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額

ハ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額

ニ 株式交付親会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

2 前項本文に規定する場合において、法務省令で定める数の株式(前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る)を有する株主が第八百十六条の六第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に株式交付に反対する旨を株式交付親会社に対し通知したときは、当該株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、株式交付計画の承認を受けなければならない。

一 株式交付を要めることの請求
(株式交付を要めること)
第八百十六条の五 株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、株式交付をやめることを請求することができる。ただし、前条第一項本文に規定する場合(同項ただし書又は同条第二項に規定する場合を除く)は、この限りでない。

(反対株主の株式買取請求)

第八百十六条の六 株式交付をする場合には、反対株主は、株式交付親会社に対し、自己の所有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。ただし、第八百十六条の四第一項本文に規定する場合(同項ただし書又は同条第二項に規定する場合を除く)は、この限りでない。

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

一 株式交付をするために株主総会(種類株主総会を含む)の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立つて当該株式交付に反対する旨を当該株式交付親会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式交付に反対した株主(当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

2 前号に掲げる場合以外の場合 全ての株主に株式交付親会社は、効力発生日の二十日前までに、その株主に対し、株式交付をする旨並びに株式交付子会社の商号及び住所を通知しなければならない。

4 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

一 株式交付親会社が公開会社である場合
二 株式交付親会社が第八百十六条の三第一項の株主総会の決議によつて株式交付計画の承認を受けた場合
5 第一項の規定による請求(以下この節において「株式買取請求」という)は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の種類(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)を明らかにしなければならない。

6 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式交付親会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

7 株式買取請求をした株主は、株式交付親会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。

8 株式交付を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。

9 第三百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

(株式の価格の決定等)
第八百十六条の七 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と株式交付親会社との間に協議が調つたときは、株式交付親会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は株式交付親会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4 株式交付親会社は、裁判所の決定した価格に
対する第一項の期間の満了の日後の法定利率に
よる利息をも支払わなければならない。
5 株式交付親会社は、株式の価格の決定がある
までは、株主に対し、当該株式交付親会社が公
正な価格と認める額を支払うことができる。
6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発
生日に、その効力を生ずる。
7 株券発行会社は、株券が発行されている株式
について株式買取請求があったときは、株券と
引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金
を支払わなければならない。
(債権者の異議)
第八百十六條の八 株式交付に際して株式交付子
会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して
交付する金銭等(株式交付親会社の株式を除
く。)が株式交付親会社の株式に準ずるものとし
て法務省令で定めるもののみである場合以外の
場合には、株式交付親会社の債権者は、株式交
付親会社に対し、株式交付について異議を述べ
ることができる。
2 前項の規定により株式交付親会社の債権者が
異議を述べることができる場合には、株式交付
親会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、か
つ、知れている債権者には、各別にこれを催告
しなければならない。ただし、第四号の期間
は、一箇月を下ることができない。
一 株式交付をする旨
二 株式交付子会社の商号及び住所
三 株式交付親会社及び株式交付子会社の計算
書類に関する事項として法務省令で定めるも
の
四 債権者が一定の期間内に異議を述べること
ができる旨
3 前項の規定にかかわらず、株式交付親会社が
同項の規定による公告を、官報のほか、第九百
三十九條第一項の規定による定款の定めに従
い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法に
よりするときは、前項の規定による各別の催告

は、することを要しない。
4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べ
なかったときは、当該債権者は、当該株式交付
について承認をしたものとみなす。
5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べ
たときは、株式交付親会社は、当該債権者に対
し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又
は当該債権者に弁済を受けさせることを目的と
して信託会社等に相当の財産を信託しなければ
ならない。ただし、当該株式交付をしても当該
債権者を害するおそれがないときは、この限り
でない。
(株式交付の効力発生日の変更)
第八百十六條の九 株式交付親会社は、効力発生
日を変更することができる。
2 前項の規定による変更後の効力発生日は、株
式交付計画において定めた当初の効力発生日か
ら三箇月以内の日でなければならない。
3 第一項の場合には、株式交付親会社は、変更
前の効力発生日(変更後の効力発生日が変更前
の効力発生日前の日である場合にあっては、当
該変更後の効力発生日)の前日までに、変更後
の効力発生日を公告しなければならない。
4 第一項の規定により効力発生日を変更したと
きは、変更後の効力発生日を効力発生日とみな
して、この節(第二項を除く。)及び前章(第七百
七十四條の三第一項第十一号を除く。)の規定を
適用する。
5 株式交付親会社は、第一項の規定による効力
発生日の変更をする場合には、当該変更と同時
に第七百七十四條の三第一項第十号の期日を変
更することができる。
6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定によ
る第七百七十四條の三第一項第十号の期日の変
更について準用する。この場合において、第四
項中「この節(第二項を除く。)」及び前章(第七百
七十四條の三第一項第十一号を除く。)」とある
のは、「第七百七十四條の四、第七百七十四條
の十及び前項」と読み替えるものとする。

(株式交付に関する書面等の備置き及び閲覧等)
第八百十六條の十 株式交付親会社は、効力発生
日後遅滞なく、株式交付に際して株式交付親会
社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数その
他の株式交付に関する事項として法務省令で定
める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁
的記録を作成しなければならない。
2 株式交付親会社は、効力発生日から六箇月
間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備
え置かなければならない。
3 株式交付親会社の株主(株式交付に際して株
式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人
に対して交付する金銭等(株式交付親会社の株
式を除く。))が株式交付親会社の株式に準ずるも
のとして法務省令で定めるもののみである場合
以外の場合にあっては、株主及び債権者は、
株式交付親会社に対して、その営業時間内は、
いつでも、次に掲げる請求をすることができる。
ただし、第二号又は第四号に掲げる請求を
するに、当該株式交付親会社の定めた費用を
支払わなければならない。
一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務
省令で定める方法により表示したものの閲覧
の請求
四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁
的方法であつて株式交付親会社の定めたもの
により提供することの請求又はその事項を記
載した書面の交付の請求
第八百二十八條第一項に次の一号を加える。
十三 株式会社の株式交付 株式交付の効力が
生じた日から六箇月以内
第八百二十八條第二項に次の一号を加える。
十三 前項第十三号に掲げる行為 当該行為の
効力が生じた日において株式交付親会社の株
主等であつた者、株式交付に際して株式交付
親会社に株式交付子会社の株式若しくは新株
予約権等を譲り渡した者又は株式交付親会社

の株主等、破産管財人若しくは株式交付につ
いて承認をしなかつた債権者
第八百三十四條第十二号の次に次の一号を加え
る。
十二の二 株式会社の株式交付の無効の訴え
株式交付親会社
第八百三十六條第二項中「債権者」の下に「又は
株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会
社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者」
を加える。
第八百三十九條中「第十二号」を「第十二号の二
に改める。
第八百四十四條の次に次の一条を加える。
(株式交付の無効判決の効力)
第八百四十四條の二 株式会社の株式交付の無効
の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場
合において、株式交付親会社が当該株式交付に
際して当該株式交付親会社の株式(以下この条
において「旧株式交付親会社株式」という。)を交
付したときは、当該株式交付親会社は、当該判
決の確定時における当該旧株式交付親会社株式
に係る株主に対し、当該株式交付の際に当該旧
株式交付親会社株式の交付を受けた者から給付
を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権
等(以下この条において「旧株式交付子会社株式
等」という。)を返還しなければならない。この
場合において、株式交付親会社が株券発行会社
であるときは、当該株式交付親会社は、当該株
主に対し、当該旧株式交付子会社株式等を返還
するのと引換えに、当該旧株式交付親会社株式
に係る旧株券を返還することを請求することが
できる。
2 前項前段に規定する場合には、旧株式交付親
会社株式を目的とする質権は、旧株式交付子会
社株式等について存在する。
第八百四十九條の次に次の見出し及び一条を加
える。
(和解)
第八百四十九條の二 株式会社等が、当該株式会

る。

(社外取締役の設置義務等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に監査役会設置会社(会社法第二条第五号に規定する公開会社であり、かつ、同条第六号に規定する大会社であるものに限る。)であつて金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならぬものについては、新法第三百二十七条の二の規定は、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、適用しない。この場合において、旧法第三百二十七条の二に規定する場合における理由の開示については、なお従前の例による。

(補償契約に関する経過措置)

第六条 新法第四百三十条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

(役員等のために締結される保険契約に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に株式会社と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(旧法第四百二十三条第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。)がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

(社債に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に旧法第六百七十六条に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集社債及びこの法律の施行前に会社法第二百三十八条第一項に規定する募集事項の決定があつた場合におけるその新株予約権付社債の発行の手續については、新法第六百七十六条第七

号の二及び第八号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する社債であつて、社債管理者を定めていないもの(この法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により社債管理者を定めないので発行された社債を含む。)には、新法第六百七十六条第七号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

3 この法律の施行の際現に存する社債の記載事項については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に社債発行会社、社債管理者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

(新株予約権に係る登記に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前に登記の申請がされた新株予約権の発行に関する登記の登記事項については、新法第九百十一条第三項第十二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

会社法の一部を改正する法律案

(衆議院修正に係る条文のみを掲載。小字及び「は修正」)

会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十二条の二を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該議案が法令又は定款に違反する場合

二 株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合

三 当該議案の提出により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき株主総会において総株主(当該議案につき議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかつた日から三年を経過していない場合

第三百五十五条第四項を次のように改める。

中「前三項を第一項から第三項まで」とし、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 取締役会設置会社の株主が第一項の規定による請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、前三項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該株主が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人(次号において「役員等」という。)の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

四 定款の変更に関する二以上の議案 当該二以上の議案について異なる議決がされたときは当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

5 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第一項の規定による請求をした株主が当該請求と併せて当該株主が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

第三百五十五条に次の二項を加える。

5 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第一項の規定による請求をした株主が当該請求と併せて当該株主が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

第一項から第三項までの規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第一項の議案が法令又は定款に違反する場合

二 株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第一項の規定による請求をする場合

三 第一項の規定による請求により株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき株主総会において総株主(当該議案につき議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかつた日から三年を経過していない場合

附則

(株主提案権に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にされた旧法第三百四十二条の規定による議案の提出及び会社法第三百五十五条第一項の規定による請求については、なお従前の例による。

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

目次

第一章 法務省関係(第一条―第十七条)	第二章 内閣官房関係(第十八条―第二十条)	第三章 内閣府関係	第一節 本府関係(第二十一条―第二十三条)	第二節 金融庁関係(第二十四条―第四十七条)	第四章 総務省関係(第四十八条―第五十一条)	第五章 財務省関係(第五十二条―第六十四条)	第六章 文部科学省関係(第六十五条―第六十八条)	第七章 厚生労働省関係(第六十九条―第七十九条)	第八章 農林水産省関係(第八十条―第九十二条)	第九章 経済産業省関係(第九十三条―第一百二十四条)	第十章 国土交通省関係(第一百五十一条―第二百一十三条)	第十一章 罰則に関する経過措置及び政令への委任(第二百二十四条・第二百五条)	附則	第一章 法務省関係	(外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律の一部改正)	第一条 外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。	第四条中「第十九条の二」の下に、「第十九条の三、第二十一条を加え、」第十五号及び第十六号を「第十四号及び第十五号」に、「並びに第三百三十二条」を、「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改める。	(担保付社債信託法の一部改正)
---------------------	-----------------------	-----------	-----------------------	------------------------	------------------------	------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------	----------------------------	------------------------------	--	----	-----------	---------------------------------	--	--	-----------------

第二条 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中、並びに第七百三十一条第三項を「第七百三十一条第三項並びに第七百三十五条の二第一項及び第三項」に、「これらの規定を同法第七百七十七条第二項に、「担保付社債信託法第二条第一項に規定する」を「担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二条第一項に規定する信託契約(以下単に「信託契約」という。)の受託会社」と、同法第七百八条第一項及び第四項並びに第七百二十九条第一項本文中「社債管理者又は社債管理補助者」とあるのは「又は信託契約の受託会社」と、同法第七百二十条第一項及び第七百二十九条第一項ただし書中「社債管理者又は社債管理補助者」とあり、並びに同法第七百三十一条第三項並びに第七百三十五条の二第一項及び第三項中「社債管理者、社債管理補助者」とあるのは「に」に改め、「受託会社」との下に、「同条第一項中」について「社債管理補助者にあつては、第七百二十四条の七において準用する第七百一十一条第一項の社債権者集会の同意をすることについて」とあるのは「について」を加える。

第三十三条第一項中「議事録」の下に「又は同法第七百三十五条の二第一項の書面若しくは電磁的記録(次項各号において「議事録等」という。)」を加え、同条第二項各号中「前項の議事録を「議事録等」に改める。

(弁護士法の一部改正)

第三条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条の二第二項中「新所在地」の下に「(従たる法律事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる法律事務所の所在地)」を、「当該法律事務所」の下に「(従たる法律事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる法律事務所)」を加え、同条第三項中「旧所在地」の下に「(従たる法律事務所を移転し、又は

廃止したときにあつては、主たる法律事務所の所在地)」を加える。

(司法書士法の一部改正)

第四条 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第四項中「新所在地」の下に「(従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地)」を、「当該事務所」の下に「(従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる事務所)」を加え、同条第五項中「旧所在地」の下に「(従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地)」を加える。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第五条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第四項中「新所在地」の下に「(従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地)」を、「当該事務所」の下に「(従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる事務所)」を加え、同条第五項中「旧所在地」の下に「(従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地)」を加える。

(商業登記法の一部改正)

第六条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第七條の二及び第十一條の二中「第十七條第四項」を「第十七條第三項」に改める。

第十二條第一項中「第二十條の規定により印鑑を登記所に提出した者又は支配人、破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により会社につき選任された破産管財人若しくは保全管理人、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定により会社につき選任された管財人若しくは保全管理人、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定により選任された管財人若しくは保全管理人若しくは外国倒産処理

手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十七條第二項の規定により登記の申請書に押印すべき者(委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者)

二 支配人

三 破産法(平成十六年法律第七十五号)の規定により会社につき選任された破産管財人又は保全管理人

四 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定により会社につき選任された管財人又は保全管理人

五 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)の規定により選任された管財人又は保全管理人

六 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)の規定により会社につき選任された承認管財人又は保全管理人

第十二條の二第二項中「前条第一項に規定する」を「前条第一項各号に掲げる」に、「印鑑提出者」を「被証明者」に改め、「印鑑を提出した登記所が法務大臣の指定するものであるときは」を削り、同項第一号並びに同条第三項及び第四項中「印鑑提出者」を「被証明者」に改め、同条第五項ただし書中「第一項の」を「当事者の営業所(会社にあつては、本店の所在地を管轄する)に改め、同条第六項中「第一項及び」を削り、同条第七項中「印鑑提出者」を「被証明者」に、「第一項」を「同項ただし書」に改める。

第十五條中「第四十八條から第五十條まで(第九十五條、第一百一条及び第一百八條において準用する場合を含む。)」を削る。

第十七條第三項を削り、同条第四項中「第二項第四号」を「前項第四号」に改め、「又は前項の

規定により申請書に記載すべき事項を削り、「前二項」を「同項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十八条中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十四条第四号中「とき」の下に「又は申請の権限を有する者であることの証明がないとき」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十五条第一項中「前条第十号」を「前条第九号」に改める。

第四十八条の前の見出しを削り、同条から第五十条までを次のように改める。

第四十八条から第五十条まで 削除

第五十一条第一項後段を削る。

第八十二条第二項及び第三項中「本店の所在地における」を削り、同条第四項中「並びに第二十条第一項及び第二項の規定」及び「本店の所在地における」を削る。

第八十七条第一項及び第二項中「本店の所在地における」を削り、同条第三項中「登記所において作成した吸収分割会社又は新設分割会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては」を削る。

第九十条の次に次の一条を加える。

（株式交付の登記）

第九十条の二 株式交付による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 株式交付計画書

二 株式の譲渡しの申込み又は会社法第七百七十四条の六の契約を証する書面

三 会社法第八百六条の四第一項本文に規定する場合に、当該場合に該当すること

を証する書面（同条第二項の規定により株式交付に反対する旨を通知した株主がある場合にあっては、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。）

四 会社法第八百六条の八第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあっては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該株式交付をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五 資本金の額が会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて計上されたことを証する書面

第九十一条第一項中「本店の所在地における」を削り、同条第二項中「本店の所在地における」を削り、「前条」を「第九十条」に改め、同条第三項中「登記所において作成した株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては」を削る。

第九十五条、第一百一条及び第一百八条中「第四十八条」を「第五十一条」に改める。

第一百三十八条を次のように改める。

第一百三十八条 削除

（商業登記法の一部改正に伴う経過措置）

第七條 前条の規定による商業登記法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

（民事再生法の一部改正）

第三十九條中「第七百三十五条」を「第七百三

第八条 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十条の二第一項から第三項までの規定中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加え、同条第六項第二号中「社会医療法人債管理者」の下に「又は同法第五十四条の五の二に規定する社会医療法人債管理補助者」を加え、同

項第三号中「投資法人債管理者」の下に「又は同法第三十九条の九の二第一項に規定する投資法人債管理補助者」を加え、同項第四号中「社債管理者」の下に「又は同法第六十一条の七の二に規定する社債管理補助者」を加え、同項第五号中「特定社債管理者」の下に「又は同法第二百二十七条の二第一項に規定する特定社債管理補助者」を加える。

第六百六十九条の二第一項中「について社債管理者」の下に「社債管理補助者（当該社債等についての再生債権者の議決権を行使することができる権限を有するものに限る。）」を加え、同

条第三項第一号中「第七百六条第一項（を）第七百六条第一項若しくは第七百七十四条の四第三項（これらの規定を）に改め、「第三百三十九条の九第四項の下に「若しくは同法第三百三十九条の九の二第二項において読み替えて準用する会社法第七百七十四条の四第三項（を）」第六十一条の七第三項（を）」第六百二十七条第四項の下に「若しくは同法第二百二十七条の二第二項において読み替えて準用する会社法第七百七十四条の四第三項」を加える。

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）
第九條 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六条の三」を「第八十六条の四」に、「第二百六十九条」を「第二百六十九条の二」に改める。

第三十九條中「第七百三十五条」を「第七百三

十五條の二」に改め、「社債管理者」の下に「社債管理補助者」を、「業務規程」との下に「同法第七百三十五条の二第一項中「社債管理者、社債管理補助者又は社債権者」とあるのは「又は加入者」と、「事項について（社債管理補助者）にあつては、第七百七十四条の七において準用する第七百七十一条第一項の社債権者集会の同意をすることについて」とあるのは「事項について」と、同条第三項中「社債管理者、社債管理補助者及び社債権者」とあるのは「加入者」とを加える。

第六百六条第一号中「すべて」を「全て」に、「第八十三条」を「以下この章」に改める。

第七十一条第七項中「ために社債管理者」の下に「社債管理補助者（社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。）」を加える。

第八十六条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 社債管理補助者がある場合 当該社債管理補助者

第四章第四節第八十六条の三を第八十六条の四とし、第八十六条の二の次に次の一条を加える。

（株式交付に関する会社法の特例）
第八十六条の三 会社法第七百七十四条の三第一項第五号イ又は第八号口の社債が振替社債である場合には、株式交付親会社（同項第一号に規定する株式交付親会社をいう。以下この条、第六百六十条の二、第八百八十九条の二及び第二百二十三条の二において同じ。）は、同

法第七百七十四条の四第一項（同法第七百七十四條の九において準用する場合を含む。）の規定による通知において、当該振替社債についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。ただし、短期社債について

は、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、会社法第七百七十四条の四第二項(同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の申込みをする者(同法第七百七十四条の三第一項第六号又は第九号に掲げる事項についての定めに従い株式交付親会社が発行する振替社債の社債権者にならないものを除く。)は、自己のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座(特別口座を除く。)を同法第七百七十四条の四第二項の書面に記載し、又は同法第七百七十四条の六(同法第七百七十四条の九において準用する

場合を含む。)の契約を締結する際に当該口座を当該振替社債の発行者に示さなければならない。

3 株式交付親会社が株式交付に際して振替社債を移転しようとする場合には、当該株式交付親会社は、当該株式交付がその効力を生ずる日以後遅滞なく、当該振替社債について振替の申請をしなければならない。

第百十三条の表第七十一條第七項の項中「社債管理者又ははを「社債管理者、社債管理補助者(社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。)」又ははに改める。

第百二十条の表第六十六條第一号の項中「すべて」を「全て」に、「第八十三條」を「以下この章」に改め、同表第七十一條第七項の項中「社債管理者又ははを「社債管理者、社債管理補助者(社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。)」又ははに改める。

第百二十一条の表第七十一條第七項の項及び第百二十二条の表第七十一條第七項の項中「社債管理者又ははを「社債管理者、社債管理補助者(社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。)」又ははに改める。

第百十五條中、「第八十六條の二並びに第八十六條の三を」並びに第八十六條の二から第八十六條の四まで」に改め、同条の表第六十六條第一号の項中「すべて」を「全て」に、「第八十三條」を「以下この章」に改め、同表第七十一條第七項の項中「社債管理者又ははを「社債管理者、社債管理補助者(社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。)」又ははを「投資法人債管理補助者(投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九條の九の二第一項に規定する投資法人債管理補助者をいい、投資法人債権者又は質権者のために振替投資法人債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ)」に改め、同表第八十六條第一項第一号の項の次に次のように加える。

第八十六條第一項第二号

社債管理補助者

投資法人債管理補助者

第百十七條中、「第八十六條の二並びに第八十六條の三を」並びに第八十六條の二から第八十六條の四まで」に改め、同条の表第六十六條第一号の項中「すべて」を「全て」に、「第八十三條」を「以下この章」に改め、同表第七十一條第七項の項中「社債管理者又ははを「社債管理者、社債管理補助者(社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。)」又ははを「社債管理補助者(保険業法第六十一條の七の二に規定する社債管理補助者をいい、社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ)」に改める。

第百十八條中、「第八十六條の二並びに第八十六條の三を」並びに第八十六條の二から第八十六條の四まで」に改め、同条の表第六十六條第一号の項中「すべて」を「全て」に、「第八十三條」を「以下この章」に改め、同表第七十一條第七項の項中「社債管理者又ははを「社債管理者、社債管理補助者(社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受ける権限を有するものに限る。)」又ははを「特定社債管理補助者(資産の流動化に関する法律第百二十七條の二第一項に規定する特定社債管理補助者をいい、特定社債権者又は質権者のために振替特定社債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ)」に改め、同表第八十六條第一項第一号の項の次に次のように加える。

第八十六條第一項第二号

社債管理補助者

特定社債管理補助者

改め、同条第四項中「若しくは株式交換を」「株式交換若しくは株式交付」に改める。
第百五十九條の次に次の一条を加える。
(電子提供措置に関する会社法の特例)

第百五十九條の二 振替株式を発行する会社は、電子提供措置(会社法第三百二十五條の二に規定する電子提供措置をいう。)をとる旨を定款で定めなければならない。

2 加入者は、次に掲げる振替株式の発行者に対する書面交付請求(会社法第三百二十五條の五第二項に規定する書面交付請求をいう。以下この項において同じ。)を、その直近上位機関を経由してすることができる。この場合においては、同法第三百十條第一項の規定にかかわらず、書面交付請求をする権利は、当該発行者に対抗することができる。

一 当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式(当該加入者が第百五十一條第二項第二号の申出をしたものを除く。)

二 当該加入者が他の加入者の口座における特別株主である場合には、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該特別株主についてのもの
三 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録がされた者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの
四 当該加入者が第百五十五條第三項の申請をした振替株式の株主である場合には、買取口座に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのもの
第百六十條の次に次の一条を加える。

(株式交付に関する会社法の特例)
第百六十條の二 会社法第七百七十四條の三第一項第三号又は第八号イの株式交付親会社の株式が振替株式である場合には、株式交付親

第百五十一條第二項第一号中「第百五十四條」を「第百五十四條第三項第二号及び第百五十九條の二第二項第二号」に改める。
第百五十五條第一項中「又は株式移転」を「株式移転又は株式交付」に、「又は第八十六條第一項」を「第八十六條第一項又は第八十六條の六第一項に改め、「(以下この条)の下に」及び第百五十九條の二第二項第四号を加え、同条第二項中「又は第八十六條第三項」を「第八十六條第三項又は第八十六條の六第三項」に

会社は、同法第七百七十四条の四第一項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による通知において、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

2 前項に規定する場合には、会社法第七百七十四条の四第二項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の申込みをする者（同法第七百七十四条の三第一項第四号又は第九号に掲げる事項についての定めに従い株式交付親会社が発行する振替株式の株主にならないものを除く。）は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を同法第七百七十四条の四第二項の書面に記載し、又は同法第七百七十四条の六（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。

3 会社法第七百七十四条の三第一項第五号口又は第八号ハの新株予約権の目的である株式が振替株式である場合には、株式交付親会社は、同法第七百七十四条の四第一項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による通知において、当該新株予約権の目的である振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

4 株式交付親会社が株式交付に際して振替株式を移転しようとする場合には、当該株式交付親会社は、当該株式交付がその効力を生ずる日以後遅滞なく、当該振替株式について振替の申請をしなければならない。

第百六十一条第二項中「及び第八百六条第三項を」と、第八百六条第三項及び第八百六条の六第三項に改める。

第百八十九条の次に次の一条を加える。

（株式交付に関する会社法の特例）

第百八十九条の二 会社法第七百七十四条の三第一項第五号口又は第八号ハの新株予約権が振替新株予約権である場合には、株式交付親会社は、同法第七百七十四条の四第一項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による通知において、当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

2 前項に規定する場合には、会社法第七百七十四条の四第二項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の申込みをする者（同法第七百七十四条の三第一項第六号又は第九号に掲げる事項についての定めに従い株式交付親会社が発行する振替新株予約権の新株予約権者にならないものを除く。）は、自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を同法第七百七十四条の四第二項の書面に記載し、又は同法第七百七十四条の六（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権の発行者に示さなければならない。

3 株式交付親会社が株式交付に際して振替新株予約権を移転しようとする場合には、当該株式交付親会社は、当該株式交付がその効力を生ずる日以後遅滞なく、当該振替新株予約権について振替の申請をしなければならない。

第百二十二条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 社債管理補助者がある場合 当該社債管理補助者

第百二十三条の次に次の一条を加える。

（株式交付に関する会社法の特例）

第百二十三条の二 会社法第七百七十四条の三第一項第五号ハ又は第八号二の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合には、株式交付親会社は、同法第七百七十四条の四第一項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による通知において、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を示さなければならない。

2 前項に規定する場合には、会社法第七百七十四条の四第二項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の申込みをする者（同法第七百七十四条の三第一項第六号又は第九号に掲げる事項についての定めに従い株式交付親会社が発行する振替新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者にならないものを除く。）は、自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（特別口座を除く。）を同法第七百七十四条の四第二項の書面に記載し、又は同法第七百七十四条の六（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならない。

3 株式交付親会社が株式交付に際して振替新株予約権付社債を移転しようとする場合には、当該株式交付親会社は、当該株式交付がその効力を生ずる日以後遅滞なく、当該振替新株予約権付社債について振替の申請をしなければならない。

第百二十八条第一項中「及び第五項」の下に「第百六十条の二を加え、同条第二項の表第百五十五条第一項の項中「又は株式移転」を「株式移転又は株式交付」に、「又は第八百六条第一項」を「第八百六条第一項又は第八百六条の六第一項」に改め、同表第百五十五条第二項の項中「又は第八百六条第三項」を「第八百六条第三項又は第八百六条の六第三項」に改め、同表第百五十五条第四項の項中「若しくは株式交換」を「株式交換若しくは株式交付」に改め、同表第百五十九条第三項第一号の項の次に次のように加える。

第百五十九条の二第一項	定款	規約
第百五十九条の二第二項	同法第百三十条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第一項
第百三十五条第一項中「まで」の下に「第百五十九条の二第二項第四号」を、「及び第五項」の下に「第百六十条の二」を加え、同条第二項の表第百五十九条第一項の項の次に次のように加える。	第百五十九条の二第二項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十条第四項
第百五十九条の二第二項	同法第百三十条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条第一項

第百三十九条第一項中「第百六十一条」を「から第百六十一条まで」に改め、同条第二項の表第百五十五条第一項の項中「又は株式移転」を「株式移転又は株式交付」に、「又は第八百六条第一項」を「第八百六条第一項又は第八百六条の六第一項」に改め、同表第百五十五条第二項の項中「又は第八百六条第三項」を「第八百六条第三項又は第八百六条の六第三項」に改め、同表第百五十五条第四項の項中「若しくは株式交換」を「株式交換若しくは株式交付」に改め、同表に次のように加える。

第百五十九条の二第二項	同法第百三十条第一項	資産の流動化に関する法律第四十五条第一項
-------------	------------	----------------------

第二百四十七条の三第一項中「及び」を「、第百八十九条の二及び」に改める。
第二百四十九条第一項中「、第百八十九条並びに第百九十条を」並びに第百八十九条から第百九十条まで」に改める。
第二百五十一条第一項中「、第二百二十四条を」から第二百二十四条まで」に改め、同項の表に次のように加える。

社債管理補助者	特定社債管理補助者
---------	-----------

第二百五十一条第二項の表第百九十九条第七項の項中「同じ。」の下に「、特定社債管理補助者(同法第百二十七条の二第二項に規定する特定社債管理補助者をいい、特定社債権者又は質権者のために振替特定社債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ。)」を加える。
第二百五十四条第一項中「、第二百二十三条並びに第二百二十四条を」並びに第二百二十三条から第二百二十四条まで」に改め、同項の表に次のように加える。

社債管理補助者	特定社債管理補助者
---------	-----------

第二百五十四条第二項の表第百九十九条第七項の項中「同じ。」の下に「、特定社債管理補助者(同法第百二十七条の二第二項に規定する特定社債管理補助者をいい、特定社債権者又は質権者のために振替特定社債の償還を受ける権限を有するものに限る。以下同じ。)」を加える。
第二百六十九条中「保険業法第九十六条の五第一項を」保険業法第九十六条の五第二項に「、第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社を」第九十六条の九第一項第一号に規定する組織変更株式移転設立完全親会社」に「第六十八条第二項を」第八十六条第一項に「第六十九条第四項第五号を」第八十六条第四項第十二号に改める。
第十一章第二節中第二百六十九条の次に次の一条を加える。

(保険会社の組織変更株式交付に関する保険業法の特例)

第二百六十九条の二 第八十六条の三の規定は組織変更後株式会社(保険業法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下この条において同じ。が組織変更株式交付(同法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をいう。以下この条において同じ。))に際して振替社債を交付しようとする場合について、第百六十条の二の規定は組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して振替株式を交付しようとする場合について、第百八十九条の二の規定は組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して振替新株予約権を交付しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第八十六条の三第一項		会社法第七百七十四条の三第一項第五号イ	保険業法第九十六条の九の三第一項第五号イ
第八十六条の三第三項		株式交付親会社(同項第一号に規定する株式交付親会社	組織変更後株式会社(同法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社
第八十六条の三第二項		第七百七十四条の四第一項	第九十六条の九の四第一項
第七百七十四条の九		第九十六条の九の九	第九十六条の九の九
会社法第七百七十四条の四第二項		保険業法第九十六条の九の四第二項	第九十六条の九の九の四第二項
第七百七十四条の九		第九十六条の九の九	第九十六条の九の九
第七百七十四条の三第一項第六号		第九十六条の九の三第一項第六号	第九十六条の九の三第一項第六号
同法第七百七十四条の四第二項		同法第九十六条の九の四第二項	同法第九十六条の九の四第二項
第七百七十四条の六		第九十六条の九の六	第九十六条の九の六
その効力を生ずる日		効力発生日(保険業法第八十六条第四項第十二号に規定する効力発生日をいう。第百六十条の二第四項、第百八十九条の二第三項及び第二百二十三条の二第三項において同じ。)	第九十六条の九の三第三項第三号
第八十六条の三第二項		会社法第七百七十四条の三第一項第三号	第九十六条の九の四第一項
第七百七十四条の九		第九十六条の九の九	第九十六条の九の九
会社法第七百七十四条の四第二項		保険業法第九十六条の九の四第二項	第九十六条の九の九の四第二項
第七百七十四条の九		第九十六条の九の九	第九十六条の九の九
第七百七十四条の三第一項第四号		第九十六条の九の三第一項第四号	第九十六条の九の三第一項第四号
同法第七百七十四条の四第二項		同法第九十六条の九の四第二項	同法第九十六条の九の四第二項
第七百七十四条の六		第九十六条の九の六	第九十六条の九の六

条の四第二項から第四項まで、第三百二十五条の五(第一項を除く。)及び第三百二十五条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 第九項の規定により規約の変更の決議をしたものとみなされた投資法人は、第三号施行日から六箇月以内に、その本店の所在地において、新投信法第六十六條第二項第八号の二に掲げる事項の登記をしなければならない。この場合においては、第五項及び第六項の規定を準用する。

12 第九項の規定により規約の変更の決議をしたものとみなされた場合における前項の登記の申請書には、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

13 第九項の規定により規約の変更の決議をしたものとみなされた投資法人の執行役員又は清算執行人は、第十一項前段又は同項後段において準用する第五項若しくは第六項の規定に違反した場合においては、百万円以下の過料に処する。

14 第三号施行日において振替優先出資(社債、株式等の振替に関する法律第二百三十四条第一項に規定する振替優先出資をいう。)を発行している協同組織金融機関(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。)は、第三号施行日をその定款の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置(第四十条の規定による改正後の協同組織金融機関の優先出資に関する法律(以下この条において「新優先出資法」という。))第四十条第四項に規定する電子提供措置をいう。)をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなす。

15 前項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた協同組織金融機関の理事が優先出資者総会を招集する場合(当該優先出資者総会の日が第三号施行日から六箇月以内の日である場合に限る。)における当該優先出資者総会の招集手続については、新優先出資法第四十条第

四項において準用する新会社法第三百二十五条の三(第一項第一号及び第四号から第六号まで並びに第三項を除く。)、第三百二十五条の四(第一項、第二項第二号及び第四項を除く。)、第三百二十五条の五(第一項を除く。))及び第三百二十五条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16 第十四項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた協同組織金融機関は、第三号施行日から六箇月以内に、その主たる事務所の所在地において、新優先出資法第四十五条第一項第六号に掲げる事項の登記をしなければならない。この場合においては、第五項及び第六項の規定を準用する。

17 第十四項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた場合における前項の登記の申請書には、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

18 第十四項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた協同組織金融機関の理事又は清算人は、第十六項前段又は同項後段において準用する第五項若しくは第六項の規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

19 第三号施行日において振替優先出資(社債、株式等の振替に関する法律第二百三十七条第一項に規定する振替優先出資をいう。)を発行している特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。)は、第三号施行日をその定款の変更が効力を生ずる日とする電子提供措置(第四十五条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律(以下この条において「新資産流動化法」という。))第六十五条第三項において読み替えて準用する新会社法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。)をとる旨の定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなす。

20 前項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた特定目的会社の取締役が社員総

会を招集する場合(当該社員総会の日が第三号施行日から六箇月以内の日である場合に限る。)における当該社員総会の招集手続については、新資産流動化法第六十五条第三項において読み替えて準用する新会社法第三百二十五条の三から第三百二十五条の六まで(第三百二十五条の五第一項を除く。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

21 第十九項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた特定目的会社は、第三号施行日から六箇月以内に、その本店の所在地において、新資産流動化法第二十二條第二項第七号の二に掲げる事項の登記をしなければならない。この場合においては、第五項及び第六項の規定を準用する。

22 第十九項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた場合における前項の登記の申請書には、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

23 第十九項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされた特定目的会社の取締役又は清算人は、第二十一項前段又は同項後段において準用する第五項若しくは第六項の規定に違反した場合には、百万円以下の過料に処する。

(会社更生法の一部改正)

第十一条 会社更生法(平成十四年法律第五百十四号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第五号中(社債管理者の下に「社債管理補助者(当該社債についての更生債権者等の議決権を行使することができる権限を有するものに限る。)」を加える。

第四十五条第一項第七号中若しくは株式移転を「株式移転若しくは株式交付」に改める。

第三百三十一条第一項中「第四十三条第一項第五号に規定する社債管理者等」を「社債管理者、社債管理補助者又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社(以下この項から第三項までにおいて「社債管理者等」とい

う。))に、「当該社債管理者等」を「社債管理者等」に改め、同条第二項中「前項の社債管理者等が同項を「社債管理者等が前項」に、「当該社債管理者等」を「社債管理者等」に改め、同条第三項中「第一項の」を削る。

第七十七條の二第三項第五号中「第八号」を「第八号の二」に改める。

第八十二條の四次に次の一条を加える。

(株式交付)

第八十二條の五 株式交付に関する条項においては、株式交付計画において定めるべき事項を定めなければならない。

第九十條第三項中「第七百六條第一項」の下に若しくは第七百七十四條の四第三項を加え、「又は同項ただし書」を「又は同法第七百六條第一項ただし書」に改める。

第二百二十四條の二次に次の一条を加える。

(株式交付に関する特例)

第二百二十四條の三 第八十二條の五の規定により更生計画において更生会社が株式交付をすることを定めた場合には、会社法第七百四十條、第八百十六條の二、第八百十六條の五及び第八百十六條の八の規定は、更生会社については、適用しない。

第二百六十一條第一項後段を削る。

(会社更生法の一部改正に伴う経過措置)

第十二條 この法律の施行前に決議に付する旨の決定がされた更生計画の条項、認可及び遂行については、なお従前の例による。

(破産法の一部改正)

第十三條 破産法(平成十六年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第五十條第一項から第三項までの規定中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加え、同条第六項第二号中「社会医療法人債管理者」の下に「又は同法第五十四條の五の二に規定する社会医療法人債管理補助者」を加え、同条第三号中「投資法人債管理者」の下に「又は同法

から第四号までに掲げる事項のほか、電子提供措置をとっている旨その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならぬ。

3 第四十一条第一項、第四十二条第一項及び第二百二十五条の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人においては、理事は、第三十九条第一項の通知に際して、社員に対し、社員総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

4 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人における第四十五条第一項の規定の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録する」とあるのは、「当該議案の要領について第四十七条の二に規定する電子提供措置をとる」とする。

(書面交付請求)

第四十七条の五 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある一般社団法人の社員(第三十九条第三項の承諾をした社員を除く。)は、一般社団法人に対し、第四十七条の三第一項各号に掲げる事項(次項において「電子提供措置事項」という。)を記載した書面の交付を請求することができる。

2 理事は、第四十七条の三第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第三十九条第一項の通知に際して、前項の規定による請求(以下この条において「書面交付請求」という。)をした社員に対し、当該社員総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 書面交付請求をした社員がある場合において、その書面交付請求の日(当該社員が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日)から一年を経過したときは、一般社団法人は、当該社員に対し、前項の規定による書面の交付を終了

する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間(以下この条において「催告期間」という。)内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一箇月を下ることができない。

4 前項の規定による通知及び催告を受けた社員がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該社員が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

(電子提供措置の中断)

第四十七条の六 第四十七条の三第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断(社員が提供を受けることができない状態に置かれた情報がその状態に置かれ、ないこととなったこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと(同項第六号の規定により修正されたことを除く。))をいう。以下この条において同じ。が生じた場合においては、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

一 電子提供措置の中断が生ずることにつき一般社団法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は一般社団法人に正当な事由があること。

二 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。

三 電子提供措置開始日から社員総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

四 一般社団法人が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置

置に付して電子提供措置をとったこと。
第五十条第六号各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第五十条に次の一項を加える。

7 一般社団法人は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第五十一条第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第五十一条に次の一項を加える。

5 一般社団法人は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員(以下この項におい

て「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

第五十二条第五項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

6 一般社団法人は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又

は謄写によつて知り得た事実を利益を得て
第三者に通報したことがあるものであると
き。

第六十五条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「役員等の資格等」を付し、同条第一項
第二号を次のように改める。

二 削除

第六十五条第一項第四号中「禁錮」を「禁錮」に
改める。

第六十五条の次に次の一条を加える。

第六十五条の二 成年被後見人が役員に就任する
るには、その成年被後見人が、成年被後見人の
同意(後見監督人がある場合にあつては、成
年被後見人及び後見監督人の同意を得た上
で、成年被後見人に代わつて就任の承諾をし
なければならぬ。

2 被保佐人が役員に就任するには、その保佐
人の同意を得なければならぬ。

3 第一項の規定は、保佐人が民法明治二十
九年法律第八十九号(第八百七十六条の四第
一項の代理権を付与する旨の審判に基づき被
保佐人に代わつて就任の承諾をする場合につ
いて準用する。この場合において、第一項中
「成年被後見人の同意(後見監督人がある場合
にあつては、成年被後見人及び後見監督人の
同意)」とあるのは、「被保佐人の同意」と読み
替へるものとする。

4 成年被後見人又は被保佐人がした役員等の資
格に基づく行為は、行為能力の制限によつて
は取り消すことができない。

第八十四条第二項中「明治二十九年法律第八
十九号」を削る。

第一百十一条第一項中「この款」を「この節」に改
める。

第二章第三節に次の一款を加える。

第九款 補償契約及び役員等のため
に締結される保険契約

(補償契約)

第一百八条の二 一般社団法人が、役員等に対
して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該
一般社団法人が補償することを約する契約

(以下この条において「補償契約」という。)の
内容の決定をするには、社員総会(理事会設
置一般社団法人にあつては、理事会)の決議
によらなければならない。

一 当該役員等が、その職務の執行に関し、
法令の規定に違反したことが疑われ、又は
責任の追及に係る請求を受けたことに対処
するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に関し、
第三者が生じた損害を賠償する責任を負う
場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償すること
により生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について
当事者間に和解が成立したときは、当該
役員等が当該和解に基づく金銭を支払う
ことにより生ずる損失

2 一般社団法人は、補償契約を締結している
場合であっても、当該補償契約に基づき、次
に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要す
る費用の額を超える部分

二 当該一般社団法人が前項第二号の損害を
賠償するとすれば当該役員等が当該一般社
団法人に対して第一百十一条第一項の責任を
負う場合には、同号に掲げる損失のうち当
該責任に係る部分

三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は
重大な過失があつたことにより前項第二号
の責任を負う場合には、同号に掲げる損失
の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費
用を補償した一般社団法人が、当該役員等が
自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又
は当該一般社団法人に損害を加える目的で同

号の職務を執行したことを知ったときは、当
該役員等に対し、補償した金額に相当する金
銭を返還することを請求することができる。

4 理事会設置一般社団法人においては、補償
契約に基づく補償をした理事及び当該補償を
受けた理事は、遅滞なく、当該補償について
の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第八十四条第一項、第九十二条第二項、第
百十一条第三項及び第六十六条第一項の規定
は、一般社団法人と理事との間の補償契約に
ついては、適用しない。

6 民法第八十八条の規定は、第一項の決議に
よつてその内容が定められた前項の補償契約
の締結については、適用しない。

(役員等のために締結される保険契約)

第一百八条の三 一般社団法人が、保険者との
間で締結する保険契約のうち役員等がその職
務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任
の追及に係る請求を受けることによつて生ず
ることのある損害を保険者が填補することを
約するものであつて、役員等を被保険者とす
るもの(当該保険契約を締結することにより
被保険者である役員等の職務の執行の適正性
が著しく損なわれるものを除く。第三項ただし
書において「役員等賠償責任保険契約」とい
う。)の内容の決定をするには、社員総会(理
事会設置一般社団法人にあつては、理事会)
の決議によらなければならない。

2 第八十四条第一項、第九十二条第二項及び
第一百十一条第三項の規定は、一般社団法人が
保険者との間で締結する保険契約のうち役員
等がその職務の執行に関し責任を負うこと又
は当該責任の追及に係る請求を受けることに
よつて生ずることのある損害を保険者が填補
することを約するものであつて、理事を被保
険者とするものの締結については、適用しな

い。

3 民法第八十八条の規定は、前項の保険契約の
締結については、適用しない。ただし、当該
契約が役員等賠償責任保険契約である場合に
は、第一項の決議によつてその内容が定めら
れたときに限る。

第六十六条の二の規定は、設立時評議員、
設立時理事及び設立時監事について準用す
る。

第六十七条第三項第一項中「第六十五条第一項」の
下に「及び第六十五条の二」を加える。

第九十八条中「この款及び第三百一条第二
項第十一号」を「この節及び第三百一条第二
項第十一号」に改める。

第三章第二節に次の一款を加える。

第六款 補償契約及び役員等のため
に締結される保険契約

第九十八条の二 前章第三節第九款の規定
は、一般社団法人について準用する。この場
合において、これらの規定中「社員総会(理事
会設置一般社団法人にあつては、理事会)」と
あるのは「理事会」と、第九十八条の二第一項
中「役員等」とあるのは「理事、監事又は会
計監査人(以下この款において「役員等」とい
う。)」と、同条第二項第二号中「第一百十一
条第一項」とあるのは「第九十八条において準
用する第一百十一條第一項」と、同条第四項中
「理事会設置一般社団法人」とあるのは「一
般財団法人」と、同条第五項中「第八十四条第
一項、第九十二条第二項、第一百十一条第三
項」とあり、及び第九十八条の三第二項中「第
八十四条第一項、第九十二条第二項及び第九
十一条第三項」とあるのは「第九十七条にお
いて準用する第八十四条第一項及び第九十二
条第二項並びに第九十八条において準用する
第一百十一條第三項」と読み替へるものとす
る。

第二百九条第五項中「及び第六十五条第一項」を、「第六十五条第一項及び第六十五条の二に」、「同条第三項」を「第六十五条第三項」に改める。

第二百八十条の次に次の見出し及び一条を加える。

(和解)

第二百八十条の二 監事設置一般社団法人が、当該監事設置一般社団法人の理事及び清算人並びにこれらの者であつた者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監事(監事が二人以上ある場合にあつては、各監事)の同意を得なければならぬ。

第二百八十一条の見出しを削る。

第二百九条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第四十七条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第六章第四節第三款を次のように改める。

第三款 削除

第三百十二条から第三百十四条まで 削除

第三百十五条第一項中「(第一号に規定する場合であつて当該決議によつて第三百十二条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所)」を削り、同条第三項を削る。

第三百二十九条を次のように改める。

第三百二十九条 削除

第三百三十条中「第十五条まで」の下に「第十二条第一項第二号及び第五号を除く。」を、「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第四十九条から第五十二条まで」を「第五十一条、第五十二条に」、「及び第三百三十二条」を「第三百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三十九条」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削り、「第二百三

条第一項本文」との下に「同法第四百六条の二」中「商業登記法」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三十三号において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百五十五条」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十三号において準用する商業登記法第四百五十五条」とを加える。

第三百四十二条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 第四十七条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

第三百四十二条第十四号中「含む」の下に「又は第四百八条の二第四項(第九十八条の二において準用する場合を含む。)」を加える。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「旧一般社団・財団法人法」という。)第四十四条の規定による議案の提出及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十五条第一項の規定による請求については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にされた旧一般社団・財団法人法第五十条第六項、第五十一条第四項又は第五十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前に旧一般社団・財団法人法第六十五条第一項第二号(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十六条第二項、第六十条第二項及び第七十七号並びに旧一般社団・財団法人法第七十三条第一項及び第二百九条第五項において引用し、又は準用する場合を含む。)の規定により生じた地位の喪失の効力については、なお従前の例による。

4 前条の規定による改正後の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「新一般社団・

財団法人法」という。)第九十八条の二(新一般社団・財団法人法第九十八条の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新一般社団・財団法人法第九十八条の二第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

5 この法律の施行前に一般社団法人又は一般財団法人と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(旧一般社団・財団法人法第九十一条第一項(旧一般社団・財団法人法第九十八条において準用する場合を含む。))に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新一般社団・財団法人法第九十八条の三(新一般社団・財団法人法第九十八条の二において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

6 前条の規定による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(信託法の一部改正)

第十七条 信託法(平成十八年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二百四十七条中「第三項を除く。」、第十八条「及び」、第二十條第一項及び第二項を削る。

第二章 内閣官房関係
職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正

第十八条 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十八條」を「第五十五条」に、「第

五十九條を「第五十六条」に、「第六十条」を「第五十七條」に改める。

第五十一条及び第五十二条を削り、第五十三条を第五十一条とし、第五十四条から第五十六条までを二条ずつ繰り上げ、第五十七條を削る。

第五十八条中「第十九条の二」の下に「第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十九号から第五十二条まで」を「第五十一条、第五十二条」に、「及び第三百三十二条」を「第三百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三十九条」に改め、「(同法第二十七條中「本店」とある部分を除く。)」及び「「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削り、「事務所」との下に「同法第十二條の二第五項中「営業所」会社にあつては、本店」とあり、並びに同法第十七條第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」とを、「選任された者」との下に「同法第四百六条の二」中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第五十五条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百五十五条」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第四百五十五条」とを加え、同条を第五十五条とする。

第五十九条第二項中「第四十七條第一項第四号及び第五十四條第二項第二号」を「第四十七條第一項及び第五十二條第二項」に、「これらの規定」を「第四十七條第一項第四号及び第五十二條第二項第二号」に改め、第三章第二節中同条を第五十六条とする。

第六十条第六号中「隠べいした」を「隠蔽した」に改め、第四章中同条を第五十七條とする。
(職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

五十条第一項から第三項まで」を削り、「第五十三条並びに第三百三十八条第一項」を「及び第五十三条」に改め、「同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「金融商品取引法第二百一条の九第二項各号」とを削り、「読み替える」を、「同法第四百四十六條の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二百一条の十一において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「金融商品取引法第二百一条の十一において準用する商業登記法第四百四十五條」と読み替える」に改める。

第三百三十九條の十二第二項中「いう」の下に「又は同法第七百四十四條の二に規定する社債管理補助者」を、「当該社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加える。

第四百四十五條第一項中「から第四項まで」を削る。

第四百四十六條中「及び第四項」及び「及び従たる事務所」を削る。

第六百六十六條第二項第一号ヨ中「力」を「ヨ」に改め、同号中ヲをタとし、力をヨとし、又からワまでをルから力までとし、リの次に次のように加える。

又 株式交付

第六百六十六條第二項第五号チ中「ト」を「チ」に改め、同号中チをリとし、トをチとし、ハからヘまでをニからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 株式交付

第六百六十六條第二項第十二号ト中「ハ」を「ト」に改め、同号中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 株式交付

第六百六十六條第六項第三号中若しくは第八百六十六條第一項を、「第八百六十六條第一項若しくは第八百六十六條の六第一項」に改め、同項第十一

号中「又は株式交換」を、「株式交換又は株式交付」に改める。

第六百六十七條第五項第三号中「若しくは第八百六十六條第一項」を、「第八百六十六條第一項若しくは第八百六十六條の六第一項」に改め、同項第十三号中「又は株式交換」を、「株式交換又は株式交付」に改める。

(金融商品取引法の二部改正に伴う経過措置)

第二十六條 前条の規定による金融商品取引法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)

第二十七條 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三條から第二十四條の二までを次のように改める。

第二十三條から第二十四條の二まで 削除

第二十五條中、「第二條を削り、「第五條までの下に(「登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥」)を、「第十五條までの下に(「会社法人等番号、登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記」)を加え、「第二十三條の二まで」を「第十九條の三まで(「登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、第二十一條から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改め、「除く」の下に「まで(「受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下」)を、「第二十六條の下に(「行政区画等の変更」)を加え、「第四十八條から第五十三條まで及

び」を「(同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止、第五十一條から第五十三條まで(本店移転の登記)」に、「第四百四十八條まで」を「第三百三十七條まで(更正、抹消の申請、職権抹消)及び第三百二十九條から第四百四十八條まで(行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任)」に、「第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは、「損害保険料率算出団体に関する法律第二十三條第二項各号」を「第四百四十六條の二中「商業登記法」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)第二十五條において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「損害保険料率算出団体に関する法律」に」と、「この法律の施行」とあるのは「損害保険料率算出団体(同法第二條第一項第三号に規定する損害保険料率算出団体をいう)に関する登記」に改める。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 前条の規定による損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第二十九條 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

(取締役等の説明義務)」を加え、「及び」を「(第三号から第五号までを除く。及び)」に改め、「において」の下に「同法第三百四十四條中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「理事」とを加え、「「監事」を「監事」と、同法第三百六十一條第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第三号から第五号までを除く。)」に改める。

第五條の六中「会社法」の下に「第三百四十四條(取締役等の説明義務)」を、「場合において」の下に「同法第三百四十四條中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「監事」とを、「場所」との下に「同法第三百八十一條第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人」とあるのは「理事」とを、「理事」との下に「同法第三百八十三條第二項中「第三百六十六條第一項ただし書」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十六條の六第六項において準用する第三百六十六條第一項ただし書」とを加える。

第六條の二第二項中「第三百六十一條第一項」の下に「第三号から第五号までを除く。」を、「権限」の下に「第三百八十二條(取締役への報告義務)」を、「において」の下に「これらの規定(同法第三百六十一條第一項第六号の規定を除く。中「株式会社」とあり、及び「監査役設置会社」とあるのは清算をする信用協同組合等」と、同法第三百四十四條中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「清算人」と、同法第三百六十一條第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第三号から第五号までを除く。)」

とを、「清算人」との下に、「同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十二条中「取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十三条第二項中「取締役（第三百六十六条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者）」とあるのは「清算人」とを加え、「読み替える」と、同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条において準用する同法第三十六条の八第二項」と、同項第一号中「第八百四十七条第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条において準用する第八百四十七條第一項」と、同項第二号中「第八百四十九條第四項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九条において準用する第八百四十九條第四項」と、「第八百五十條第二項」とあるのは「同法第六十九条において準用する第八百五十條第二項」と、同法第四百三十條中「役員等」とあるのは「清算人又は監事」と読み替える」に改める。

第十二条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第五条の五、第五条の六又は第六條の二第二項において準用する会社法第三百十四條の規定に違反して正当な理由がないのに説明をしなかつたとき。

第十二条第一項中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の三を第七号とする。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第三十條 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十條中「第三項第二号及び第三号並びに」を「第三項各号及び」に改め、「第十一項まで」の下に、「第八百四十九條の二各号」を加え、「第

八百五十三條第一項第二号及び第三号」を「第八百五十三條第一項各号」に改め、「第八百四十八條及び第八百四十九條第三項を削り、「株式会社等」を「これらの規定（同法第八百四十八條、第八百四十九條第三項、第八百四十九條の二及び第八百五十三條第一項を除く。）中「株式会社等」に改め、「同法第五十三條及び第五十四條中「発起人、設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは「発起人」と及び「船主相互保険組合法第二十條において準用する」を削り、「責任」とを「責任」と、「総株主」とあるのは「総組合員」とに改め、「第八百四十七條第一項の下に「（株主による責任追及等の訴え）」を加え、「同法第八百四十七條の四第二項中」を「同法第五項ただし書と、同法第八百四十七條の四第一項責任追及等の訴えに係る訴訟費用等」中「若しくは第五項、第八百四十七條の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項」とあるのは「又は第五項」と、同条第二項中「に改め、「同法第八百四十八條の下に「（訴えの管轄）」を加え、「第八百四十九條第三項中」を「第八百四十九條第一項（訴訟参加）中」（適格旧株主にあつては第八百四十七條の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。）に係る」とあるのは「に係る」と、同条第三項中「に改め、「理事」との下に、「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事）」とを、「第五十五條」との下に、「同法第八百五十三條第一項（再審の訴え中「株式会社等」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二條第一項に規定する組合をいう。以下この項において同じ。）」と、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める訴えとあるのは「組合員又は組合は、組合の発起人の責任を追及する訴え」とを加える。

第三十三條第六項中「第七項まで」を「第八項まで」に、「組合」を「組合（船主相互保険組合法第二條第一項に規定する組合をいう。）」に、「船主相互保険組合法」を「同法に」、「同条第七項」を「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（同法第十三條第二項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第七項に改める。

第三十八條の二第六項中「各監事」を「監事（監事が二人以上ある場合にあつては、各監事）」に改める。

第四十條中「第三百六十」條第一項の下に「第三号から第五号までを除く。」を、「報酬等」の下に「並びに同法第二編第四章第十二節（第四百三十條の二第四項及び第五項を除く。）（補償契約及び役員等のために締結される保険契約）」を加え、「第三項第二号及び第三号並びに」を「第三項各号及び」に改め、「第十一項まで」の下に、「第八百四十九條の二各号」を加え、「第八百五十三條第一項第二号及び第三号」を「第八百五十三條第一項各号」に改め、「第八百四十八條及び第八百四十九條第三項」を削り、「株式会社等」を「これらの規定（同法第八百四十八條、第八百四十九條第三項、第八百四十九條の二及び第八百五十三條第一項を除く。）中「株式会社等」に、「第三百八十九條第四項」を「第三百六十一條第一項中「取締役」とあるのは「役員（船主相互保険組合法第三十五條第一項に規定する役員をいう。）」と、同項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「取締役」とあるのは「役員（同法第三十五條第一項に規定する役員をいう。）」と、同法第三百八十九條第二項中「前項の規定による定款の定めがある株式会社」とあるのは「組合（船主相互保険組合法第二條第一項に規定する組合をいう。）」と、同条第四項に改め、「参事」との下に、「同項第二号中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（船主相互保険組合法第十三條第二項に規定する電磁的記録をいう。）」を」と、同条第五項中「子会社」とあるのは「子会社（同法第三十一條第五号に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）」に」と、同法第四百三十條の二第二項（補償契約）中「役員等」とあるのは「役員（同法第三十五條第一項に規定する役員をいう。以下同じ。）」に」と、「株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「総会（同法第十三條第三項第十号に規定する総会をいう。次条第一項において同じ。）」と、同項各号及び同条第二項第二号中「役員等」とあるのは「役員」と、同号中「第四百二十三條第一項」とあるのは「同法第三十八條の二第一項」と、同項第三号及び同条第三項中「役員等」とあるのは「役員」と、同条第六項中「第三百五十六條第一項及び第三百六十五條第二項（これらの規定を第四百十九條第二項において準用する場合を含む。）」第四百二十三條第三項並びに第四百二十八條第一項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十七條第一項前段並びに第三十八條の二第二項及び第八項」と、「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、同法第四百三十條の三第一項（役員等のために締結される保険契約）中「役員等」とあるのは「役員」と、「役員等賠償責任保険契約」とあるのは「

を除く。まで」を、「第三百十三條から第三百十八條第三項を除く。まで、第三百二十五條の二(第三号及び第四号を除く)、第三百二十五條の三(第一項第三号、第五号及び第六号を除く)、第三百二十五條の四第二項から第四項まで、第三百二十五條の五並びに第三百二十五條

二(第二号及び第三号を除く。)の規定は執行役員及び執行役員であつた者の責任を追及する訴えについて、それぞれを、「において」の下に「同法第八百五十条第四項中『第五十五条、第一百二条の二第二項、第一百三條第三項、第二百二十条の二第二項、第二百十三條の二第二項、第二百八条第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八

2 投資法人は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第二号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該投資法人が前項第二号の損害を賠償

府令で定めるものを除く。次項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」というの内の容の決定をするには、役員会の決議によらなければならない。

2 民法第百八条の規定は、投資法人が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がそ

め、「第二十條第一項及び第二項」、「第十七

条」とあるのは「第十七條第一項、第二項及び第

四項、第十八條」と及び「第四十八條から第

五十條まで(第九十五條、第一百十一條及び第

百十八條において準用する場合を含む。))を削

り、「同法第十七條第四項中「事項又は前項の規

定により申請書に記載すべき事項」とあるのは

「事項」と、「前二項」とあるのは「同項を」と並

び「に」とあるのは「及び」に改め、「同法第二

十四條第七号中「若しくは第三十條第二項若しくは

とあるのは「若しくは」とを削り、「第百七十五

条」との下に、「同法第百四十六條の二中「商業

登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に

関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号「第

百七十七條において準用する商業登記法」と、

「商業登記法第百四十五條」とあるのは「投資信

託及び投資法人に関する法律第百七十七條にお

いて準用する商業登記法第百四十五條」とを加

える。

法人債管理補助者」を加える。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改

正に伴う経過措置)

第三十三條 この法律の施行前にされた前条の規

定による改正前の投資信託及び投資法人に関す

る法律(以下この条において「旧投信法」とい

う。第九十四條第一項において準用する旧会社

法第百四十四條の規定による議案の提出及び同項

において読み替えて準用する会社法第百五十五

條第一項本文の規定による請求については、なお

従前の例による。

2 この法律の施行前にされた旧投信法第九十二

條第四項若しくは第九十二條の二第五項又は旧

投信法第九十四條第一項において準用する旧会

社法第百三十條第七項の請求については、なお

従前の例による。

3 前条の規定による改正後の投資信託及び投資

法人に関する法律(以下この条において「新投信

法」という。第百十六條の二の規定は、この法

律の施行後に締結された補償契約(同条第一項

前の例による。

6 この法律の施行の際現に存する投資法人債

(投資信託及び投資法人に関する法律第二條第

十九項に規定する投資法人債をいう。以下この

項において同じ。)であつて、投資法人債管理者

を定めないもの(この法律の施行の日(以下

「施行日」という。))以後に前項の規定によりな

お従前の例により投資法人債管理者を定めな

いで発行された投資法人債を含む。))には、新投信法

第百三十九條の三第一項第七号の二に掲げる事

項についての定めがあるものとみなす。

7 この法律の施行の際現に存する投資法人債券

(投資信託及び投資法人に関する法律第二條第

二十項に規定する投資法人債券をいう。))の記載

事項については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前に投資法人債発行法人(投

資信託及び投資法人に関する法律第百三十九條

の九第六項に規定する投資法人債発行法人をい

う。))、投資法人債管理者又は投資法人債権者

(同法第百三十九條の三第一項第七号に規定す

ないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあ

るのは「第一項各号(第三号から第五号までを除

く。))」を加える。

第三十五條の七中「第三十九條の四」を「第三

十九條の六」に改める。

第三十八條の二第三項中「この条及び第六十

一條第三号において」を削る。

第三十九條の四「一」の下に、「第八百四

十九條の二第二号及び第三号」を、「株式会社

の」の下に「取締役(監査等委員及び監査委員を

除く。)、執行役員及び清算人並びにこれらの者

を、「二」の下に「理事及び理事」と、同法第八

百四十九條の二中「取締役(監査等委員及び監査

委員を除く。)、執行役員及び清算人並びにこれら

の者」とあるのは「理事及び理事」を加え、第四

章第五節中同条を第三十九條の六とする。

第三十九條の三の次に次の二條を加える。

(補償契約)

第三十九條の四 金庫が、役員等に対して次に

掲げる費用等の全部又は一部を当該金庫が補

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該金庫が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該金庫に対して第三十九条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した金庫が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該金庫に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第三十五条の五第一項及び第三項並びに第三十九条第二項及び第八項の規定は、金庫と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第八百八条(自己契約及び双方代理等)の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員等のために締結される保険契約)

第三十九条の五 金庫が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして内閣府

令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第三十五条の五第一項及び第三項並びに第三十九条第二項の規定は、金庫が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第八百八条(自己契約及び双方代理等)の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第四十六条第一項中「この条及び次条において」を削り、「議決権行使書面」を「会員が議決権を行使するための書面(以下「議決権行使書面」という。)」に改める。

第四章第七節第四十八条の八の次に次の五

条を加える。

(電子提供措置をとる旨の定款の定め)

第四十八条の九 金庫は、理事が総会の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料(第四十八条の十一第二項において「総会参考書類等」という。)の内容である情報について、電子提供措置(電磁的方法により会員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

一 総会参考書類

二 議決権行使書面

三 第三十八条第五項の計算書類及び業務報告

告

四 第三十八条の二第五項の計算書類及び業

務報告

(電子提供措置)

第四十八条の十 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫の理事は、総会の日の二週間前の日又は第四十五条第一項の通知を發した日のいずれか早い日(第四十八条の十三第三号において「電子提供措置開始日」という。)から総会の日後三月を経過する日までの間(第四十八条の十三において「電子提供措置期間」という。)、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

一 第四十五条第一項各号に掲げる事項

二 第四十六条第一項に規定する場合には、総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項

三 第四十七条第一項に規定する場合には、総会参考書類に記載すべき事項

四 理事が通常総会を招集するときは、第三十八条第五項の計算書類及び業務報告に記載され、又は記録された事項

五 特定金庫である場合において、理事が通常総会を招集するときは、第三十八条の二第五項の計算書類及び業務報告に記載され、又は記録された事項(前号に掲げるものを除く。)

六 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

2 前項の規定にかかわらず、理事が第四十五条第一項の通知に際して会員に対し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

(総会の招集の通知等の特例)

第四十八条の十一 第四十五条第一項及び第五項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第四十五条第一項又は第四項の通知には、同条第一項

第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 電子提供措置をとっている旨

二 前号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 第三十八条第五項、第三十八条の二第五項、第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫においては、理事は、第四十五条第一項の通知に際して、会員に対し、総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

(書面交付請求)

第四十八条の十二 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある金庫の会員(第四十五条第四項の承諾をした会員を除く。)は、金庫に対し、第四十八条の十第一項各号に掲げる事項(次項及び第三項において「電子提供措置事項」という。)を記載した書面の交付を請求することができる。

2 理事は、第四十八条の十第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第四十五条第一項の通知に際して、前項の規定による請求(第四項及び第五項において「書面交付請求」という。)をした会員に対し、当該総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 金庫は、電子提供措置事項のうち内閣府令で定めるものの全部又は一部については、前項の規定により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる。

4 書面交付請求をした会員がある場合において、その書面交付請求の日(当該会員が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日から一年を経過したときは、金庫は、当該会員に対し、第

二項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期間(以下この項及び次項において「催告期間」という。)内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一月を下ることができない。

5 前項の規定による通知及び催告を受けた会員がその書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該会員が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。

(電子提供措置の中断)

第四十八条の十三 第四十八条の十第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断(会員が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこととなつたこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと(同項第六号の規定により修正されたことを除く。))をいう。以下この条において同じ。)が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

一 電子提供措置の中断が生ずることにつき金庫が善意でかつ重大な過失がないこと又は金庫に正当な事由があること。

二 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。

三 電子提供措置開始日から總會の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。

四 金庫が電子提供措置の中断が生じたことを知つた後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとつたこと。

第六十四条中「第三百六十一条第一項」の下に「(第三号から第五号までを除く。)」を、「権限」の下に「第三百八十二条(取締役への報告義務)」を、「第十一項まで」の下に「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「場合において」の下に「これらの規定(同法第三百五十七條第一項、第三百六十一条第一項第六号、第八百四十八条、第八百四十九条第三項各号列記以外の部分及び第八百四十九条の二各号列記以外の部分の規定を除く。)」中「株式会社」とあり、「監査役設置会社」とあり、及び「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、第三十五條第三項中「理事又は支配人その他の職員」とあるのは「清算人」と、同法第三百五十七條第一項中「株式会社」とあるのは「清算金庫」と、「株主監査役設置会社」にあつては、監査役」とあるのは「監事」と、同法第三百六十條第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第三号から第五号までを除く。)」とを、「清算人」との下に「同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十三条第二項中「取締役(第三百六十六條第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者)」とあるのは「清算人」とを、「第三十五條の九第一項」との下に「同条第二項中「第三百四十九條第四項」とあるのは「信用金庫法第三十五條の九第一項」と、同法第四百三十條中「役員等」とあるのは「清算人又は監事」とを、「当該会員」との下に「同法第八百四十八條中「株式会社又は株式交換等完全子会社(以下この節において「株式会社等」という。)」とあるのは「清算金庫」とを加え、「及び第四項並びに」を「中「株主等」とある

のは「会員」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役員及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「清算金庫が、清算人及び清算人」と、「株式会社等の区分」とあるのは「清算金庫の区分」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「会員」と、同法第八百四十九條の二中「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、「取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役員及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「清算人及び清算人」と、「株式会社の」とあるのは「清算金庫の」と、同法に改める。

第六十五條第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第四十八條の九の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第七十四條から第七十六條までを次のように改める。

第七十四條から第七十六條まで 削除

第七十七條第四項中「及び第四項を削る。

第七十五條中「第二十七條まで(第二十四條第十六号を除く。)」を「第二十一條から第二十七條まで(第二十四條第十五号を除く。)」に、「」を「」に改め、

第四十八條を「第五十一條」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記並びに」を「登記」に、「第百四十八條を「第百三十七條に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに第百三十九條から第百四十八條まで(「第十二條第一項を「第十二條第一項第五号」に改め、「同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「信用金庫法第七十四條第二項各号」とを削る。

第八十七條の四第四項中「第六十五條第二項

第九号」を「第六十五條第二項第十号」に改める。

第九十一条第一項第九号中「含む。」の下に「又は第三十九條の四第四項を加え、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 第四十八條の十第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第三十五條 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の信用金庫法第十二條第七項において準用する旧会社法第三百十條第七項、第三百十一條第四項又は第三百十二條第五項の請求については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の信用金庫法(次項において「新信用金庫法」という。)第三十九條の四の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

3 この法律の施行前に信用金庫法第二條に規定する金庫と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(同法第三十九條第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することとするものについては、新信用金庫法第三十九條の五の規定は、適用しない。

4 前条の規定による信用金庫法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(労働金庫法の一部改正)

第三十六條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二條の四」を「第四十二條の六」に改める。

第三十七條の四中「及び」を「(第三号から第五号までを除く。及び)」に改め、「できない損害」

との下に、「同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第三号から第五号までを除く。）」を加える。

第三十七条の五中「第四十二条の四」を「第四十二条の六」に改める。

第四十二条の四中「まで」の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「株式会社の下に」取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人並びにこれらの者を、「が」の下に「理事及び理事」と、同法第八百四十九条の二中「取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「理事及び理事」を加え、第四章第五節中同条を第四十二条の六とする。

第四十二条の三の次に次の二条を加える。

(補償契約)

第四十二条の四 金庫が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該金庫が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 金庫は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる

費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該金庫が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該金庫に対して第四十二条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した金庫が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該金庫に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第三十七条の三第一項及び第三項並びに第四十二条第二項及び第八項の規定は、金庫と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第八百八条(自己契約及び双方代理等)の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員等のために締結される保険契約)

第四十二条の五 金庫が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著し

く損なわれるおそれがないものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第三十七条の三第一項及び第三項並びに第四十二条第二項の規定は、金庫が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することとを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第八百八条(自己契約及び双方代理等)の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第六百八条中「第三百六十一条第一項」の下に「第三号から第五号までを除く。」を、「権限」の下に、「第三百八十二条(取締役への報告義務)」を、「第十一項まで」の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「場合において」の下に、「これらの規定(同法第三百五十七条第一項、第三百六十一条第一項第六号、第八百四十八条、第八百四十九条第二号各号列記以外の部分及び第八百四十九条の二各号列記以外の部分の規定を除く。)」中「株式会社」とあり、「監査役設置会社」とあり、及び「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、第三十五条第三項中「理事又は参事その他の職員」とあるのは「清算人」と、第四十二条第四項第三号中「理事、監事又は会計監査人」とあるのは「清算人」と、同法第三百五十七条第一項中「株式会社」とあるのは「清算金庫」と、「株主(監査役設置会社にあつては、監査役)」とあるのは「監事」と、同法第三百六十条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「会員である者」と、同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集

株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第三号から第五号までを除く。)」とを、「清算人」との下に、「同条第二項中「取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十二条中「取締役(取締役会設置会社にあつては、取締役会)」とあるのは「清算人」と、同法第三百八十三条第二項中「取締役(第三百六十六条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者)」とあるのは「清算人」とを、「第三十七条の七第一項」の下に、「同条第二項中「第三百四十九条第四項」とあるのは「労働金庫法第三十七条の七第一項」と、同法第四百三十条中「役員等」とあるのは「清算人又は監事」とを、「当該会員」との下に、「同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社(以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「清算金庫」とを加え、「及び第四項並びに」を「中「株主等」とあるのは「会員」と、同条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社の株式交換等完全子会社である株式会社(取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「清算人及び清算人」と、「株式会社」の区分」とあるのは「清算金庫の区分」と、同条第四項中「株主等」とあるのは「会員」と、同法第八百四十九条の二中「株式会社等」とあるのは「清算金庫」と、「取締役(監査等委員及び監査委員を除く。)、執行役及び清算人並びにこれらの者」とあるのは「清算人及び清算人」と、「株式会社の」とあるのは「清算金庫」と、同法に改める。

第七十八條から第八十條までを次のように改める。
第七十八條から第八十條まで 削除
第八十一条第四項中「及び第四項を削る。」

第八十九条中第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。)(を「第十九条の三まで」に、「印鑑の提出」を)、第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。)(に、「第四十八条を」「第五十一条に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記並びに」を登記」に、「第四百八十八条を」第三百三十七条に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに第三百三十九条から第四百八十八条まで(に、「第十二条第一項を」第十二条第一項第五号に改め、「同法第四十八条第二項中(会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「労働金庫法第七十八条第二項各号」とを削る。 第一百一条第九号中(含む。)(の下に「又は第四十二条の四第四項」を加え、同条第二項中「準用する会社法」を「準用する同法」に改める。 (労働金庫法の一部改正に伴う経過措置) 第三十七条 前条の規定による改正後の労働金庫法(次項において「新労働金庫法」という。)(第四十二条の四の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)(について適用する。 2 この法律の施行前に労働金庫法第三条に規定する金庫と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(同法第四十二条第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)(がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新労働金庫法第四十二条の五の規定は、適用しない。 3 前条の規定による労働金庫法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。 (金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正) 第三十八条 金融機関の合併及び転換に関する法			
第三十八條 金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。 (金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正) 第三十八條 金融機関の合併及び転換に関する法	律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。 第二十四条第二項及び第二十五条第二項中「又は第八百九条第二項を」「第八百九条第二項又は第八百六条の七第二項」に改める。 第二十六条第二項中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加え、同条第七項中「社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加え、同項ただし書中「設置」の下に「又は第七百十四条の二(社債管理補助者の設置)」を加える。 第六十四条第一項中「から」の下に「二週間以内」を加え、「は二週間以内」に、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内に」を削る。 (銀行法の一部改正) 第三十九条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。 第七條の二第二項中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。 一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者 第四十四条第三項中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。 一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者 第五十二条の十九第三項中「破産手続開始の	決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。 一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者 (協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正) 第四十条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部を次のように改正する。 第十四条第二項中「まで」の下に「、第八百四十九条の二」を加える。 第二十二條第五項第三号中「第三十九條の四」を「第三十九條の六」に、「第四十二條の四」を「第四十二條の六」に改める。 第四十条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。 4 会社法第二編第四章第一節第三款(第三百二十五条の三第一号及び第四号から第六号まで並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。)(電子提供措置)の規定は、第一項において読み替えて準用する同法第三百一条第一項に規定する優先出資者総会参考書類及び同項に規定する議決権行使書面(電磁的方法により優先出資者が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、主務省令で定めるものをいう。第四十五条第一項第六号及び第六十一條第一項第十五号において同じ。)(について準用する。この場合において、同法第三百二十五条の二中「株主総会参考書類等」とあるのは「優先出資者総会参考書類等」と、「電磁的方法により株主(種類株主総会を招集する場合にあつては、	ある種類の株主に限る。)(が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの」とあるのは「優先出資法第四十条第四項に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五条の三第一項中「第二百九十九條第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項の通知を発した日のいずれか早い日」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項の通知を発した日」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「優先出資法第四十条第一項において準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二條第一項」とあるのは「優先出資法第四十条第一項において準用する第三百二條第一項」と、同条第二項中「第二百九十九條第一項」とあるのは「優先出資法第三十五條第四項の規定にかかわらず、前条第一項」とあるのは「前条第一項」と、「第二百九十九條第二項又は第三項の通知には、第二百九十八條第二項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる」とあるのは「優先出資法第三十五條第四項の通知には、同項に規定する定款で定めると、同項第一号中「とつて」とあるときは、その旨」とあるのは「とつて」と、同条第三項中「第三百一条第一項、第三百二條第一項、第四百三十七條及び第四百四十四條第六項」とあるのは「優先出資法第四十条第一項において準用する第三百一条第一項及び第三百二條第一項」と、「第二百九十九條第一項」とあるのは「優先出資法第三十五條第四項」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「優先出資者総会参考書類等」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九條第三項(第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「書面による招集通知の発出に代えて、電磁

的方法により通知を発することについて」と、「(第三百二十五条の七において準用する場合を含む。)」に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、同条第二項中「第二百九十九条第一項」とあるのは「優先出資法第三十五条第四項」と、「株主(当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日(第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。))を定めた場合にあつては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。」とあるのは「優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

六 第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第四十五条第三項中「(当該判決に係る事項について従たる事務所に登記がされているときにあつては、主たる事務所及び当該登記に係る従たる事務所)」を削る。

第六十一条第一項中「第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、同項第十五号中「隠べいした」を「隠蔽した」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十五 第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の三第一項「第一号及び第四号から第六号までを除く。」の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたと

き。

(保険業法の一部改正)
第四十一条 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条の三十七」を「第五十三条の三十八」に改める。

第四条第一項第三号中「以下同じ。」にあつては取締役」を「第八条の二第一項第二号、第二

百四十九条の二第三項、第二百七十二条の二第一項第三号及び第三百三十三条第一項第十七号において同じ。にあつては取締役」に「以下同じ。にあつては取締役及び」を「第八条第一項、第八条の二第一項第一号、第三百三十六条の二第一項、第二百七十二条の二第一項第三号及び第二百七十二条の十第一項において同じ。にあつては取締役及び」に改める。

第八条の二第一項第二号中「以下」を「次号及び第二百七十二条の二第一項第四号において」に改める。

第十二条第一項中「第三百三十一条第一項(を「第三百三十一条第一項第三号」に、「同法第三百三十一条第一項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者」として内閣府令で定める者」と、同項第三号を「同号」に、「保険業法を」「保険業法」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一号を加える。

2 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者は、株式会社の取締役、執行役又は監査役となることができない。

第十七条の五第二項中「第八百十条」とあるのは「第八百十条」とあるのは「」に、「第八百十条」と、「の規定」とあるのは「」を「第八百十条の八の規定」に、「の規定」とするを「」とするに改める。

第三十条の八第六項中「清算人(監査等委員会設置会社)」の下に「(保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下この項において同じ。)」を、「指名委員会等設置会社」の下に「(同条第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。)」を加え、「保険業法第三十条の十第一項」を「同条第一項」に改め、「設立時取締役をいう。以下この項の下に「及び第八百三十六条第一項」を加え、「同条第一項」を

「同法第三十条の十第一項」に改め、「設立時監査役をいう。以下この項の下に「及び第八百三十六条第一項」を、「取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員)の下に「(同法第二十条第九項に規定する監査等委員をいう。)」を加え、「保険業法第三十条の十第二項を同法第三十条の十第二項」に改める。

第三十条の十第二項中「監査等委員会設置会社」の下に「(監査等委員会を置く相互会社をいう。以下この節、第七十六条第二項、第八十四条第二項第九号、第六百六十一条第二項、第六百六十三条第二項、第六百八十条の三第四項、第六百八十条の四第二項及び第四項並びに第三百二十二条第四項中「株式会社又は」を削り、「以下」の下に「この節及び第六百八十条の四第四項において」を加え、同条第六項中「含む。)」の下に「において読み替へて準用する会社法第三百三十一条第一項、第五十三条の二第二項(第五十三條の五第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「会社法」を「同法」に、「第三百三十七條第一項若しくは第五十三條の七において読み替へて準用する同法第三百三十七條第三項」に改め、同条第八項中「を除く。)」を「(指名委員会等を置く相互会社をいう。以下この節、第九十六条の四の三第一項、第九百八十条の三第五項並びに第九百八十条の四第三項及び第四項において同じ。)」を除くに改め、「において」の下に、「同法第四十七條第一項中「設立時取締役は」とあるのは「設立時取締役(保険業法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と、「取締役会設置会社(指名委員会等設置会社を除く。))である場合には」とあるのは「指名委員会等設置会社(同法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。次条第一項において同じ。))である場合を除き」と、「監査等委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社(同法第三十条の十第二

項に規定する監査等委員会設置会社をいう。)」と、「設立時監査等委員」とあるのは「設立時監査等委員(同項に規定する設立時監査等委員をいう。)」と読み替へるものとするほか」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一号を加える。

7 第五十三条の二第二項(第五十三條の五第一項において準用する場合を含む。))において準用する会社法第三百三十一条の二の規定は、設立時取締役及び設立時監査役について準用する。

第三十条の十一第一項中「株式会社又は」を削り、「以下」の下に「この節、第七十六条第三項第二号、第七十九條第二項、第八十四条第二項第九号、第六百六十一条第一項第五号口及び第六百六十三条第一項第五号口において」を加え、同項第一号及び第二号中「において」の下に「読み替へて」を加え、同条第二項中「において」の下に「同法第九十三條第二項中「設立時取締役」とあるのは「設立時取締役(保険業法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。次項及び次条第一項において同じ。)」と、「創立總會」とあるのは「創立總會(同法第三十条の八第一項に規定する創立總會をいう。次項及び次条において同じ。)」と、同法第九十四条第一項中「監査役設置会社」とあるのは「監査役設置会社(保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。)」と、「設立時監査役」とあるのは「設立時監査役(同法第三十条の十第一項に規定する設立時監査役をいう。)」と、「前条第一項各号」とあるのは「同法第三十条の十一第一項各号」と読み替へるものとするほか」を加える。

第三十三條の二第二項中「第十一項まで」の下に「第八百四十九條の二を加え、「第二百二十條第三項及び」を「第二百二十條第二項中「株主」とあるのは「社員又は総代」と、同条第三項及び」に改め、「第三十三條の二第二項」の下に「同項中「指名委員会等設置会社」とあるのは「指

名委員会等設置会社(同法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。第八百四十九条第三項第三号において同じ。)」とを加え、「第八百四十七条の四第二項(を「第八百四十七条の四第一項(に、「株主等(を「若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項」とあるのは又は第五項」と、同条第二項中「株主等(に改め、「相互会社が、」との下に、「監査等委員及び監査委員」とあるのは「監査等委員(保険業法第二十九条第九項に規定する監査等委員をいう。第二号において同じ。及び監査委員(同項に規定する監査委員をいう。第三号において同じ。)」と、同項第一号中「監査役設置会社」とあるのは「監査役設置会社(保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。)」と、同項第二号中「監査等委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社(保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。)」と、同法第八百五十条第四項中「第五十五條、第二百二条の二第二項、第二百三条第三項、第二百二十条第五項、第二百十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條(第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。)、第四百六十二條第三項(同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。)、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項」とあるのは「第二百二十條第五項」と、同法第八百五十一條第一項第二号中「若しくはその完全親会社の株式を取得した」とあるのは「の社員となつた」と、同条第三項中「株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社の株式」とあるのは「相互会社又は合併後存続する相互会社又は合併後存続する相互会社」とを加える。

第三十九條第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該議案が法令又は定款に違反する場合
- 二 社員が、専ら人の名譽を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合
- 三 当該議案の提出により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合
- 四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

二以上の議案について異なる議決がされたとするは当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

- 五 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第三項の規定による請求をした社員が当該請求と併せて当該社員が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。
- 六 第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - 一 第三項の議案が法令又は定款に違反する場合
 - 二 社員が、専ら人の名譽を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第三項の規定による請求をする場合
 - 三 第三項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合
 - 四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

百九十九條第一項及び第三百二十五條の第三項第五号を除く。中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、これらの規定中「本店に、」並びに「を」及び「に」改め、「及び第四項」を削り、「(株主総会を二株主(株主総会に、「一の数」とあるのは「一の数」を」とあるのは「社員」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「前条第四項」とあるのは「保険業法第三十八條第二項又は第五十條第二項」に、「及び第三百二条」を並びに第三百二条第一項及び第二項に、「株主(当該を(当該に、「社員の全員」を「の全員」と、同条第五項中「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第三百二十五條の二(電子提供措置をとる旨の定款の定め)中「株主総会種類株主総会を含む。)」とあるのは「社員総会」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「社員総会参考書類等」と、「株主種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。)」とあるのは「社員」と、同条第一号中「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類」と、同条第三号中「第四百三十七條」とあるのは「保険業法第五十四條の五」と、同条第四号中「第四百四十四條第六項」とあるのは「保険業法第五十四條の十第六項において準用する同法第五十四條の五」と、同法第三百二十五條の三第一項(電子提供措置)中「第二百九十九條第二項各号に掲げる場合には、株主総会」とあるのは「社員総会」と、「同条第一項」とあるのは「第二百九十九條第一項」と、同項第二号及び第三号中「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類」と、同項第四号中「第三百五十五條第一項」とあるのは「保険業法第三十九條第三項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「取締役」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、「第四百三十七條」とあるのは「保険業法第五十四條の五」と、同項第六号中「取締役会設置会社に限る」とあるのは「保険業法第五十三條の二十二第三項に規定する会計監

査人設置会社をいう」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、「第四百四十四条第六項」とあるのは「同法第五十四条の十第六項において準用する同法第五十四条の五」と、同法第三百二十五条の四第二項第一号(株主総会の招集の通知等の特則)中「とつて」とあるときは、その旨とあるのは「とつて」と、同項第三号中「前二号」とあるのは「第一号」と、同条第三項中「第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「及び保険業法第五十四条の五(同法第五十四条の十第六項において準用する場合を含む。)」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「社員総会参考書類等」と、同条第四項中「第三百五十五条第一項」とあるのは「保険業法第三十九条第三項」と、「第三百二十五条の二」とあるのは「第四百一条第一項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の二」と、同法第三百二十五条の五第一項(書面交付請求中「第三百二十五条において準用する場合を含む。」の承諾)とあるのは「承諾」と、「第三百二十五条の七において準用する場合を含む。」に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、同条第二項中「第二百二十四条第一項に規定する基準日」とあるのは「保険業法第三十三条第一項に規定する一定の日」に改め、同条第二項中「清算人(監査等委員会設置会社の下に(「保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下この項において同じ。」を、「指名委員会等設置会社の下に(同条第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。))を、「社員又は取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員の下に(同法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。))を加え、「保険業法」を「同法」に改め、「者を含む。))」の下に、「同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「社員」と、同項ただし書中「株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役」とあるのは「社員が取締役、監査役、執行役又は清算人」とを加える。

役、監査役、執行役又は清算人」とを加える。第四十四条の二第三項中同条第三項、第四項、第六項及び第七項中「を」同項中株主」とあるのは「総代」とに改め、「同条第四項中」の下に「株主」とあるのは「総代」とを加え、「準用する第二百九十九条第三項」を「読み替えて準用する第二百九十九条第三項」と、同項及び同条第六項中「株式会社」とあるのは「相互会社」に改め、「社員」との下に、「同項及び同条第八項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、同項第一号及び第二号中株主」とあるのは「社員」とを加える。第四十六条第二項ただし書を次のように改める。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該議案が法令又は定款に違反する場合
二 総代が、専ら人の名譽を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合
三 当該議案の提出により総代会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合
四 実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第四十六条第三項中「事項につき」の下に「当該社員又は総代が提出しようとする」を、「要領を」の下に「総代に」を加え、「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

4 社員又は総代が前項の規定による請求をする場合において、当該社員又は総代が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、同項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この

場合において、当該社員又は総代が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人(次号において役員等という。)の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
四 定款の変更に関する二以上の議案 当該二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

5 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第三項の規定による請求をした社員又は総代が当該請求と併せて当該社員又は総代が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

6 第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第三項の議案が法令又は定款に違反する場合
二 社員又は総代が、専ら人の名譽を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第三項の規定による請求をする場合
三 第三項の規定による請求により総代会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき総代会におい

て全総代の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第四十九条第一項中「決議及び」を「決議」に改め、「議事録」の下に「及び第二編第四章第一節第三款(第三百二十五条の三第三項、第三百二十五条の四第一項及び第二項第二号並びに第三百二十五条の七を除く。)(電子提供措置)」を加え、「規定中」を「規定(同法第二百九十八条第一項第三号及び第四号を除く。)、第三百十一條第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二條第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百十四條、第三百十八條第四項、第三百二十五条の二並びに第三百二十五条の五第二項を除く。中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定(同法第二百九十九条第一項及び第三百二十五条の三第一項第五号を除く。中)に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と」の下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定(同法第二百九十八条第一項(各号を除く。))及び第四項、第三百十一條第四項、第三百十二條第五項、第三百十四條並びに第三百十八條第四項を除く。中「株主」とあるのは「総代」とを削り、「各号を除く。及び第四項中」を「第三号及び第四号を除く。中」前条第四項とあるのは「保険業法第四十五条第二項と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百三条まで」とあるのは「次条及び第三百条と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と」に、「第三百十一條第四項及び第三百十二條第五項」を「第三百十一條第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。))」に、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二條第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削り、「読み替える」を「」同法第三百

二十五条の二(電子提供措置をとる旨の定款の定め)中「株主総会(種類株主総会を含む。)」とあるのは「総代会」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「総代会参考書類等」と、「株主(種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。)」とあるのは「総代」と、同条第一号中「株主総会参考書類」とあるのは「総代会参考書類(保険業法第四十八条第一項に規定する書類をいう。次条第一項第二号において同じ。)」と、同条第三号中「第四百三十七条とあるのは「保険業法第五十四条の五」と、同条第四号中「第四百四十四条第六項」とあるのは「保険業法第五十四条の十第六項において準用する同法第五十四条の五」と、同法第三百二十五条の第三項(電子提供措置)中「第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会」とあるのは「総代会」と、「同条第一項」とあるのは「第二百九十九条第一項」と、同項第二号中「第三百一条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面」とあるのは「総代会参考書類」と、同項第三号中「第三百二条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類」とあるのは「保険業法第四十八条第三項に規定する場合には、議決権行使書面」と、同項第四号中「第三百五条第一項」とあるのは「保険業法第四十六条第三項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「取締役」と、「定時株主総会」とあるのは「定時総代会」と、「第四百三十七条とあるのは「保険業法第五十四条の五」と、同項第六号中「取締役会設置会社に限る」とあるのは「保険業法第五十三条の二十二第三項に規定する会計監査人設置会社をいう」と、「定時株主総会」とあるのは「定時総代会」と、「第四百四十四条第六項」とあるのは「同法第五十四条の十第六項において準用する同法第五十四条の五」と、同法第三百二十五条の四第二項第一号(株主総会の招集の通知等の特則中)とついているときは、その旨とあるのは「とつている旨」と、同項第三号中「前

二号」とあるのは「第一号」と、同条第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七号及び第四百四十四条第六項」とあるのは「保険業法第四十八条第一項及び第三項並びに第五十四条の五(同法第五十四条の十第六項において準用する場合を含む。)」と、「株主総会参考書類等」とあるのは「総代会参考書類等」と、同条第四項中「第三百五条第一項」とあるのは「保険業法第四十六条第三項」と、「第三百二十五条の二」とあるのは「第四百九条第一項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の二」と、同法第三百二十五条の五第一項(書面交付請求中「第三百二十五条において準用する場合を含む。」の承諾)とあるのは「承諾」と、「第三百二十五条の七において準用する場合を含む。」に掲げる」とあるのは「に掲げる」と、同条第二項中「株主(当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日(第百二十四条第一項に規定する基準日)をいう。を定めた場合にあつては、当該基準日まで」に書面交付請求をした者に限る。)」とあるのは「総代」と読み替える」に改め、同条第二項中「清算人監査等委員会設置会社」の下に「(保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下この項において同じ。)」を、「指名委員会等設置会社」の下に「(同条第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。)」を、「社員又は取締役(監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員)の下に(同法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。)」を加え、「保険業法を同法」に改め、「者を含む。」「と」の下に「同法第八百三十六条第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「社員」と、同項ただし書中「株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役とあるのは「社員が取締役、監査役、執行役又は清算人」とを加える。

第五十一条の次に次の一条を加える。

(社外取締役の設置義務)

第五十一条の二 監査役会設置会社は、社外取締役(相互会社の取締役であつて、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下同じ。を置かなければならない。ただし、最終事業年度(各事業年度に係る第五十四条の三第二項に規定する計算書類につき第五十四条の六第二項の承認(同条第四項に規定する場合)には、第五十四条の四第三項の承認を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下この条において同じ。に係る貸借対照表(第五十四条の六第四項に規定する場合)は、同項の規定により読み替えて適用する同条第三項の規定により定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会。以下この条において同じ。に報告された貸借対照表をいい、相互会社の成立後最初の定時社員総会までの間においては、第五十四条の三第一項の貸借対照表をいう。以下この条において同じ。に基金(第五十六条の基金償却積立金を含む。))として計上した額が五億円未満であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円未満であるものは、この限りでない。

一 当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等(業務執行取締役(相互会社にあっては第五十三条の十三第一項各号に掲げる取締役及び当該相互会社の業務を執行したその他の取締役をいい、株式会社にあつては会社法第三百六十三条第一項各号(取締役会設置会社の取締役の権限)に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。若しくは執行役又は支配人その他の使用人をいう。以下同じ。でなく、かつ、その就任の前十年間当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等であつたことがないこ

二 その就任の前十年内のいずれかの時ににおいて当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)又は監査役であつたことがある者(業務執行取締役等であつたことがあるものを除く。))にあつては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役等であつたことがないこと。

三 当該相互会社の取締役若しくは執行役又は支配人その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

第五十三条の二第一項中「第十二条第一項の規定により読み替えて適用する」を削り、「の規定は」を及び第三百三十一条の二(取締役の資格等)の規定はに改め、「同項第三号中」の下に「この法律」とあるのは「保険業法、この法律」と、を加え、同条第五項中「相互会社の取締役であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下同じ。を削り、各号を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「相互会社にあっては第五十三条の十三第一項各号に掲げる取締役及び当該相互会社の業務を執行したその他の取締役をいい、株式会社にあつては会社法第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者は、相互会社の取締役となることができない。

第五十三条の三第一項中「総代会を設けているときは、定時総代会。以下この条において同じ。を削り、同条第六項中」があるのは、」を「とあるのは」に改める。

第五十三条の五第一項中「の規定」を「及び第二項の規定に改め、同条第三項中「いずれにも」を「全てに」に改める。

第五十三条の十五中「会社法」の下に「第三百四十八条の二(業務の執行の社外取締役への委託)」を、「第三百六十一条の下に「第一項第三号から第五号までを除く。」を、「場合において」の下に、「同法第三百四十八条の二第一項中「指名委員会等設置会社」とあるのは「指名委員会等設置会社(保険業法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下この条において同じ。)」と、「取締役の決定(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)」とあるのは「取締役会の決議」と、同条第三項中「第二第十五号」とあるのは「保険業法第五十一条の二第一号」とを、「取締役会」との下に、「同法第三百五十七条中「監査役設置会社」とあるのは「監査役設置会社(保険業法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。第三百五十九条第三項において同じ。)」と、同条第二項中「監査役設置会社」とあるのは「監査役設置会社(保険業法第三十条の十第四項に規定する監査役設置会社をいう。第三百六十一条第七項第一号において同じ。)」と、同条第三項中「監査等委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社(保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。)」とを、「できない損害」との下に、「同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第二項中「監査等委員会」とあるのは「監査等委員(保険業法第二十九条第九項に規定する監査等委員をいう。以下同じ。)」と、同条第七項第一号中「公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。」であつて、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの」とあるのは「保険

業法第五十一条の二ただし書に規定するものを除く。」を加える。

第五十三条の十八第一項中「会計参与設置会社」の下に「(会計参与を置く相互会社をいう。以下この節、第七十六条第三項第一号、第六十一条第一項第五号イ及び第六百六十三条第一項第五号イにおいて同じ。)」を加える。

第五十三条の二十二第三項中「株式会社又は」を削り、「以下」の下にこの節、第七十六条第三項第三号、第六百六十一条第二項第五号ハ及び第六百六十三条第一項第五号ハにおいて「を加え、同条第五項第一号中「において」の下に「読み替えて」を加える。

第五十三条の二十三の三第五項第一号中「において」の下に「それぞれ読み替えて」を加え、同項中第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号を第十二号とし、第七号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 補償契約(第五十三条の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十条の二第二項に規定する補償契約をいう。第五十三条の三十四第四項第十一号において同じ。)の内容の決定

十一 役員等賠償責任保険契約(第五十三条の三十八において読み替えて準用する会社法第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。第五十三条の三十四第四項第十二号において同じ。)の内容の決定

第五十三条の二十三の三第五項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第五十三条の十五において読み替えて準用する会社法第三百六十一条第七項の規定による同項の事項の決定

第五十三条の二十三の三第五項第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十三条の十五において読み替えて準用する会社法第三百四十八条の二第一項の規定による委託

第五十三条の二十三の三第七項中「において」の下に、「同条中「監査等委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社(保険業法第三十条の十第二項に規定する監査等委員会設置会社をいう。)」と読み替えるものとするほか」を加える。

第五十三条の二十六第四項中「の規定」を「及び第二項の規定」に改め、同条第七項中「読み替える」を、「が指名委員会等」とあるのは「(同法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。が指名委員会等(同法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等をいう。))と読み替える」に改める。

第五十三条の二十八第三項中「第五十三条の十五において」の下に「読み替えて」を、「第三百六十一条第一項」の下に「(第三号から第五号までを除く。)」を加え、同条第五項中「及び第四百九条の下に」(第三項第三号から第五号までを除く。))を、「場合において」の下に、「同法第四百五十五条第一項中「指名委員会等設置会社」とあるのは「指名委員会等設置会社(保険業法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。)」とを、「第五十三条の三十二において」の下に「読み替えて」を加え、「の規定による請求」を削り、「第五十三条の三十七において」の下に「読み替えて」を加え、「読み替える」を、「同条第三項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」とあるのは「金銭でないもの」と読み替えるに改める。

第五十三条の三十第一項第一号二中「において」の下に「読み替えて」を加え、同条第四項第一号中「において」の下に「それぞれ読み替えて」を加え、同項中第十三号を第十六号とし、第十

号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第九号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 補償契約の内容の決定

第十二 役員等賠償責任保険契約の内容の決定

第五十三条の三十四第四項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第五十三条の十五において読み替えて準用する会社法第三百四十八条の二第二項の規定による委託

第五十三条の三十第五項中「において」の下に「同条第一項中「指名委員会等設置会社」とあるのは「指名委員会等設置会社(保険業法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。)」と、「指名委員会等」とあるのは「指名委員会等(同法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等をいう。第三項において同じ。)」とを加える。

第二編第二章第二節第四款第十目第五十三

条の三十七の次に次の一条を加える。

(補償契約及び役員等のために締結される保険契約)

第五十三条の三十八 会社法第二編第四章第十

二節(第四百三十条の二第五項後段を除く。)

(補償契約及び役員等のために締結される保険契約)の規定は、相互会社の役員等について準用する。この場合において、同法第四百

三十条の二第二項(補償契約中「役員等」とあるのは「役員等(保険業法第五十三条の三十三第一項に規定する役員等をいう。以下同じ。))」に、「株主総会取締役会設置会社にあつては、取締役会」とあるのは「取締役会」と、同条第二項第二号中「第四百二十三条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十三第一項」と、同条第四項中「取締役会設置会社においては、補償契約」とあるのは「補償契

約」と、同条第六項中「第三百五十六條第一項及び第三百六十五條第二項（これらの規定を第四百十九條第二項において準用する場合を含む。）」第四百二十三條第三項並びに「とあるのは「保険業法第五十三條の十五において読み替えて準用する第三百五十六條第一項及び第三百六十五條第二項（これらの規定を同法第五十三條の三十二において読み替えて準用する第四百十九條第二項前段において準用する場合を含む。）」同法第五十三條の三十三第三項並びに同法第五十三條の三十六において読み替えて準用する」と、同法第四百三十條の三第一項（役員等のために締結される保険契約）中「株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とあるのは「取締役会」と、同条第二項中「第三百五十六條第一項及び第三百六十五條第二項（これらの規定を第四百十九條第二項において準用する場合を含む。）」並びに第四百二十三條第三項とあるのは「保険業法第五十三條の十五において読み替えて準用する第三百五十六條第一項及び第三百六十五條第二項（これらの規定を同法第五十三條の三十二において読み替えて準用する第四百十九條第二項前段において準用する場合を含む。）」並びに同法第五十三條の三十三第三項」と読み替えるものとする。

第六十一條第七号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二 社債管理者を定めないこととするときは、その旨

第六十一條第八号の次に次の一号を加える。

八の二 社債管理補助者を定めることとするときは、その旨

第六十一條の五中「これらの規定」の下に「（同法第六百八十二條第一項を除く。）」を加え、「第八号」を第八号の二に改め、「まで」との下に「同法第六百八十二條第一項中（会社以下この編において「社債発行会社」という。）」とある

のは「相互会社」と、を、「第六十一條の八第二項において」の下に「読み替えて」を加える。

第六十一條の七第四項第一号中「猶予」の下に「その債務若しくは」を加え、同条第八項中「相互会社」との下に「同法第七百九條第二項中（第七百五條第一項とあるのは「保険業法第六十一條の七第一項」とを、「第六十一條の六」との下に「同法第八百六十八條第四項中（第七百五條第四項及び第七百六條第四項の規定）」とあるのは「保険業法第六十一條の七第七項の規定並びに」と、「会社」とあるのは「相互会社」とを加える。

第六十一條の七の次に次の二條を加える。

（社債管理補助者の設置）

第六十一條の七の二 相互会社は、第六十一條の六ただし書に規定する場合には、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができ、ただし、当該社債が担保付社債である場合は、この限りでない。

（社債管理補助者の権限等）

第六十一條の七の三 社債管理補助者は、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

二 強制執行又は担保権の実行の手続における配当要求

三 第六百八十一條の二において読み替えて準用する会社法第四百九十九條第一項の期間内に債権の申出をすること。

2 社債管理補助者は、前条の規定による委託に係る契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一 社債に係る債権の弁済を受けること。

二 第六十一條の七第一項の行為（前項各号及び前号に掲げる行為を除く。）

三 第六十一條の七第四項各号に掲げる行為

四 社債を発行した相互会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為

3 前項の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 前項第二号に掲げる行為であつて、次に掲げるもの

イ 当該社債の全部についてその支払の請求

ロ 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分

ハ 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（イ及びロに掲げる行為を除く。）

二 前項第三号及び第四号に掲げる行為

4 社債管理補助者は、前条の規定による委託に係る契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならない。

5 第六十一條の七第二項及び第三項の規定は、第二項第一号に掲げる行為をする権限を有する社債管理補助者について準用する。

6 会社法第七百十四條の三（社債管理補助者の資格）、第七百十四條の五から第七百十四條の七まで（二以上の社債管理補助者がある場合の特則、社債管理者等との関係、社債管理者に関する規定の準用）、第八百六十八條第四項（非訟事件の管轄）、第八百六十九條（陳明）、第八百七十條第一項（第二号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一條（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五條（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六條（最高裁判所規則）の規定は、社債管理補助者

について準用する。この場合において、同法第七百十四條の六中「第七百二條」とあるのは「保険業法第六十一條の六」と、「第七百十四條の二」とあるのは「保険業法第六十一條の七の二」と、同法第七百十四條の七中「第七百四條、第七百七條」とあるのは「保険業法第六十一條の七第八項において準用する第七百四條、第七百七條及び」と、「第七百十條第一項」とあるのは「並びに同項において読み替えて準用する第七百十條第一項」と、「第七百四條中」とあるのは「同法第六十一條の七第八項において準用する第七百四條中」と、「同項」とあるのは「同項において読み替えて準用する第七百十條第一項」と、「第七百一十一條第一項」とあるのは「同法第六十一條の七第八項において読み替えて準用する第七百一十一條第一項」と、「第七百二條」とあるのは「保険業法第六十一條の六」と、「第七百十四條の二」とあるのは「保険業法第六十一條の七の二」と、「第七百十四條第一項」とあるのは「同法第六十一條の七第八項において読み替えて準用する第七百十四條の三」とあるのは「保険業法第六十一條の七の二第六項において準用する第七百十四條の三」と、同法第八百六十八條第四項中「会社」とあるのは「相互会社」と読み替えるものとする。

第六十一條の八第一項中「において」の下に「読み替えて」を加え、同条第二項中「相互会社」との下に「同法第七百十六條（社債権者集会の権限）中「この法律」とあるのは「保険業法」と、同法第七百七十七條第三項第二号（社債権者集会の招集中「第七百十四條の七」とあるのは「保険業法第六十一條の七の三第六項において読み替えて準用する第七百十四條の七」と、同法第七百二十四條第二項第一号（社債権者集会の決議）中「第七百六條第一項各号」とあるのは「保険業法第六十一條の七第四項各号」と、同項第二号中「第七百六條第一項、第七百十四條の四第三項（同条第二項第三号に掲げる行為に係る

六十五条第一項第五号ロにおいて同じ。)であるに改め、同号ハ中「である」を「(会計監査人を置く株式会社をいう。第九十六条の九第一項第四号ハ及び第六十五条第一項第五号ハにおいて同じ。)である」に改め、同条第六項中「である場合を(監査等委員会を置く株式会社をいう。第九十六条の九第二項、第九十六条の十四第三項第四号、第六十五条第二項、第二百七十二條の三十六第一項第四号、第三百二十四条第四項及び第三百二十五条第四項において同じ。)である場合」に改める。

第九十三条第四項中「以下この款」を「次項、次条及び第九十五条に改める。

第九十六条の四中「第十項第二号」の下に「第八百四十九条の二を、(保険業法第九十六条の四において「読み替えて」を加え、「第三項本文」を「保険業法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条の二第三項本文」に改める。

第九十六条の四の二中「第十項第二号」の下に「第八百四十九条の二を、(保険業法第九十六条の四の二において「読み替えて」を加える。

第九十六条の五第一項中「(以下この款において「組織変更株式交換完全親会社」という。))」を削り、同条第二項中「との間」を「(組織変更株式交換に際して組織変更後株式会社の株式の全部を取得する株式会社をいう。以下この款において同じ。))との間」に改め、同条第三項中「(会社法」の下に「第四百四十五条第五項(資本金の額及び準備金の額)の規定は組織変更株式交換に際して資本金又は準備金として計上すべき額について、同法」を加える。

第九十六条の七第二号中「この節」を「この号及び次号」に改める。

第九十六条の八第一項中「(以下この款において「組織変更株式移転設立完全親会社」という。))」を削り、同条第二項中「と、同条第一項」を「第九十六条の九第一項第一号に規定する組

織変更株式移転設立完全親会社をいう。第三項において同じ。))と、同条第二項に改め、「第九十六条の八第二項において」の下に「読み替えて」を加える。

第九十六条の九第一項第一号中「(目的)」を「(組織変更株式移転に際して設立する株式会社をいう。以下この款において同じ。))の目的」に改め、同条第五項中「(会社法」の下に「第四百四十五条第五項(資本金の額及び準備金の額)の規定は組織変更株式移転に際して資本金又は準備金として計上すべき額について、同法」を加え、「第九十六条の八第一項」を「第九十六条の九第一項第一号」に改める。

第九十六条の九の次に次の九条を加える。

(組織変更株式交付)

第九十六条の九の二 組織変更をする相互会社は、組織変更を際して、組織変更株式交付(組織変更をする相互会社が組織変更をするのと同時に株式会社をその子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、内閣府令で定めるものに限る。次条第二項において同じ。))とするために当該株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として組織変更後株式会社の株式を交付することをいう。以下この款において同じ。))をすることができる。

2 組織変更をする相互会社は、組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社(組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下この款において同じ。))の株式及び新株予約権等(次条第一項第七号に規定する新株予約権等をいう。))の譲渡人に対して交付する金銭等(会社法第一百五十一条第一項株式の買入れの効果に規定する金銭等をいう。以下この款において同じ。))組織変更後株式会社の株式を除く。))が組織変更後株式会社の株式に準ずるものとして内閣府令で定めるもののみである場合以外の場合には、第八十八条第二

項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項をも公告しなければならない。

一 組織変更を際して組織変更株式交付をする旨

二 組織変更株式交付子会社の商号及び住所

三 組織変更をする相互会社及び組織変更株式交付子会社の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

3 会社法第四百四十五条第五項(資本金の額及び準備金の額)の規定は、組織変更株式交付に際して資本金又は準備金として計上すべき額について準用する。

(組織変更株式交付に関し組織変更計画に定めるべき事項)

第九十六条の九の三 組織変更株式交付をする場合には、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更株式交付子会社の商号及び住所

二 組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して譲り受ける組織変更後株式交付子会社の株式の数(組織変更後株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)の下限

三 組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する組織変更後株式会社の株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに当該組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

四 組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対する前号の組織変更後株式会社の株式の割当てに関する事項

五 組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等(組織変更後株式会社の株式を除く。以下この号及び次号において同じ。))を交付す

るときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が組織変更後株式会社の社債(会社法第二条第二十三号(定義に規定する社債をいう。以下この款において同じ。))新株予約権付社債についてのものを除く。))であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。))であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

二 当該金銭等が組織変更後株式会社の社債及び新株予約権以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

六 前号に規定する場合には、組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

七 組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の株式と併せて組織変更株式交付子会社の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。))又は新株予約権付社債(以下「新株予約権等」と総称する。))を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法

八 前号に規定する場合において、組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して組織変更株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が組織変更後株式会社の株式であるときは、当該株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに当該組織変更後株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該金銭等が組織変更後株式会社の社債(新株予約権付社債についてのものを除く。)であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ニ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項

ホ 当該金銭等が組織変更後株式会社の株式等(会社法第七十二条第二号ホ(株式の内容についての特別の定め)に規定する株式等をいう。)以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

九 前号に規定する場合には、組織変更株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

十 組織変更株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日

2 前項に規定する場合には、同項第二号に掲げる事項についての定めは、組織変更株式交付子会社が効力発生日において組織変更後株式会社の子会社となる数と内容とするものでなければならない。

3 第一項に規定する場合において、組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、組織変更をする相互会社は、組織変更

株式交付子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第四号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の譲渡人に対して組織変更後株式会社の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、組織変更後株式会社の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

4 第一項に規定する場合には、同項第四号に掲げる事項についての定めは、組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人(前項第一号の種類の株式の譲渡人を除く。)が組織変更後株式会社に譲り渡す組織変更株式交付子会社の株式の数(前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種別の株式の数)に応じて組織変更後株式会社の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

5 前二項の規定は、第一項第六号に掲げる事項について準用する。この場合において、前二項中「組織変更後株式会社の株式」とあるのは、「金銭等(組織変更後株式会社の株式を除く。)」と読み替えるものとする。

(組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み)

第九十六条の九の四 組織変更をする相互会社は、組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に對し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 組織変更後株式会社の商号
二 組織変更計画の内容
三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、前条第一項第十号の期日までに、次に掲げる事項を記載した書面を組織変更をする相互会社に交付しなければなら

ない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
二 譲り渡そうとする組織変更株式交付子会社の株式の数(組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、組織変更をする相互会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 組織変更をする相互会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者(以下この款において「申込者」という。)に通知しなければならない。

5 組織変更をする相互会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該相互会社に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先に宛てて発すれば足りる)。

6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

7 第十条の規定は、組織変更をする相互会社が第一項の規定による通知をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組織変更をする相互会社が譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の割当て)
第九十六条の九の五 組織変更をする相互会社は、申込者の中から当該相互会社が組織変更株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる当該相互会社が譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式

の数(組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。)を定めなければならない。この場合において、組織変更をする相互会社は、申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第九十六条の九の三、第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 組織変更をする相互会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から当該相互会社が譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の数を通知しなければならない。

(組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み及び組織変更をする相互会社が譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の割当てに関する特則)
第九十六条の九の六 前二条の規定は、組織変更株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合に、適用しない。

(組織変更株式交付子会社の株式の譲渡し)
第九十六条の九の七 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める組織変更株式交付子会社の株式の数について組織変更株式交付における組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人となる。

一 申込者 第九十六条の九の五第二項の規定により通知を受けた組織変更株式交付子会社の株式の数

二 前条の契約により組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して譲り受ける組織変更株式交付子会社の株式の総数を譲り渡すことを約した者 その者が譲り渡すことを約した組織変更株式交付子会社の株式の数

2 前項各号の規定により組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人となった者は、効力発生日に、それぞれ当該各号に定める数の組織変更株式交付子会社の株式を組織変更後株式会社に給付しなければならぬ。

(組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの無効又は取消しの制限)

第九十六条の九の八 民法第九十三条第一項ただし書(心裡留保)及び第九十四条第一項(虚偽表示)の規定は、第九十六条の九の四第二項の申込み、第九十六条の九の五第一項の規定による割当て及び第九十六条の九の六の契約に係る意思表示については、適用しない。

2 組織変更株式交付における組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人は、第九十六条の十三の二第二項の規定により組織変更後株式会社の株式の株主となった日から一年を経過した後又はその株式について権利行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの取消しをすることができない。

(組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しに関する規定の準用)

第九十六条の九の九 第九十六条の九の四から前条までの規定は、第九十六条の九の三第一項第七号に規定する場合における組織変更株式交付子会社の新株予約権等の譲渡しについて準用する。この場合において、第九十六条の九の四第二項第二号中「数(組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数)」とあるのは「内容及び数と、第九十六条の九の五第一項中「数(組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。)」とあるのは「数」と、「申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第九十六条の九の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式」とあるのは「当該新株予約権

等」と、前条第二項中「第九十六条の十三の二第二項」とあるのは「第九十六条の十三の二第四項第一号」と読み替えるものとする。

(申込みがあつた組織変更株式交付子会社の株式の数が下限の数に満たない場合)

第九十六条の九の十 第九十六条の九の五(前条において読み替えて準用する場合を含む。及び第九十六条の九の七(第一項第二号に係る部分を除く。)(前条において準用する場合を含む。))の規定は、第九十六条の九の三第一項第十号の期日において、申込者が譲渡しの申込みをした組織変更株式交付子会社の株式の総数が同項第二号の下限の数に満たない場合には、適用しない。この場合においては、組織変更をする相互会社は、申込者に対し、遅滞なく、組織変更株式交付をしない旨を通知しなければならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第八十八条の規定による手続が終了していない場合

二 組織変更を中止した場合

三 組織変更をする相互会社が組織変更株式交付をする場合において、次のいずれかに該当するとき。

イ 効力発生日において組織変更後株式会社が第九十六条の九の七第二項の規定による給付を受けた組織変更株式交付子会社の株式の総数が第九十六条の九の三第一項第二号の下限の数に満たないとき。

ロ 効力発生日において第九十六条の十三の二第二項の規定により第九十六条の九の三第一項第三号の組織変更後株式会社の株式の株主となる者がいないとき。

第九十六条の十二第三項中「第八十八条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止したを」前条第三項第一号又は第二号

に掲げる」に改める。

第九十六条の十三の次に次の一条を加える。

第九十六条の十三の二 組織変更をする相互会社が組織変更株式交付をする場合には、当該相互会社は、効力発生日に、第九十六条の九の七第二項(第九十六条の九の九において準用する場合を含む。))の規定による給付を受けた組織変更株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り受ける。

2 第九十六条の九の七第二項の規定による給付をした組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第九十六条の九の三第一項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号の組織変更後株式会社の株式の株主となる。

3 次の各号に掲げる場合には、第九十六条の九の七第二項の規定による給付をした組織変更株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第九十六条の九の三第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第九十六条の九の三第一項第五号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 第九十六条の九の三第一項第五号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 第九十六条の九の三第一項第五号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

4 次の各号に掲げる場合には、第九十六条の九の九において準用する第九十六条の九の七第二項の規定による給付をした組織変更株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人は、効力発生日に、第九十六条の九の三第一項第九号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第九十六条の九の三第一項第八号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主

二 第九十六条の九の三第一項第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者

三 第九十六条の九の三第一項第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者

四 第九十六条の九の三第一項第八号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

5 前各項の規定は、第九十六条の十一第三項各号に掲げる場合には、適用しない。

6 組織変更をする相互会社が組織変更株式交付をする場合において、第九十六条の十一第三項各号に掲げる場合に該当するときは、当該相互会社は、第九十六条の九の七第一項各号(第九十六条の九の九において準用する場合を含む。))に掲げる者に対し、遅滞なく、組織変更株式交付をしない旨を通知しなければならない。この場合において、第九十六条の九の七第二項(第九十六条の九の九において準用する場合を含む。))の規定による給付を受けた組織変更株式交付子会社の株式又は新株予約権等があるときは、当該相互会社は、遅滞なく、これらをその譲渡人に返還しなければならない。

7 会社法第二百三十四条(第一項各号及び第六項を除く。)(一)に満たない端数の処理、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、組織変更後株式会社に組織変更株式交付に際して

組織変更株式交付子会社の株式又は新株予約権等を譲り渡した者に組織変更後株式会社の株式、社債又は新株予約権を交付する場合について準用する。この場合において、同法第二百三十四条第一項中「次の各号に掲げる行為」とあるのは「組織変更株式交付(保険業法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をいう。以下同じ。)」と、「当該各号に定める者」とあるのは「組織変更後株式会社(同法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。)」に組織変更株式交付子会社(同法第九十六条の九の二第二項に規定する組織変更株式交付子会社をいう。以下同じ。の株式又は新株予約権等(同項に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。))を譲り渡した者」と、同条第二項中「株式会社」とあるのは「組織変更をする相互会社」と、「取締役が二人以上あるときは、その」とあるのは「取締役の」と、同条第四項中「株式会社」とあるのは「組織変更をする相互会社」と、同項第一号中「数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類)との数」とあるのは「数」と、同条第五項中「取締役会設置会社においては、前項各号」とあるのは「前項各号」と読み替えるものとする。

第九十六条の九の二第一項の下に「二週間以内に、そのを加え、」は「二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内にを削り、同条第二項中「及び第九百三十条第一項(第四号に係る部分に限る。)(支店の所在地における登記の規定並びにを」の規定及びに改め、同条第三項中「第六十七条において準用する」を削り、「第十九条の下に(申請書の添付書面)」を、「第四十六条の下に(添付書面の通則)」を加え、同項に次の一号を加える。

イ 組織変更株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み又は第九十六条の九の六の契約を証する書面
ロ 資本金の額が第九十六条の九の二第三項において準用する会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて計上されたことを証する書面
第九十六条の九の二第四項中「申請書の添付書類」及び「添付書類の通則」を削り、「ほか、」の下に「組織変更をする」を、「管轄区域内に」の下に「組織変更をする」を、「管轄区域内に」の下に「当該を加え、同条第六項中「第六十七条において準用する」を削り、「書面」を「書類」に改め、「場合において」の下に、「同法第四十六条第三項中「会社法第三百十九条第一項(同法第三百二十五条において準用する場合を含む。)」又は第三百七十条(同法第四百九十条第五項において準用する場合を含む。)」とあるのは「保険業法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十九条第一項又は保険業法第五十三条の十六若しくは第八十条の十五において準用する会社法第三百七十条」と、「株主総会若しくは種類株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとするほかを加える。

第九十六条の九の二第四項中「前項第三号の下に」又は「第四号」を加え、同条第四項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削

り、「組織変更株式移動」の下に「を伴う組織変更の無効判決について、同法第八百四十四条の二株式交付の無効判決の効力」の規定は組織変更株式交付を加え、「同条第一項中「株主」とあるのは「株主又は社員」を「同法第八百三十六条第一項中「会社の組織に関する訴えであつて、株主又は設立時株主が提起することができるもの」とあるのは「組織変更の無効の訴え」と、「株主又は設立時株主に對し」とあるのは「社員であつた者若しくは株主であつた者又は株主に對し」と、「株主が取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役であるとき」とあるのは「社員であつた者若しくは株主であつた者又は株主が取締役、監査役、執行役又は清算人であるとき」と、同条第二項中「株式交付」とあるのは「組織変更株式交付(保険業法第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付をいう。)」と、「株式交付親会社」とあるのは「組織変更をする相互会社」と、「株式交付子会社」とあるのは「組織変更株式交付子会社(同条第二項に規定する組織変更株式交付子会社をいう。以下同じ。)」と、「新株予約権等」とあるのは「新株予約権等(同法第九十六条の九の三第一項第七号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。)」と、同法第八百三十九条中「無効とされた」と、同法第八百四十条第一項中「株式会社は、当該判決」とあるのは「組織変更後株式交付子会社(保険業法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。)」は、当該判決」と、「株式会社が」とあるのは「組織変更後株式交付子会社」と、「株式会社が」とあるのは「組織変更後株式交付子会社」と、同条第二項、第五項及び第六項中「株式会社」とあるのは「組織変更後株式交付子会社」と、同法第八百四十四条第一項中「株式会社の」とあるのは「相互会社」と、「株式交換又は株式移動をする株式会社(以下この条において「旧完全子

第九十六条の九の二第三項第三号中「前項第三号の下に」又は「第四号」を加え、同条第四項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削

会社」という。）」とあるのは「組織変更後株式交付子会社」と、「旧完全子会社の株式」とあるのは「組織変更後株式交付子会社の株式」と、同条第三項から第五項までの規定中「旧完全子会社」とあるのは「組織変更後株式交付子会社」と、同法第八百四十四条の二第一項中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、「株式交付親会社」とあるのは「組織変更後株式交付子会社」と、「旧株式交付親会社株式」とあるのは「旧組織変更後株式交付親会社株式」と、株式交付子会社」とあるのは「組織変更株式交付子会社」と、「旧株式交付子会社株式」とあるのは「旧組織変更株式交付子会社株式」と、同条第二項中「旧株式交付親会社株式」とあるのは「旧組織変更後株式交付親会社株式」と、「旧株式交付子会社株式」とあるのは「旧組織変更後株式交付子会社株式」と、同法第八百六十八条中「会社」とあるのは「組織変更後株式交付子会社」と、同法第九百三十七条第三項第一号中「組織変更後の会社」とあるのは「組織変更後株式交付子会社」と、「組織変更をする会社」とあるのは「組織変更をする相互会社」に改める。

第九十六条の九の二第一項の下に「組織変更(第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付を伴うものに限る。次条第四項第一号において同じ。)」を加える。

第九十六条の九の二第一項の下に「組織変更(第九十六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付を伴うものに限る。次条第四項第一号において同じ。)」を加える。

一 当該保険会社が第九十六条の十第一項の

認可を受けて組織変更をしたとき(内閣府令で定める場合に限る。)その組織変更をした日

第六百六十五条の二十二第一項中「第六項を第七項に」、「第八項を第九項に」改める。

第六百六十九条の五第三項を削る。

第七百七十一条中「及び第四項」を削る。

第七百七十四条第五項中「の規定を」及び第十二条第二項の規定に改め、同条第六項中「第三百三十一条第一項を」第三百三十一条第一項を「第三百三十一条第一項第三号に」、「同項第二号中成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取扱いされている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者」として内閣府令で定める者」と、同項第三号を「同号に」、「保険業法を」、「保険業法に」改める。

第八百八十条の四第五項中「及び」を「並びに」に改め、「第五十三條の二第一項の下に」及び第二項を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第八百八十条の八第四項中「第三百六十一条第一項の下に」第三号から第五号までを除く。」「を、「場合において」の下に、「これらの規定(同法第三百六十一条第一項第六号を除く。)中株式会社とあるのは「清算相互会社」とを、「代表清算人」との下に、「同法第三百五十七條中「株主(監査役設置会社にあつては、監査役)」とあるのは「監査役」と、同条第二項中「監査役会設置会社」とあるのは「監査役会設置会社(保険業法第三十条の十第四項に規定する監査役会設置会社をいう。)」とを、「できない損害」との下に、「同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。)」とあるのは「金銭でないもの」とを加える。

第八百八十三条第二項中「第九百二十九条を」及び第九百二十九条に改め、「及び第九百三十二条本文支店における変更の登記等」を削る。

る。

第二百六十六条中「第十七条第一項、第二項及び第四項(登記申請の方式)、第十八条を」第十七条に改め、「第十九条の三まで」の下に「登記申請の方式」を加え、「第二十條第一項及び第二項(印鑑の提出)」を削り、「第十一号及び第十二号を」第十号及び第十一号に、「登記並びにを」登記に、「第四百四十八条を」第四百三十七條に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに第三百三十九條から第四百四十八條まで(二)に改め、「において」の下に、「同法第十二條第一項第五号中「会社更生法(平成十四年法律第五十四号)」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加え、「第十七條第四項中「事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」とあるのは「事項」と、「前二項」とあるのは「同項」と、同法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「日本国内の事務所を」第十九條の三中「この法律」とあるのは「保険業法に」改め、「設置」との下に、「同項第四号中「会社法第九百三十九條第二項」とあるのは「保険業法第二百七十七條第一項」とを、「同項」との下に「同法第四百四十六條の二中「商業登記法」とあるのは「保険業法(平成七年法律第五号)」と、第二百七十七條第一項とを、「同項」との下に「商業登記法第九百四十五條」とあるのは「保険業法第二百六十六條において準用する商業登記法」と、「商業登記法第九百四十五條」とあるのは「保険業法第二百六十六條において準用する商業登記法」に「同法第四百四十八條中「この法律」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「外国相互会社に関する登記」とを加える。

第二百七十一条の十九の二中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 第十二條第二項の規定は、保険持株会社の取締役、執行役又は監査役について準用する。

第二百七十二條の三十三第一項第一号ハ(3)中「うち」の下に「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者」として内閣府令で

定める者」を加え、「第三百三十一条第一項第二号若しくは第三号を」第三百三十一条第一項第三号に改める。

第二百七十二條の三十六第一項第四号中「指名委員会等設置会社」の下に「指名委員会等を置く株式会社をいう。」を加える。

第三百三十三條第一項中「第五百二十五條第一項の下に(清算人代理)」を、「第五百二十七條第一項の下に(監督委員の選任等)」を、「第五百三十三條の下に(調査委員の選任等)」を、「民事保全法第五十六條の下に(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)」を、「第九百六十條第一項第五号」の下に「(取締役等の特別背任罪)」を、「第九百六十七條第一項第三号」の下に「(取締役等の贈収賄罪)」を、「事務を承継する社債管理者の下に」、「社債管理補助者、事務を承継する社債管理補助者」を加え、同項第六号中「読み替えて」を削り、同項第十八号を同項第十八号の三とし、同項第十七号の二中「第五十三條の二第五項」を「第五十三條の二第六項」に改め、同号を同項第十八号の二とし、同号の前に次の一号を加える。
十八 第五十一条の二の規定に違反して、社外取締役を選任しなかったとき。
第三百三十三條第一項第十七号の次に次の一号を加える。
十七の二 第四十一条第一項又は第四十九條第一項において準用する会社法第三百二十五條の三第一項の規定に違反して、電子提供措置(第四十一条第一項及び第四十九條第一項において準用する同法第三百二十五條の二に規定する電子提供措置をいう。)をとらなかつたとき。

第三百三十三條第一項第二十号中「含む。」の下に、「第五十三條の三十八において準用する同法第四百三十條の二第四項(第五十三條の三十八において準用する同法第四百三十條の二第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第二十五号中「第七百四十四條第一項」の下に

「第六十一条の七の三第六項において準用する同法第七百四十四條の七において準用する場合を含む。」を、「社債管理者」の下に「若しくは社債管理補助者」を加え、同項第三十一号中「第二百七十一條の十九の二第三項」を「第二百七十一條の十九の二第四項に改め、同項第四十五号中「次号において同じ」を削る。

附則第一条の二の十四第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)
第四十二条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の保険業法(以下この条において「旧保険業法」という。)第三十九條第二項又は第四十六條第二項の規定による議案の提出及び旧保険業法第三十九條第三項又は第四十六條第三項の規定による請求については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にされた旧保険業法第四十一条第一項若しくは第四十四條の二第三項においてそれぞれ読み替えて準用する旧会社法第三百十條第七項又は旧保険業法第四十一条第一項若しくは第四十九條第一項においてそれぞれ読み替えて準用する旧会社法第三百十一條第四項若しくは第三百十二條第五項の請求については、なお従前の例による。

3 施行日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の保険業法(以下この条において「新保険業法」という。)第四十九條第一項の規定の適用については、同項中、「第三百十八條第四項、第三百二十五條の二並びに第三百二十五條の五第二項」とあるのは「並びに第三百十八條第四項」と、「及び第三百二十五條の三第一項第五号を除く」とあるのは「を除く」とする。

4 この法律の施行の際現に存する監査役会設置会社(新保険業法第三十条の十第四項に規定する監査役会設置会社をいい、新保険業法第五十一条の二ただし書に規定するものを除く。)につ

いては、同条本文の規定は、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会)の終結の時までは、適用しない。

5 新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の二の第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

6 この法律の施行前に相互会社と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(保険業法第五十三条の三十三第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものとして、役員等を被保険者とすることを約するものについては、新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

7 この法律の施行前に旧保険業法第六十一条に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集社債の発行の手續については、新保険業法第六十一条第七号の二及び第八号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 この法律の施行の際現に存する社債であつて、社債管理者を定めていないもの(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により社債管理者を定めないで発行された社債を含む。)には、新保険業法第六十一条第七号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

9 この法律の施行の際現に存する社債券の記載事項については、なお従前の例による。

10 この法律の施行前に社債を発行した相互会社、社債管理者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新保険業法第六十一条の八第二項において

て読み替えて準用する新会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

11 前条の規定による保険業法の一部改正に伴う登記に關する手續について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(金融機関等の更生手續の特例等に関する法律の一部改正)

第四十三条 金融機関等の更生手續の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第四十三条中「準用する会社法第三百六十一条第一項」の下に「第三号から第五号までを除く。」を加える。

第六百六十二条第一項後段を削る。

第九百九十七条第一項第七号中同じ。又はを「同じ。」に改め、「組織変更株式移転」の下に「いう。以下この章において同じ。又は組織変更株式交付(同法第九百六条の九の二第一項に規定する組織変更株式交付)を加える。

第二百九条中「第八百八条の八第四項において」の下に「読み替えて」を、準用する会社法第三百六十一条第一項の下に「第三号から第五号までを除く。」を加える。

第二百四十四条中「第九百九十六條において準用する同法第四十三條第一項第五号に規定する社債管理者等」を「相互会社の更生手續における社債管理者、社債管理補助者又は担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第二條第一項に規定する信託契約の受託会社」に改める。

第二百六十一条第一項第二号中「第四條第一項第三号」を「第三十條の十第二項」に、「以下この章において同じ。」とを「第二百七十二条第七号、第八号二及び第九号、第二百九十九條第一項並びに第三百六十條第一項第二号及び第三号二において同じ。」とに改め、「監査等委員をいう。以下この章の下に」及び「第三百六十條第一項第二号」を加え、同項第三号中「第四條第一項第三号」を「第三十條の十第九項」に、「以下この章において同じ。」とを第七号、第二百七十二

条第八号及び第三百六十條第一項第三号ホにおいて同じ。」とに改め、「各委員会をいう。以下この章の下に」及び「同号ホ」を加え、同項第四号中「第八條の二第一項第二号」を「第五十三條の十八第一項」に、「以下この章」を「第二百七十二條第八号イ及び第三百六十條第一項第三号イ」に改め、同項第五号中「以下この章」を「第二百七十二條第八号ロ及び第三百六十條第一項第三号ロ」に改め、同項第六号中「以下この章」を「第二百七十二條第八号ハ及び第三百六十條第一項第三号ハ」に改める。

第二百六十四條第二号中「明治三十八年法律第五十二号」を削る。

第二百六十五條第二項第五号中「第八号」を「第八号の二」に改める。

第二百六十六條第一項第一号中「事項」を「事項並びに第二百六十八條の二に規定する事項」に改め、同項第二号中「である場合」を「(保険業法第八十六條第六項に規定する監査等委員会設置会社をいう。次号二において同じ。である場合)に改め、同項第三号イ中「である」を「(保険業法第八十六條第四項第四号イに規定する會計参与設置会社をいう。である)に改め、同号ロ中「である」を「(保険業法第八十六條第四項第四号ロに規定する監査役設置会社をいう。である)に改め、同号ハ中「である」を「(保険業法第八十六條第四項第四号ハに規定する會計監査人設置会社をいう。である)に改め、同号ホ中「である」を「(保険業法第二百七十二條の三十六第一項第四号に規定する指名委員会等設置会社をいう。である)に改める。

第二百六十七條第二号中「第九十六條の五第一項」を「第九十六條の五第二項」に改める。

第二百六十八條第二号中「第九十六條の八第一項」を「第九十六條の九第一項第一号」に改める。

第二百六十八條の次に次の一条を加える。
(組織変更株式交付)

第二百六十八條の二 組織変更株式交付に關する

る事項においては、組織変更計画において定めるべき事項(組織変更株式交付に關するものに限る。)を定めなければならない。

第二百八十三條中「第九十六條において」の下に「読み替えて」を、「第七百六條第一項」の下に「若しくは第七百十四條の四第三項」を、「第六十一條の七第四項」の下に「若しくは第六十一條の七の三第三項」と、「第七百六條第一項ただし書」とあるのは「第六十一條の七第四項ただし書」を加える。

第三百十六條第一項中「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同条第七項中「對して第二百七十三條において」、「第二百七十五條第三号」とあるのは「第二百七十三條において」及び「更生特例法第二百七十三條において」の下に「読み替えて」を加え、同条第八項中「第八項」を「第九項」に改める。

第三百三十五條第一項後段及び第三百五十五條第一項後段を削る。

第三百五十八條の表第四十五條第一項第七号の項中「若しくは株式移転」を「株式移転若しくは株式交付」に改め、「組織変更株式移転」の下に「を含む。」、株式交付(同法第九十六條の九の二第一項に規定する組織変更株式交付)を、「において」の下に「読み替えて」を加える。

第三百六十條第一項第二号中「(保険業法第四條第一項第三号に規定する監査等委員会設置会社をいう。次号二において同じ。及び「同法第二條第十九項に規定する監査等委員をいう。を削り、同項第三号イ中「(保険業法第八條の二第一項第二号に規定する會計参与設置会社をいう。を削り、同号ロ中「(保険業法第三十條の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。を削り、同号ハ中「(保険業法第五十三條の二十二第三項に規定する會計監査人設置会社をいう。を削り、同号ホ中「(保険業法第四條第一項第三号に規定する指名委員会等設置会社をいう。及び「同法第五十三條の二十四第一項に規定する各委員会をいう。」を削る。

第三百七十二条第五項中「第二百六十三条第三号」とあるのは「第三百六十三条において」及び「第二百六十五条第二項」とあるのは「第三百六十三条において」の下に読み替えてを加え、同条第六項中「第八項」を「第九項」に改める。

第三百七十四条中「保険業法第六十四条第三項において準用する会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項について登記すべき事項が生じたときは、会社更生法第二百五十八條第一項」を「同項」に改め、「及び従たる事務所を削る。」

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条 この法律の施行前に決議に付する旨の決定がされた相互会社の更生計画（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十九條第二項に規定する更生計画をいう。）の条項、認可及び遂行については、なお従前の例による。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第四十五条 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第六十五條第三項において準用する会社法第三百二十五條の二の規定による電子提供措置（同条に規定する電子提供措置をいう。第三百十六條第一項第十七号の二において同じ。）をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め

第二十二條第四項を削る。

第二十五條第四項中「まで」の下に、「第八百四十九條の二」を加える。

第三十六條第五項中「第二百二條第三項」の下に、「第二百二條の二、第二百五條第三項から第五項まで」を、「第五号」の下に、「第二百九條第四項」を加え、同条第九項中「において」の下に、「同法第八百三十六條第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「社員」と、同項ただし書

中「当該株主」とあるのは「当該社員」と読み替えるものとするほか」を加え、同条第十項中「までの」の下に、「第八百四十九條の二」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついで」の下に、「第九十七條第四項の規定は第五項において準用する同法第二百十三條第一項の規定による同項に規定する取締役等の責任を追及する訴え及び第五項において準用する同法第二百十三條の三第一項の規定による同項に規定する取締役の責任を追及する訴えについて、それぞれ」を加える。

第四十二條第七項中「において」の下に、「同法第八百三十六條第一項中「株主又は設立時株主」とあるのは「社員」と、同項ただし書中「当該株主」とあるのは「当該社員」と読み替えるものとするほか」を加え、同条第八項中「までの」の下に、「第八百四十九條の二」を加える。

第五十七條第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該議案が法令、資産流動化計画又は定款に違反する場合

二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合

三 当該議案の提出により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員（当該議案について議決権を行使することができない社員を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第五十七條第三項ただし書を削り、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条

第三項の次に次の三項を加える。

4 社員が前項の規定による請求をする場合において、当該社員が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、同項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該社員が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（次号において「役員等」という。）の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

5 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第三項の規定による請求をした社員が当該請求と併せて当該社員が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

6 第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第三項の議案が法令、資産流動化計画又は定款に違反する場合

二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第三項の規定による請求をする場合

三 第三項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員（当該議案について議決権を行使することができない社員を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合

第六十一條中「において」の下に、「同条第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」とを、「社員総会」との下に、「同条第四項及び第五項中「株主」とあるのは「社員」と」を加える。

第六十五條第一項中「第三百条中」を「第三百条本文中「前条」とあるのは「資産流動化法第五十六條第一項及び第二項」とに改め、「及び第五項から第七項までの規定を削り、（含む）」と」の下に、「同条第五項から第七項までの規定中「株主総会」とあるのは「社員総会」とを加え、同条第二項中「並びに」を「及び第五項中「株主」とあるのは「社員」とに改め、「第三項及び第五項」及び「同条第二項中」を削り、（含む）」と」の下に、「同条第三項、第五項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」とを加え、同条第三項中「及び第三百十八條第一項」を、「第三百十八條第一項」に改め、「議事録」の下に「第三百二十五條の二（第四号を除く。）（電子提供措置をとる旨の定款の定め）及び第三百二十五條の三から第三百二十五條の六まで（電子提供措置、株主総会の招集の通知等の特則、書面交付請求、電子提供措置の中断）」を加え、「同法第三百十四條中「株主から」とあるのは「社員から」とこれらの規定（同法第三百二十五條の二を除く。）中「株主」とあるのは「社員」と、これらの規定中「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類等」と、「株主総会参考書類」とあるのは「社員総会参考書類」に改め、「（除く。）」と」の下に、「同法第三百二十五條の二中「株主（種類株主総会を招集する場合にあっては、ある種類の株主に限る。）」とあるのは「社員」と、同条第三号中「第四百三十七條の計算書類及び事業報告」とあるのは「資産流動化法第一百三十條第一項（同条第二項において準用する場合

加える。

十の二 特定社債管理者を定めないとするとときは、その旨

第二百二十二条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 特定社債管理補助者を定めることとするときは、その旨

第二百二十五条中「第八号」を「第八号の二に、
「第十一号」を「第十一号の二に改める。
第二百二十七条第四項第一号中「その債務」の下に「若しくはその債務を加える。
第二百二十七条の次に次の一条を加える。
(特定社債管理補助者)。
第二百二十七条の二 特定目的会社は、第二百二十六条ただし書に規定する場合には、特定社債管理補助者を定め、特定社債権者のために、特定社債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該特定社債が担保付社債である場合は、この限りでない。

2 会社法第七百十四条の三から第七百十四条の七まで(社債管理補助者の資格、社債管理補助者の権限等、二以上の社債管理補助者がある場合の特則、社債管理者等との関係、社債管理者に関する規定の準用)、第八百六十八条第四項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十条第一項(第二号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条理由の付記、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告、第八百七十四条第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、特定社債管理補助者について準用する。この場合において、これらの規定(同法第七百十四条の七を除く。中「社債権者」とあるのは「特定社債権除く。中「社債権者」とあるのは「特定社債」と、同者」と、「社債」とあるのは「特定社債」と、同法第七百十四条の四第二項中「第七百十四条の二」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条の二」とあるのは「第二項」と、同項第二号中「第七百五条第

流動化法」と、「特定社債権者に對し」とあるのは「特定社債権者に對し」と、「第七百四十二條の二」とあるのは「資産流動化法第二百二十七條の二第一項」と、「又は解散した」とあるのは「又は解散した」と、同條第二項中「社債」とあるのは「特定社債」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第二百二十九條第二項中「特定社債管理者」の下に、「特定社債管理補助者」を加へ、「同法第七百二十九條第一項中「第七百七條」とあるのは「資産流動化法第二百二十七條第八項において準用する第七百七條」とを削り、「第四百四十九條の下に、「第六百二十七條、第六百三十五條、第六百七十條、第七百七十九條、第七百八十一條第二項において準用する場合を含む。」、第七百八十九條（第七百九十三條第二項にお

第三百三十八條第二項及び第四百七十七條第二項中「まで」の下に、「第八百四十九條の二」を加へる。

第八百八十三條第一項中「第二十七條」を「第十九條の三」に、「印鑑の提出」を「第二十一條から第二十七條まで」に、「第四十八條」を「第五十一條」に改め、「支店所在地における登記」を削り、「及び第三百三十二條から第四百十八條まで」を「第三百三十二條から第三百三十七條まで」に、「職権抹消」を「職権抹消」及び「第三百三十九條から第四百十八條まで」に改め、「第五十條まで（第九十五條、第一百十一條及び第四百十八條において準用する場合を含む。）」とあるのは「第五十條まで」と、及び「同法第二十四條第七号中「書面若しくは第三十條第二項若しくは第三十一條第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削り、「第四十八條

第百八十三条第一項中「第二十七条」を第十九条の三に、「印鑑の提出」を、「第二十一条から第二十七条まで」に、「第四十八条」を「第五十一条に改め」、「支店所在地における登記」を削り、「及び第百三十二条から第百四十八条まで」を、「第百三十二条から第百三十七条までに」、「職権抹消」を「職権抹消」及び第百三十九条から第百四十八条まで」に改め、「第五十条まで」第九十五条、第百十一条及び第百十八条において準用する場合を含む。」とあるのは「第五十条まで」と、「及び」、「同法第二十四

第二百四十二条第五項中「同法」を「信託法第百八条第三号中「受益者が」とあるのは「受益証券の権利者が」と、「法務省令」とあるのは「内閣

券の権利者にと、「受益者集会参考書類」とあるのは「権利者集会参考書類」と、「受益者の」とあるのは「受益証券の権利者の」と、同法第百十五條第二項及び第百十六條第一項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同條第二項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「第百九條第二項」とあるのは「資産流動化法第百四十二條第三項」と、会社法第百三十一條第三項中「株主總會」とあるのは「権利者集会」と、「第一項」とあるのは「資産流動化法第百四十五條第二項において準用する信託法第百十五條第二項」と、同條第四項及び第五項中「株主」とあるのは「受益証券の権利者」と、「第一項」とあるのは「資産流動化法第百四十五條第二項において準用する信託法第百十五條第二項」と、同法第百三十二條第四項中「株主總會」とあるのは「権利者集会」と、「第一項」とあるのは「資産流動化法第百四十五條第二項において準用する信託法第百十六條第一項」と、同條第五項及び第六項中「株主」とあるのは「受益証券の権利者」とを加える。

第二百四十九条第一項中「第七百三十五條まで」を「第七百三十五條の二まで」に改め、「公告」の下に「社債権者集會の決議の省略」を加へ、「第一百九條中」を「第一百四條第一項及び第三項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、同條第四項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「第一百九條第二項」とあるのは「資産流動化法第二百四十二條第三項」と、同法第一百七條第一項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者は」と、同條第二項中「受益者」とあるのは「受益証券の権利者」と、「受益者」とあるのは「特定目的信託の受益權」と、同法第一百八條第二項中「受託者」とあるのは「受託信託会社等」と、「その出席」とあるのは「代表者又は代理人の出席」と、同法第一百九條中」に、「会社法第三百十四條中」を「同法第二百十條中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、会社法第三百十四條中」に、「同法第七百三十一條第二項」を「株主から」とあるのは「受益証券の権利者から」と、「株主の」とあるのは「受益証券の

権利者の」と、同法第七百三十一条第二項に改め、「社債管理者」の下に、「社債管理補助者」を加え、「同法第七百三十五条を「同条第四号中「社債権者」とあるのは、受益証券の権利者」と、

十七の二 第六十五條第三項において準用する会社法第三百二十五條の三第一項の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

同法第七百三十四条第二項中「当該種類の社債」とあるのは「特定目的信託の受益権」と、「社債権者に」とあるのは「受益証券の権利者に」と、同法第七百三十五条に、「同法第七百三十八条」を「同法第七百三十五条の二第一項中「社債を発行会社、社債管理者、社債管理補助者又は社

第三百十六條第一項第二十二号中「において準用する会社法」を「の規定若しくは第百二十七号の二第二項において準用する会社法第七百十條の七の規定において準用する同法」に改め、「特定社債管理者」の下に「若しくは特定社債管理補助者」を加える。

債権者が社債権者集会の目的である事項について（社債管理補助者にあつては、第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意をすることについて）提案をした場合において、当該提案とあるのは「決議の目的たる事項」と、「議決権者」とあるのは「受益証券の権利者（議決権を有する者に限る。）」と、「当該提案を」とあるのは「当該事項を」と、

資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

四十六條 この法律の施行前にされた前條の規定による改正前の資産の流動化に関する法律以下この条において「旧資産流動化法」といふ。）第五十七條第二項の規定による議案の提出及び同條第三項の規定による請求については、なお従前の例による。

同条第二項中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同条第三項中「社債管理者、社債管理補助者及び社債権者」とあるのは「代表権利者、特定信託管理者及び各受益証券の権利者」と、「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十八条に改める。

この法律の施行前にされた旧資産流動化法第六十一條において準用する旧会社法第三百一十條第四項、旧資産流動化法第六十五條第一項において読み替へて準用する旧会社法第三百十條第七項、旧資産流動化法第六十五條第二項において読み替へて準用する旧会社法第三百一十條

第二百五十条第三項中「第六十三條第一項から第三項までの規定及び」及び「第六十三條第一項中」[取締役又は特定社員が社員総会の目的である事項のうち無議決権事項について提案をした場合において、当該提案とあるのは「決議の目的たる事項」と、「当該提案を」とあるのは

第四項若しくは第三百十二条第五項又は旧資産流動化法第二百四十五条第二項(資産の流動化に関する法律第二百五十三条において準用する旧会社法第三百一条第四項の請求については、なお従前の例による。

「当該事項を」と読み替えるものとするほか」を削る。

前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律(以下この条において「新資産流動化

第三百十六條第一項中、「事務を承継する特定社債管理者」の下に、「特定社債管理補助者、事務を承継する特定社債管理補助者」を加え、同項第八号中「第六十五條第二項」を「第六十五條第二項若しくは第二百四十五條第二項第二百五十三條において準用する場合を含む。」に改め、同項第十七号の次に次の一号を加える。

（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

この法律の施行前に特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定の会社をいう。）と保険者との間で締結された

保険契約のうち役員等(同法第九十四条第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新資産流動化法第九十六条の二において読み替へて準用する新会社法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前に旧資産流動化法第二百二十二条第一項に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集特定社債(同項に規定する募集特定社債をいう。)の発行の手続については、新資産流動化法第二百二十二条第一項第十号の二及び第十一号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に存する特定社債（資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下この項において同じ。）であつて、特定社債管理者を定めていないもの（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により特定社債管理者を定めないで発行された特定社債を含む。）には、新資産流動化法第二百十二条第一項第十号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

7 この法律の施行の際現に存する特定社債券（資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する特定社債券をいう。）の記載事項については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前に特定社債発行会社(資産の流動化に関する法律第二百二十七条第六項に規定する特定社債発行会社をいう)、特定社債管

理者又は特定社債権者が特定社債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新資産流動化法第二百九条第二項において読み替えて準用する新会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

9 前条の規定による資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(保険業法等の一部を改正する法律の一部改正)
第四十七条 保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第八項中「第六十五条第一項(を「第六十五条第一項第三号」に改め、「附則第三十四条の二第二項において同じ」を削り、「同法第六十五条第一項第二号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者」とあるのは「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者」として主務省令で定める者」と、同項第三号を「同号」に、「保険業法」を「保険業法」に改め、同条第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、同条第十項中「第十二項を第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者は、認可特定保険業者の理事又は監事となることができない。

附則第四条第二項の表第三百三十三条第一項第四十一号の項中「第二百三十三条第二項(を削り、同条第十七項の表第七百七十四条第三項の項の次に次のように加える。

第七百七十四条第五項

第十二条第二項

平成十七年改正法附則第二
条第九項

附則第十六条第一項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第三十四条の二第二項中「附則」を「附則及び」に改め、「及び附則第二条第八項の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第六十五条第一項を削る。

第四章 総務省関係

(行政書士法の一部改正)

第四十八条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十六条の六第二項中「新所在地」の下に「(従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地)を、(当該事務所の下に「(従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる事務所)を加え、同条第三項中「旧所在地」の下に「(従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地)を加える。

(日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正)

第四十九条 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「株式交換」の下に「若しくは

株式交付」を加え、「(第二十三条第三号)を「(同号)に改める。

第二十三条第三号及び附則第十四条第一項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第五十条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の三(第三項を除く)及び「第二十号第一項及び第二項を削り、「第十三号、第十五号及び第十六号」を「第十二号、第十四号及び第十五号」に、「並びに第三十九号」を「及び第三十九号」に改め、「とあり」の下に「同法第十二条の二第五項中「営業所(会社にあつては、本店)とあり」を加え、「同法第十七条第二項第一号」を「同号並びに同法」に、「第二

十四号第十四号」を「第二十四条第十三号」に改める。

(株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部改正)

第五十一条 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第二十七条第二項及び第三項中「平成四十八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める。

第三十五条及び第四十五条第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第五章 財務省関係

(会社経理応急措置法の一部改正)

第五十二条 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第一条第一項第一号但書を「第一条第一項第一号ただし書」に、「には」を「は、二週間以内に」に改め、「は二週間以内に」に、支店の所在地においては三週間以内に」を削る。

第十七条第一項中「の外」を「ほか」に改め、同条第三項中「には」を「は、二週間以内に」に改め、「は二週間以内に」に、支店の所在地においては三週間以内に」を削り、同条第四項中「ときは」の下に「二週間以内に」を加え、「は二週間以内に」に、支店の所在地においては三週間以内に」を削る。

(企業再建整備法の一部改正)

第五十三条 企業再建整備法(昭和二十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「ときは」を「ときは」に改め、「公告」の下に「二週間以内に」を加え、「は二週間以内に」に、支店の所在地においては三週間以内に」を削り、「なし、且つ」を「し、かつ」に改める。

第四十二条第一項中「その他」を「その他」に改

め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「なした」を「した」に改め、同条第二項中「から」の下に「二週間以内に」を加え、「は二週間以内に」に、支店の所在地においては三週間以内に」を削る。

(減額社債に対する措置等に関する法律の一部改正)

第五十四条 減額社債に対する措置等に関する法律(昭和二十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「なすべきこと」を「すべきこと」に改め、同項第三号中「社債管理者の下に」に「社債管理補助者」を加え、「こと」を「こと」に改め、同項第四号中「こと」を「こと」に改め、同条第三項中「社債管理者」の下に「社債管理補助者」を加え、「には」を「において」に改める。

(税理士法の一部改正)

第五十五条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十九条の六第四項中「新所在地」の下に「主たる事務所以外の事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地」を、「当該事務所」の下に「(主たる事務所以外の事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該主たる事務所以外の事務所)を加え、同条第五項中「旧所在地」の下に「(主たる事務所以外の事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地)を加える。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)

第五十六条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第五十六条」を「及び第五十六条」に、「及び」を「の」の規定は発起人について、同法」に改め、「第十一項まで」の下に「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「は発起人」の下に「の責任を追及する訴え」を加え、

「同法第九百三十七条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」とを削る。

第三十三条中「第三百六十一條第一項」の下に「(第三号から第五号までを除く。)」を加え、
並びに「(第四百三十三條の二第一項から第四項まで(補償契約)並びに第四百三十三條の三第一項(役員等のために締結される保険契約)の規定は理事及び監事について、同法に、「第三項第二号及び第三号並びに」を「第三項及び」に改め、「まで」の下に「第八百四十九條の二を、及び監事」の下に「の責任を追及する訴えを、」理事について「の下に」同法第八百四十九條第三項(第一号に係る部分に限る。)(訴訟参加)及び第八百四十九條の二(第一号に係る部分に限る。)(和解)の規定は理事の責任を追及する訴えについて」を、「と、同法」の下に「第四百三十三條の二第二項第二号中「第四百二十三條第一項の」とあるのは「その任務を怠ったことによつて生じた損害を賠償する」と、同法第四百三十條の三第一項並びに」を加える。

第三十九條中「同項中「第九百三十條第二項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」と読み替えるものとするほか」を削る。

第五十六條第六項中「同条第一項中「第九百三十條第二項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」と読み替えるものとするほか」を削る。

第五十七條中「及び第四項及び」同法第九百三十七條第四項中「第九百三十條第一項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」と読み替えるものとするほか」を削る。

第五十八條第二項中「第三百六十一條第一項」並びに「第三百六十一條第一項(第三号から第五号までを除く。)」に、「並びに」を「の」の規

定は酒類業組合の清算人について、同法に改め、「第十一項まで」の下に「第八百四十九條の二第二号及び第三号」を加え、「酒類業組合の清算人について」を「酒類業組合の清算人の責任を追及する訴えについて、それぞれ」に改める。

第六十七條から第六十九條までを次のように改める。

第六十七條から第六十九條まで 削除

第七十八條中「第二十七條まで(第二十四條第十五号及び第十六号を除く。)」を「第十九條の三まで」に、「添付書面の特例、印鑑の提出」を「及び添付書面の特例」、第二十一條から第二十七條まで(第二十四條第十四号及び第十五号を除く。)(二)に、「第四十八條を」「第五十一條」に改め、「支店所在地における登記及び」を削り、「同法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」と、同法第七十一條第三項を「同項」に、「第四百七十八條第一項第一号」とあるのは「を」第四百七十八條第一項第一号」とあるのは「に改める。

第八十三條中「第五十一條から」の下に「第六十六條まで及び第七十條から」を加える。
第九の二 第三十三條(第八十三條において準用する場合を含む。))において準用する会社法第四百三十條の二第四項(補償契約)の規定に違反して理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第五十七條 前条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下この条において「新酒類業組合法」という。))第三十三條(新酒類業組合法第八十三條において準用する場合を含む。))において準用する新会社法第四百

三十條の二第一項から第四項までの規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。))について適用する。

2 この法律の施行前に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第八十七條に規定する酒類業組合等と保険者との間で締結された保険契約のうち理事又は監事がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険

者が填補することを約するものであつて、理事又は監事を被保険者とするものについては、新酒類業組合法第三十三條(新酒類業組合法第八十三條において準用する場合を含む。))において準用する新会社法第四百三十條の三第一項の規定は、適用しない。
3 前条の規定による酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第五十八條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号(一)中「につきその本店又は主たる事務所の所在地においてする登記(四)」を「の登記(三)に改め、同号(二)を削り、同号(三)中「につきその営業所の所在地又はその代表者の住所においてする登記(四)」を「の登記(三)に改め、同号(三)を同号(二)とし、同号(四)中「につきその本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の所在地においてする清算」及び「につきその営業所の所在地又はその代表者の住所においてする清算」を「の清算」に改め、同号(四)を同号(三)とし、同表第二十五号を次のように改める。

二十五 特定目的会社の登記

(一) 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項(定義)に規定する特定目的会社の設立の登記	申請件数	一件につき三万円
	申請件数	一件につき一万五千元
	申請件数	一件につき一万円
(二) (一)及び(三)に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万円
(三) 登記の抹消	申請件数	一件につき一万円

別表第一第二十六号(一)中「につきその本店の所在地においてする設立」を「の設立」に改め、同表第二十七号(一)中「につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記(三)」を「の登記(二)」に改め、同号(二)を削り、同号(三)中「につきその組合の主たる事務所の所在地においてする清算」を「の清算」に改め、同号(三)を同号(二)とし、同表第二十八号(一)中「につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記(三)」を「の登記(二)」に改め、同号(二)を削り、同号(三)中「につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算」を「の清算」に改め、同号(三)を同号(二)とする。

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律の一部改正)

第五十九條 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項及び第二十七條第二号中「株式交換の下に」若しくは「株式交付」を加える。
(日本たばこ産業株式会社法の一部改正)
第六十條 日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)の一部を次のように改正

する。

第二条第二項第二号及び第四号中「株式交換」の下に「又は株式交付」を加える。

第十七条第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六十一条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三百八十二条中「附則第二百九十六条の規定による改正後の」及び「同法第四十九条第七項(同法第九十五条、第一百一十一条及び第一百八条において準用する場合を含む。及び)」を削る。

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第六十二条 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六十二条の見出し中「株式交換」の下に「株式交付」を加え、同条中「株式交換」の下に「株式交付」を加え、「及び第四章第一節」を「第四章第一節及び第四章の二」に改める。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)

第六十三条 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十八号中「若しくは株式移転」を「株式移転若しくは株式交付」に改める。

第十二条第一項及び第三十四条第四号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(株式会社国際協力銀行法の一部改正)

第六十四条 株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の見出し中「株式交換」の下に「株式交付」を加え、同条中「株式交換」の下に「

株式交付」を加え、「及び第四章第一節」を「第四章第一節及び第四章の二」に改める。

第六章 文部科学省関係

(私立学校法の一部改正)

第六十五条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「損害賠償責任」を「損害賠償責任等」に、「第四十四条の四」を「第四十四条の五」に改める。

第四十一条第九項中「第四十四条の二(第四項)」を「第四十四条の五」に改める。

第三章第三節第三款の款名を次のように改める。

第三款 役員の損害賠償責任等

第四十四条の二(第四項)を削る。

第三章第三節第三款中第四十四条の四の次の一条を加える。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

第四十四条の五 一般社団・財団法人法(第百十二条から第百十六条までの規定は第四十四条の二第一項の責任について、一般社団・財団法人法第二章第三節第九款の規定は学校法人について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「役員等が」とあるのは「役員が」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十三号	社員総会	評議員会
第百十三号第一項第二号口	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する
第百十四号第一項	理事(当該責任を負う理事を除く。)の過半数の同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)	理事会の決議
第百十四号第二項	社員総会 、同項 限る。についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除	評議員会 及び同項 限る。
第百十四号第三項	同意(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会の決議)	理事会の決議
第百十四号第四項	社員 役員等 議決権を有する社員	評議員 役員 評議員
第百十五号第一項	理事会の決議によつて一般社団法人の業務を執行する 限る。又は	寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する 限る。又は
第百十五号第三項及び第四項	社員総会	評議員会
第百十五号第四項第三号	第百十一条第一項	私立学校法第四十四条の二第一項
第百十六号第一項	第八十四条第一項第二号	私立学校法第四十条の五において準用する第八十四条第一項第二号
第百十八号の二第一項	社員総会(理事会設置一般社団法人にあつては、理事会)	理事会

監査人の」とを加え、同条第五項中第三十一条の六を「第三十一条の八」に改め、同条を第三十一条の十とする。

第三十一条の七の前の見出しを削り、同条を第三十一条の九とし、同条の前に見出しとして「決算関係書類等の作成等」を付する。

第三十一条の六中「第十一項まで」の下に、「第八百四十九条の二各号」を、「厚生労働省令」との下に、「同法第八百四十九条の二中」の各号に掲げる株式会社区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「各監事」とを加え、同条を第三十一条の八とする。

第三十一条の五の次に次の二条を加える。

(補償契約)

第三十一条の六 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に關し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に關し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することににより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三

十一 一条の三第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第三十一条の二第一項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第八八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

第三十一条の七 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者とするものを(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第三十一条の二第一項及び第三項の規定

は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者とするものを(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

3 民法第八八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第四十二条第五号中「第三十一条の八第四項」を「第三十一条の十第四項」に改める。

第七十三条中「第三十一条の七」を「第三十一条の九」に改め、「第三百六十一条第一項の下に「第三号から第五号までを除く。」を、「第一項まで」の下に、「第八百四十九条の二各号」を加え、「第三十一条の七第二項を「第三十一条の九第二項」に改め、「までの間」との下に「同法第三百六十一条第一項第六号中「金銭でないもの(当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と、同条第四項中「第一項各号」とあるのは「第一項第三号から第五号までを除く。」とを、「第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」との下に、「同法第八百四十九条の二中「次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「各監事」とを加える。

第八十一条から第八十三条までを次のように改める。

第八十一条から第八十三条まで 削除

第九十条第四項中「及び第四項」を削る。

第九十二条中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十八号」を「第五十一条」に、「並びに第三百三十二条」を「第三百三十二条から第三百

三十七条まで並びに第三百三十九条」に改め、「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第八十一条第二項各号」とを削り、「清算人」との下に、「同法第四百六十六条の二中「商業登記法」とあるのは「消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十二条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第九百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第九百四十五条」とを加える。

第九十二条の二第二項中「第三十一条の八第一項」を「第三十一条の十第一項」に改める。

第一百条第一項第五号中「第三十一条の七第九項」を「第三十一条の九第九項」に改め、同項第六号中「第三十一条の七第十一項」を「第三十一条の九第十一項」に改め、同項第十四号中「第三十一条の七第一項」を「第三十一条の九第一項」に改め、同項第十七号中「含む。」の下に「又は第三十一条の六第四項を加え、同項第十八号中「第三十一条の八第三項又は第三十一条の九第二項」を「第三十一条の十第三項又は第三十一条の十一第二項」に改め、同項第十九号及び第二十号中「第三十一条の八第三項」を「第三十一条の十第三項」に改め、同項第二十一号中「第三十一条の九第一項」を「第三十一条の十一第一項」に改める。

(消費生活協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第七十条 前条の規定による改正後の消費生活協同組合法(以下この条において「新消費生活協同組合法」という。)第三十一条の六(新消費生活協同組合法第三十一条の十第四項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新消費生活協同組合法第三十一条の六第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

2 この法律の施行前に消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会と保険者との間で締結さ

れた保険契約のうち役員又は会計監査人がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者とするものを(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

3 前条の規定による消費生活協同組合法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(医療法の一部改正)

第七十一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八款 役員等の損害賠償責任」第四十七條「第四十九條の三」を「第八款 役員等の損害賠償責任(第四十七條「第四十九條の三」約及び役員のために締結される保険契約「第四十九條の四」に改める。

第四十六條の三の六中「第五十七條」を「第四十七條の二各号列記以外の部分に限る。」、第四十七條の三第一項(各号列記以外の部分に限る。)、第四十七條の四第三項、第四十七條の五、第四十七條の六及び第五十七條に、「同条第一項」を「同法第四十七條の二中「次に掲げる資料(第四十七條の四第三項において「社員總會参考書類等」という。）」とあるのは「医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第五十一条の二第一項の事業報告書等」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四十七條の三第一項中「次に掲げる」とあり、及び同法第四十七條の五第一項中「第四十七條の三第一項各号に掲げる」とあるのは「医療法第五十一条の二第一項の事業報告書等に記載され、又は記録された事項並びに当該事項を修正したときは、その旨及び修正前」と、同法第四十七條の六中「同項第六

号」とあるのは「医療法第四十六条の三の六において読み替えて準用する同項」と、同法第五十七條第一項に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「ものとする」の下に「ほか、必要な技術的読替は、政令で定める」を加える。

第四十九條の二中「第二百八十条第二項」の下に「及び第二百八十条の二」を加える。

第六章第三節に次の一款を加える。

第九款 補償契約及び役員のために締結される保険契約

第四十九條の四 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二章第三節第九款の規定は、社団たる医療法人及び財団たる医療法人について準用する。この場合において、これらの規定(同法第一百八条の三第一項及び第三項を除く。中「役員等」とあるのは「役員」と、同条第一項中「役員等」とあるのは「役員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同項及び同条第三項中「役員等賠償責任保険契約」とあるのは「役員賠償責任保険契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五十一条の三「者に限る」の下に「。次項において同じ」と、「前条第三項」の下に「の承認をした社員総会又は同条第五項において読み替えて準用する同条第三項の承認をした評議員会の終結後遅滞なく、同項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が厚生労働省令で定める方法である医療法人は、同項に規定する事業報告書等の要旨を公告することとする。

第五十四条の三第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 社会医療法人債管理者を定めないこととするときは、その旨

第五十四条の三第一項第九号の次に次の一号

を加える。

九の二 社会医療法人債管理補助者を定めることとするときは、その旨

第五十四条の四第一号中「第九号」を「第九号の二」に改める。

第五十四条の五の次に次の一条を加える。

第五十四条の五の二 社会医療法人は、前条ただし書に規定する場合には、社会医療法人債管理補助者を定め、社会医療法人債権者のために、社会医療法人債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該社会医療法人債が担保付社会医療法人債である場合は、この限りでない。

第五十四条の七中「第七百十四条まで」の下に「第七百十四条の三から第七百十四条の七まで」を、「社会医療法人債管理者」の下に「社会医療法人債管理補助者」を加える。

第七十条の十四中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に、「者に限る。」とあるのは「を者に限る。次項において同じ。」とあるのは「に、」同条中「前条第三項」を「同項」社員総会又は同条第五項において読み替えて準用する同条第三項の承認をした評議員会の終結後遅滞なく、同項に、「前条第三項」を「社員総会の終結後遅滞なく、同項」に改める。

第七十条の二十一第六項中「及び従たる事務所」を削る。

第九十一条中「社会医療法人債管理者をいう。」の下に「社会医療法人債管理補助者、事務を承継する社会医療法人債管理補助者、第五十四条の七において準用する同法第七百十四条の七において準用する同法第七百十一条第一項又は第七百十四条第一項若しくは第三項の規定により社会医療法人債管理補助者の事務を承継する社会医療法人債管理補助者をいう。」を加え、同条第四号中「隠べいした」を「隠蔽した」に改め、同条第十号中「第七百十一条第一項」の下に「第五十四条の七において準用する同法第七百十四条の七において準用する場合を含む

む」を、「社会医療法人債管理者の下に」若しくは社会医療法人債管理補助者」を加える。

第九十三条中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に改め、同条を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十六条の三の六において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十七条の三第一項の規定に違反して、電子提供措置(電磁的方法により社員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、厚生労働省令で定めるものをいう。)をとらなかつたとき。

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第七十二条 前条の規定による改正後の医療法(以下この条において「新医療法」という。)第四十九條の四において準用する新一般社団・財団法人法第一百八条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

2 この法律の施行前に医療法人と保険者との間で締結された保険契約のうち医療法人の役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするものについては、新医療法第四十九條の四において準用する新一般社団・財団法人法第一百八条の三の規定は、適用しない。

3 新医療法第五十一条の三の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る医療法人の会計について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る医療法人の会計については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に前条の規定による改正前の医療法第五十四条の三第一項に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集社会医療

法人債(同項に規定する募集社会医療法人債をいう。)の発行の手續については、新医療法第五十四条の三第一項第八号の二及び第九号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に存する社会医療法人債(医療法第五十四条の二第二項に規定する社会医療法人債をいう。以下この項及び第七項において同じ。)であつて、社会医療法人債管理者を定めていないもの(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により社会医療法人債管理者を定めないうで発行された社会医療法人債を含む。)には、新医療法第五十四条の三第一項第八号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

6 この法律の施行の際現に存する社会医療法人債券(医療法第五十四条の三第一項第七号に規定する社会医療法人債券をいう。)の記載事項については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前に社会医療法人債を発行する社会医療法人(医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人をいう。)、社会医療法人債管理者又は社会医療法人債権者(同法第五十四条の三第一項第八号に規定する社会医療法人債権者をいう。))が社会医療法人債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新医療法第五十四条の七において準用する新社会法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

(社会福祉法の一部改正)

第七十三条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「役員等の損害賠償責任」を「役員等の損害賠償責任等」に、「第四十五条の二十二」を「第四十五条の二十二の二」に改める。

第四十五条の九第七項第二号及び第四十五条の十三第四項第六号中「第四十五条の二十四項」を「第四十五条の二十二の二」に改める。

第六章第三節第七款の款名を次のように改める。

第七款 役員等の損害賠償責任等
第四十五条の二十第四項を削る。
第六章第三節第七款中第四十五条の二十二の次に次の一条を加える。
(準用規定)

第四十五条の二十二の二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十二条から第百十六条までの規定は第四十五条の二十第一項の責任について、同法第百八条の二及び第百八条の三の規定は社会福祉法人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第百十二条中「総社員」とあるのは、総評議員と、同法第百十三条第一項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同号イ及びロ中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第二項及び第三項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百十四条第二項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「限る。」についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除」とあるのは「限る。」と、同条第三項中「社員」とあるのは「評議員」と、同条第四項中「総社員(前項の責任を負う役員等であるものを除く。)」の議決権」とあるのは「総評議員」と、「議決権を有する社員が同項」とあるのは「評議員が前項」と、同法第百十五条第一項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同条第三項及び第四項中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同法第百八条の二第二項中「社員総会(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会)」とあるのは「理事会」とあるのは「理事會」と、同法第百八条の三第一項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、「社員総会(理事会設置一般社団法人にあっては、理事会)」とあるのは「理事会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(社会福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第七十四条 前条の規定による改正後の社会福祉法(次項において「新社会福祉法」という。)第四十五条の二十二の二において準用する新一般財団法人・財団法人第百八条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

2 この法律の施行前に社会福祉法人と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(社会福祉法第四十五条の二十第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する新一般財団法人・財団法人第百八条の三の規定は、適用しない。
(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正)

第七十五条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十三年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
第三十四条の二第五項中「第三十四条の二第二項を」第三十四条の四第二項に改め、同条を第三十四条の四とする。

第三十四条の次に次の二条を加える。
(補償契約)
第三十四条の二 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用
二 当該役員が、その職務の執行に関し、第

三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失
イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失
ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。
一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して前条第一項(第三十九条において準用する場合を含む。)の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。
4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第三十三条の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。
6 民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。
(役員のために締結される保険契約)

第三十四条の三 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第三十三条の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である理事の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

3 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。
第三十九条中「第十一項まで」の下に、「第百四十九条の二第二号及び第三号」を、「部分を除く。」の規定をこの下に、「それぞれ」を加える。

第五十二条中「第十一項まで」の下に、「第百四十九条の二第二号及び第三号」を、「除く。」の規定をこの下に、「それぞれ」を加える。
(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第七十六条 前条の規定による改正後の生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(次項において「新衛生法」という。)第三十四条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をい

う。)について適用する。

2 この法律の施行前に生活衛生同業組合と保険者との間で締結された保険契約のうち生活衛生同業組合の役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであって、役員を被保険者とするものについては、新生衛生法第三十四条の三の規定は、適用しない。

(社会保険労務士法の一部改正)

第七十七条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の二十九第四項中「新所在地」の下に「従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地」を、「当該事務所」の下に「従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる事務所」を加え、同条第五項中「旧所在地」の下に「従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地」を加える。

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十八条 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八条中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

(医療法及び医師法の一部を改正する法律の一部改正)

第七十九条 医療法及び医師法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第五条第一項及び第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第八章 農林水産省関係

(農村負債整理組合法の一部改正)

第八十条 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「第十七条第三項ヲ除ク」を「第十七条」に改め、「第二十條第三項ヲ除ク」を削り、「第十五号及第十六号」を「第十四号及第十五号」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第八十一条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第八項中「同条第七項第二号」の下に「並びに第八項第三号及び第四号」を加え、「及び第五項中」を「第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第三十五条の四第一項中「及び第四項」を「第三号から第五号までを除く。」及び第四項に改める。

第三十五条の六第九項第一号イ中「次条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

第三十五条の六の次に次の二条を加える。

第三十五条の七 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするに

は、理事会(経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会。第四項において同じ)の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することに より生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について 当事者間に和解が成立したときは、当該 役員が当該和解に基づく金銭を支払うこ

とにより生ずる損失

組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して前条

第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事(経営管理委員設置組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ)は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第三十五条の二第二項及び第四項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

民法第八八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

第三十五条の八 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するもの(当該

保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会(経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会)の決議によらなければならない。

第三十五条の二第二項及び第四項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであつて、理事(経営管理委員設置組合にあつては、理事及び経営管理委員)を被保険者とするものの締結については、適用しない。

民法第八八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第三十六条第七項中「この条」の下に「及び第四十三条の六の二」を加える。

第三十七条の三第二項中「第三十五条の六」の下に「第三十五条の八第一項」を加え、「同条第一項」を「第三十五条の六第一項」に改め、「同条第十項」の下に「及び第三十五条の七第一項から第三項までの規定を加え、」読み替えるを、「第三

十五条の八第一項中「役員が」とあるのは「役員又は会計監査人」と、「役員を」とあるのは「役員又は会計監査人」と、「役員」とあるのは「役員又は会計監査人」と読み替える」に改める。

第四十一条中「まで」の下に「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第四十三条の六の次に次の一条を加える。

第四十三条の六の二 組合が行う総会参考書類

（前条第五項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する書類をいう。）議決権行使書面（同項に規定する書類をいう。）及び決算関係書類の内容である情報についての電子提供措置（電磁的方法により組合員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、農林水産省令で定めるものをいう。第百一条第一項第四十号の二において同じ。）については、同法第二編第四章第一節第三款（第三百二十五条の二第四号、第三百二十五条の三第一項第四号及び第六号並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百二十五条の二中「取締役とあるのは（総会招集者、農業協同組合法第四十三條の五第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。）」と、「電磁的方法により株主種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。」が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの」とあるのは「同法第四十三條の六の二に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五条の三第一項中「取締役は、第二百九十九條第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日又は農業協同組合法第四十三條の六第一項」と、同項第一号中「第二百九十八條第一項各号」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の五第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第五項において読み替えて準用する第三百二条第一項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役と

あるのは（総会招集者」と、同条第二項中「取締役が第二百九十九條第一項」とあるのは「総会招集者が農業協同組合法第四十三條の六第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九條第四項」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第三項」と、「第二百九十九條第二項又は第三項の通知には、第二百九十八條第一項第五号」とあるのは「同法第四十三條の六第一項又は第二項の通知には、同法第四十三條の五第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号中「とつているときは、その旨」とあるのは「とつている旨」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の四第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七條及び第四百四十四條第六項」とあるのは「農業協同組合法第三十六條第七項並びに同法第四十三條の六第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「取締役は、第二百九十九條第一項」とあるのは「総会招集者は、同法第四十三條の六第一項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九條第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第二項」と、同条第二項中「取締役とあるのは（総会招集者」と、「第二百九十九條第一項」とあるのは「農業協同組合法第四十三條の六第一項」と、「（株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第百二十四條第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合に於ては、当該基準日まで）に書面交付請求をした者に限る。）」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

「及び第六項から第八項まで」に、「第四項及び第五項を」及び第四項から第六項まで」に改め、「第三百十條第七項第二号」の下に「並びに第八項第三号及び第四号を加え、」及び第五項中を「第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第七十二條の三中「第十一項まで」の下に、「第八百四十九條の二第二号及び第三号」を加える。

第百一条第一項第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 第三十五條の二第四項（第七十二條の三において準用する場合を含む。）又は第三十五條の七第四項の規定に違反して、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会）に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百一条第一項第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二 第四十三條の六の二において読み替えて準用する会社法第三百二十五條の三第一項（第四号及び第六号を除く。）の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

第百一条第一項第四十二号中「譲渡し若しくは」を「譲渡し、若しくは」に改める。

（農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第八十二條 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の農業協同組合法第十六條第八項又は第五十八條第七項において準用する旧会社法第三百十條第七項、第三百十一條第四項又は第三百十二條第五項の請求については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の農業協同組合法（以下この条において「新農業協同組合法」という。）第三十五條の七第一項から第三項まで（これらの規定を新農業協同組合法第三十七條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（新農業協同組合法第三十五條の七第一項（新農業協同組合法第三十七條の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する補償契約をいう。）について適用する。

3 この法律の施行前に農業協同組合又は農業協同組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役員又は会計監査人がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員又は会計監査人を被保険者とするものについては、新農業協同組合法第三十五條の八第一項（新農業協同組合法第三十七條の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第三項及び第三項の規定は、適用しない。

（水産業協同組合法の一部改正）

第八十三條 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第七項中「同条第七項第二号」の下に「並びに第八項第三号及び第四号」を加え、「及び第五項中」を「、第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第三十九條の四第一項中「及び第四項」を（第三号から第五号までを除く。）及び第四項」に改める。

第三十九條の六第九項第一号イ中「次条第一項を」第四十條第一項」に改める。

第三十九條の六の次に次の二條を加える。

（補償契約）

第三十九條の七 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会。第四項において同じ。）の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に關し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責

任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用 二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失 イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失 ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失 二 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。 一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分 二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分 三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部 三 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。 四 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事（経営管理委員設置組合にあつては、理事及び経営管理委員。次項において同じ。）は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。 五 第三十九条の二第二項及び第四項の規定は、組合と理事との間の補償契約について	は、適用しない。 六 民法第八十条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。 （役員のために締結される保険契約） 第三十九条の八 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員会の決議）によらなければならない。 二 第三十九条の二第二項及び第四項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事（経営管理委員設置組合にあつては、理事及び経営管理委員）を被保険者とするものの締結については、適用しない。 三 民法第八十条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。 第四十条第七項中「この条の下に」及び第四十一条の五の二を加える。 第四十一条の三第二項中「除く。」の下に「第三十九条の七第一項から第三項まで及び第三十九条の八第一項」を加え、「同条第四項第二号」を「第三十九条の六第四項第二号」に改める。	る。 第四十四条中「まで」の下に「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。 第四十七条の五の次に次の一条を加える。 （電子提供措置に関する会社法の準用） 第四十七条の五の二 組合が行う総会参考書類（前条第五項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する書類をいう。）議決権行使書面（同項に規定する書面をいう。）及び決算関係書類の内容である情報についての電子提供措置（電磁的方法により組合員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、農林水産省令で定めるものをいう。）については、同法第二編第四章第一節第三款（第三百二十五条の二第四号、第三百二十五条の三第一項第四号及び第六号並びに第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第三百二十五条の二中「取締役」とあるのは「総会招集者（水産業協同組合法第四十七条の四第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。）」と、「電磁的方法により株主（種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。）が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの」とあるのは「同法第四十七条の五の二に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五条の三第一項中「取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項」とあるのは「総会招集者は、総会の日の二週間前の日又は水産業協同組合法第四十七条の五第一項」と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の四第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五」と、同項第五項において読み替えて準用する第三百一	条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百二条第一項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「総会招集者」と、同条第二項中「取締役が第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者が水産業協同組合法第四十七条の五第一項と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十八条第一項第五号」とあるのは「同法第四十七条の五第一項又は第二項の通知には、同法第四十七条の四第二項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号中「とつて」とあるときは、その旨」とあるのは「とつて」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の四第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七条及び第四百四十四条第六項」とあるのは「水産業協同組合法第四十条第七項並びに同法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「取締役は、第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者は、同法第四十七条の五第一項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第二項」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「総会招集者」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第四十七条の五第一項」と、「株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第二百二十四条第一項に規定する基準日）をいう。）を定めた場合にあつては、当該基
---	---	--	--

準日までに書面交付請求をした者に限る。」とあるのは「組合員」と読み替えるものとす

る。

第七十七条中「第十一項まで」の下に「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。
第八十六条第二項中「第五十八条第一項」の下に「会社法第二編第四章第一節第三款(第三百二十五条の二第三号及び第四号、第三百二十五条の三第一項第四号から第六号まで及び第三項、第三百二十五条の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五条の七を除く。)」を、「損失処理案」との下に「会社法第三百二十五条の二中「取締役」とあるのは、総会招集者(水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の四第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。)」と、「株主(種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。)」とあるのは「組合員」と、「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の三第一項中「取締役は、第二百九十九条第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日(三週間前)の日又は同条第一項」とあるのは「総会招集者」は、総会の日(二週間前)の日又は水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第一項と、同項第一号中「第二百九十八条第一項各号」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の四第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百一条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」とあるのは「総会招集者が水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条

の五第一項」と、同法第三百二十五条の四第二項中「第二百九十九条第四項」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第三項」と、「第二百九十九条第二項又は第三項の通知には、第二百九十九条第一項第五号」とあるのは「同法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第一項又は第二項の通知には、同法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の四第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号中「とつているときは、その旨」とあるのは「とつている旨」と、同項第三号及び同法第三百二十五条の五第三項中「法務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第三百二十五条の四第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七号及び第四百四十四号第六項」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「取締役は、第二百九十九条第一項」とあるのは「総会招集者」は、同法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第一項と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項(第三百二十五条において準用する場合を含む。)」とあるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七

二十八の二 第三十九条の二第四項(第七十七、九十二、九十六、九十七、九十八、九十九、第一百条第三項及び第一百五十五条第三項において準用する場合を含む。又は第三十九条の七第四項(第九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、第一百条第三項及び第一百五十五条第三項において準用する場合を含む。の)の規定に違反して、理事会、経営管理委員会設置組合にあつては、経営管理委員会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。
第二百三十条第一項第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 第四十七号の五の二(第九十二、九十六、九十七、九十八、九十九、第一百条第三項及び第一百五十五条第三項において準用する場合を含む。の)において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の三第一項、第四号及び第六号を除く。又は第八十六条第二項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の三第一項(第四号から第六号までを除く。の)の規定に違反して、電子提供措置(第四十七号の五の二に規定する電子提供措置又は第八十六条第二項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。)をとらなかつたとき。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)
第八十四条 この法律の施行前に伴う経過措置(水産業協同組合法第八十六条第二項、第七項(水産業協同組合法第八十一条、第八十九、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、第一百条第三項及び第一百五十五条第三項において準用する場合を含む。及び第九十六、九十七、九十八、九十九、第一百条第三項及び第一百五十五条第三項において準用する場合を含む。の)において準用する旧会社法第三百十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の水産業協同組合法(以下この条において「新水産業協同組合法」と

いう。第三十九条の七第一項から第三項まで(これらの規定を新水産業協同組合法第四十一条の三第二項(水産業協同組合法第九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、第一百条第三項及び第一百五十五条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。並びに同法第九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、第一百条第三項及び第一百五十五条第三項において準用する場合を含む。の)及び第四項から第六項まで(これらの規定を同法第九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、第一百条第三項及び第一百五十五条第三項において準用する場合を含む。の)の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新水産業協同組合法第四十一条の三第二項並びに水産業協同組合法第九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、第一百条第三項及び第一百五十五条第三項において準用する場合を含む。の)に規定する補償契約をいう。)について適用する。

3 この法律の施行前に漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役員又は会計監査人がその職務の執行に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員又は会計監査人を被保険者とするものについては、新水産業協同組合法第三十九条の八第一項(新水産業協同組合法第四十一条の三第二項並びに水産業協同組合法第九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、第一百条第三項及び第一百五十五条第三項において準用する場合を含む。の)並びに第二項及び第三項(これらの規定を同法第九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、第一百条第三項及び第一百五十五条第三項において準用する場合を含む。の)の規定は、適用しない。

(漁船損害等補償法の一部改正)
第八十五条 漁船損害等補償法(昭和二十七年法

律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十一条から第七十三条までを次のように改める。

第七十一条から第七十三条まで 削除

第八十三条中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十八号」を「第五十一条」に、「並びに第三百二十二条」を「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改め、「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「漁船損害等補償法第七十一条第二項各号」とを削り、「により清算人となつたもの」との下に「同法第四百四十六條の二中「商業登記法」とあるのは「漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第八十三条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第四百四十五條」とを加える。

(漁船損害等補償法の一部改正に伴う経過措置)
第八十六条 前条の規定による漁船損害等補償法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(森林組合法の一部改正)

第八十七条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第八項中「同条第七項第二号」の下に「並びに第八項第三号及び第四号」を加え、「及び第五項中」を「第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第四十九条第一項中「及び第四項」を「第三号から第五号までを除く。及び第四項」に改める。

第四十九条の三第九項第一号イ中「次条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

第四十九条の三の次に次の二条を加える。

(補償契約)

第四十九条の四 組合が、役員に対して次に掲

げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に關し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に關し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に關する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づき金銭を支払うことにより生ずる損失

組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償に

ついで重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第四十七条第二項及び第四項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第八十条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

第四十九条の五 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負ふこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであるとして、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第四十七条第二項及び第四項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負ふこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第八十条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第五十条第七項中「この条」の下に「及び第六十條の三の二」を加える。

第六十条の三の次に次の一条を加える。

(総会参考書類等の内容である情報についての電子提供措置に関する会社法の準用)

第六十条の三の二 組合が行う総会参考書類(前条第五項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する書類をいう。)、議決権行使書面(同項に規定する書面をいう。))及び決算関係書類の内容である情報についての電子提供措置(電磁的方法により組合員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、農林水産省令で定めるものをいう。))については、同法第二編第四章第一節第三款(第三百二十五條の二第四号、第三百二十五條の三第一項第四号及び第六号並びに第三項、第三百二十五條の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五條の七を除く。))の規定を準用する。この場合において、同法第三百二十五條の二中「取締役」とあるのは「(総会招集者、森林組合法第六十條の二第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。)」と、「電磁的方法により株主(種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。))が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの」とあるのは「同法第六十條の三の二に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五條の三第一項中「取締役は、第二百九十九條第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日(三週間前)の日又は同条第一項」とあるのは「総会招集者は、総会の日(二週間前)の日又は森林組合法第六十條の三第一項」と、同項第一号中「第二百九十八條第一項各号」とあるのは「森林組合法第六十條の二第一項各号」と、同項第二号中「第三百一条第一項」とあるのは「森林組合法第六十條の三第五項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二條第一項」とあるのは「森林組合法第六十條の三第五項において読み替えて準用する第三百二條

「第三百十條第七項第二号」の下に「並びに第八項第三号及び第四号」を加え、「及び第五項中」を、「第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第百二十二條第一項第九号の次に次の一号を

加える。

九の二 第四十七条第四項(第九十二条及び
第百九条第三項において準用する場合を含む)

第三項において準用する場合を含む。の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百二十二条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 第六十条の三の二(第百九条第三

項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の第三項（第四号及び第六号を除く。）又は第百条第二項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の第三項（第四号から第六号までを除く。）の規定に違反し

て、電子提供措置（第六十条の三の二に規

定する電子提供措置又は第百条第二項にお

いて読み替えて準用する同法第三百二十五

条の二に規定する電子提供措置をいう。)を

とらなかつたとき。

(森林組合法の一部改正に伴う経過措置)

第八十八条 この法律の施行前にされた前条の規

定による改正前の森林組合法第三十一条第八項

(森林組合法第百條第一項又は第百九條第二項

において準用する場合を含む。）、第七十七条第

八項（同法第百九条第四項において準用する場合

合を含む。)又は第百条第三項において準用する

旧会社法第三百十條第七項、第三百十一條第四

項又は第三百十二条第五項の請求については、

なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の森林組合法(以下

六五

合を含む。又は第百条第三項において準用する旧会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項又は第三百十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の森林組合法(以下

第八十八條 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の森林組合法第三十一条第八項（森林組合法第百条第一項又は第百九条第二項において準用する場合を含む。）、第七十七條第八項（同法第百九条第四項において準用する場合

定する電子提供措置又は第百条第二項において読み替へて準用する同法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。）をとらなかつたとき。

（森林組合法の一部改正に伴う経過措置）

の三第一項(第四号及び第六号を除く。)又は第百条第二項において読み替えて準用する同法第三百二十五条の三第一項第四号から第六号までを除く。の規定に違反して、電子提供措置(第六十条の三の二に規

第二百二十二条第一項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 第六十条の三の二(第九十九条第三項において準用する場合を含む。)において読み替へて準用する会社法第三百二十五条

第九條第四項(第九條第二項及び第九條第三項において準用する場合を含む)又は第四十九條の四第四項(第九條第三項において準用する場合を含む)の規定に違反して、理事会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

項第三号及び第四号を加へ、一及び第五項中を「第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第百二十二条第一項第九号の次に次の一号を加ふる。

九の二 第四十二号館四頁(第九十二号及び

び第六項から第八項まで」に、「第四項及び第五項を「及び第七項第二号」の下に並びに第八第三十條第七項第二号」の次に、及び第七項

この条において「新森林組合法」という。第四十九条の四(森林組合法第九条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新森林組合法第四十九条の四第一項(森林組合法第九条第三項において準用する場合を含む。)に規定する補償契約をいう。)について適用する。

3 この法律の施行前に森林組合又は森林組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするものについては、新森林組合法第四十九条の五(森林組合法第九条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正)

第八十九条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「及び第四項」を削る。

附則第二十六條第一項中「平成三十八年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第九十条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第七項中「同条第七項第二号」の下に「並びに第八項第三号及び第四号」を加え、「及び第五項中」を「第五項並びに第六項第三号及び第四号中」に改める。

第三十一條中「及び第四項」を「第三号から第五号までを除く。及び第四項」に改める。

第三十四條第十一項第一号イ中「次条第一項」を「第三十五條第一項」に改める。

第三十四條の次に次の二條を加える。

(補償契約)

第三十四條の二 農林中央金庫が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を農林中央金庫が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、経営管理委員会の決議によらなければならない。

一 当該役員等が、その職務の執行に關し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に關し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づき金銭を支払うことにより生ずる損失

2 農林中央金庫は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 農林中央金庫が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が農林中央金庫に対して前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した農林中央金庫が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は農林中央金庫に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役

員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事又は経営管理委員は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を経営管理委員会に報告しなければならない。

5 第三十条第二項及び第四項並びに前条第二項及び第八項の規定は、農林中央金庫と理事又は経営管理委員との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員等のために締結される保険契約)

第三十四條の三 農林中央金庫が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、経営管理委員会の決議によらなければならない。

2 第三十条第二項及び第四項並びに第三十四條第二項の規定は、農林中央金庫が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することとを約するものであつて、理事又は経営管理委員を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合に

は、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第四十条の二中「まで」の下に「第八百四十九條の二第二号及び第三号」を加える。

第四十六條の三の次に次の一條を加える。
(総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置に関する会社法の準用)

第四十六條の四 会社法第二編第四章第一節第三款第三百二十五條の二第四号、第三百二十五條の三第一項第四号及び第六号並びに第三項、第三百二十五條の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五條の七を除く。)の規定は、農林中央金庫が行う総会参考書類(前条第四項において読み替えて準用する同法第三百一條第一項に規定する書類をいう。)議決権行使書面(同項に規定する書類をいう。)及び決算関係書類の内容である情報について電子提供措置(電磁的方法により役員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、主務省令で定めるものをいう。第百條第一項第十六号の二において同じ。)について準用する。この場合において、同法第三百二十五條の二中「取締役」とあるのは「総会招集者(農林中央金庫法第四十六條の二第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。)」と、「電磁的方法により株主(種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。)」が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの」とあるのは「同法第四十六條の四に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五條の三第一項中「取締役は、第二百九十九條第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日(総会招集者は、総会の日(二週間前)の日又は農林中央金庫法第四十六條の三第一項)と、同項第一号中「第二百九十八條第一項各号」とあるのは「農林中央金庫法第四十六條の二第一項各号」と、同項第二号中「第三百

は、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。
第四十条の二中「まで」の下に「第八百四十九條の二第二号及び第三号」を加える。
第四十六條の三の次に次の一條を加える。
(総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置に関する会社法の準用)
第四十六條の四 会社法第二編第四章第一節第三款第三百二十五條の二第四号、第三百二十五條の三第一項第四号及び第六号並びに第三項、第三百二十五條の四第一項、第二項第二号及び第四項並びに第三百二十五條の七を除く。)の規定は、農林中央金庫が行う総会参考書類(前条第四項において読み替えて準用する同法第三百一條第一項に規定する書類をいう。)議決権行使書面(同項に規定する書類をいう。)及び決算関係書類の内容である情報について電子提供措置(電磁的方法により役員が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、主務省令で定めるものをいう。第百條第一項第十六号の二において同じ。)について準用する。この場合において、同法第三百二十五條の二中「取締役」とあるのは「総会招集者(農林中央金庫法第四十六條の二第一項に規定する総会招集者をいう。以下同じ。)」と、「電磁的方法により株主(種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。)」が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるもの」とあるのは「同法第四十六條の四に規定する電子提供措置」と、同法第三百二十五條の三第一項中「取締役は、第二百九十九條第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日(総会招集者は、総会の日(二週間前)の日又は農林中央金庫法第四十六條の三第一項)と、同項第一号中「第二百九十八條第一項各号」とあるのは「農林中央金庫法第四十六條の二第一項各号」と、同項第二号中「第三百

一条第一項とあるのは「農林中央金庫法第四十六條の三第四項において読み替えて準用する第三百一条第一項」と、同項第三号中「第三百二条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六條の三第四項において読み替えて準用する第三百二条第一項」と、同項第五号中「株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役」とあるのは「総会招集者」と、同条第二項中「取締役が第二百九十九條第一項」とあるのは「総会招集者が農林中央金庫法第四十六條の三第一項」と、同法第三百二十五條の四第二項中「第二百九十九條第四項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六條の三第三項」と、「第二百九十九條第二項又は第三項の通知には、第二百九十八條第一項第五号」とあるのは「同法第四十六條の三第一項又は第二項の通知には、同法第四十六條の二第一項第三号」と、「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、同項第一号中「とつているときは、その旨とあるのは」とつている旨と、同項第三号及び同法第三百二十五條の五第三項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百二十五條の四第三項中「第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七條及び第四百四十四條第六項」とあるのは「農林中央金庫法第三十五條第六項並びに同法第四十六條の三第四項において読み替えて準用する第三百一条第一項及び第三百二条第一項」と、「取締役は、第二百九十九條第一項とあるのは「総会招集者は、同法第四十六條の三第一項」と、同法第三百二十五條の五第一項中「第二百九十九條第三項、第三百二十五條において準用する場合を含む。」とあるのは「農林中央金庫法第四十六條の三第二項」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「総会招集者」と、「第二百九十九條第一項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六條の三第一項」と、「株主当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第百	二十四條第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあっては、当該基準日までには書面交付請求をした者に限る。」とあるのは「（会員」と読み替えるものとする。 第四十七條第三項中「前条第一項」を「第四十六條の三第一項」に改める。 第九十五條中「第十一項まで」の下に「、第八百四十九條の二第二号及び第三号」を加える。 第百條第一項第十三号の次に次の一号を加える。 十三の二 第三十條第四項（第九十五條において準用する場合を含む。）又は第三十四條の二第四項の規定に違反して、経営管理委員会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。 第百條第一項第十六号の次に次の一号を加える。 十六の二 第四十六條の四において読み替えて準用する会社法第三百二十五條の三第一項（第四号及び第六号を除く。）の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。 （農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置） 第九十一條 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の農林中央金庫法第十一條第七項において準用する旧会社法第三百十條第七項、第三百十一條第四項又は第三百十二條第五項の請求については、なお従前の例による。 2 前条の規定による改正後の農林中央金庫法（次項において「新農林中央金庫法」という。）第三十四條の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。 3 この法律の施行前に農林中央金庫と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（農林中央金庫法第三十四條第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずること	のある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新農林中央金庫法第三十四條の三の規定は、適用しない。 （株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の一部改正） 第九十二條 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。 第三條第二項及び第四十八條第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。 第九章 経済産業省関係 （中小企業等協同組合法の一部改正） 第九十三條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。 【第二節 組合及び中央会の登記】 目次中 第一款 主たる事務所の所在地における登記 第二款 従たる事務所の所在地における登記（第九十三條―第九十五條） 第九十三條 中小企業等協同組合法（第九十五條）に改める。 第三十六條の三第三項中「第三百六十一條第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加える。 第三十八條の四の次に次の二條を加える。 （補償契約） 第三十八條の五 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。 一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用 二 当該役員が、その職務の執行に関し、第
三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失 イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失 ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失 2 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。 一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分 二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三十八條の二第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分 三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部 3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。 4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。 5 第三十八條第一項及び第三項並びに第三十八條の二第二項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。 6 民法第八十八條の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の	三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失 イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失 ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失 2 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。 一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分 二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三十八條の二第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分 三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部 3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。 4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。 5 第三十八條第一項及び第三項並びに第三十八條の二第二項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。 6 民法第八十八條の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の	三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失 イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失 ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失 2 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。 一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分 二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三十八條の二第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分 三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部 3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。 4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。 5 第三十八條第一項及び第三項並びに第三十八條の二第二項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。 6 民法第八十八條の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の

締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

第三十八条の六 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第三十八条第一項及び第三項並びに第三十八条の二第二項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第八百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第三十九条中「まで」の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第四十条の二第四項中「まで」の下に、「第三十八条の五第一項から第三項まで及び第三十八条の六第一項」を、「役員又は会計監査人」とあるのは「会計監査人」と、あるのは「会計監査人」と、「役員」とあるのは「会計監査人」と、あるのは「会計監査人」とを加える。

第六十九条中「第三百六十一条第一項」の下に

「第三号から第五号までを除く。」を、「第十一項まで」の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る。

第九十三条から第九十五条までを次のように改める。

第九十三条から第九十五条まで 削除

第九十六条第四項中「及び第四項」を削る。

第九十七条第一項中「その」の下に「主たる」を加える。

第三十三中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十八号」を「第五十一条」に、「並びに第三百三十二条」を「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条に」、「第十五号」を「第十四号」に、「第十二条第一項」を「第十二条第一項第五号」に改め、「同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十三条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とを削る。

第九十五条第一項第二十号中「含む。」の下に「又は第三十八条の五第四項」を加える。

(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第九十四条 前条の規定による改正後の中小企業等協同組合法(以下この条において「新中小企業等協同組合法」という。)第三十八条の五第一項から第三項まで(これらの規定を新中小企業等協同組合法第四十条の二第四項、第九十八条の規定による改正後の輸出取引法、昭和二十七年法律第二百九十九号(以下「新輸出取引法」という。))第十九条第一項(輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。)並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)第五條の二十三第三項及び第四十七條第二項において準用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで(これらの規定

を新輸出入取引法第十九条第一項(輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。)並びに中小企業団体の組織に関する法律第五條の二十三第三項及び第四十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新中小企業等協同組合法第三十八条の五第一項(新中小企業等協同組合法第四十条の二第四項、新輸出入取引法第十九条第一項(輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。)並びに中小企業団体の組織に関する法律第五條の二十三第三項及び第四十七條第二項において準用する場合を含む。))に規定する補償契約をいう。)について適用する。

2 この法律の施行前に中小企業等協同組合と保険者との間で締結された保険契約のうち役員若しくは会計監査人がその職務の執行に關し責任を負うこと若しくは当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員若しくは会計監査人を被保険者とするもの又は輸出組合、輸入組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負うこと若しくは当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであるものについて、役員を被保険者とするものについては、新中小企業等協同組合法第三十八条の六第一項(新中小企業等協同組合法第四十条の二第四項、新輸出入取引法第十九条第一項(輸出入取引法第十九条の六において準用する場合を含む。))並びに中小企業団体の組織に関する法律第五條の二十三第三項及び第四十七條第二項において準用する場合を含む。)並びに中小企業団体の組織に関する法律第五條の二十三第三項及び第四十

七条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

3 前条の規定による中小企業等協同組合法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(貿易保険法の一部改正)

第九十五条 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出し中「株式交換」の下に、「株式交付」を加え、同条中「株式交換の下に」、「株式交付」を加え、「及び第四章第一節を」、「第四章第一節及び第四章の二」に改める。

(商品先物取引法の一部改正)

第九十六条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第八項後段を削る。

第十八条第二項中「まで」の下に、「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

第二十五条第一項中「その」の下に「主たる」を加える。

第二十八條後段を削る。

第二十九條中「第十七條から」の下に「第十九條の三まで、第二十一條から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に、「第四十八條」を「第五十一條」に、「及び第三百三十二條」を「第三百三十二條から第三百三十七條まで及び第三百三十九條」に改め、同条後段を削る。

第五十八條中「まで」の下に、「第八百四十九條の二第二号及び第三号」を、「第三百六十一条第一項」の下に「(第三号から第五号までを除く。)」を加える。

第六十三條後段を削る。

第七十三條中「その主たる事務所の所在地においては」を削り、「従たる」を「主たる」に改

め、「は三週間以内に」を削る。

第七十七条第二項中「第三百六十一条第一項」の下に「(第三号から第五号までを除く。)」を、「第十一項まで」の下に「(第八百四十九条の二第二号及び第三号)を加える。」

第三百三十四条第一項中「その主たる事務所及び本店の所在地においては」を削り、「従たる」を「主たる」に、「支店の」を「本店の」に改め、「は三週間以内に」を削り、「解散の登記を」を「解散の登記をし」に改め、「の本店及び」を「組織変更後株式会社商品取引所の支店については会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項の登記を」を削る。

第三百三十七条中「支店並びに」及び「及び従たる事務所」を削る。

第三百四十四条の十一第二項中「同じ。」の下に「又は社債管理補助者(会社法第七百十四条の二の社債管理補助者をいう。以下この項において同じ。)」を、「当該社債管理者」の下に「又は社債管理補助者」を加える。

第四百四十七条第一項中「その主たる事務所の所在地においては」を削り、「その従たる」を「その主たる」に改め、「は三週間以内に」を削り、同項ただし書を削り、同条第二項中「その主たる事務所及び本店の所在地においては」を削り、「従たる」を「主たる」に、「及び支店」を「及び本店」に改め、「は三週間以内に」を削り、同項ただし書を削る。

第四百四十七条の二第二項中「その主たる事務所」の所在地においては「は三週間以内に」を削り、「主たる」を「主たる」に改め、「は三週間以内に」を削り、同条第二項中「その主たる事務所及び本店の所在地においては」を削り、「従たる」を「主たる」に、「支店」を「本店」に改め、「は三週間以内に」を削る。

第五百五十二条第一項中「から第四項まで」を削る。

第五百五十三条中「及び第四項」を削り、「各株式会社商品取引所の本店」を「各株式会社商品

品取引所の本店」に改め、「同条第四項中「第

九百三十条第二項各号」とあるのは「第九百三十条第二項各号又は商品先物取引法第二十四条第二項各号」と、「各会社の支店」とあるのは「各株式会社商品取引所の支店又は各会員商品取引所の従たる事務所」とを削る。

(商品先物取引法の一部改正に伴う経過措置)

第九十七条 前条の規定による商品先物取引法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(輸出取引法の一部改正)

第九十八条 輸出入取引法の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第百三条」を「第九十二条」に、「第九十二条第二号」を「並びに第九十二条第二号を除く。」、第九十六条から第百三条まで(二)に、「並びに第九十九条第二項」を「及び第九十九条第二項」に改め、「第八項」の下に、「第三十八条の六」を加える。

第五十条第一項第十六号中「含む。」の下に「又は第三十八条の五第四項」を加える。

(輸出入取引法の一部改正に伴う経過措置)

第九十九条 前条の規定による輸出入取引法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第一百条 中小企業団体の組織に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十条の二十三第五項中「第百三条」を「第九十二条」に、「第九十二条第二号並びに」を「並びに第九十二条第二号を除く。」、及び第九十六条から第百三条まで(二)に改める。

第五十四条中「第百三条まで(第八十五条第二項)」を「第九十二条まで(第八十五条第二項を除く。)」及び第九十六条から第百三条まで(二)に改め、「協同組合法第百三条中「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とあるのは「中小企業団体の組織に関する法律第五十四条において準用する中小企業等協同組合法第九十三条第

二項各号」とを削る。

第九十八条の二第一項、第九十九条第一項及び第百条第一項中「主たる事務所の所在地においては」を削り、「従たる」を「その主たる」に改め、「は三週間以内に」を削る。

第百条の十三中「及び第四項」を削る。

第百一十三条第一項第十三号中「含む。」の下に「又は第三十八条の五第四項」を加える。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第百一条 前条の規定による中小企業団体の組織に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(技術研究組合法の一部改正)

第百二条 技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「主たる事務所又は本店の所在地における登記(第百五十六條―第百五十八條)」を「削除」に改める。

第二十七条第三項中「第三百六十一条第一項」の下に「第三号から第五号までを除く。」を加える。

第三十六条の次に次の二条を加える。

(補償契約)

第三十六条の二 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするに

は、理事会の決議によらなければならない。
一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することに

より生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。
一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三十四条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分
三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第三十三条第一項及び第三項並びに第三十四条第二項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

第三十六条の三 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係

る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において役員賠償責任保険契約という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第三十三条第一項及び第三項並びに第三十四条第二項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第八八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第三十七條中「まで」の下に、「第八百四十九條の二第二号及び第三号」を加える。

第六十條中「第三百六十一條第一項」の下に「(第三号から第五号までを除く。)」を、「第十一項まで」の下に「(第八百四十九條の二第二号及び第三号)」を加える。

第八章第二節の節名を次のように改める。

第二節 組合の登記

第八章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第一百五十六條から第五十八條まで 削除

第一百五十九條第三項から第五項までの規定中「及び第四項」を削る。

第一百六十條第一項中「その」の下に「主たる」を加える。

第一百六十八條中「第十七條から」の下に「第十

九條の三まで、第二十一條から」を加え、「第六十條」を「第十五号」に、「第四十八條」を「第五十一條」に、「並びに第三百三十二條」を「第三百三十二條から第三百三十七條まで並びに第三百三十九條」に改め、「第四十八條第二項中(会社法第九百三十條第二項各号とあるのは「技術研究組合法第五十六條第二項各号」と、同法第五十條第一項)」を削り、「第十五号」を「第十四号」に改める。

第八百八十九條第十五号中「含む。」の下に「又は第三十六條の二第四項」を加える。

(技術研究組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十三條 前條の規定による改正後の技術研究組合法(次項において「新技術研究組合法」という。)第三十六條の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

2 この法律の施行前に技術研究組合と保険者との間で締結された保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするものについては、新技術研究組合法第三十六條の三の規定は、適用しない。

3 前條の規定による技術研究組合法の一部改正に伴う登記に關する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。

(割賦販売法の一部改正)

第一百四條 割賦販売法(昭和三十六年法律第一百五十九號)の一部を次のように改正する。

第三十五條の五第七号ハを同号二とし、同号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

(商店街振興組合法の一部改正)

第一百五條 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四十二號)の一部を次のように改正する。

第四十六條の三第三項中「第三百六十一條第一項の下に(第三号から第五号までを除く。)」を加える。

第五十一條第五項第一号中「第五十一條の五第一項」を「第五十一條の七第一項」に改める。

第五十一條の五第五項中「第五十一條の五第二項」を「第五十一條の七第二項」に改め、同条を「第五十一條の七とする」。

第五十一條の四中「まで」の下に「第八百四十九條の二第二号及び第三号」を加え、同条を「第五十一條の六とする」。

第五十一條の三の次に次の二條を加える。

(補償契約)

第五十一條の四 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に關し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに對処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に關し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に關する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該組合が前項第二号の損害を賠償する

とすれば当該役員が当該組合に對して第五十一條第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員に對し、補償した金額に相當する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 第五十條第一項及び第三項並びに第五十一條第二項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法第八八條の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

(役員のために締結される保険契約)

第五十一條の五 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの(当該保険契約を締結することにより被保険者である役員がその職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして経済産業省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 第五十條第一項及び第三項並びに第五十一

条第二項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするとその締結については、適用しない。 3 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。 第七十八条中「第三百六十一條第一項」の下に「第三号から第五号までを除く。」を、「第十一項まで」の下に、「第八百四十九條の二第二号及び第三号」を加える。 第九十三條第一項第十四号中「含む。」の下に「又は第五十一條の四第四項」を加える。 (商店街振興組合法の一部改正に伴う経過措置) 第百六条 前条の規定による改正後の商店街振興組合法(次項において「新商店街振興組合法」という。)第五十一條の四の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。 2 この法律の施行前に商店街振興組合又は商店街振興組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち役員がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするものについては、新商店街振興組合法第五十一條の五の規定は、適用しない。 (投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正) 第百七条 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。 第二十四条を次のように改める。	第二十四條 削除 第二十四條の二及び第二十四條の三を削る。 第二十五條第一項中「組合の」の下に「主たる」を加える。 第二十六條第一項中、「第二十四條及び第二十四條の二」及び「及び第二十四條の三」を削る。 第三十三條中「第十九條の二」の下に、「第十九條の三、第二十一條」を加え、「第四十八條」を、「第五十一條」に、「及び第百三十二條」を、「第百三十二條から第百三十七條まで及び第百三十九條」に、「商業登記法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二十四條第二項各号」と、民事保全法第五十六條」を「同条」に改める。 (投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第百八條 前条の規定による投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正に伴う登記に關する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。 (中小企業等経営強化法の一部改正) 第百九條 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。 第二條第十二項第六号の次に次の一号を加える。 六の二 株式交付(会社法第七百七十四條の三第一項第一号に規定する株式交付親会社及び同号に規定する株式交付子会社が中小企業者等である場合に限る。)により当該株式交付親会社となり、当該株式交付子会社の株式を譲り受けること。 (日本アルコール産業株式会社法及び株式会社海外需要開拓支援機構法の一部改正) 第百十條 次に掲げる法律の規定中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。 一 日本アルコール産業株式会社法(平成十七	年法律第三十二号)第四條第一項及び第十七條第二号 二 株式会社海外需要開拓支援機構法(平成二十五年法律第五十一号)第四條第一項、第三十四條及び第四十四條第一号 (有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正) 第百十一條 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。 第六十四條を次のように改める。 第六十四條 削除 第六十四條の二及び第六十四條の三を削る。 第六十五條第一項中「組合の」の下に「主たる」を加える。 第六十六條中、「第六十四條及び第六十四條の二」及び「及び第六十四條の三」を削る。 第七十三條中「第十九條の二」の下に、「第十九條の三、第二十一條」を加え、「第四十八條」を、「第五十一條」に、「及び第百三十二條」を、「第百三十二條から第百三十七條まで及び第百三十九條」に、「商業登記法第四十八條第二項中「会社法第九百三十條第二項各号」とあるのは「有限責任事業組合契約に関する法律第六十四條第二項各号」と、民事保全法第五十六條」を「同条」に改める。 (有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第百十二條 前条の規定による有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正に伴う登記に關する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。 (株式会社商工組合中央金庫法の一部改正) 第百十三條 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。 第十九條第二項中「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている」を「次に掲げる」に改	め、同項に次の各号を加える。 一 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 三 外国の法令上前号に掲げる者と同様に取扱いされている者 (産業競争力強化法の一部改正) 第百十四條 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。 第二條第十一項第一号中「を」とし、次から「ヲ」までを「へ」から「ヲ」までとし、二の次に次のように加える。 ホ 株式交付 第二條第十二項第一号中「を」とし、イを「ロ」とし、同号にイとして次のように加える。 イ 株式交付 第二條第十二項第二号イ及びハ中「又はロ」を「からハまで」に改める。 第三十二條第五項中「又は株式移転を」、「株式移転又は株式交付」に、「若しくは株式交換」を、「株式交換若しくは株式交付」に改める。 第八十三條第一項、第百二十二條及び第百六十條第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。 第十章 国土交通省関係 (公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正) 第百十五條 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)の一部を次のように改正する。 第四條第二項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「第六條第一項第五号」の下に「及び第六号」を加え、同項に次の一号を加える。 四 その他国土交通省令で定める書類 第六條第一項第五号中「破産者で復権を得ない者、禁錮」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁錮」に改め、同項に次の一号
---	--	---	--

を加える。

六 役員のうちに、心身の故障により前払金保証事業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるものがあること。

第七条第二項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「及びその」を「の」に改め、「前条第一項第五号」の下に「及び第六号」を、「書面」の下に「その他国土交通省令で定める書類」を加え、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第四項中「第六条第一項」を「前条第一項」に改める。

第二十二條第一項中「基く」を「基づく」に改め、同条第二項中「二」を「いすれかに」に改め、同項第二号中「第四号又は第五号」を「又は第四号から第六号までのいずれか」に改める。

(内航海運組合法の一部改正)

第一百六条 内航海運組合法(昭和三十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十一條の見出しを「(会社法の準用)」に改め、同条中「(会社法第四百三十条の下に」を「第二編第四章第十二節(第四百三十条の二第五項を除く。)」を、「ま」の下に「第八百四十九条の二第二号及び第三号」を、「監事も」と、同法の下に「第四百三十条の二第二項第二号中「第四百二十三條第一項」とあるのは「内航海運組合法第三十五條第一項(同法第三十六條第二項において準用する場合を含む。)」と、同条第六項中「第三百五十六條第一項及び第三百六十五條第二項(これらの規定を第四百十九條第二項において準用する場合を含む。)」を、「第四百二十三條第三項並びに第四百二十八條第一項」とあり、及び同法第四百三十條の三第二項中「第三百五十六條第一項及び第三百六十五條第二項(これらの規定を第四百十九條第二項において準用する場合を含む。)」並びに第四百二十三條第三項」とあるのは「内航海運組合法第三十四條の三第一

項及び第三項」と、同条第一項並びに同法を、「第三十五條第五項」の下に「(同法第三十六條第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十五條中「第十一項まで」の下に「第八百四十九條の二第二号及び第三号」を、「第三十五條第五項の下に」(同法第三十六條第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第七十四條第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二号中「基く」を「基づく」に改め、同条第十一号の二中「の規定」を「又は第四十一條(第五十八條において準用する場合を含む。))において準用する会社法第四百三十條の二第四項の規定」に改める。

(内航海運組合法の一部改正に伴う経過措置)

第一百十七條 前条の規定による改正後の内航海運組合法(次項において「新内航海運組合法」という。第四十一條(内航海運組合法第五十八條において準用する場合を含む。))において準用する新会社法第四百三十條の二(第五項を除く。))の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。))について適用する。

2 この法律の施行前に内航海運組合又は内航海運組合連合会と保険者との間で締結された保険契約のうち理事又は監事がその職務の執行に關し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、理事又は監事は被保険者とするものについては、新内航海運組合法第四十一條(内航海運組合法第五十八條において準用する場合を含む。))において準用する新会社法第四百三十條の三の規定は、適用しない。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)

第一百十八條 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第二十條第二号において」募集新株予約権を「同号において」募集新株予約権に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十五條中「株式交換」の下に「又は株式交付」を加える。

第二十條第二号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正)

第一百十九條 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「募集新株予約権(第二十七條第一号)を「募集新株予約権(同号)に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十五條第一項並びに第二十七條第一号及び第五号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(東京地下鉄株式会社法の一部改正)

第一百二十條 東京地下鉄株式会社法(平成十四年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「募集新株予約権(第十六條第一号)を「募集新株予約権(同号)に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(成田国際空港株式会社法の一部改正)

第一百二十一條 成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「募集新株予約権(第二十二條第二号)を「募集新株予約権(同号)に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第二十二條第二号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(高速道路株式会社法の一部改正)

第一百二十二條 高速道路株式会社法(平成十六年

法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「募集新株予約権(第二十二條第一号)を「募集新株予約権(同号)に改め、「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第十一條第一項並びに第二十二條第一号及び第六号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の一部改正)

第二百二十三條 次に掲げる法律の規定中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

一 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)第二十三條第一項及び第三項並びに第四十一條第一項第三号及び第二項第四号

二 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法(平成二十六年法律第二十四号)第五條第一項、第三十五條及び第四十五條第一号

第十一章 罰則に関する経過措置及び政令への委任

(罰則に関する経過措置)

第二百二十四條 この法律(附則各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。))の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二百二十五條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九條の改正規定(第六十八條第二項)を「第八十六條第一項」に改める部分に限る。)、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六條第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二十四第一項の改正規定、第四十七條中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六條第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七條の改正規定、第七十八條及び第七十九條の規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六條第一項の改正規定並びに第二百二十四條及び第二百二十五條の規定 公布の日

二 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四條の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第六條の規定(同条中商業登記法第九十條の次に一條を加える改正規定及び同法第九十一条第二項の改正規定(「前条を「第九十條」に改める部分に限る。」並びに同号に掲げる改正規定を除く。)、第七條の規定、第十五條中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十條の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十六條第六項の規定、第十七條中信託法第二百四十七條の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十八條中職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八條の改正規定(「第九十條の二」の下に「、第九十九條の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「同法第二十七條中「本店」とある部分を除く。」「を削る部分及び「事務所」との下に「、同法第十二條の二第五項中「営業所会社にあつては、本店」とあり、並びに同法第十七條第二項第一号及び第五十一條第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」とを、「選任された者」との下に「、同法第四百四十六條の二中「商業登記法(

とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第五十五條において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五條において準用する商業登記法第四百四十五條」とを加える部分に限る。及び同法第六十條第六号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める改正規定、第九十九條の規定、第二十五條中金融商品取引法第九十條の改正規定(次号に掲げる部分を除く。及び同法第二百二條の十一の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第二十六條の規定、第二十七條の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第二十八條の規定、第三十二條中投資信託及び投資法人に関する法律第七十七條の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第三十四條中信用金庫法第八十五條の改正規定(「第二十七條まで(第二十四條第十六號を除く。)」を「第十九條の三まで」に、「印鑑の提出」を「、第二十一条から第二十七條まで(第二十四條第十五號を除く。)(」に改める部分及び「第十二條第一項を「第十二條第一項第五号」に改める部分に限る。)、第三十五條第四項の規定、第三十六條中労働金庫法第八十九條の改正規定(「第二十七條まで(第二十四條第十六號を除く。)」を「第十九條の三まで」に、「印鑑の提出」を「、第二十一条から第二十七條まで(第二十四條第十五號を除く。)(」に改める部分及び「第十二條第一項を「第十二條第一項第五号」に改める部分に限る。)、第三十七條第三項の規定、第四十一条中保険業法第六十七條の改正規定(次号に掲げる部分を除く。及び同法第二百十六條の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第四十二條第十一項の規定、第四十五條中資産の流動化に関する法律第八十三條第一項の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第四十六條第九項の規定、第五十條の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第五十六條中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第七十八條の改正規定(第

二十七條まで(第二十四條第十五号及び第十六號を除く。))を「第十九條の三まで」に、「添付書面の特例、印鑑の提出」を「及び添付書面の特例、第二十一条から第二十七條まで(第二十四條第十四号及び第十五號を除く。)(」に改める部分に限る。)、第五十七條第三項の規定、第六十七條中宗教法人法第六十五條の改正規定(「第十九條の二」の下に「、第十九條の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六號」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に「、同法第四百四十六條の二中「商業登記法」とあるのは「宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六號)第六十五條において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「宗教法人法第六十五條において準用する商業登記法第四百四十五條」とを加える部分に限る。)、第六十八條の規定、第六十九條中消費生活協同組合法第九十二條の改正規定(「第十七條から」の下に「第十九條の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六號」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に「、同法第四百四十六條の二中「商業登記法」とあるのは「消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十二條において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二條において準用する商業登記法第四百四十五條」とを加える部分に限る。)、第七十條第三項の規定、第八十條中農村負債整理組合法第二十四條第一項の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第八十五條中漁船損害等補償法第八十三條の改正規定(「第十七條から」の下に「第十九條の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六號」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」となつたもの」との下に「、同法第四百四十六條の二中「商業登記法」とあるのは「漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第八十三條において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは

「漁船損害等補償法第八十三條において準用する商業登記法第四百四十五條」とを加える部分に限る。)、第八十六條の規定、第九十三條中中小企業等協同組合法第二百三條の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第九十四條第三項の規定、第九十六條中商品先物取引法第二十九條の改正規定(「第十七條から」の下に「第十九條の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六號」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。)、第九十七條、第九十九條及び第一百一條の規定、第一百二條中技術研究組合法第六十八條の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第一百三條第三項の規定、第一百七條中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三條の改正規定(「第十九條の二」の下に「、第十九條の三、第二十一条」を加える部分に限る。及び「第一百二十二條の規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四條の改正規定(並びに「第三十二條」を「、第三十三條から第三十九條」に改める部分に限る。)、第三條から第五條までの規定、第六條中商業登記法第七條の二、第十一条の二、第十五條、第十七條及び第十八條の改正規定、同法第四十八條の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五十條まで並びに同法第八十二條第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定(「本店の所在地における」を削る部分に限る。)、同法第八十七條第一項及び第二項並びに第九十一條第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「本店の所在地における」を削る部分に限る。及び「同法第九十五條、第一百一十一條、第一百十八條及び第一百三十八條の改正規定、第九條中社債、株式等の振替に関する法律第一百五十一

条第二項第一号の改正規定、同法第五百五十五条第一項の改正規定(以下この条の下に「及び第五百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同法第五百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十八条第二項の表第五百五十九条第三項第一号の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十五条第一項の改正規定(まで)の下に「第五百五十九条の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同条第二項の表第五百五十九条第一項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十一条中会社更生法第二百六十一条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定(従たる事務所の所在地における登記(第三百二十二条―第三百十四条)を削除に改める部分に限る。)、同法第四十七条の次に五条を加える改正規定、同法第三百一条第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百五十五条及び第三百二十九条の改正規定、同法第三百三十条の改正規定(第四十九条から第五十二条までを「第五十一条、第五十二条」に、「及び第三百三十二条」を「第三百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三十九条に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る。)、並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第十七条中信託法第二百四十七條の改正規定(第三項を除く。)、第十八条を削る部分に限る。)、第十八条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二條及び第二十三條の規定、第二十五条中金融商品取引法第八十九条の三の改正規定、同法第八十九条の四第二項を削る改正規定、同法第九十条の改正規定(第十七条から)の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六

号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第四百四十六条の二」中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第九十条において準用する商業登記法第四百四十五条」と読み替えるに改める部分を除く。)、同法第百条の四、第百一条の二十第一項、第百二条第一項及び第百二条の十の改正規定、同法第二百二条の十一の改正規定(第十七条から)の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第四百四十六条の二」中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「金融商品取引法第九十条において準用する商業登記法第四百四十五条」と読み替えるに改める部分を除く。)、並びに同法第四百四十五条第一項及び第四百四十六条の改正規定、第二十七条中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条から第二十四条の二までの改正規定及び同法第二十五条の改正規定(第二十三條の二まで)を「第十九条の三まで(登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例)、第二十一条から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。)、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項の改正規定(第三百五十五条第一項本文及び第四項の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。)、同法第六十四条第四項の改正規定、同法第六十六条第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第六十七條の改正規定(第二十條第一項及び第二項を削る部分及び「同法第二十四条第七号中「若しくは第三十条第

二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「[第百七十五条]」の下に「同法第四百四十六条の二」中「商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第七十七条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第四百七十七條において準用する商業登記法第四百四十五條」とを加える部分を除く。及び同法第二百四十九條第九号の次に一号を加える改正規定、第三十四条中信用金庫法の目次の改正規定(第四十八條の八)を「第四十八條の十三」に改める部分に限る。)、同法第四十六条第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八條の八の次に五条を加える改正規定、同法第六十五条第二項、第七十四条から第七十六条まで及び第七十七条第四項の改正規定、同法第八十五条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第八十七条の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六条中労働金庫法第七十八條から第八十条まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九条の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第三十八条中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十条の規定(同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二條第五項第三号の改正規定を除く。)、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九条第一項の改正規定(規定中)を「規定(同法第二百九十八條(第一項第三号及び第四号を除く。)、第三百一十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百一十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百一十四条、第三百一十八條第四項、第三百二十五條の二並びに第三百二十五條の五第二項を除く。中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定(同法第二百九十九條第一項及び第三百二十五條の三第一項第五号を除く。中)に改め、「とあり、

及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と)の下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定(同法第二百九十八條第一項(各号を除く。及び第四項、第三百一十一条第四項、第三百一十二条第五項、第三百一十四条並びに第三百一十八條第四項を除く。中「株主」とあるのは「総代」とを削り、「各号を除く。及び第四項中」を「第三号及び第四号を除く。中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百二条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」とに、「第三百一十一条第四項及び第三百一十二条第五項」を「第三百一十一条第一項中「議決権行使書面」とあるのは「議決権行使書面(保険業法第四十八條第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。)」に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百一十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号に改め、「共同」を削る部分を除く。)、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七條の改正規定(、第四十八條を「第五十一条に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記並びに」を「登記」に、「第四百四十八條」を「第三百三十七條」に、「職権抹消」を「職権抹消」並びに「第三百三十九條から第四百四十八條まで」に改める部分及び「第四百四十八條から第五十三條までの規定中」本店とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七條第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六條第四項」とあるのは「保険業法第五十三條の十二第四項」と、同法第四百四十六條の二「商業登記法」とあるのは「保険業法平成七年法律第五十五号)第六十七條において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「保険業法第六十七條において準用する商業登記法第四百四十五條」と、同法第四百四十八條中

「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定（並びに「を」及び「に」を削る部分に限る。）、同法第九十九條の五第三項を削る改正規定、同法第七十一条及び第九十三條第二項の改正規定、同法第二百十六條の改正規定（「第二十條第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「同法第十二條第一項第五号中（会社更生法（平成十四年法律第五十四号）とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。）」並びに同法第三百三十三條第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三條中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十二條第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五條第一項後段及び第三百五十五條第一項後段を削る改正規定、第四十五條中資産の流動化に関する法律第二十二條第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第四項を削る改正規定、同法第六十五條第三項の改正規定、同法第八十三條第一項の改正規定（第二十七條を「第十九條の三」に、「印鑑の提出」を削る部分、第二十一條から第二十七條まで（に）に改める部分、同法第二十四條第七号中「書面若しくは第三十條第二項若しくは第三十一條第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削る部分及び「準用する会社法第五百七條第三項」との下に「同法第四十六條の二中（商業登記法（とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五十五号）第八十三條第一項において準用する商業登記法（と、「商業登記法（第四百四十五條とあるのは「資産の流動化に関する法律（第八十三條第一項において準用する商

業登記法第四百四十五條と）を加える部分を除く。）」及び同法第三百十六條第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八條の規定、第五十條中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五條の三の改正規定（第三項を除く。）」を削る部分に限る。）、第五十二條、第五十三條及び第五十五條の規定、第五十六條中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二條の改正規定（「同法第九百三十七條第一項中（第九百三十條第二項各号）」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」とを削る部分に限る。）、同法第三十九條、第五十六條第六項、第五十七條及び第六十七條から第六十九條までの改正規定、同法第七十八條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）」並びに同法第八十三條の改正規定、第五十八條及び第六十一條の規定、第六十七條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九條中消費生活協同組合法第八十一條から第八十三條まで及び第九十條第四項の改正規定並びに同法第九十二條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一條中医療法第四十六條の三の六及び第七十條の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定（同法第四号中「第五十一條の三」を「第五十一條の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七條の規定、第八十條中農村負債整理組合法第二十四條第一項の改正規定（第十七條（第三項ヲ除ク）を「第十七條」に改める部分に限る。）、第八十一條中農業協同組合法第三十六條第七項の改正規定、同法第四十三條の六の次に一号を加える改正規定、同法第四十三條の七第三項の改正規定及び同法第一百一條第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三條中水産業協同組合法第四十條第七項の改正規定、同法第四十七條の五の次に一号を加える改正規定、同法第八十六條第二項の改正規定及び同法第三百十條第一項第三十八号の次に一号を

加える改正規定、第八十五條中漁船損害等補償法第七十一條から第七十三條までの改正規定及び同法第八十三條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七條中森林組合法第五十條第七項の改正規定、同法第六十條の三の次に一号を加える改正規定、同法第六十條の四第三項及び第九百第二項の改正規定並びに同法第二百一十二條第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二條第二項の改正規定、第九十條中農林中央金庫法第四十六條の三の次に一号を加える改正規定、同法第四十七條第三項の改正規定及び同法第一百條第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三條中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三條から第九十五條まで、第九十六條第四項及び第九十七條第一項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定（「第四十八條」を「第五十一條」に、「並びに第九百三十二條」を「第九百三十三條」に改める部分及び「同法第四十八條第二項中（会社法第九百三十條第二項各号）」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三條第二項各号」とを削る部分に限る。）、第九十六條の規定（同法中商品先物取引法第十八條第二項の改正規定、同法第二十九條の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）」並びに同法第五十八條、第七十七條第二項及び第九十四條の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八條中輸出入取引法第十九條第一項の改正規定（第八項の下に「第三十八條の六」を加える部分を除く。）、第一百條の規定（同法中中小企業団体の組織に関する法律第一百三十三條第一項第十三号の改正規定を除く。）、第二百二條中技術研究組合の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第五百五十九條第三項から第五項まで及び第六十條第一項の改正規定

並びに同法第六十八條の改正規定（「第四十八條」を「第五十一條」に、「並びに第九百三十二條」を「第九百三十三條」に改める部分及び「同法第九百三十三條」に改める部分を除く。）、「第四十八條第二項中（会社法第九百三十條第二項各号）」とあるのは「技術研究組合法第五十六條第二項各号」と、同法第五十條第一項「を削る部分に限る。）、第九百七條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）」並びに第九百一十一條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）。会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律一案

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正）

（衆議院修正に係る条文のみを掲載、小字及びは修正）

第十五條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四十四條ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該議案が法令又は定款に違反する場合

二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合

三 当該議案の提出により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合）

第四十五條第二項を次のように改める。

前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 前項の議案が法令又は定款に違反する場合 二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、前項の規定による請求をする場合 三 前項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合 四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第十六条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「旧一般社団法人法」という。)第四十四条の規定による議案の提出及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十五条第一項の規定による請求については、なお従前の例による。 2 この法律の施行前にされた旧一般社団法人法正前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「旧一般社団法人法」という。)第五十条第六項、第五十一条第四項又は第五十二条第五項の請求については、なお従前の例による。 3 この法律の施行前に旧一般社団法人・財団法人法第六十五条第一項第二号(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十六条第二項、第六十条第二項及び第七十七条並びに旧一般社団法人・財団法人法第七十三条第一項及び第二百九条第五項において引用し、又は準用する場合を含む。)の規定により生じた地位の喪失の効力については、なお従前の例による。 4 前条の規定による改正後の一般社団法人及び	一般財団法人に関する法律(以下「新一般社団法人・財団法人法」という。)第九十八条の二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新一般社団法人・財団法人法第九十八条の二第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。 5 この法律の施行前に一般社団法人又は一般財団法人と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(旧一般社団法人・財団法人法第九十一条第一項(旧一般社団法人・財団法人法第九十八条において準用する場合を含む。))に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであるとして、役員等を被保険者とするものについては、新一般社団法人・財団法人法第九十八条の三(新一般社団法人・財団法人法第九十八条の二において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。 6 前条の規定による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、法務省令で定める。 (投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第三十三条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下この条において「旧投資信託法」という。)第九十四条第一項において準用する旧会社法第三百四条の規定による議案の提出及び同項において読み替えて準用する会社法第三百五条第一項本文の規定による請求については、なお従前の例による。 2 この法律の施行前にされた旧投資信託法第九十二条第四項若しくは第九十二条の二第五項又は旧	投資信託法第九十四条第一項において準用する旧会社法第三百十條第七項の請求については、なお従前の例による。 3 前条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律(以下この条において「新投資信託法」という。)第九十六条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。 4 この法律の施行前に投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第十二条に規定する投資法人をいう。))と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(旧投資信託法第十五条の六第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであるとして、役員等を被保険者とするものについては、新投資信託法第九十六条の三の規定は、適用しない。 5 この法律の施行前に旧投資信託法第三十九条の三第一項に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集投資法人債(同項に規定する募集投資法人債をいう。)の発行の手続については、新投資信託法第三十九条の三第一項第七号の二及び第八号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。 6 この法律の施行の際現に存する投資法人債(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人債をいう。以下この項において同じ。)であつて、投資法人債管理者を定めていないもの(この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以後に前項の規定によりなお従前の例により投資法人債管理者を定めないうで発行された投資法人債を含む。)には、新投資信託法第三十九条の三第一項第七号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。 7 この法律の施行の際現に存する投資法人債券(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第	二十項に規定する投資法人債券をいう。)の記載事項については、なお従前の例による。 8 この法律の施行前に投資法人債発行法人(投資信託及び投資法人に関する法律第九十九条の九第六項に規定する投資法人債発行法人をいう。)、投資法人債管理者又は投資法人債権者(同法第九十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。))が投資法人債権者集會の目的である事項について提案をした場合については、新投資信託法第三十九条の十第二項において準用する新会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。 (保険業法の一部改正) 第四十一条 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。 第三十九条第二項ただし書を次のように改める。 ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 一 当該議案が法令又は定款に違反する場合 二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合 三 当該議案の提出により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合 四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合 第三十九条第三項中「要領を」の下に「社員に」を加え、「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の三項を加える。 4 社員が前項の規定による請求をする場合において、当該社員が提出しようとする議案の数が増えるときは、同項の規定は、十を
--	--	---	---

超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該社員が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

- 一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（次号において「役員等」という。）の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
- 二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

四 定款の変更に関する二以上の議案 当該二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

五 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第三項の規定による請求をした社員が当該請求と併せて当該社員が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

六 第三項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない）に適用しない。

一 第三項の議案が法令又は定款に違反する場合

二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第三

項の規定による請求をする場合
三 第三項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない）場合
第四十六条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該議案が法令又は定款に違反する場合
- 二 総代が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合
- 三 当該議案の提出により総代会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合
- 四 実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない）場合

第四十六条第三項中「事項につき」の下に「当該社員又は総代が提出しようとする」を、「要領を」の下に「総代に」を加え、「準用する」を「読み替えて準用する」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

四 社員又は総代が前項の規定による請求をする場合において、当該社員又は総代が提出しようとする議案の数が増えるときは、同項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該社員又は総代が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数について

は、当該各号に定めるところによる。

- 一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（次号において「役員等」という。）の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
- 二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

四 定款の変更に関する二以上の議案 当該二以上の議案について異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

五 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第三項の規定による請求をした社員又は総代が当該請求と併せて当該社員又は総代が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

六 第三項の規定は、同項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない）に適用しない。

一 第三項の議案が法令又は定款に違反する場合

二 社員又は総代が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第三項の規定による請求をする場合

三 第三項の規定による請求により総代会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない）場合
（保険業法の一部改正に伴う経過措置）
第四十二条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の保険業法（以下この条において「旧保険業法」という。）第三十九条第二項又は第四十六条第二項の規定による議案の提出及び旧保険業法第三十九条第三項又は第四十六条第三項の規定による請求については、なお従前の例による。

二 この法律の施行前にされた旧保険業法第四十一条第一項若しくは第四十四条の二第三項においてそれぞれ読み替えて準用する旧会社法第三百十條第七項又は旧保険業法第四十一条第一項若しくは第四十九條第一項においてそれぞれ読み替えて準用する旧会社法第三百一十一條第四項若しくは第三百一十二條第五項の請求については、なお従前の例による。

三 施行日から第三号施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の保険業法（以下この条において「新保険業法」という。）第四十九條第一項の規定の適用については、同項中「第三百一十八條第四項、第三百二十五條の二並びに第三百二十五條の五第二項」とあるのは並びに第三百一十八條第四項と、及び第三百二十五條の三第一項第五号を除く」とあるのはを除く」とする。

四 この法律の施行の際現に存する監査役会設置会社（新保険業法第三十條の十第四項に規定する監査役会設置会社をいい、新保険業法第五十一條の二ただし書に規定するものを除く。）については、同条本文の規定は、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会の最終の時までは、適用しない。）

5 新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

6 この法律の施行前に相互会社と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(保険業法第五十三条の三十三第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)がその職務の執行に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新保険業法第五十三条の三十八において読み替えて準用する新会社法第四百三十条の三の規定は、適用しない。

7 この法律の施行前に旧保険業法第六十一条に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集仕債の発行の手続については、新保険業法第六十一条第七号の二及び第八号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 この法律の施行の際現に存する仕債であつて、仕債管理者を定めていないもの(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により仕債管理者を定めないで発行された仕債を含む。)には、新保険業法第六十一条第七号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

9 この法律の施行の際現に存する仕債の記載事項については、なお従前の例による。

10 この法律の施行前に仕債を発行した相互会社、仕債管理者又は仕債権者が仕債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新保険業法第六十一条の八第二項において読み替えて準用する新会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

11 前条の規定による保険業法の一部改正に伴う登記に関する手続について必要な経過措置は、

法務省令で定める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)
第四十五条 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十七条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該議案が法令、資産流動化計画又は定款に違反する場合

二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、当該議案の提出をする場合

三 当該議案の提出により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員(当該議案につき議決権を行使することができない社員を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない)場合

第五十七条第三項ただし書を削り、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「前三項を」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 社員が前項の規定による請求をする場合において、当該社員が提出しようとする議案の数(十を超えるときは、同項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該社員が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人(次号において「役員等」という。)の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず

ず、これを一の議案とみなす。

二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。

5 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第三項の規定による請求をした社員が当該請求と併せて当該社員が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

6 第三項の規定は、同項の議案が法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員(当該議案につき議決権を行使することができない社員を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない)

一 第三項の議案が法令、資産流動化計画又は定款に違反する場合

二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第三項の規定による請求をする場合

三 第三項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合

四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員(当該議案につき議決権を行使することができない社員を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない)場合

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律(以下この条において「旧資産流動化法」という。)第五十七条第二項の規定による議案の提出及び同条第三項の規定による請求については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にされた旧資産流動化法第六十一条において準用する旧会社法第三百十一條第四項、旧資産流動化法第六十五条第一項において読み替えて準用する旧会社法第三百十條第七項、旧資産流動化法第六十五条第二項において読み替えて準用する旧会社法第三百十一條第四項若しくは第三百十二條第五項又は旧資産流動化法第二百四十五條第二項(資産の流動化に関する法律第二百五十三條において準用する場合を含む。)において準用する旧会社法第三百十一條第四項の請求については、なお従前の例による。

3 前条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律(以下この条において「新資産流動化法」という。)第九十六条の二において読み替えて準用する新会社法第四百三十條の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約(同条第一項に規定する補償契約をいう。)について適用する。

4 この法律の施行前に特定目的会社(資産の流動化に関する法律第二條第三項に規定する特定目的会社をいう。)と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等(同法第九十四條第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)がその職務の執行に責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであつて、役員等を被保険者とするものについては、新資産流動化法第九十六條の二において読み替えて準用する新会社法第四百三十條の三の規定は、適用しない。

5 この法律の施行前に旧資産流動化法第二百二十二条第一項に規定する事項の決定があつた場合におけるその募集特定社債(同項に規定する募集特定社債をいう。)の発行の手続については、新資産流動化法第二百二十二条第一項第十号の二及び第一号の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この法律の施行の際現に存する特定社債(資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下この項において同じ。)であつて、特定社債管理者を定めていないもの(施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により特定社債管理者を定めないうで発行された特定社債を含む。)には、新資産流動化法第二百二十二条第一項第十号の二に掲げる事項についての定めがあるものとみなす。

7 この法律の施行の際現に存する特定社債券(資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する特定社債券をいう。)の記載事項については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前に特定社債発行会社(資産の流動化に関する法律第二百二十七条第六項に規定する特定社債発行会社をいう。)、特定社債管理者又は特定社債権者が特定社債権者集会の目的である事項について提案をした場合については、新資産流動化法第二百二十九条第二項において読み替へて準用する新会社法第七百三十五条の二の規定は、適用しない。

9 前条の規定による資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う登記に関する手続について必要経過措置は、法務省令で定める。

附 則

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定(第六十八条第二項)を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。
- 二 第二十一条中民間資金等の活用による公共施設

等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第二百二十四条及び第二百二十五条の規定 公布の日

二 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第六条の規定(同条中商業登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及び同法第九十一条第二項の改正規定(前条を「第九十条」に改める部分に限る。))並びに同号に掲げる改正規定を除く。)、第七条の規定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三十三条の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十六条第六項の規定、第十七条中信托法第二百四十七条の改正規定(同号に掲げる部分を除く。)、第十八条中職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十八条の改正規定(第十九条の二の下に「第十九条の三、第二十一条を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。)」を削る部分及び「事務所」との下に「同法第十二条の二第五項中「営業所」会社にあつては、本店」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは主たる事務所」とを、「選任された者」との下に「同法第四百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)第五十五条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「職員団体等

に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第四百四十五条」とを加える部分に限る。))及び同法第六十条第六号中「隠ぺいした」を「隠蔽した」に改める改正規定、第十九条の規定、第二十五条中金融商品取引法第九十条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。))及び同法第二百二条の十一の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第二十六条の規定、第二十七条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第二十八条の規定、第三十二条中投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第三十四条中信用金庫法第八十五条の改正規定(第二十七号まで(第二十四号第十六号を除く。))を「第二十九号の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十五号を除く。))に改める部分及び第二十二号第一項を「第十二条第一項第五号」に改める部分に限る。)、第三十五条第四項の規定、第三十六条中労働金庫法第八十九条の改正規定(第二十七号まで(第二十四号第十六号を除く。))を「第二十九号の三まで」に、「印鑑の提出」を「第二十一条から第二十七条まで(第二十四条第十五号を除く。))に改める部分及び第二十二号第一項を「第十二条第一項第五号」に改める部分に限る。)、第三十七号第三項の規定、第四十一条中保険業法第六十七条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。))及び同法第二百六十六条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第四十二条規定(次号に掲げる部分を除く。)、第四十二条規定(次号に掲げる部分を除く。)、第四十六号第九項の規定、第五十条の規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第七十八条の改正規定(第二十七号まで(第二十四号第十五号及び第十六号を除く。))を「第二十九号の三まで」に、「添付書面の特例、印鑑の提出」を「及び添付書面の特例」、第二十一条から第二十七条まで(第二十

四号第十四号及び第十五号を除く。))に改める部分に限る。)、第五十七号第三項の規定、第六十七号中宗教法人法第六十五条の改正規定(第十九条の二の下に「第十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に「同法第四百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第六十五条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「宗教法人法第六十五条において準用する商業登記法第四百四十五条」とを加える部分に限る。)、第六十八号の規定、第六十九号中消費生活協同組合法第九十二条の改正規定(第十七号から「第十九号の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」との下に「同法第四百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百九号)第九十二条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「消費生活協同組合法第九十二条において準用する商業登記法第四百四十五条」とを加える部分に限る。)、第七十条第三項の規定、第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第一項の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第八十五条中漁船損害等補償法第八十三条の改正規定(第十七号から「第十九号の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人となつたもの」との下に「同法第四百四十六条の二中「商業登記法」とあるのは「漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第八十三条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百四十五条」とあるのは「漁船損害等補償法第八十三条において準用する商業登記法第四百四十五条」とを加える部分に限る。)、第八十六条の規定、第九十三号中中小企業等協同組合法第三十三条の改正規定(次号に

掲げる部分を除く。)、第九十四条第三項の規定、第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規定(第十七条から)の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分に限る。)、第九十七条、第九十九条及び第一百一条の規定、第二百二条中技術研究組合法第六十八号の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、第二百三条第三項の規定、第二百七条中投資事業有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定(第十九条の二の下に「第十九条の三、第二十一条を加える部分に限る。」、第二百八条の規定、第二百一十一条中有限責任事業組合契約に関する法律第七十三条の改正規定(第十九条の二の下に「第十九条の三、第二十一条を加える部分に限る。」並びに第二百一十二条の規定、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中外国人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定(並びに第二百三十二条を「第二百三十二条から第二百三十七条まで並びに第二百三十九条」に改める部分に限る。)、第三条から第五条までの規定、第六条中商業登記法第七条の二、第十一条の二、第十五条、第十七条及び第十八条の改正規定、同法第四十八条の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五十条まで並びに同法第八十二条第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定(本店の所在地における)を削る部分に限る。)、同法第八十七条第一項及び第二項並びに第九十一条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(本店の所在地における)を削る部分に限る。並びに同法第九十五条、第一百一十一条、第一百八条及び第二百三十八号の改正規定、第九条中社債、株式等の振替に関する法律第一百五十一条第二項第一号の改正規定、同法第一百五十五条第一項の改正規定(以下この条の下に「及び第二百五十九号の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同法第二百五十九号の次に一条を加え

る改正規定、同法第二百二十八条第二項の表第二百五十九号第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十五条第一項の改正規定(までの下に「第二百五十九号の二第二項第四号」を加える部分に限る。)、同条第二項の表第二百五十九号第一項の項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九条第二項の表に次のように加える改正規定、第十条第二項から第二十三項までの規定、第十一条中会社更生法第二百六十一条第一項後段を削る改正規定、第十四条中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の改正規定、第十五条中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定(従たる事務所の所在地における登記(第三百一十二条第一号、第三百一十四条)を「削除」に改める部分に限る。)、同法第四十七号の次に五号を加える改正規定、同法第三百一十一条第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百一十五条及び第三百二十九号の改正規定、同法第三百三十条の改正規定(第四十九号から第五十二号まで)を「第五十一号、第五十二号」に「及び第三百三十二条を「第三百三十二条から第三百三十七条まで及び第三百三十九号」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る。)、並びに同法第三百四十二条第十号の次に一号を加える改正規定、第三十七号中信託法第二百四十七号の改正規定(第三項を除く。)、第十八条七条の改正規定(第三項を除く。)、第十八条七条を削る部分に限る。)、第十八条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二号及び第二十三号の規定、第二十五号中金融商品取引法第八十九号の三の改正規定、同法第八十九号の四の改正規定、同法第九十条の改正規定(第二十七号から)の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十号第三項」を削る部分及び「読み替えるを」、同法第二百四十六号の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年

法律第二十五号)第九十条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第二百四十五条とあるのは「金融商品取引法第九十条において準用する商業登記法第二百四十五条」と読み替える」に改める部分を除く。)、同法第二百四号の四、第二百一十の改正規定、同法第二百一十の改正規定(第十七号から)の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分、「及び第二十号第三項」を削る部分及び「読み替えるを」、同法第二百四十六号の二中「商業登記法」とあるのは「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二百一十において準用する商業登記法」と、「商業登記法第二百四十五条とあるのは「金融商品取引法第二百四十五条」において準用する商業登記法第二百四十五条」と読み替える」に改める部分を除く。)、並びに同法第二百四十五号第一項及び第二百四十六号の改正規定、第二十七号中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条から第二十四条の二までの改正規定及び同法第二十五条の改正規定(第二十三号の二まで)を「第十九号の三まで」登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例、第二十一条から「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。)、第三十二号中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四条第一項の改正規定(第三十五号第一項本文及び第四項の下に「第六項まで」を加える部分を除く。)、同法第六十四号第四項の改正規定、同法第六十六号第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第六十七号の改正規定(第二十号第一項及び第二項を削る部分及び「第二十四号第七号中若しくは第三十号第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第六十七号」とあるのは「第六十七号」を削り、「第六十七号」とあるのは「第六十七号」を削り、第六十六号の二中「商業登記法」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第六十七号」において準用する

商業登記法」と、「商業登記法第二百四十五条とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第二百七十七号」において準用する商業登記法第二百四十五条」とを加える部分を除く。)、及び同法第二百四十九号第九号の次に一号を加える改正規定、第三十四号中信用金庫法の目次の改正規定(第四十八号の八を「第四十八号の十三」に改める部分に限る。)、同法第四十六号第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八号の八の次に五号を加える改正規定、同法第六十五号第二項、第七十四号から第七十六号まで及び第七十七号第四項の改正規定、同法第八十五号の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、同法第八十七号の四第四項の改正規定並びに同法第九十一条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第三十六号中労働金庫法第七十八号から第八十号まで及び第八十一条第四項の改正規定並びに同法第八十九号の改正規定(前号に掲げる部分を除く。)、第三十八号中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四条第一項の改正規定、第四十号の規定(同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条第二項及び第二十二号第五項第三号の改正規定を除く。)、第四十一条中保険業法第四十一条第一項の改正規定、同法第四十九号第一項の改正規定(規定中を「規定(同法第二百九十八号第一項第三号及び第四号を除く。)、第三百一十一条第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百一十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百一十四号、第三百一十八号第四項、第三百二十五号の二並びに第三百二十五号の五第二項を除く。)」中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定(同法第二百九十九号第一項及び第三百二十五号の三第一項第五号を除く。中「に改め、「とあり、及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」との下に「これらの規定中」を加え、「これらの規定(同法第二百九十八号第一項(各号を除く。及び第四項、第三百一十一条第四項、第三百一十二条第五項、第三百一十四号並びに第三百一十八号第四項を除く。中「株主」とあるのは「総代」

とを削り、「各号を除く。」及び第四項中「第三号及び第四号を除く。」中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五条第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百二条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「第三百一十一条第四項及び第三百一十二条第五項を」第三百一十一条第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八条第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）」に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百一十二条第五項並びに第六項第一号及び第二号に改め、「共同」を削る部分を除く。）、同法第六十四条第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七条の改正規定（「第四十八号を」第五十一号に改め、「支店所在地における登記」を削り、「登記並びに」を「登記」に、「第四百四十八号を」第三百三十七号に、「職権抹消」を「職権抹消並びに」第三百三十九号から第四百四十八号まで（に改める部分及び「第四十八号から第五十三号までの規定中」本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六号第四項」とあるのは「保険業法第五十三条の十二第四項」と、同法第四百六条の二中「商業登記法」とあるのは「保険業法（平成七年法律第五号）第六十七条において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百五号」とあるのは「保険業法第六十七条において準用する商業登記法第四百五号」と、同法第四百四十八条中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六第四項の改正規定（並びに）を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。）、同法第六百六十九号

五第三項を削る改正規定、同法第七十一条及び第六百八十三条第二項の改正規定、同法第二百六条の改正規定（「第二十号第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「においての下に」同法第十二条第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。）並びに同法第三百三十三号第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三号中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六百六十二号第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五号第一項後段及び第三百五十五号第一項後段を削る改正規定、第四十五号中資産の流動化に関する法律第二十二号第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第八十三号第一項の改正規定（「第二十七号」を「第十九号の三」に、「印鑑の提出」を削り、「第二十一条から第二十七号まで（に改める部分、同法第二十四号第七号中「書面若しくは第三十号第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」との下に「同法第四百六条の二中「商業登記法」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第八十三号第一項において準用する商業登記法」と、「商業登記法第四百五号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第六百八十三号第一項において準用する商業登記法第四百五号」とを加える部分を除く。）及び同法第三百六十六号第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十八号の規定、第五十号中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定（「第三項を除く。」を削る部分に限る。）、第五十二条、第五十三号及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二号の改正規定（「同

法第九百三十七号第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七号第二項各号」とを削る部分に限る。）、同法第三十九号、第五十六号第六項、第五十七号及び第六十七号から第六十九号までの改正規定、同法第七十八号の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三号の改正規定、第五十八号及び第六十一号の規定、第六十七号の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九号中消費生活協同組合法第八十一条から第八十三号まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十一号の三」を「第五十一号の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七号の規定、第八十条中農林負債整理組合法第二十四号第一項の改正規定（「第十七号（第三項）を除く。」を「第十七号」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、同法第四十三号の六の次に一号を加える改正規定、同法第四十三号の七第三項の改正規定及び同法第一百零一条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三号中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十七号の五の次に一号を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第九十条第一項第三十八号の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償法第七十一条から第七十三号までの改正規定及び同法第八十三号の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七号中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に一号を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び第九十条第二項の改正規定並びに同法第二百二十二号第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九号中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二号第二項の改正規定、第

九十号中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一号を加える改正規定、同法第四十七号第三項の改正規定及び同法第一百零一条第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三号中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九十六号第四項及び第九十七号第一項の改正規定並びに同法第二百三条の改正規定（「第四十八号」を「第五十一号」に、「並びに」第三百三十二号を「第三百三十九号」に改める部分及び「同法第四十八号第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三号第二項各号」とを削る部分に限る。）、第九十六号の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九号の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八号、第七十七号第二項及び第九十四号の十一第一項の改正規定を除く。）、第九十八号中輸出入取引法第十九号第一項の改正規定（「第八項の下に、第三十八号の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中中小企業団体の組織に関する法律第十三号第一項第十三号の改正規定を除く。）、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第一百五十九号第三項から第五項まで及び第六十号第一項の改正規定並びに同法第六十八号の改正規定（「第四百四十八号」を「第五百一十一号」に、「並びに」第三百三十二号を「第三百三十九号」に改め、「第四十八号第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第一百五十六号第二項各号」と、同法第五十条第一項」を削る部分に限る。）、第一百七十七号の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第一百一十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

令和元年十二月十七日印刷

令和元年十二月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A